

平成 1 7 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

平成 1 7 年 3 月 9 日開会

平成 1 7 年 3 月 2 9 日閉会

山梨県北杜市議会

平成 1 7 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

3 月 9 日

1. 議事日程

平成17年第1回北杜市議会定例会（1日目）

平成17年3月9日
午前10時00分開議
於 議 場

日程第1 会期の決定について

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 市長施政方針・議案説明

2. 出席議員は、次のとおりである。（37名）

1番	坂本 一	2番	植松 一雄
3番	篠原 眞清	4番	千野 秀一
5番	五味 良一	6番	利根川 昇
7番	渡邊 陽一	8番	鈴木今朝和
9番	浅川 哲男	10番	秋山 九一
11番	小尾 直知	12番	日向 万仁
13番	風間 利子	14番	田中 勝海
15番	浅川富士夫	16番	小林 元久
17番	小澤 寛	18番	篠原 珍彦
19番	保坂多枝子	20番	内田 俊彦
21番	鈴木 孝男	22番	細田 哲郎
23番	林 泰一	24番	坂本 治年
25番	中村 隆一	26番	中村 勝一
27番	岡野 淳	28番	小林 忠雄
29番	小澤 宜夫	30番	内藤 昭
31番	秋山 俊和	32番	小野喜一郎
33番	渡邊 英子	34番	中嶋 新
35番	小林 保壽	36番	古屋 富藏
37番	清水 壽昌		

3. 欠席議員（なし）

4. 会議録署名議員

10番 秋山九一
12番 日向万仁

11番 小尾直知

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(18名)

市長	白倉政司	収入役	小澤壯一
企画部長	坂本等	総務部長	小林奎吾
保健福祉部長	古屋克巳	生活環境部長	坂本伴和
産業観光部長	浅川清朗	建設部長	真壁一永
教育次長	小池光和	明野総合支所長	萩原武一
須玉総合支所長	小澤功宜	高根総合支所長	植松好義
長坂総合支所長	小沢孝文	大泉総合支所長	藤原宝
白州総合支所長	植松治雄	武川総合支所長	福井俊克
秘書室参事	藤巻正一	教育長	小清水淳三

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3名)

議会事務局長	三枝基治
議会書記	小澤永和
〃	伊藤勝美

開会 午前10時00分

○議長（清水壽昌君）

改めまして、おはようございます。

本日ここに3月定例議会が招集されましたところ、議員各位にはご壮健にて、ご出席をいただき、誠に嬉しい限りでございます。

本議会は、平成17年度の当初予算と合併前の決算認定および補正予算等を審議する、重要な議会であります。慎重審議の中にも効率的な議会運営ができますよう、ご協力とご理解をお願い申し上げます。

次に本定例会におきまして、報道関係者から撮影の申し入れがありましたので、これを許可したいと思いますので、ご了承いただきたいと思います。

また、ケーブルテレビ放送収録のため、議場内にテレビカメラを設置することにつきまして、特に許可しておりますので、併せてご了承をいただきたいと思います。

ただいまの出席議員は37名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成17年第1回北杜市議会定例会を開会いたします。

○議長（清水壽昌君）

日程第1 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月29日までの21日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月29日までの21日間に決定しました。

なお、定例会でございますので、追加案件もあろうかと思いますが、ご承知おきお願いいたします。

○議長（清水壽昌君）

日程第2 会議録署名議員の指名ですが、会議規則第79条の規定により、議長より指名いたします。

10番議員 秋山九一君

11番議員 小尾直知君

12番議員 日向万仁君

以上、3名を会議録署名議員に指名いたします。

○議長（清水壽昌君）

日程第3 市長施政方針でございますが、施政に対する所信と本議会への提出案件に対する説明を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

本日、ここに平成17年3月北杜市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さまには公私ともご多用の中、ご出席をいただき、心からお礼を申し上げます。

開会にあたり、一言ごあいさつと提出いたしました案件につきまして、その概要を説明申し上げるとともに、併せて私の所信の一端を申し述べ、議員の皆さんと市民の皆さんのご理解とご協力を賜りたいと思います。

昨年11月の合併から4カ月余。市政につきましては、市議会ならびに市民の皆さまのご協力により、順調に推移してまいりました。しっかりとした礎を築くため、全力でこれに当たる所存であります。

さて、世界においてはイラク復興支援、テロ対策、北朝鮮拉致・核ミサイル、中国を中心とするアジアの経済問題、人口増と食糧、環境問題など、国際的に大きな課題を抱えています。また、国内では教育改革、経済対策、財政再建、三位一体、少子高齢化等、課題が山積している大変な時代であります。

そのような中で、国も今、平成17年度予算を審議中であります。一般会計総額で前年度比0.7%増の8兆1,829億円。歳入のうち、税収は約4兆4千億円で、不足額3兆4千億円を国債発行に頼っております。国債残高は5兆3千8百億円という状況であります。国民は、これをどう見たらよいのでしょうか。

また、県の一般会計は前年対比2.1%減の4,646億円余となっており、県債残高は8,624億円。国と同様に厳しい財政運営となっておりますが、緊縮予算の中で少子化対策、観光振興、防災対策などを重点に掲げた編成となっております。

次に北杜市の大きな課題について、申し上げます。

国の「財政構造改革」は地方にも大きな影響を与え、北杜市への財政運営にも多大の課題を含んでおります。この荒波を乗り越えるためには、すべての行政分野での改革に加え、より地域の特性を生かしたまちづくりや独自性、自立性によるふるさとづくりに努め、地域力を高め、地域間競争に勝ち抜いていくことが必要と考えます。

まず、最初に少子化についてであります。

北杜市の昨年の出生数は250人余と、10年前の430人に比較して激減しております。出生率の低下は、地域社会の活力を低下させ、将来の市民生活に深刻な影響を与えると懸念されております。主な要因といたしましては、晩婚や非婚化に加え、夫婦の出生力の低下が挙げられます。北杜市における1人女性が出産する出生率は1.44人という状況にあるためです。また、その背景には仕事と子育ての両立、子育ての負担感の増大等があるといわれております。

次の世代を担う子どもたちを、安心して産み育てることができる環境をつくることは、社会全体で取り組むべき重要な課題であります。

このため、本市におきましては結婚祝金ならびに出産祝金の支給、遊び場を提供して子育て相談に専門職員が当たるつどいの広場事業、2子以降の保育料軽減、保育園建築、学童保育の充実などの事業を通して対策を講じてまいります。

県も過日、県民一人ひとりが子どもたちの健やかな成長に関わり、社会全体で子育てを支援していくための、やまなし子育て支援プランを策定したところであります。県政とも連携する中で、少子化対策に全力で当たっていきます。市民にも機会あるごとに、ご理解とご協力を求めてまいりたいと思います。

また賃貸住宅の建築を促進することにより、定住人口の増加を図り、にぎわいのあるまちづくりを創出することを目的とし、市内に民間投資による賃貸住宅を新築する者に対し、なんらかの助成はできないか、検討していきたいと思います。

次に環境対策について、申し上げます。

1997年12月、京都において開催された「環境サミット」において、温室ガス排出の削減目標を定めた「京都議定書」が採択され、21世紀の地球温暖化問題に対して、どのように取り組んでいくかという道筋が定められ、7年を経過した去る2月16日、京都議定書の発効となったところであります。

ご承知のとおり、日本は90年比6%の削減が義務付けられておりますが、現時点では当時より8%増の排出量となっていることから、これから2012年までに二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素など6種類の対象排出ガス14%を温暖化防止のため、削減していくこととなります。

国においては、目標達成計画を、5月をめどに策定することにしておりますが、国段階で何を、地方では何を、どのようにするのかなど、具体的な目標を明確に示し、分かりやすくすることが重要であると考えます。

北杜市としましても、生活環境の各家庭から出るゴミのリサイクル化を積極的に進め、また資源ゴミの再利用と併せ、焼却ゴミを少なくすることを目的としての環境基本計画を策定するほか、リサイクル推進調査に取り組むとともに、日射時間、日照量日本一を活用しての太陽光発電や農業用水路を生かしたミニ水力発電など、新エネルギーの導入に向け、調査・研究をしていきたいと考えます。

次に小淵沢町との合併について、申し上げます。

去る2月10日、北杜市・小淵沢町合併協議会が設置され、以来、今日まで全力で考え、全力で走り、また全力で対応してきました。3回の幹事会、4回の協議会を開催し、合併の方式は編入合併。合併後、小淵沢町選挙区の市議会議員定数を5人、合併協定調印式を3月25日、廃置分合等、知事への申請を3月28日、そして合併の期日を平成18年3月15日とするなどの合併協定項目、新市建設計画等が協議・承認されました。

また、小淵沢町との合併について、市民の皆さまに現状を説明し、ご意見をお伺いするため、3月1日から3日間、市内3会場にて、合併協定項目、新市北杜市建設計画等について説明会を終えたところであります。市議会議員をはじめ、多くの市民のご参加をいただき、おおむねご理解をいただいたと承知しております。当面、合併特例法に基づく3月末日までの廃置分合申請に向け、全力で作業に当たってまいります。

次に、県の峡北地区廃棄物最終処分場計画についてであります。

懸案となっている廃棄物処分場問題については、長年多くの方々真剣な議論を重ねてまいりました。北杜市合併の直前の、昨年10月28日に開催された峡北地区最終処分場整備検討委員会において、処分場を明野地内に建設することが確認されるとともに、浅尾地域の理解を得て早期の処分場の設置を切望すること明野の意向を尊重し、浅尾地区以外の同村内の地区を新たな建設候補地とする場合、県は隣接する韮崎市と事前協議を行うものとする事が決議されております。

その後につきましては、ご承知のことと思っておりますが、検討委員会も新しい委員構成となり、協議を進めており、今後の予定として再調査に必要な選定基準を定め、適地調査に入ることに

なっております。

私としても、より安全で安心な施設を大前提として明野処分場の問題解決に向けて取り組みを進めていく考えであります。

次に、北杜市営火葬場につきましては、周辺整備も含め9月1日の供用開始を目指してまいります。

さて、12月定例議会所信で市政運営にあたり、基本的な考え方を申し上げたところでありますが、新生北杜市が目指す将来都市像、「人と自然が躍動する環境創造都市」の実現に向けて、7つの杜づくりを進めるにあたり、平成17年度は、次のような施策を実行してまいります。

まずはじめに、教育文化に輝く杜づくりでは、平成16年度から進めています明野中学校校舎建設、須玉中学校屋内体育館の建設、高根学校給食センターの基本設計をはじめ、安全対策として小学生への防犯ベルの貸与を計画しております。

また、各学校の特色ある事業につきましては、引き続き実施していきます。

また、市内の遺跡、名木、古木などを先人たちの財産として、映像記録として後世に残すとともに、ふるさとを「知る」ことはふるさとを「愛」することに、ふるさとを「愛」するにはふるさとを知らなければならないとの思いで、教材として活用していきます。

また、金田一春彦図書館やオオムラサキセンター、平山郁夫シルクロード美術館等は学校教育にも積極的に活用を図り、情操教育、屋外、「はらっぱ教育」の一翼になればと考えます。

北杜市の先人たちは人づくり、教育に大変熱心でした。この時代も着実に地域の教育力を高めてまいりたいと思います。

次に 産業をおこし、富める杜づくりでは、Uターン者、新規就職者、新規就農者への支援として補助するとともに、工業適地調査を行い、企業誘致活動を展開してまいります。

また、茅ヶ岳山麓の畑地帯圃場整備を行い、農産物の生産を目的とする工場誘致に努め、太陽日本一の里を売り込むとともに、雇用の拡大を図っていききたいと考えます。

次に、観光の振興についてであります。

北杜市は、他に誇れる観光資源がたくさんあります。水と太陽と名山をはじめとした景観、さわやかな空気と豊かな大地。そのうち、ちょっとひろってみると、県立フラワーセンター、Keep協会・清泉寮、スキー場、オルゴール博物館、オオムラサキセンター、ウィスキー博物館、金田一春彦図書館、泰雲美術館、平山郁夫シルクロード美術館、各地の温泉施設等々、これらを有機的に結び、相乗的に振興が図られるよう観光基本計画を策定し、観光客の一層の誘致に努めます。国も「観光立国」、県も「観光立県」、それぞれの観光振興戦略とタイアップして、引き続き全力で観光振興に取り組んでまいります。

安全、安心で明るい杜づくりでは、地域防災計画の策定、災害物資の各総合支所への備蓄、耐震性防火水槽の設置等をしてまいります。

この機会にご披露いたしますが、3月15日、県消防記念式典において、平成16年度財団法人日本消防協会会長表彰の表彰旗を受けました。消防団長はじめ団員の皆さんに心から感謝を申し上げます。これを期に、さらに市民の期待に応えていきたいと思っております。

地域安全対策についてであります。パトロール車および公用車に地域監視のステッカーを貼付して、韮崎ならびに長坂警察署と連携して地域の交通安全や防犯対策を強化し、安心して暮らせるまちづくりを考えています。

福祉事業についてですが、高齢者や障害者をはじめとする、すべての市民が安全で安心して

暮らせる生活環境の整備を望んでおります。障害者を持つ関係者から中高生の障害児の放課後支援の要望がありますので、これに応えてまいります。

また、保健福祉推進員を設置し、充実を図るとともに食生活改善に向けて、地区組織を育成し、市民の食生活の改善や向上に取り組み、「治療より予防」を重要視しての事業を展開します。

また、敬老祝金の見直しを行いまして、その財源を寝たきり老人在宅支援（給食サービス）や要介護老人おむつ代補助等に充てたいと思います。

次に 基盤を整備し、豊かな杜づくりについてであります。

まず、道路網の整備についてであります。

道路の整備は、生活基盤の重要な課題でありますので、国・県道の改良は関係機関に強く働きかけるとともに、本年度市道整備計画を策定し、計画的に整備してまいります。

また、広域農道をはじめ、農道の整備も促進し、今後とも体系的な道路網の整備に鋭意取り組んでまいります。

都市計画については、北杜市の健全な発展と秩序ある整備を進めるため、都市計画基本調査を実施してまいります。

次に地域交通についてであります。市民の足を確保すべく地域交通ネットワークの整備として、市営バスの連携を図ってまいります。

大きくなった市、全体を結びつける市営バス再編計画をつくり、より市民が便利であるよう、バス路線の計画をつくってまいります。

次に 環境日本一の潤いの杜づくりでは、私たちは「京都議定書」といわず、地球環境を守っていく責任があります。また、北杜市としても、ミネラルウォーター日本一、太陽日本一の里は市民の誇りであり、これを末永く大切にし、また利用していかなければなりません。どんな利活用があり、どんなクリーンエネルギーが導入可能なのか、そのメリットについて調査し、新エネルギー計画策定をすることといたしました。

緑豊かな里を守ることにについては、本市には先人が守り続けてきた緑豊かな里山があります。近年、地主の山離れや高齢化、後継者不足などにより、管理が行き届かない状況が見られ、誠に残念です。そこで間伐による里山の整備を進めるため、里山環境整備調査を実施し、そして、ふるさとの山々の育林にあたってまいります。

次に 交流を深め躍進の杜づくりであります。

まず、国際交流ですが、本年は日韓国交正常化40周年、日韓友情年に当たることから、「韓国抱川市」と交流をさらに深め、浅川巧の森実現を目指します。アメリカ・マディソン郡ならびにカナダ等の中学生の海外派遣事業などの姉妹交流を、さらに進めたいと考えています。また、国内にあっては、以前から交流を深めてまいりました、それぞれの姉妹都市との交流も積極的に推進していきたいと思っております。

次に 連帯感ある和の杜づくりについてであります。

地域委員会については、総合支所の区域ごとに設置し、市民の意思を市政に反映しやすくし、よりよい地域づくりのために設置をしたものであります。それぞれの地域委員会で個性ある事業計画等が提案されておりますので、必要経費を計上いたしました。

伝統ある行事や各地域の手作りの催しものは、お膝元の行事として、これを伝承していきたいと思っております。

市民の皆さんのご協力のうちに融合を図り、そして一日も早く、名実ともに北杜は一つとな

り、協調性のある北杜市となるよう、ご理解をお願いいたします。

次に、男女共同参画推進についてであります。

男性も女性もお互いの人格を尊重しつつ、責任も分かち合いながら、その個性と能力を發揮することができる男女共同参画社会の実現は、重要な課題であります。各旧町村では、それぞれプランづくりがされておりましたが、一本化しながら北杜市の男女共同参画推進プランを策定して、推進することにしております。

行政改革について、申し上げます。

厳しい環境の中にありますが、簡素で、より効果的・効率的な行政運営を、さらに目指してまいらなければなりません。

まず、この4月の人事を考えながら、組織等の見直しを一部予定しています。また、北杜市には多くの公の類似施設があり、統合はできないか。民間企業・法人等の入居を図れないか。指定管理者制度の導入はどうか。公共施設の使用料はどうか等々、聖域なき見直しを考えなければ、この厳しい時代を乗り越えることができないと思います。

これらの見直しは、平成17年度に行財政改革アクションプランを策定し、事務事業、組織機構の見直し、行政システムの能率化、財政の健全化等、効率的な行政運営を図るため、基本的な指針をつくりたいと考えます。

引き続きまして、提出案件についてご説明申し上げます。

本定例会に提出いたしました案件は決算認定案件100件、条例案件15件、平成16年度補正予算19件、平成17年度当初予算24件、一部事務組合の規約変更に伴う協議案件4件、その他2件、合わせて164件であります。

平成17年度一般会計当初予算であります。総額で259億5千万円としました。

まず、歳入であります。国の三位一体構造改革により、地方交付税、国・県補助金等の減額、長引く不況によります市税収入の伸び悩みなど、厳しい財政状況の中で予算を編成いたしました。

歳出予算につきましては、先ほど申し上げました、人と自然が躍動する環境創造都市の実現に向け、7つの杜づくりを積極的に推進するための経費を計上いたしました。

その主なるものは、まず教育文化に輝く杜づくりでは、子育て支援事業1億1,006万円、統合保育園整備事業2億3,192万2千円、学校施設整備事業10億8,694万7千円等に取り組んでまいります。

次に産業おこし、富める杜づくりでは優良企業の誘致190万4千円、担い手農業者育成事業1千万円、観光振興657万5千円、農業基盤整備4億1,268万9千円等に取り組んでまいります。

次に安全、安心で明るい杜づくりでは福祉保健事業2億8,221万4千円、災害に強い安心して生活できるまちづくりとして、地域防災計画の策定150万円、防災援助物資の備蓄653万5千円、耐震性貯水槽の設置3,750万円等に取り組んでまいります。

次に基盤を整備し、豊かな杜づくりでは地域交通ネットワークの整備525万円、道路整備事業8億1,830万2千円、公営住宅の整備2億8,190万円等に取り組んでまいります。

次に環境日本一の潤いの杜づくりでは、新エネルギー活用調査事業350万円、環境基本計画の策定400万円、リサイクル推進事業100万円、間伐など里山整備事業300万円、林道整備事業1億4,020万円等に取り組んでまいります。

次に交流を深め、躍進の杜づくりでは、中学生の語学研修派遣事業、国際交流事業として、881万8千円などに取り組んでまいります。

次に連帯感ある和の杜づくりにおいては、地域のカラーと特性を生かした特色ある地域づくりを推し進めるための地域振興推進事業1億3,700万円、総合プラザ整備事業6,065万円を計上いたしました。その他、総合計画策定845万2千円、男女共同参画プランの策定551万9千円、火葬場の建設事業4億8,822万5千円、尾白の森温泉施設整備事業4億2,873万円に取り組んでまいります。

さらに市民サービスの向上に資するため、行財政運営の全般の見直しなど、行財政改革プラン策定事業544万円に取り組んでまいります。

以上の諸事業にかかる、平成17年度一般会計歳入歳出予算の総額を259億5千万円といたしております。

次に特別会計予算であります。国民健康保険特別会計予算ほか21特別会計の予算総額は197億7,389万8千円であります。

また、病院事業会計予算であります。収益的収入19億1,377万4千円、収益的支出21億9,867万5千円に定め、資本的収入2億674万6千円、資本的支出2億1,980万1千円と決めました。

次に、条例案件であります。

議案第3号 北杜市個人情報保護条例の制定であります。

個人情報の取り扱いに関し、必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

次に議案第4号 北杜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定であります。

地方公共団体における人事行政の運営等の状況を住民に公表するため、本条例を制定するものであります。

次に議案第5号 北杜市総合計画審議会条例の制定であります。

新生北杜市の新たなまちづくりを総合的に進めるための指針となる、総合計画の策定のために、本条例を制定するものであります。

次に議案第6号 北杜市北の杜聖苑条例の制定であります。

平成17年度より稼働する火葬場について、設置、営業日、営業時間、使用料等の規定を定める必要があるため、本条例を制定するものであります。

次に議案第7号 北杜市石堂山恩賜県有財産保護財産区財政調整基金条例の制定と議案第8号 北杜市鳳凰山、山葵澤、城山、大澤恩賜県有財産保護財産区運営調整基金条例を制定するものであります。

次に議案第9号 北杜市行政区長設置条例の一部改正であります。

この改正は各行政区長が区域内より推薦されてくるため、実情に合わせて所要の改正をするものであります。

次に議案第10号 政治倫理の確立のための北杜市長の資産等の公開に関する条例の一部改正であります。

この改正は、政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開に関する法律が改正されたことに伴い、所要の改正をするものであります。

次に議案第11号 北杜市ケーブルテレビ情報連絡施設の設置及び管理に関する条例の一部改正であります。

この改正は利用料に対する消費税付加を条項に明示するため、改正するものであります。

次に議案第 12 号 北杜市税条例の一部改正および議案第 14 号 北杜市下水道条例の一部改正であります。

不動産登記法等の改正に伴い、所要の改正をするものであります。

次に議案第 13 号 北杜市介護保険条例の一部改正であります。

この改正は北杜市介護保険事業計画を定め、平成 17 年 4 月から事業運営を行うことに伴い、所要の改正をするものであります。

次に議案第 15 号 北杜市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正であります。

この改正は白州第 3 地区の供用開始に伴い、改正するものであります。

次に議案第 16 号 北杜市農業委員会の委員の定数等に関する条例の全部改正であります。

この改正は、合併特例法による在任期間が本年 7 月 19 日に満了となることから、次回の選挙から選挙による委員の定数等を定めるため、改正するものであります。

次に議案第 17 号 北杜市工場誘致条例の一部改正であります。

この改正は工場誘致の促進を図るため、所要の改正をするものであります。

次に議案第 18 号 韮崎市外 2 市 1 町 1 組合の指導主事を共同設置する地方公共団体の数の減少及び同指導主事共同設置規約の一部改正であります。

これは共同設置団体である甲斐市が、平成 17 年 3 月 31 日をもって脱退するため、議会の議決を求めるものであります。

次に議案第 19 号 上野原市及び山梨市の設置に伴う山梨県市町村自治センターを組織する地方公共団体の数の変更であります。

これは上野原市および山梨市の設置に伴い、市町村の合併の特例に関する法律第 9 条の 3、第 1 項の規定を適用し、山梨県市町村自治センターが当該 2 市の区域における事務を従前の例により行うものとしたことについて、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、協議が必要となり、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に議案第 20 号 上野原市及び山梨市の設置に伴う山梨県市町村総合事務組合規約の変更であります。

これは上野原市の設置に伴い、市町村の合併の特例に関する法律第 9 条の 3、第 1 項の規定を適用し、山梨県市町村総合事務組合が上野原市の区域における事務を従前の例により行うものとしたこと、および山梨市の設置に伴う山梨県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を増減することについて協議が必要であり、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 21 号の上野原市及び山梨市の設置に伴う山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更であります。

これは上野原市の設置に伴い、市町村の合併の特例に関する法律第 9 条の 3、第 1 項の規定を適用し、山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合が上野原市の区域における事務を従前の例により行うものとしたこと、および山梨市の設置に伴う山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数を増減することについて、同法第 9 条の 2、第 1 項の規定により協議が必要であり、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に議案第 22 号 住民訴訟に係る弁護士報酬の負担についてであります。

この弁護士報酬の負担については、地方自治法等の一部を改正する法律の附則第4条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に議案第66号 不動産の取得についてであります。公共用地として取得するため、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、補正予算についてご説明申し上げます。

まず、一般会計補正予算(第2号)であります。6億7,156万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ182億4,673万7千円と定めるものであります。

主なものは歳入では市民税、国庫補助金、特別会計からの繰入金等の増額であります。

歳出では、基金への積立金であります。

次に国民健康保険特別会計補正予算(第1号)であります。3,773万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億6,017万7千円と定めるものであります。

主なものは、保険給付費によるものであります。

次に老人保健特別会計補正予算(第1号)であります。2,830万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億5,658万6千円と定めるものであります。

主なるものは、16年度決算見込みに基づく償還金であります。

次に介護保険特別会計補正予算(第1号)であります。1億2,540万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億3,750万4千円と定めるものであります。

主なものは、保険給付費の増額であります。

次に簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)であります。7,894万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億708万4千円と定めるものであります。

主なものは、事業費確定による減額であります。

次に下水道事業特別会計補正予算(第1号)であります。4,954万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億7,315万4千円と定めるものであります。

主なものは、事業費確定による減額であります。

次に農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)であります。6,004万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億3,433万7千円と定めるものであります。

主なるものは、事業費確定による減額であります。

次に辺見診療所特別会計補正予算(第1号)であります。2,235万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,692万1千円と定めるものであります。

主なものは、基金積立金であります。

次に白州診療所特別会計補正予算(第1号)であります。100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,867万7千円と定めるものであります。

主なものは、医薬品代の増額であります。

次に土地開発事業特別会計補正予算(第1号)であります。3,356万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,460万5千円と定めるものであります。

主なものは、土地売却収入の減額であります。

次に白州・尾白の森名水公園事業特別会計補正予算(第1号)であります。535万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,855万1千円と定めるものであります。

主なるものは、事業費確定による減額であります。

次に武川ふるさと活性化事業特別会計補正予算（第1号）であります。1,988万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,045万円と定めるものであります。

主なるものは、農産物の原材料費であります。

次にケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）であります。210万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,657万3千円と定めるものであります。

主なるものは、インターネット使用料の増額であります。

次に温泉事業特別会計補正予算（第1号）であります。200万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,085万3千円と定めるものであります。

主なるものは、積立金の減額であります。

次に居宅介護支援事業特別会計補正予算（第1号）であります。1,887万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,925万7千円と定めるものであります。

主なるものは、一般会計への繰出金であります。

次に明野財産区特別会計補正予算（第1号）であります。科目更正であります。

次に須玉財産区特別会計補正予算（第1号）であります。1,835万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,213万9千円と定めるものであります。

主なるものは、繰入金の減額によるものであります。

次に高根財産区特別会計補正予算（第1号）であります。1,496万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,383万6千円と定めるものであります。

主なるものは、基金積立金であります。

次に浅尾原財産区特別会計補正予算（第1号）であります。20万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,485万1千円と定めるものであります。

主なるものは、事業費確定によるものであります。

次に、決算の認定についてであります。

平成16年11月1日の合併により、旧7町村の平成16年度決算は今議会に付議されることになり、それぞれ一般会計、特別会計、病院組合会計、合わせて100案件となります。

以上、提案いたしました案件の説明と、私の所信の一端を申し上げたわけであります。よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

なお、議長からも説明がありました。定例会でありますので、追加案件もあろうかと思いますが、よろしくご理解をお願い申し上げます。

弥生、3月は芽生えの月でもありますけれど、まだまだ寒さが身にしみる季節であります。どうぞ議員各位におかれましては、健康には十分ご留意されまして、市政発展のため、さらなるご活躍に期待を申し上げまして、私の所信表明および議案説明とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（清水壽昌君）

市長の説明が終わりました。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

次の会議は3月10日、午後1時より開会いたしますので、全員の定刻による、ご参集をお願いいたします。

本日は、これもちまして散会いたします。
大変、ご苦労さまでございました。

散会 午前10時50分

平成 1 7 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

3 月 1 0 日

1. 議事日程

平成17年第1回北杜市議会定例会(2日目)

平成17年3月10日
午後1時00分開議
於 議 場

- 日程第1 議案第18号 韮崎市外2市1町1組合の指導主事を共同設置する地方公共団体の数の減少及び同指導主事共同設置規約の一部を変更する規約について
- 日程第2 議案第19号 上野原市及び山梨市の設置に伴う山梨県市町村自治センターを組織する地方公共団体の数の変更の件について
- 日程第3 議案第20号 上野原市及び山梨市の設置に伴う山梨県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第4 議案第21号 上野原市及び山梨市の設置に伴う山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 日程第5 議案第66号 不動産の取得について

2. 出席議員は、次のとおりである。(37名)

1番	坂本 一	2番	植松 一雄
3番	篠原 眞清	4番	千野 秀一
5番	五味 良一	6番	利根 川昇
7番	渡邊 陽一	8番	鈴木 今朝和
9番	浅川 哲男	10番	秋山 九一
11番	小尾 直知	12番	日向 万仁
13番	風間 利子	14番	田中 勝海
15番	浅川 富士夫	16番	小林 元久
17番	小澤 寛	18番	篠原 珍彦
19番	保坂 多枝子	20番	内田 俊彦
21番	鈴木 孝男	22番	細田 哲郎
23番	林 泰一	24番	坂本 治年
25番	中村 隆一	26番	中村 勝一
27番	岡野 淳	28番	小林 忠雄
29番	小澤 宜夫	30番	内藤 昭
31番	秋山 俊和	32番	小野 喜一郎
33番	渡邊 英子	34番	中嶋 新
35番	小林 保壽	36番	古屋 富藏
37番	清水 壽昌		

3. 欠席議員 (なし)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(18名)

市長	白倉 政司	収入役	小澤 壯一
企画部長	坂本 等	総務部長	小林 奎吾
保健福祉部長	古屋 克巳	生活環境部長	坂本 伴和
産業観光部長	浅川 清朗	建設部長	真壁 一永
教育次長	小池 光和	明野総合支所長	萩原 武一
須玉総合支所長	小澤 功宜	高根総合支所長	植松 好義
長坂総合支所長	小沢 孝文	大泉総合支所長	藤原 宝
白州総合支所長	植松 治雄	武川総合支所長	福井 俊克
秘書室参事	藤巻 正一	教育長	小清水 淳三

5 . 職務のため議場に出席した者の職氏名 (3 名)

議会事務局長	三 枝 基 治
議 会 書 記	小 澤 永 和
"	伊 藤 勝 美

再開 午後 1時00分

○議長（清水壽昌君）

本日の議事がスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げまして、あいさついたします。

ただいまの出席議員は37名です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

○議長（清水壽昌君）

日程第1 議案第18号 韮崎市外2市1町1組合の指導主事を共同設置する地方公共団体の数の減少及び同指導主事共同設置規約の一部を変更する規約について

日程第2 議案第19号 上野原市及び山梨市の設置に伴う山梨県市町村自治センターを組織する地方公共団体の数の変更の件について

日程第3 議案第20号 上野原市及び山梨市の設置に伴う山梨県市町村総合事務組合規約の変更について

日程第4 議案第21号 上野原市及び山梨市の設置に伴う山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

以上4議案を一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、日程第1 議案第18号から日程第4 議案第21号までの4議案を一括議題といたします。

朗読。

○議会事務局書記（伊藤勝美君）

朗読いたします。

議案第18号 韮崎市外2市1町1組合の指導主事を共同設置する地方公共団体の数の減少及び同指導主事共同設置規約の一部を変更する規約について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の7、第2項の規定により平成17年3月31日をもって、甲斐市を脱退させ、併せて韮崎市外2市1町1組合指導主事共同設置規約の一部を次のとおり変更するものとする。

韮崎市外2市1町1組合指導主事共同設置規約の一部を変更する規約（別紙）

平成17年3月9日 提出

北杜市長 白倉政司

議案第19号 上野原市及び山梨市の設置に伴う山梨県市町村自治センターを組織する地方公共団体の数の変更の件について

上野原市および山梨市の設置に伴い、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の3、第1項の規定を適用し、山梨県市町村自治センターが当該2市の区域における事務を従前の例により行うものとしたことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、山梨県市町村自治センターを組織する地方公共団体の数を次のとおり変更する。

1. 上野原町および秋山村が平成17年2月12日をもって、山梨県市町村自治センターを脱退し、上野原市が平成17年2月13日から山梨県市町村自治センターに加入したので、山梨県市町村自治センターを組織する地方公共団体の数を変更する。
2. 山梨市、牧丘町および三富村が平成17年3月21日をもって、山梨県市町村自治センターを脱退し、山梨市が平成17年3月22日から山梨県市町村自治センターに加入するので、山梨県市町村自治センターを組織する地方公共団体の数を変更する。

平成17年3月9日 提出

北杜市長 白倉政司

議案第20号 上野原市及び山梨市の設置に伴う山梨県市町村総合事務組合理約の変更について

上野原市の設置に伴い、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の3、第1項の規定を適用し、山梨県市町村総合事務組合が上野原市の区域における事務を従前の例により行うものとしたこと、および山梨市の設置に伴う山梨県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を増減することについて、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2、第1項の規定により、山梨県市町村総合事務組合理約を次のとおり変更する。

山梨県市町村総合事務組合理約の一部を改正する規約（別紙）

平成17年3月9日 提出

北杜市長 白倉政司

議案第21号 上野原市及び山梨市の設置に伴う山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について

上野原市の設置に伴い、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の3、第1項の規定を適用し、山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合が上野原市の区域における事務を従前の例により行うものとしたこと、および山梨市の設置に伴う山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数を増減することについて、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2、第1項の規定により、山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合理約を次のとおり変更する。

山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を改正する規約（別紙）

平成17年3月9日 提出

北杜市長 白倉政司

以上です。

○議長（清水壽昌君）

提案理由の説明をお願いします。

市長。

○市長（白倉政司君）

議案第18号の韮崎市外2市1町1組合の指導主事を共同設置する地方公共団体の数の減少及び同指導主事共同設置規約の一部改正について、ご説明申し上げます。

共同設置団体である甲斐市が平成17年4月1日から、旧双葉町立小中学校の指導主事について、別に共同設置する南アルプス市外1市3町の指導主事において、一貫した教育指導を行うことに伴い、平成17年3月31日をもって、当該団体から韮崎市外2市1町1組合の指導主事を共同設置する地方公共団体から脱退し、および、これに伴い、同指導主事共同設置規約

を変更することについて、地方自治法第252条の7第3項の規定により、議会の議決を経る必要があるためであります。

内容につきましては、教育次長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

議案第19号の上野原市及び山梨市の設置に伴う山梨県市町村自治センターを組織する地方公共団体の数の変更について、ご説明申し上げます。

上野原市および山梨市の設置に伴い、市町村の合併の特例に関する法律第9条の3第1項の規定を適用し、山梨県市町村自治センターが当該2市の区域における事務を従前の例により行うものとしたことについて、地方自治法第286条第1項の規定により、山梨県市町村自治センターを組織する地方公共団体の数の変更について協議が必要であり、同法290条の規定により、議会の議決を経る必要があるためであります。

内容につきましては、総務部長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

議案第20号の上野原市及び山梨市の設置に伴う山梨県市町村総合事務組合理約の変更について、ご説明申し上げます。

上野原市の設置に伴い、市町村の合併の特例に関する法律第9条の3第1項の規定を適用し、山梨県市町村総合事務組合が上野原市の区域における事務を従前の例により行うものとしたこと、および山梨市の設置に伴う山梨県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を増減することについて、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2第1項の規定により、山梨県市町村総合事務組合理約の変更の協議が必要であり、この協議には地方自治法第290条の規定により、議会の議決を経る必要があるためであります。

内容につきましては、総務部長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

議案第21号の上野原市及び山梨市の設置に伴う山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について、ご説明申し上げます。

上野原市の設置に伴い、市町村の合併の特例に関する法律第9条の3、第1項の規定を適用し、山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合が上野原市の区域における事務を従前の例により行うものとしたこと、および山梨市の設置に伴う山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数を増減することについて、同法第9条の2、第1項の規定により、山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更にかかる協議が必要であり、この協議には同法第290条の規定により、議会の議決を経る必要があるためであります。

内容につきましては、総務部長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本件は読解を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、読解を省略いたします。

これから質疑を許します。

(な し)

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

(な し)

討論なしと認めます。

日程第1 議案第18号 韮崎市外2市1町1組合の指導主事を共同設置する地方公共団体の数の減少及び同指導主事共同設置規約の一部を変更する規約について

日程第2 議案第19号 上野原市及び山梨市の設置に伴う山梨県市町村自治センターを組織する地方公共団体の数の変更の件について

日程第3 議案第20号 上野原市及び山梨市の設置に伴う山梨県市町村総合事務組合規約の変更について

日程第4 議案第21号 上野原市及び山梨市の設置に伴う山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

以上4件を採決いたします。

本案は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、

日程第1 議案第18号 韮崎市外2市1町1組合の指導主事を共同設置する地方公共団体の数の減少及び同指導主事共同設置規約の一部を変更する規約について

日程第2 議案第19号 上野原市及び山梨市の設置に伴う山梨県市町村自治センターを組織する地方公共団体の数の変更の件について

日程第3 議案第20号 上野原市及び山梨市の設置に伴う山梨県市町村総合事務組合規約の変更について

日程第4 議案第21号 上野原市及び山梨市の設置に伴う山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(清水壽昌君)

日程第5 議案第66号 不動産の取得についてを議題といたします。

朗読。

○議会事務局書記(伊藤勝美君)

朗読いたします。

議案第66号 不動産の取得について

地方自治法第96条第1項第8号および北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分の範囲を定める条例第3条の規定により、次のとおり土地を取得するものとする。

1.所在地 北杜市高根町村山西割4283番125ほか8筆
2.地籍 3万1,212.51平方メートル
3.取得価格 1億5,247万2千円
4.取得目的 公共用地取得のため
5.所有者 東京都千代田区大手町1丁目8番3号
全国農業協同組合連合会代表理事 理事長 田村聡
平成17年3月9日 提出

北杜市長 白倉政司

以上です。

○議長（清水壽昌君）

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

議案第66号の不動産の取得について、ご説明申し上げます。

公共用地として取得するため、北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分
の範囲を定める条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

内容につきましては総務部長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご議決のほどを
お願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本件は読解を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、読解を省略いたします。

これから質疑を許します。

中村隆一君。

○25番議員（中村隆一君）

この用地はバイオマス事業を行う用地であると。これが周辺地域住民の理解が得られなかつた
ということで、この事業は断念をした。この土地での事業は断念をしたと、こういうことにな
ったわけですので、この土地を全農から買い上げる、そこに何か、買わなければならない約
束があったかどうか、このへんをお聞きしたいと思います。

○議長（清水壽昌君）

総務部長。

○総務部長（小林奎吾君）

中村議員のご質問にお答えを申し上げます。

当時、バイオマス事業といたしまして、1万平方メートルほどの土地のほうを計画していた
ところがございますけれども、バイオマス事業につきましては、この地域では理解が得られない
と、こういうことで断念した経過がございます。そうした中で、ここの全国農業協同組合の一
団とした土地、3万1千平方メートル有余の土地があるわけでございますが、将来の公共用地

といたしまして利活用していきたいと、こうすることで、今回、不動産の取得の件につきまして、議会の議決をお願いしたところでございます。

以上でございます。

○議長（清水壽昌君）

中村隆一議員。

○25番議員（中村隆一君）

私が聞いたのは、事業が行われないうことで、普通、そこで事業が行われなければ、その土地を無理に買う必要はないわけですよね。そこで、この事業が断念になったけども、その土地は全農から買うんだよという、そこに約束があったか、ないかということなので、その質問についてお答え願いたいと思います。

○議長（清水壽昌君）

総務部長。

○総務部長（小林奎吾君）

前段で、この土地を買う約束があったかというようなお話でございますけども、その時点では、そのようなお約束はしていなかったというふうに聞いております。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

浅川議員。

○9番議員（浅川哲男君）

昨日、説明をるる聞いて承知しておるわけですが、撤去費の2,887万2千円というのは、今年度の予算へ計上はしてあるんですか。それから聞きたいんですが。

○議長（清水壽昌君）

総務部長。

○総務部長（小林奎吾君）

購入費でございますけども、3万1,212.51平方メートルで、5,810円の平米単価でございます。そうした中で撤去費用といたしまして、2,887万2千円ということで、土地の購入代金1億5,247万2千円ということで、計上をさせていただいたところでございまして、撤去費用というのは別に計上はしてございません。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

浅川議員。

○9番議員（浅川哲男君）

そこで、今回の3月の予算には計上していないというようなことですが、臨時会にしる、次の6月の定例会にしる、計上していただいて、あれを撤去してもらわないと、自分はおそこの地域の一番近場でよく、しょっちゅう見たりしているんですが、そのままにしておくと、西からはおがみやさんの私道ですね、自分で土地を買って入ったから、あそこは一般の人は入ってはいけないんですが、南と東のほうから入っていきます。そして北が山、西が山、東が山というようなことで、行ってみれば分かるけど、いろいろなものがいっぱい捨てられていて、環境に非常によくはないですから、計上していただいて、それだけの金を予定しているんですから、撤去していただいて、そしてフェンスなり何かといえは金がかかるから、ときに有刺鉄線か何

かやらないと、また、そこへゴミでもなんでも持ってくるという、そういう状況の場所でございます。行ってみれば。

続きの南はおがみやさんの土地ですが、そこでまた、おがみやさんの関係ですが、年間来ておりますが、夏中になると、何千人という方が来ますね。来るから、早く撤去してやらないとおがみやさんが割合、年寄りの人、若い人がいて、そして暑いから部屋の中にいたり、暑いから山の中へ行ったり、若いカップルかどうか知らないけども、そういう人たちがいろいろやるというのは、実際自分たちが見て分かっているから、早く撤去して完全な有刺鉄線をやって、管理を早くしてもらわないと、いろいろな問題が出ると思いますが、それはどうですか。

○議長（清水壽昌君）

市長。

○市長（白倉政司君）

議会の皆さんにも、大変心配をおかけしておるわけでありまして、この土地については旧高根町がバイオマスとして利用したいというときがあったことも確かであります。今、この地がバイオマスとして断念したことも確かであります。でも、あの土地は、あの地域にとって、広く北杜市にとって、ぜひひとつ活用したい地域であるということで、取得するわけでありまして、ご理解をいただきたいと思っております。

また、心配されている宗教団体の話でありますけれども、上水道の問題もあります。下水道の問題もあります。そして、また進入路の問題もあります。協議して、心配のことをクリアしていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（清水壽昌君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございますか。

中村隆一君。

○25番議員（中村隆一君）

この不動産取得について、反対をいたします。

反対の理由は、先ほども言いましたけれども、バイオマス事業のために取得を予定していた土地です。したがって、バイオマス事業が周辺住民の理解が得られなかったということで断念をした。断念をしたのですから、この1億5千万円有余のお金は、無理にここで支出する必要がなく、今、非常に財政厳しいというお話なので、このお金を福祉とか教育とか、そういう方面に活用していくべきではないかと、このように考えて反対をいたします。

○議長（清水壽昌君）

坂本治年君。

○24番議員（坂本治年君）

議案第66号 不動産取得の件についてですが、12月の定例会におきまして、一般会計で計上され、すでに確定されておる次第であります。北杜市土地利用発展のために必要な土地と理解いたしております。

よって、賛成討論といたします。

○議長（清水壽昌君）

ほかに討論はございませんか。

小林保壽君。

○35番議員（小林保壽君）

議案第66号の不動産取得について、賛成討論を行います。

取得する土地は旧高根町で、バイオマスのコンポストプラントを建設するという予定地でもありました。私は高根町時代に、このコンポストプラントの建設に反対をいたしました。その理由の中に、大泉町の若林交差点の下にあり、県道八ヶ岳公園線に則し、これからの北杜市にとり重要な商業地になり得るところであると主張してまいりました。

北杜市が取得し、地域発展のために使用するのなら、素晴らしい土地であると認識し、賛成討論といたします。

○議長（清水壽昌君）

ほかに討論はございますか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、本件に対する採決を行います。

この採決は起立によって、行います。

本件は原案どおり、可決することに賛成の方はご起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

よって、議案第66号 不動産の取得については原案どおり可決することに決しました。

以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

次の会議は3月17日、午前10時より再開いたしますので、全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変、ご苦労さまでございました。

散会 午後 1時30分

平成 1 7 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

3 月 1 7 日

1. 議事日程

平成17年第1回北杜市議会定例会（3日目）

平成17年3月17日
午前10時00分開議
於 議 場

- | | | |
|-------|--------|---------------------------------------|
| 日程第1 | 認定第1号 | 平成16年度明野村一般会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第2 | 認定第2号 | 平成16年度明野村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第3 | 認定第3号 | 平成16年度明野村国保辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第4 | 認定第4号 | 平成16年度明野村老人保健特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第5 | 認定第5号 | 平成16年度明野村住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第6 | 認定第6号 | 平成16年度明野村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第7 | 認定第7号 | 平成16年度明野村居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第8 | 認定第8号 | 平成16年度明野村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第9 | 認定第9号 | 平成16年度明野村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第10 | 認定第10号 | 平成16年度明野村特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第11 | 認定第11号 | 平成16年度明野村明野ふるさと太陽館特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第12 | 認定第12号 | 平成16年度金ヶ岳山外二字恩賜林保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第13 | 認定第13号 | 平成16年度大平外一字恩賜林保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第14 | 認定第14号 | 平成16年度明野村小笠原財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第15 | 認定第15号 | 平成16年度明野村朝神財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第16 | 認定第16号 | 平成16年度須玉町一般会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第17 | 認定第17号 | 平成16年度須玉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定 |

- 日程第 18 認定第 18 号 平成 16 年度須玉町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 19 認定第 19 号 平成 16 年度須玉町土地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 20 認定第 20 号 平成 16 年度須玉町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 21 認定第 21 号 平成 16 年度須玉町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 22 認定第 22 号 平成 16 年度須玉町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 23 認定第 23 号 平成 16 年度須玉町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 24 認定第 24 号 平成 16 年度須玉町居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 25 認定第 25 号 平成 16 年度松尾山恩賜県有財産保護財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 26 認定第 26 号 平成 16 年度日向矢窪山恩賜県有財産保護財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 27 認定第 27 号 平成 16 年度肥道山恩賜県有財産保護財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 28 認定第 28 号 平成 16 年度穂足財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 29 認定第 29 号 平成 16 年度多麻財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 30 認定第 30 号 平成 16 年度江草財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 31 認定第 31 号 平成 16 年度高根町一般会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 32 認定第 32 号 平成 16 年度高根町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 33 認定第 33 号 平成 16 年度高根町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 34 認定第 34 号 平成 16 年度高根町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 35 認定第 35 号 平成 16 年度高根町居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 36 認定第 36 号 平成 16 年度高根町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 37 認定第 37 号 平成 16 年度高根町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 38 認定第 38 号 平成 16 年度高根町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 39 認定第 39 号 平成 16 年度高根町高等学校通学バス運営特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 40 認定第 40 号 平成 16 年度高根町安都玉財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 41 認定第 41 号 平成 16 年度高根町安都那財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 42 認定第 42 号 平成 16 年度高根町熱見財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 43 認定第 43 号 平成 16 年度高根町甲財産区特別会計歳入歳出決算の認定

- 日程第44 認定第44号 平成16年度高根町清里財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第45 認定第45号 平成16年度高根町念場ヶ原山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第46 認定第46号 平成16年度高根町上手原山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第47 認定第47号 平成16年度長坂町一般会計歳入歳出決算の認定
- 日程第48 認定第48号 平成16年度長坂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第49 認定第49号 平成16年度長坂町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第50 認定第50号 平成16年度長坂町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第51 認定第51号 平成16年度長坂町指定居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第52 認定第52号 平成16年度長坂町統合簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第53 認定第53号 平成16年度長坂町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第54 認定第54号 平成16年度長坂町農業集落排水下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第55 認定第55号 平成16年度長坂町恩賜県有財産保護財産区古杣川西外七字施業区恩賜林特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第56 認定第56号 平成16年度長坂町恩賜県有財産保護財産区三ツ墓施業区恩賜林特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第57 認定第57号 平成16年度大泉村一般会計歳入歳出決算の認定
- 日程第58 認定第58号 平成16年度大泉村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第59 認定第59号 平成16年度大泉村老人保健特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第60 認定第60号 平成16年度大泉村簡易水道給水特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第61 認定第61号 平成16年度大泉村下水道特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第62 認定第62号 平成16年度大泉村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第63 認定第63号 平成16年度大泉村居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第64 認定第64号 平成16年度大泉村ケーブルテレビ特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第65 認定第65号 平成16年度大泉村甲斐大泉温泉特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第66 認定第66号 平成16年度白州町一般会計歳入歳出決算の認定
- 日程第67 認定第67号 平成16年度白州町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第68 認定第68号 平成16年度白州町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第69 認定第69号 平成16年度白州町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定

- 日程第70 認定第70号 平成16年度白州町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第71 認定第71号 平成16年度白州町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第72 認定第72号 平成16年度白州町町立診療所特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第73 認定第73号 平成16年度白州町白州・尾白の森名水公園事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第74 認定第74号 平成16年度武川村一般会計歳入歳出決算の認定
- 日程第75 認定第75号 平成16年度武川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第76 認定第76号 平成16年度武川村老人保健特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第77 認定第77号 平成16年度武川村営農飲雑用水事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第78 認定第78号 平成16年度武川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第79 認定第79号 平成16年度武川村ふるさと活性化事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第80 認定第80号 平成16年度武川村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第81 認定第81号 平成16年度武川村介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第82 認定第82号 平成16年度武川村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第83 認定第83号 平成16年度武川村高齢者等健康増進事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第84 認定第84号 平成16年度須玉町外ヶ村病院組合会計歳入歳出決算の認定
- 日程第85 認定第85号 平成16年度大泉村恩賜県有財産保護団体会計歳入歳出決算の認定
- 日程第86 認定第86号 平成16年度三宝恩賜林保護財産区管理会会計歳入歳出決算の認定
- 日程第87 認定第87号 平成16年度前山恩賜林保護財産区管理会会計歳入歳出決算の認定
- 日程第88 認定第88号 平成16年度日向山外字恩賜林保護財産区管理会会計歳入歳出決算の認定
- 日程第89 認定第89号 平成16年度大日向山外十三字恩賜林保護財産区管理会会計歳入歳出決算の認定
- 日程第90 認定第90号 平成16年度眞原小山平恩賜県有財産保護組合会計歳入歳出決算の認定
- 日程第91 認定第91号 平成16年度大平山恩賜県有財産保護組合会計歳入歳出決算の認定

- 日程第 9 2 認定第 9 2 号 平成 1 6 年度奥山恩賜県有財産保護組合会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 9 3 認定第 9 3 号 平成 1 6 年度前山恩賜県有財産保護組合会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 9 4 認定第 9 4 号 平成 1 6 年度浅尾原共有地組合会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 9 5 認定第 9 5 号 平成 1 6 年度日野原山恩賜県有財産保護組合会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 9 6 認定第 9 6 号 平成 1 6 年度淵ヶ沢山恩賜県有財産保護組合会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 9 7 認定第 9 7 号 平成 1 6 年度鳳凰山外三字恩賜県有財産保護組合会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 9 8 認定第 9 8 号 平成 1 6 年度石堂山恩賜県有財産保護組合会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 9 9 認定第 9 9 号 平成 1 6 年度内山の内十二山恩賜県有財産保護組合会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 1 0 0 認定第 1 0 0 号 平成 1 6 年度駒ヶ岳の内黒戸山恩賜県有財産保護組合会計歳入歳出決算の認定
- 日程第 1 0 1 議案第 3 号 北杜市個人情報保護条例の制定について
- 日程第 1 0 2 議案第 4 号 北杜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
- 日程第 1 0 3 議案第 5 号 北杜市総合計画審議会条例の制定について
- 日程第 1 0 4 議案第 6 号 北杜市北の杜聖苑条例の制定について
- 日程第 1 0 5 議案第 7 号 北杜市石堂山恩賜県有財産保護財産区財政調整基金条例の制定について
- 日程第 1 0 6 議案第 8 号 北杜市鳳凰山、山葵澤、城山、大澤恩賜県有財産保護財産区運営調整基金条例の制定について
- 日程第 1 0 7 議案第 9 号 北杜市行政区長設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 0 8 議案第 1 0 号 政治倫理の確立のための北杜市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 0 9 議案第 1 1 号 北杜市ケーブルテレビ情報連絡施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 1 0 議案第 1 2 号 北杜市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 1 1 議案第 1 3 号 北杜市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 1 2 議案第 1 4 号 北杜市下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 1 3 議案第 1 5 号 北杜市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 1 4 議案第 1 6 号 北杜市農業委員会の委員の定数等に関する条例の全部改正について
- 日程第 1 1 5 議案第 1 7 号 北杜市工場誘致条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 1 6 議案第 2 2 号 住民訴訟に係る弁護士報酬の負担の件について

- 日程第117 議案第23号 平成16年度北杜市一般会計補正予算(第2号)
- 日程第118 議案第24号 平成16年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第119 議案第25号 平成16年度北杜市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 日程第120 議案第26号 平成16年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第121 議案第27号 平成16年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第122 議案第28号 平成16年度北杜市下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第123 議案第29号 平成16年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第124 議案第30号 平成16年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算(第1号)
- 日程第125 議案第31号 平成16年度北杜市白州診療所特別会計補正予算(第1号)
- 日程第126 議案第32号 平成16年度北杜市土地開発事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第127 議案第33号 平成16年度北杜市白州・尾白の森名水公園事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第128 議案第34号 平成16年度北杜市武川ふるさと活性化事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第129 議案第35号 平成16年度北杜市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第130 議案第36号 平成16年度北杜市温泉事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第131 議案第37号 平成16年度北杜市居宅介護支援事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第132 議案第38号 平成16年度北杜市明野財産区特別会計補正予算(第1号)
- 日程第133 議案第39号 平成16年度北杜市須玉財産区特別会計補正予算(第1号)
- 日程第134 議案第40号 平成16年度北杜市高根財産区特別会計補正予算(第1号)
- 日程第135 議案第41号 平成16年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算(第1号)

2.出席議員は、次のとおりである。(37名)

1番	坂本 一	2番	植松 一雄
3番	篠原 眞清	4番	千野 秀一
5番	五味 良一	6番	利根 川昇
7番	渡邊 陽一	8番	鈴木 今朝和
9番	浅川 哲男	10番	秋山 九一
11番	小尾 直知	12番	日向 万仁
13番	風間 利子	14番	田中 勝海
15番	浅川 富士夫	16番	小林 元久
17番	小澤 寛	18番	篠原 珍彦
19番	保坂 多枝子	20番	内田 俊彦
21番	鈴木 孝男	22番	細田 哲郎
23番	林 泰一	24番	坂本 治年
25番	中村 隆一	26番	中村 勝一
27番	岡野 淳	28番	小林 忠雄
29番	小澤 宜夫	30番	内藤 昭
31番	秋山 俊和	32番	小野 喜一郎
33番	渡邊 英子	34番	中嶋 新
35番	小林 保壽	36番	古屋 富藏
37番	清水 壽昌		

3.欠席議員 (なし)

4.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

市長	白倉 政司	収入役	小澤 壯一
企画部長	坂本 等	総務部長	小林 奎吾
保健福祉部長	古屋 克巳	生活環境部長	坂本 伴和
産業観光部長	浅川 清朗	建設部長	真壁 一永
教育次長	小池 光和	明野総合支所長	萩原 武一
須玉総合支所長	小澤 功宜	高根総合支所長	植松 好義
長坂総合支所長	小沢 孝文	大泉総合支所長	藤原 宝
白州総合支所長	植松 治雄	武川総合支所長	福井 俊克
秘書室参事	藤巻 正一	教育長	小清水 淳三
塩川病院管理局長	村田 圭司		

5 . 職務のため議場に出席した者の職氏名 (3 名)

議会事務局長 三 枝 基 治
議 会 書 記 小 澤 永 和
" 伊 藤 勝 美

再開 午前10時00分

○議長（清水壽昌君）

本日の議事がスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願いを申し上げます。
ただいまの出席議員は37名です。
定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。
お諮りいたします。

○議長（清水壽昌君）

- | | | |
|-------|--------|---------------------------------------|
| 日程第1 | 認定第1号 | 平成16年度明野村一般会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第2 | 認定第2号 | 平成16年度明野村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第3 | 認定第3号 | 平成16年度明野村国保辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第4 | 認定第4号 | 平成16年度明野村老人保健特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第5 | 認定第5号 | 平成16年度明野村住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第6 | 認定第6号 | 平成16年度明野村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第7 | 認定第7号 | 平成16年度明野村居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第8 | 認定第8号 | 平成16年度明野村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第9 | 認定第9号 | 平成16年度明野村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第10 | 認定第10号 | 平成16年度明野村特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第11 | 認定第11号 | 平成16年度明野村明野ふるさと太陽館特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第12 | 認定第12号 | 平成16年度金ヶ岳山外二字恩賜林保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第13 | 認定第13号 | 平成16年度大平外一字恩賜林保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第14 | 認定第14号 | 平成16年度明野村小笠原財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第15 | 認定第15号 | 平成16年度明野村朝神財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第16 | 認定第16号 | 平成16年度須玉町一般会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第17 | 認定第17号 | 平成16年度須玉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第18 | 認定第18号 | 平成16年度須玉町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第19 | 認定第19号 | 平成16年度須玉町土地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第20 | 認定第20号 | 平成16年度須玉町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第21 | 認定第21号 | 平成16年度須玉町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第22 | 認定第22号 | 平成16年度須玉町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第23 | 認定第23号 | 平成16年度須玉町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第24 | 認定第24号 | 平成16年度須玉町居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第25 | 認定第25号 | 平成16年度松尾山恩賜県有財産保護財産区特別会計歳入歳出決算の認定 |

- 日程第26 認定第26号 平成16年度日向矢窪山恩賜県有財産保護財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第27 認定第27号 平成16年度肥道山恩賜県有財産保護財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第28 認定第28号 平成16年度穂足財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第29 認定第29号 平成16年度多麻財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第30 認定第30号 平成16年度江草財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第31 認定第31号 平成16年度高根町一般会計歳入歳出決算の認定
- 日程第32 認定第32号 平成16年度高根町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第33 認定第33号 平成16年度高根町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第34 認定第34号 平成16年度高根町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第35 認定第35号 平成16年度高根町居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第36 認定第36号 平成16年度高根町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第37 認定第37号 平成16年度高根町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第38 認定第38号 平成16年度高根町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第39 認定第39号 平成16年度高根町高等学校通学バス運営特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第40 認定第40号 平成16年度高根町安都玉財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第41 認定第41号 平成16年度高根町安都那財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第42 認定第42号 平成16年度高根町熱見財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第43 認定第43号 平成16年度高根町甲財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第44 認定第44号 平成16年度高根町清里財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第45 認定第45号 平成16年度高根町念場ヶ原山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第46 認定第46号 平成16年度高根町上手原山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第47 認定第47号 平成16年度長坂町一般会計歳入歳出決算の認定
- 日程第48 認定第48号 平成16年度長坂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第49 認定第49号 平成16年度長坂町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第50 認定第50号 平成16年度長坂町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第51 認定第51号 平成16年度長坂町指定居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第52 認定第52号 平成16年度長坂町統合簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第53 認定第53号 平成16年度長坂町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第54 認定第54号 平成16年度長坂町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第55 認定第55号 平成16年度長坂町恩賜県有財産保護財産区古杉川西外七字施業区恩賜林特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第56 認定第56号 平成16年度長坂町恩賜県有財産保護財産区三ツ墓施業区恩賜林特別会計歳入歳出決算の認定

日程第57	認定第57号	平成16年度大泉村一般会計歳入歳出決算の認定
日程第58	認定第58号	平成16年度大泉村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
日程第59	認定第59号	平成16年度大泉村老人保健特別会計歳入歳出決算の認定
日程第60	認定第60号	平成16年度大泉村簡易水道給水特別会計歳入歳出決算の認定
日程第61	認定第61号	平成16年度大泉村下水道特別会計歳入歳出決算の認定
日程第62	認定第62号	平成16年度大泉村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
日程第63	認定第63号	平成16年度大泉村居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定
日程第64	認定第64号	平成16年度大泉村ケーブルテレビ特別会計歳入歳出決算の認定
日程第65	認定第65号	平成16年度大泉村甲斐大泉温泉特別会計歳入歳出決算の認定
日程第66	認定第66号	平成16年度白州町一般会計歳入歳出決算の認定
日程第67	認定第67号	平成16年度白州町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
日程第68	認定第68号	平成16年度白州町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定
日程第69	認定第69号	平成16年度白州町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
日程第70	認定第70号	平成16年度白州町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
日程第71	認定第71号	平成16年度白州町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定
日程第72	認定第72号	平成16年度白州町町立診療所特別会計歳入歳出決算の認定
日程第73	認定第73号	平成16年度白州町白州・尾白の森名水公園事業特別会計歳入歳出決算の認定
日程第74	認定第74号	平成16年度武川村一般会計歳入歳出決算の認定
日程第75	認定第75号	平成16年度武川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
日程第76	認定第76号	平成16年度武川村老人保健特別会計歳入歳出決算の認定
日程第77	認定第77号	平成16年度武川村営農飲雑用水事業特別会計歳入歳出決算の認定
日程第78	認定第78号	平成16年度武川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定
日程第79	認定第79号	平成16年度武川村ふるさと活性化事業特別会計歳入歳出決算の認定
日程第80	認定第80号	平成16年度武川村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
日程第81	認定第81号	平成16年度武川村介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定
日程第82	認定第82号	平成16年度武川村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
日程第83	認定第83号	平成16年度武川村高齢者等健康増進事業特別会計歳入歳出決算の認定
日程第84	認定第84号	平成16年度須玉町外ヶ村病院組合会計歳入歳出決算の認定
日程第85	認定第85号	平成16年度大泉村恩賜県有財産保護団体会計歳入歳出決算の認定
日程第86	認定第86号	平成16年度三宝恩賜林保護財産区管理会会計歳入歳出決算の認定
日程第87	認定第87号	平成16年度前山恩賜林保護財産区管理会会計歳入歳出決算の認定
日程第88	認定第88号	平成16年度日向山外字恩賜林保護財産区管理会会計歳入歳出決算の認定
日程第89	認定第89号	平成16年度大日向山外十三字恩賜林保護財産区管理会会計歳入歳出決算の認定
日程第90	認定第90号	平成16年度眞原小山平恩賜県有財産保護団体会計歳入歳出決算の認定

- 日程第 9 1 認定第 9 1 号 平成 1 6 年度大平山恩賜県有財産保護組合会計歳入歳出決算の認定
 日程第 9 2 認定第 9 2 号 平成 1 6 年度奥山恩賜県有財産保護組合会計歳入歳出決算の認定
 日程第 9 3 認定第 9 3 号 平成 1 6 年度前山恩賜県有財産保護組合会計歳入歳出決算の認定
 日程第 9 4 認定第 9 4 号 平成 1 6 年度浅尾原共有地組合会計歳入歳出決算の認定
 日程第 9 5 認定第 9 5 号 平成 1 6 年度日野原山恩賜県有財産保護組合会計歳入歳出決算の認定
 日程第 9 6 認定第 9 6 号 平成 1 6 年度淵ヶ沢山恩賜県有財産保護組合会計歳入歳出決算の認定
 日程第 9 7 認定第 9 7 号 平成 1 6 年度鳳凰山外三字恩賜県有財産保護組合会計歳入歳出決算の認定
 日程第 9 8 認定第 9 8 号 平成 1 6 年度石堂山恩賜県有財産保護組合会計歳入歳出決算の認定
 日程第 9 9 認定第 9 9 号 平成 1 6 年度内山の内十二山恩賜県有財産保護組合会計歳入歳出決算の認定
 日程第 1 0 0 認定第 1 0 0 号 平成 1 6 年度駒ヶ岳の内黒戸山恩賜県有財産保護組合会計歳入歳出決算の認定

までの 1 0 0 案件を一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、日程第 1 から日程第 1 0 0 までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(白倉政司君)

認定第 1 号から認定第 1 0 0 号の決算認定についてであります。平成 1 6 年 1 1 月 1 日の合併により、旧 7 町村の平成 1 6 年度決算は今議会に付議されることになり、それぞれ一般会計、特別会計および病院組合会計、合わせて 1 0 0 案件となります。

地方自治法第 2 3 3 条の規定により、監査委員の意見を付し、提案するものであります。

内容につきましては、収入役が説明をいたしますが、質問に対しましてはそれぞれの担当部長および総合支所長がお答えしますので、よろしくご審議の上、ご認定のほどをお願い申し上げます。

○議長(清水壽昌君)

市長の説明が終わりました。

次に認定第 1 号から認定第 8 3 号までと、認定第 8 5 号から認定第 1 0 0 号までの内容説明を収入役より求めるわけですが、収入役による内容説明については、一般会計のみの説明とし、各特別会計および財産区会計につきましては、お手元の配布の決算書のとおりでありますので、申し添えます。

収入役。

○収入役(小澤壯一君)

ただいま、ご提案いただきました認定第 1 号の平成 1 6 年度明野村一般会計の歳入歳出決算の認定から、認定第 1 0 0 号の平成 1 6 年度駒ヶ岳の内黒戸山恩賜県有財産保護組合歳入歳出決算の認定までのうち、認定第 8 4 号の平成 1 6 年度須玉町外一ヶ村病院組合歳入歳出決算の

認定を除く認定案件99案件について、決算の概要についてご説明を申し上げたいと思います。

旧町村の平成16年度の決算調製および議会への認定につきましては、通常年度の決算手続きと同様に、地方自治法第233条の規定に基づき、処理をしたところでありまして、したがって、合併後3カ月以内に決算を調製するものであります。

北杜市といたしましては、平成17年の1月31日に市長に決算書を提出し、平成17年の2月10日に監査委員による決算審査を受け、議会に提出することとなりました。平成16年度の決算は、北杜市の合併が年度中途の11月1日ということであり、当該年度の執行期間が7カ月でございました。したがって、予算額に比較してみると、収入済額、支出済額ともに50%から60%前後であります。

また、会計によっては赤字決算となっておりますが、一時借入や歳計現金の流用等により、対処しておるところであります。

また、各町村とも合併を控え、積極的に事業に取り組んでおります。このため、基金の繰り入れや起債の借入れ等が目立ち、予算規模が増大しておるところでもあります。

また、市町村税や保険税などにおいては納期限が到来していないため、未収金も多く目立っているところでございます。

なお、決算の認定99件についてご説明申し上げるには、相当の時間を要することから、議長さんや議会運営委員会のご配慮をいただき、各町村の一般会計のみの説明となります。各会計とも歳入歳出事項別明細書が添付してありますので、詳しくはそちらのほうをご覧いただきたいと思っております。

それでは、認定第1号 平成16年度明野村一般会計歳入歳出決算書から、ご説明を申し上げます。

まず、説明につきましては、款項の収入済額、それから支出済額を朗読いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、申し上げます。

歳入、1村税2億5,728万2,994円。1村民税6,153万7,823円。固定資産税1億7,639万8,280円。軽自動車税1,106万9,500円。4タバコ税657万3,241円。5の特別土地保有税は0であります。6の入湯税170万4,150円。

2款の地方譲与税1,717万6千円。1所得譲与税398万1千円。2自動車重量譲与税955万7千円。3地方道路譲与税363万8千円。

3利子割交付金102万5千円。項も同額であります。4配当割交付金28万5千円。項も同額であります。4株式等譲渡所得割交付金0であります。6地方消費税交付金2,502万円。項も同額であります。ゴルフ場利用税交付金874万5,600万円。項も同額です。8の自動車取得税交付金561万1千円。項も同額です。9地方特例交付金1,130万6千円。項も同額です。10地方交付税9億9,014万2千円。項も同額です。11の交通安全対策特別交付金52万円。項も同額です。

まくっていただきます。

12分担金及び負担金2,953万5,732円。1分担金70万9,765円。2の負担金2,882万5,967円。

13の使用料及び手数料826万1,957円。1使用料576万9,207円。2手数料249万2,750円。

14 国庫支出金 1,800万8,274円。1の国庫負担金 1,343万5,374円。2の国庫補助金 0。3の国庫委託金 457万2,900円。

15の県支出金 900万5,207円。1県負担金 296万5,945円。2県補助金 409万8,262円。3県委託金 194万1千円。

16 財産収入 993万6,224円。1財産運用収入 984万224円。2財産売り払い収入 9万6千円。

17 寄附金 71万円。項も同額です。

18の繰入金 3億4,363万1,543円。1基金繰入金 2億9,266万円。2特別会計繰入金 5,097万1,543円。

19繰越金 1億5,238万5,208円。項も同額です。

20 諸収入 399万2,391円。延滞金加算金及び過料が0であります。2の村預金利子 4万8,637円。3の受託事業収入 35万2,599円。4雑入 359万1,155円。

21 村債 2億480万円。項も同額であります。

収入合計 20億9,738万190円でございます。

次にまくっていただきまして、歳出でございます。

議会費 3,571万7,451円。項も同額です。

2の総務費 3億5,465万8,303円。1総務管理費 3億2,085万2,529円。2徴税費 15万1,512万7,327円。3の戸籍住民基本台帳費 959万2,942円。4選挙費 871万6,117円。5の統計調査費 15万5,024円。6の監査委員費 21万4,364円。

3の民生費 2億4,497万5,693円。1の社会福祉費、1目 28万8,693円。2の老人福祉費 7,051万9,215円。3の児童福祉費 7,416万7,785円。

4の衛生費 2億6,780万7,680円。1の保健衛生費 1億8,311万5,329円。2の清掃費 2,597万3,351円。3の上水道費 5,871万9千円。

6の農林水産業費 1億4,100万2,008円であります。1の農業費 1億3,265万6,142円。2の林業費 834万5,866円。

7の商工費 927万1,790円。項も同額です。

8の土木費 2億7,163万9,746円。1の土木管理費 1,228万453円。2の道路橋梁費 2億5,072万5,440円。3の河川費 42万7,350円。4の住宅費 820万6,503円であります。

9の消防費 7,609万2,878円。項も同額であります。

10の教育費 2億2,520万697円。1の教育総務費 1億474万6,539円。2の小学校費 1,445万6,900円。3の中学校費 2,037万5,117円。

まくっていただきます。

4の社会教育費 5,160万2,389円。

5の保健体育費 3,401万9,692円。

12の公債費 3億3,944万9,160円。項も同額でございます。

予備費でありますけれども、支出済額 0であります。

歳出合計が 19億6,581万5,406円でございます。歳入歳出残額 1億3,156万4,784円につきましては、全額繰り越しとなっております。

なお、会計につきまして、主な事業といたしましては総合建設事業費、それから村道の整備事業、それから明野中学校改築事業、それから営農改善促進事業等が主な支出となっております。

次に認定第16号 平成16年度須玉町一般会計歳入歳出決算書でございます。

1ページをお開きいただきます。

歳入でございます。

1町税5億2,738万7,572円であります。1町民税1億4,110万9,176円。2の固定資産税3億3,869万613円。3の軽自動車税1,386万5,300円。4タバコ税2,334万2,433円。5の特別土地保有税はございません。6の入湯税1,038万50円。

2の地方譲与税2,356万2千円。1の所得譲与税598万4千円。2の自動車重量譲与税1,273万1千円。3の地方道路譲与税484万7千円であります。

3の利子割交付金158万7千円。項も同額であります。配当割交付金44万1千円。項も同額であります。株式等譲渡所得割交付金1千円。項も同額であります。

6の地方消費税交付金4,639万6千円。項も同額です。

7のゴルフ場利用税交付金746万9,840円。項も同額です。

8の自動車取得税交付金746万1千円。項も同額であります。

9の交通安全対策特別交付金87万6千円。項も同額です。

10の地方特例交付金1,999万8千円。項も同額です。

地方交付税12億1,411万円。項も同額であります。

まくっていただきまして、分担金及び負担金であります。4,287万2,480円。項も同額であります。

13の使用料及び手数料3,737万2,490円。1使用料3,554万2,320円。2の手数料383万170円あります。

14の国庫支出金2,257万8,588円。1の国庫負担金2,138万6,588円。国庫補助金0。3の委託金119万2千円。

15の県支出金1億4,944万8,775円。1の県負担金660万5,565円。2の県補助金1億3,212万1千円。3の委託金1,072万2千円あります。

16の財産収入4,094万4,802円。1の財産運用収入49万465円。2の財産売り払い収入4,045万4,337円です。

17の寄附金189万9,069円。項も同額であります。

18の繰入金1,015万3,890円。1の財産区繰入金80万円。2の基金繰入金が0。3の特別会計繰入金935万3,890円です。

19の繰越金1億184万7,593円。項も同額です。

20の諸収入7億2,416万8,404円。1の延滞金加算金及び過料が0です。2の町預金利子7,918円。3の雑入7,143万7,736円。4の受託事業収入6億5,272万2,750円。

まくっていただきまして、21の町債2億340万円。項も同額でありまして、収入合計が31億8,597万5,503円でございます。

次に歳出でございます。4ページであります。

1の議会費4,449万2,051円。項は同額であります。

2の総務費9億1,833万5,189円。1の総務管理費8億4,017万433円。2の徴税費3,894万7,327円。

3の戸籍住民基本台帳費3,033万4,748円。4の選挙費843万8,920円。5の統計調査費32万4,244円。6の監査委員費11万9,517円です。

3の民生費3億8,025万1,698円。1の社会福祉費2億3,794万3,514円。2の児童福祉費1億4,230万8,184円であります。

4の衛生費3億7,541万4,226円であります。項も同額であります。

5の農林水産業費3億7,925万1,514円。1の農業費1億2,256万1,666円。2の農業費2億5,668万9,848円あります。

6の商工費8,232万2,701円。項も同額であります。

7の土木費1億627万8,131円。1の土木管理費1,619万8,106円。2の道路橋梁費7,288万375円。3の住宅費1,606万5,164円。4の都市計画費113万4,486円。

8の消防費1億1,112万1,486円。項も同額であります。

9の教育費2億5,101万4,716円。1の教育総務費6,080万532円。2の小学校費3,958万8,394円あります。

まくっていただきまして、3の中学校費4,385万6,962円。4の社会教育費8,897万2,785円。5の保健体育費1,779万6,043円あります。

10の公債費3億9,969万6,805円。項も同額であります。

諸支出金が0であります。

12の災害復旧費1万1,600円。1の農林水産業施設災害復旧費3,900円。2の公共土木施設災害復旧費7,700円あります。

予備費が0でありまして、歳出合計が30億4,819万117円ございまして、歳入差引残高1億3,778万5,386円。これは全額繰り越しとなっております。

なお、須玉町におきましては林道の開設工事、それから瑞牆山自然公園、管理棟建設工事、それから総合健診の委託料、それから田園空間整備事業の負担金、中山間事業総合整備事業等が主な主要事業として掲載されておるところであります。

次に、認定第31号でございます。

認定第31号 平成16年度高根町一般会計歳入歳出決算書でございます。

1ページをめくっていただきます。

歳入、1町税8億4,625万6,328円。1村民税2億3,341万815円。2固定資産税5億5,291万9,057円。3の軽自動車税1,975万7,500円。4の町タバコ税3,370万4,856円。5の特別土地保有税は0であります。6の入湯税646万4,100円でございます。

2の地方譲与税3,228万3千円。1所得譲与税771万4千円。2の自動車重量譲与税1,779万4千円。3の地方道路譲与税677万5千円。3の利子割交付金231万2千円。項も同額の場合は、省略させていただきたいと思ます。

それから4の配当割交付金64万2千円。5の株式等譲渡所得割交付金1千円。6の地方消費税交付金5,452万5千円。7のゴルフ場利用税交付金607万6,140円。8の自動

車取得税交付金 1,039万8千円。9の地方特例交付金 2,889万9千円。地方交付税 14億4,384万円。

まくっていただきまして、11の交通安全対策特別交付金 95万円。

12分担金及び負担金 1億7,254万9,987円。1の分担金 204万円。2の負担金 1億7,050万9,987円。

13の使用料及び手数料 1億2,281万8,169円。1使用料 1億1,253万7,264円。2の手数料 565万3,535円。3の証紙収入 462万7,370円です。

14の国庫支出金 2,325万9,814円。1の国庫負担金 2,135万9,814円。2の国庫補助金は0。3の国庫委託金 190万円。

15の県支出金 1,908万1,596円。1の県負担金 361万9,337円。県補助金 783万1,459円。3の県委託金 763万800円。

16の財産収入 513万3,132円。1の財産運用収入 42万9,132円。2の財産売り払い収入 470万4千円。

17の繰入金 1億3,943万5,285円。1の基金繰入金 10億3,317万285円。2の他会計繰入金 626万5千円。

18の繰越金 2億1,011万9,175円であります。

19の諸収入 5,117万8,644円。まくっていただきまして延滞金。1の延滞金は 32万4,815円。2の町預金利子 1万7,390円。3の雑入 5,083万6,439円。

20の町債 1億60万円。項も同額です。

寄附金 1,392万5千円。歳入合計が 41億8,428万3,270円でございます。歳入収入であります。

次に歳出であります。

4ページであります。議会費 4,429万4,232円。2の総務費 6億7,059万8,806円。1の総務管理費 5億6,146万1,565円。2の徴税费 6,798万7,372円。3の戸籍住民登録費 3,189万1,904円。4の選挙費 843万4,207円。5の統計調査費 40万7,960円。6の監査委員費 41万5,798円。

3の民生費 4億3,724万2,645円。1の社会福祉費 2億6,603万5,013円。2の児童福祉費 1億7,120万7,632円。

4の衛生費 3億6,647万6,078円。

5の労働費 362万5,635円。

6の農林水産業費 3億1,531万7,205円。1の農業費 3億841万円9,580円。2の農村環境整備費 392万188円。3の林業費 297万7,437円。

商工費 7,725万8,947円。

8の土木費 4億1,377万2,255円。1土木管理費 2億4,741万3,977円。2の道路橋梁費 1億5,622万4,548円。河川費が0。住宅費 1,013万3,730円。

5ページでございます。

9の消防費 1億4,264万6,454円。

10教育費 2億6,960万6,138円。1教育総務費 2,820万2,897円。2の小学校費 1億900万9,706円あります。

2の中学校費 2,648万8,095円。

3の社会教育費4,911万6,648円。5保健体育費5,678万8,792円です。
11の災害復旧費は0。

12の公債費5億7,602万3,150円であります。

予備費は0でありまして、歳出合計33億1,686万1,545円でありまして、歳入歳出差し引き残金が8億6,742万1,725円で、全額繰り越しとなっております。

なお、高根町におきましては、北杜市の火葬場の建設事業費とか高根ふれあいテレビ、あるいは道の駅南清里管理運営費とか町道の整備事業費、それから各小中学校の施設整備等が主な事業となっております。

次に認定第47号でございます。

次に認定第47号 平成16年度長坂町一般会計歳入歳出決算書でございます。

1ページをまくっていただきます。

歳入の1町税11億4,245万6,539円。1の町民税3億8,646万5,448円。
2の固定資産税6億8,539万4,420円。3の軽自動車税1,713万2,200円。
4市町村タバコ税5,087万821円。特別土地保有税が0。入湯税259万3,650円です。

2の地方譲与税2,921万5千円。1の所得割譲与税774万2千円。2の自動車重量譲与税1,555万2千円。3の地方道路譲与税592万1千円。利子割交付金259万8千円。
4の地方消費税交付金6,558万9千円。5の配当割交付金72万2千円。6の株式等譲渡所得割交付金1千円。7のゴルフ場利用税交付金251万4,289円。8の自動車取得税交付金911万9千円。9の地方特例交付金2,822万円。10の地方交付税15億2,839万9千円。11交通安全対策特別交付金107万1千円。12分担金及び負担金5,095万7千円。

まくっていただきまして、1の分担金614万円。2の負担金4,481万7千円。13の使用料及び手数料7,010万5,687円。1の使用料5,396万8,687円。2の手数料1,211万9,710円。3の証紙収入401万7,290円。

14国庫支出金3億2,298万8,717円。1の国庫負担金1,858万9,717円。
2の国庫補助金3億282万8千円。3の国庫委託金157万1千円。

15の県支出金7,166万7,388円。1県負担金371万7,338円。2県補助金5,273万円。3委託金1,522万50円。

16の財産収入1,193万475円。1の財産運用収入84万2,900円。2の財産売り払い収入1,108万7,575円。

17寄附金1,538万円。

18繰入金12億1,160万7,095円。1特別会計繰入金5,781万1,317円。
2基金繰入金11億5,379万5,778円。雑入は0であります。

繰越金3億8,407万5,647円。

20の諸収入1,322万8,538円。1延滞金加算金及び過料1,300円。2町預金
利子16万3,162円。3雑入1,306万4,073円。

町債2億5,380万円。

歳入合計が52億1,564万5,372円でございます。

次に歳出でございます。

1の議会費4,197万1,634円。2の総務費11億957万939円。1総務管理費10億4,269万9,856円。

2徴税費4,570万1,744円。3の戸籍住民登録費1,288万1,816円。4の選挙費764万2,456円。5の統計調査費37万7,545円。6の監査委員費26万7,522円です。

3の民生費3億8,598万8,564円。1社会福祉費2億5,911万5,956円。2の児童福祉費1億2,687万2,608円。3の生活保護費が0。4の災害救助費0であります。

4の衛生費1億5,594万5,366円。

それから5の労働費429万6,627円。

6の農林水産業費2億4,205万6,942円。1の林業農業費2億3,848万2,205円。2の林業費357万4,737円。

7の商工費10億1,231万6,683円。

8の土木費1億6,297万9,521円。1の土木管理費2,278万2,511円。2の道路橋梁費1億1,881万1,805円。河川費が0でありまして、住宅費1,839万2,705円。5の都市計画費299万2,500円。消防費1億3,611万1,142円であります。

次に教育費であります、15億3,489万2,994円。1教育総務費5,364万7,103円。2の小学校費8,586万2,125円。3の中学校費11億7,356万7,293円。4の社会教育費1億3,969万6,133円。5の保健体育費8,212万5,860円です。災害復旧費は0であります。

12の公債費4億2,513万2,198円。

13の諸支出金が0でありまして、予備費が175万円であります。

歳出合計が52億1,301万2,607円でありまして、歳入歳出差し引きが263万2,765円となっております、全額翌年度へ繰り越すということであります。

なお、長坂町においては長坂中学校の改修事業費、それから中心市街地活性化推進事業基盤整備促進事業、それから田園空間整備事業等が、今回支出されておるところであります。

○議長（清水壽昌君）

暫時休憩します。

11時10分に再開いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（清水壽昌君）

再開いたします。

収入役。

○収入役（小澤壯一君）

それでは、認定第57号でございます。

平成16年度大泉村一般会計歳入歳出決算書でございます。

1ページをめくっていただきたいと思います。

歳入、1村税6億5,264万5,699円。村民税1億1,488万2,646円。2固定資産税5億122万2,806円。3の軽自動車税863万6,900円。4タバコ税1,455万7,847円。5の特別土地保有税が0であります。入湯税1,334万5,500円。2地方譲与税1,311万8千円。1所得譲与税336万円。2自動車重量譲与税706万7千円。3地方道路譲与税269万1千円。3の地方消費税交付金2,689万3千円。4利子割交付金127万9千円。5配当割交付金35万5千円。株式等譲渡所得割交付金が0であります。

7の自動車取得税交付金413万1千円。地方交付税4億5,800万4千円。

9の地方特例交付金1,544万5千円。

10の交通安全対策特別交付金53万5千円。

11分担金及び負担金2,491万7,926円。負担金が同額でございます。分担金は0であります。

12使用料及び手数料5,277万3,330円。1使用料5,024万1,540円。2の手数料42万5,450円。3証紙収入210万6,340円。

13の国庫支出金1,421万3,804円。1国庫負担金953万7,204円。国庫補助金0。委託金467万6,600円。

14県支出金1,150万34円。1県負担金169万7,342円。2の県補助金818万992円。3の委託金162万1,700円。

15の財産収入2,755万3,153円。1の財産運用収入55万3,153円。2の財産売り払い収入2,700万円。

16の寄附金178万5千円。

17繰入金3億1,471万2,538円。基金繰入金2億6,477万7,538円。特別会計繰入金4,993万5千円。

18の繰越金2億6,998万9,157円。

19諸収入2,351万6,001円。1の村預金利子10万1,608円。2受託事業収入5,600円。3の雑入2,340万8,793円。村債9,690万円。

歳入合計20億1,026万6,642円であります。

次に歳出であります。

1議会費3,954万7,873円。2総務費3億6,383万7,689円。1総務管理費3億92万2,389円。2の徴税費3,449万3,995円。3戸籍住民基本台帳費1,840万2,015円。4の選挙費505万8,945円。5の統計調査費22万3,619円。6の監査委員費11万2,670円。7総合会館費462万4,056円。

3の民生費2億7,793万3,531円。1社会福祉費2億815万5,448円。2児童福祉費6,977万8,083円。

4の衛生費1億4,691万5,914円であります。

5の農林水産業費1億5,133万9,227円。1農業費1億3,345万9,746円。2林業費1,787万9,481円。

6の商工費6,052万4,382円。

7の土木費2億94万6,759円。1土木管理費987万4,350円。2の道路橋梁費1,903万1,972円。3の河川費43万3,250円。住宅費305万1,187円。

5の下水道費1億6,855万6千円。

8の消防費6,582万9,539円。

9の教育費3億6,045万9円。1の教育総務費3,351万1,061円。2の小学校費1,913万9,303円。3の中学校費2,825万9,867円。

まくっていただきまして、4の社会教育費2億4,662万8,877円。5の保健体育費3,291万901円。

10の災害復旧費1万7,050円。1の農林水産施設災害復旧費が0で、2の道路橋梁施設災害復旧費1万7,050円です。

11の公債費2億984万4,983円。

12の諸支出金1,417円。

13の予備費が0でありまして、歳出合計18億7,720万8,373円でございます。

歳入歳出差し引き残額が1億3,305万8,269円で、全額繰り越しとなっております。

なお、大泉につきましては、障害者支援費制度費とか、あるいは総合健診費、村下水道関連整備事業、あるいは谷戸城調査保存整備事業費等が主要事業となっております。

次に認定第66号でございます。

平成16年度白州町一般会計歳入歳出決算書でございます。

1ページをまくっていただきます。

歳入、町税5億6,057万2,856円。1町民税9,246万4,127円。2固定資産税4億3,947万2,160円。3軽自動車税926万1千円。町タバコ税1,925万3,269円。5入湯税12万300円であります。

2の地方譲与税1,439万6千円。1の所得譲与税358万6千円。2の自動車重量譲与税782万9千円。3の地方道路譲与税298万1千円。

3の利子割交付金90万7千円。配当割交付金25万2千円。それから、5の株式等譲渡所得割交付金は0であります。6の地方消費税交付金2,806万2千円。7のゴルフ場利用税交付金377万1,432円。8の自動車取得税交付金460万1千円。9の地方特例交付金1,749万5千円。10の地方交付税6億5,723万円であります。

それから裏面になりますけれども、11の交通安全対策特別交付金53万8千円。

12分担金及び負担金2,623万2,038円。1分担金1,425万6,730円。2の負担金1,197万5,308円。

13の使用料及び手数料3,660万6,240円。1の使用料3,390万900円。2の手数料270万6,150円。

14国庫支出金4,553万8,627円。1国庫負担金848万2,327円。2の国庫補助金3,215万9千円。3の国庫委託金489万7,300円であります。

15の県支出金1,842万4,154円。県負担金236万3,775円。2の県補助金1,487万7,379円。3の県委託金118万3千円。

次に16の財産収入であります、211万7,262円。1財産運用収入40万4,718円。2の財産売り払い収入171万2,544円あります。

17の寄附金170万円。

18繰入金2億7,990万6,849円。

19の繰越金2億9,791万8,526円。

諸収入が6 1 2万3 , 8 5 0円であります。1の延滞金加算金及び過料が1万3 , 8 0 0円。
3の町預金利子4万4 , 1 2 8円。3の雑入6 0 6万5 , 9 2 2円。

2 1の町債1億6 2 0万円であります。

歳入合計が2 1億8 5 9万2 , 8 3 4円でございます。

次に歳出でございます。

1の議会費であります、3 , 2 5 5万8 , 7 3 7円。2の総務費が4億8 , 0 3 8万3 , 6 0 5円。1の総務管理費が4億3 , 4 5 3万7 , 4 2 8円。2の徴税費2 , 7 6 5万1 , 8 1 7円。3の戸籍住民台帳費1 , 2 6 7万5 , 8 8 4円。4の選挙費5 1 2万2 , 6 9 6円。5の統計調査費1 3万5 , 5 3 0円。6の監査委員費2 6万2 5 0円であります。

3の民生費2億2 , 5 1 5万8 2 3円。1社会福祉費1億6 , 9 9 6万7 6円。2の児童福祉費5 , 5 1 9万7 4 7円あります。

4の衛生費1億8 8 2万4 , 6 7 4円あります。

5の農林水産業費2億3 , 3 5 8万2 , 3 7 4円。1農業費2億4 9 9万5 , 7 7 5円。2の林業費2 , 8 5 8万6 , 5 9 9円あります。

6の商工費5 , 3 6 7万3 , 9 1 1円。

7の土木費1億2 , 3 2 1万2 , 9 9 4円です。1の土木管理費1 , 4 2 7万7 , 0 4 3円。2の道路橋梁費1億5 7 0万7 2 2円。3の河川費5 2万2千円。4の住宅費2 7 1万3 , 2 2 9円。

8の消防費7 , 2 9 8万5 , 6 2 0円。

それから5ページですが、教育費3億1 , 4 2 8万3 , 7 1 1円。1教育総務費2 , 6 7 3万7 , 9 7 2円。2小学校費3 , 0 5 2万9 , 6 9 5円。3中学校費1億9千4 , 2 3 1円。4の社会教育費4 , 6 0 3万7 , 7 5 9円。5の保健体育費2 , 0 9 7万4 , 0 5 4円あります。

1 0の災害復旧費1万1 , 9 0 0円。1農林水産施設災害復旧費4 , 2 0 0円。2公共土木施設災害復旧費7 , 7 0 0円です。

1 1の公債費2億7 , 8 4 7万1 , 3 0 5円。

1 2の諸支出金2 , 2 0 0万1 , 4 5 8円あります。1の財産取得費が8 4円。2の基金費2 , 2 0 0万1 , 3 7 2円です。

1 3の予備費は2 0万円。

歳出合計が1 9億4 , 5 3 2万1 , 1 1 2円でありまして、歳入歳出差し引き残高1億6 , 3 2 7万1 , 7 2 2円が総額繰り越しとなるものでございます。

なお白州町におきましては、白州・尾白の森温泉施設整備事業、それから農道舗装工事、それから白州中学校体育館地震補強工事等が主要事業となっております。

次に認定第7 4号でございます。

平成1 6年度武川村一般会計歳入歳出決算書でございます。

1ページをまくっていただきます。

歳入、村税2億1 , 4 5 8万9 , 6 4 6円。1村民税5 , 7 3 4万9 , 7 0 3円。2固定資産税1億3 , 9 0 6万6 , 5 0 0円。3の軽自動車税6 5 6万6千円。3タバコ税1 , 1 6 0万7 , 4 4 3円。入湯税が0であります。

2の地方譲与税9 7 9万9千円。1所得譲与税2 8 6万8千円。2の自動車重量譲与税

502万円。地方道路譲与税191万1千円であります。

3の利子割交付金85万1千円。配当割交付金23万6千円。株式等譲渡所得割交付金が0であります。

6の地方消費税交付金2,022万3千円。それからゴルフ場利用税交付金569万7,580円。自動車取得税交付金294万9千円。地方特例交付金1,010万4千円。地方交付税5億6,756万8千円。交通安全対策特別交付金37万1千円。

12の分担金及び負担金739万3,500円であります。

13の使用料及び手数料531万6,278円。1使用料が351万1,728円でありませぬ。

それから、まくっていただきまして、2の手数料162万4,550円。

14の国庫支出金940万6,456円。1国庫負担金785万3,456円。2の国庫補助金90万円。3の国庫委託金65万3千円であります。

15の県支出金4,422万8,949円。1国庫負担金243万9,032円。2の県補助金3,773万6,317円。県委託金405万3,600円。財産収入262万5,248円。1財産運用収入198万993円。財産売り払い収入64万4,255円。2の寄附金213万5千円であります。

繰入金6億6,567万9,874円。1特別会計繰入金1,017万9,874円。2基金繰入金6億5,550万円。

9の繰越金2億6,890万9,328円。

20の諸収入2,314万2,736円。

延滞金加算金及び過料が0。村預金利子3,391円。3の雑入2,313万9,345円であります。

受託事業収入が0でありまして、村債9,690万円。

歳入合計が19億5,794万5,595円になります。

次に歳出であります、議会費2,897万9,133円。2総務費3億4,130万2,587円。1総務管理費3億3,887万8,213円。2徴税费987万4千円。3戸籍住民基本台帳費852万6,178円。4選挙費375万8,066円。5の統計調査費9万8,340円。6の監査委員費16万7,770円です。

3の民生費2億3,303万5,349円。1社会福祉費1億8,367万7,427円。児童福祉費4,935万7,925円。災害救助費は0であります。

4の衛生費7,594万4,410円。1の保健衛生費5,183万4,047円。2清掃費2,411万363円です。

6の農林水産業費2億8,525万4,254円。1農業費2億1,189万8,249円。2の林業費7,335万6,005円。

7の商工費1,940万3,211円。

8の土木費1億2,535万3,869円。1道路橋梁費1億2,356万7,570円。河川費43万2,798円。住宅費135万3,501円。

9の消防費6,973万3,970円。

10の教育費1億2,762万7,977円。1の教育総務費3,206万1,572円。2の小学校費2,731万6,680円。3の中学校費1,559万4,277円。2の社会

教育費 3,011万98円。それから5の保健体育費 2,254万5,350円。

11災害復旧費は0であります。

12の公債費 1億9,409万9,296円。それから3の諸支出金が0。

それから予備費が0でありまして、歳出総額 15億2,073万4,056円でございます。

歳入差し引き残高 4億3,721万1,539円は、全額繰り越しとなっております。

なお、武川村においては農山村広場の公園工事、それから大平の林道改良工事、それから有害獣の防止電気柵、それから武川総合交流プラザの用地取得等が主な経費でございます。

以上、本当に簡単でございますが、一般会計についてのみ朗読をいたし、説明に代えさせていただきます。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

以上で、収入役の説明が終わりました。

次に認定第84号について、塩川病院管理局長より説明を求めます。

管理局長。

○塩川病院管理局長（村田圭司君）

認定第84号 平成16年度須玉町外ヶ村病院組合会計歳入歳出決算の認定について、ご説明をいたします。

決算書の3ページをお開きください。

収益的収入及び支出ですが、第1款病院事業収入、決算額 8億2,045万8,718円。

第1項医業収益 7億8,748万4,100円。医業外収益 3,297万4,618円。

支出ですが、第1款病院事業費用、決算額 15億6,081万6,695円。第1項議会費 53万7,236円。医業費用 10億6,436万6,127円。医業外費用 4億9,591万3,332円。

まくってください。4ページをお開き願います。

資本的収入及び支出 収入、第1款資本的収入 8億4,514万7,757円。第1項負担金 1,599万3,984円。第2項企業債 8億1,799万8,773円。第3項の補助金 1,115万5千円。

支出ですが、第1款資本的支出 8億9,796万2,324円。第1項企業債償還金 1,599万3,984円。建設改良費 8億8,196万8,440円。

病院会計でございます。

続きまして、決算書の60ページをお開きください。

介護老人保健施設の決算について、ご説明をいたします。

収益的収入及び支出 収入、第1款介護老人保健施設の事業収入ですが、決算額 1億6,158万807円。事業収入 1億4,573万4,723円。事業外収入 1,584万6,084円。

支出ですが、事業費用、決算額 2億198万9,316円。事業費用 1億7,954万7,274円。事業外費用 2,244万2,042円です。

まくって、61ページをお開きください。

資本的収入及び支出 収入、第1款資本的収入、決算額 972万2,136円。負担金 972万2,136円です。

支出、資本的支出 1億1,183万3,586円。企業債償還金 972万2,136円。建

設改良費 1 億 2 1 1 万 1 , 4 5 0 円です。

決算書の 9 4 ページをお開きください。

訪問介護事業の決算について、ご説明いたします。

収益的収入及び支出 収入、訪問看護事業収入、決算額 1 , 0 5 2 万 4 1 4 円。事業収入 1 , 0 4 5 万 6 , 3 9 9 円。事業外収入 6 , 4 1 5 円。

支出です。訪問看護事業の費用で、決算額 1 , 1 5 7 万 6 , 3 9 7 円。事業費用 1 , 1 5 3 万 8 , 2 1 3 円。事業外費用 3 万 8 , 1 8 4 円。

以上でございます。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（清水壽昌君）

以上で、管理局長の説明が終わりました。

暫時休憩。

午後 1 時より、再開いたします。

休憩 午前 1 1 時 4 4 分

再開 午後 1 時 0 0 分

○議長（清水壽昌君）

再開いたします。

認定第 1 号から認定第 1 0 0 号までの 1 0 0 案件の決算審査結果について、意見報告を求めます。

代表監査委員、清水喜一君。

○代表監査委員（清水喜一君）

私は、去る 1 2 月の臨時議会におきまして、議員の皆さま方の選任・同意をいただき、同 1 3 日に白倉市長さんから選任証書を交付され、北杜市監査委員になりました高根町の清水喜一でございます。

議長さまのお許しをいただきましたので、あいさつと決算の審査結果について、意見報告を申し上げます。

私は北杜市の監査委員として、今、その職責の重大さをひしひしと感じております。今、地方公共団体の財政は国の財政構造改革によりまして、補助金の削減や地方交付税の減額等、非常に厳しいものがございます。

こうした中で、北杜市の監査委員として、私は監査にあたっては計数の確認、そして支出、収入等の合法性はもちろんのこと、住民の福祉の向上と最小の経費で最大の効果を挙げているかどうか。また、事務事業が法令、条例等に従って、適正に処理されているかどうか。あるいは、行政運営が効率的、効果的になされているかどうか等について監査をし、新生北杜市の目指す人と自然が躍動する環境創造都市建設のために、微力ではありますが、職務に精進する所存でございます。

議長さまをはじめ、議員の皆さま方のご指導とご教授を賜りますよう、お願い申し上げます。あいさつに代えさせていただきます。

ありがとうございました。

それでは、平成 1 6 年度各種会計決算および基金運営状況等決算の審査結果について、意見

を申し上げます。

決算は、

平成16年度明野村一般会計歳入歳出決算
明野村国民健康保険特別会計歳入歳出決算
明野村国保辺見診療所特別会計歳入歳出決算
明野村老人保健特別会計歳入歳出決算
明野村住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算
明野村介護保険特別会計歳入歳出決算
明野村居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算
明野村簡易水道特別会計歳入歳出決算
明野村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
明野村特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
明野村明野ふるさと太陽館特別会計歳入歳出決算
金ヶ岳山外二字恩賜林保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算
大平外一字恩賜林保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算
明野村小笠原財産区管理会特別会計歳入歳出決算
明野村朝神財産区管理会特別会計歳入歳出決算
須玉町一般会計歳入歳出決算
須玉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
須玉町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
須玉町土地開発事業特別会計歳入歳出決算
須玉町下水道事業特別会計歳入歳出決算
須玉町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
須玉町老人保健特別会計歳入歳出決算
須玉町介護保険特別会計歳入歳出決算
須玉町居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算
松尾山恩賜県有財産保護財産区特別会計歳入歳出決算
日向矢窪山恩賜県有財産保護財産区特別会計歳入歳出決算
肥道山恩賜県有財産保護財産区特別会計歳入歳出決算
穂足財産区特別会計歳入歳出決算
多麻財産区特別会計歳入歳出決算
江草財産区特別会計歳入歳出決算
高根町一般会計歳入歳出決算
高根町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
高根町老人保健特別会計歳入歳出決算
高根町介護保険特別会計歳入歳出決算
高根町居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算
高根町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
高根町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
高根町下水道事業特別会計歳入歳出決算

高根町高等学校通学バス運営特別会計歳入歳出決算
高根町安都玉財産区特別会計歳入歳出決算
高根町安都那財産区特別会計歳入歳出決算
高根町熱見財産区特別会計歳入歳出決算
高根町甲財産区特別会計歳入歳出決算
高根町清里財産区特別会計歳入歳出決算
高根町念場ヶ原山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算
高根町上手原山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算
長坂町一般会計歳入歳出決算
長坂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
長坂町老人保健特別会計歳入歳出決算
長坂町介護保険特別会計歳入歳出決算
長坂町指定居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算
長坂町統合簡易水道特別会計歳入歳出決算
長坂町下水道事業特別会計歳入歳出決算
長坂町農業集落排水下水道事業特別会計歳入歳出決算
長坂町恩賜県有財産保護財産区古杣川西外七字施業区恩賜林特別会計歳入歳出決算
長坂町恩賜県有財産保護財産区三ツ墓施業区恩賜林特別会計歳入歳出決算
大泉村一般会計歳入歳出決算
大泉村国民健康保険特別会計歳入歳出決算
大泉村老人保健特別会計歳入歳出決算
大泉村簡易水道給水特別会計歳入歳出決算
大泉村下水道特別会計歳入歳出決算
大泉村介護保険特別会計歳入歳出決算
大泉村居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算
大泉村ケーブルテレビ特別会計歳入歳出決算
大泉村甲斐大泉温泉特別会計歳入歳出決算
白州町一般会計歳入歳出決算
白州町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
白州町老人保健特別会計歳入歳出決算
白州町介護保険特別会計歳入歳出決算
白州町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
白州町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
白州町町立診療所特別会計歳入歳出決算
白州町白州・尾白の森名水公園事業特別会計歳入歳出決算
武川村一般会計歳入歳出決算
武川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算
武川村老人保健特別会計歳入歳出決算
武川村営農飲雑用水事業特別会計歳入歳出決算
武川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

武川村ふるさと活性化事業特別会計歳入歳出決算
武川村介護保険特別会計歳入歳出決算
武川村介護サービス事業特別会計歳入歳出決算
武川村下水道事業特別会計歳入歳出決算
武川村高齢者等健康増進事業特別会計歳入歳出決算
須玉町外ヶ村病院組合会計歳入歳出決算
大泉村恩賜県有財産保護団体会計歳入歳出決算
三宝恩賜林保護財産区管理会会計歳入歳出決算
前山恩賜林保護財産区管理会会計歳入歳出決算
日向山外字恩賜林保護財産区管理会会計歳入歳出決算
大日向山外十三字恩賜林保護財産区管理会会計歳入歳出決算
眞原小山平恩賜県有財産保護組合会計歳入歳出決算
大平山恩賜県有財産保護組合会計歳入歳出決算
奥山恩賜県有財産保護組合会計歳入歳出決算
前山恩賜県有財産保護組合会計歳入歳出決算
浅尾原共有地組合会計歳入歳出決算
日野原山恩賜県有財産保護組合会計歳入歳出決算
淵ヶ沢山恩賜県有財産保護組合会計歳入歳出決算
鳳凰山外三字恩賜県有財産保護組合会計歳入歳出決算
石堂山恩賜県有財産保護組合会計歳入歳出決算
内山の内十二山恩賜県有財産保護組合会計歳入歳出決算
駒ヶ岳の内黒戸山恩賜県有財産保護組合会計歳入歳出決算

の100会計の審査を行いました。

また、地方自治法第233条2項および同法第241条第5項、ならびに地方公営企業法第30条第2項の規定により、決算書および基金運用状況、ならびに証書類を審査した結果をお手元の平成16年度一般会計特別会計歳入歳出決算書および公営企業会計決算書に添付の意見書により、ご報告させていただいております。

今議会に付議された決算は峡北地区7町村の合併により、平成16年10月31日をもって旧7町村が廃止することになったため、旧7町村の町村長によって決算書を作成し、北杜市の市長に引き継ぎされ、審査に付されたものであります。

審査に付された会計は、ただいま申し上げました7町村一般会計、7町村国民健康保険会計、7町村老人保健会計、7町村介護保険会計、6町村居宅介護支援事業会計、6町村簡易水道事業会計、7町村農業集落排水事業会計、7町村下水道事業会計、2町村診療所特別会計、3村温泉事業特別会計ほか住宅新築貸付会計、土地開発事業特別会計、高等学校通学バス運営会計、ケーブルテレビ特別会計、白州・尾白の森特別会計の計6会計と須玉町ヶ村病院組合会計、金ヶ岳山外二字財産区ほか33財産区、三ツ墓恩賜県有保護財産区など3恩賜林会計の100会計でございます。

なお、この審査については、平成17年2月10日、3月7日、3月8日の3日間にわたり、北杜市役所内において、審査のため提出されました決算書類について、帳簿と証書等に基づき、内藤紀宏監査委員、篠原眞清監査委員、そして私の3名の監査委員が監査を実施いたしました。

このたびの決算は合併による打ち切り決算ということですので、通常の決算審査とは異なり、事業期間が短いために、年度間の比較や財政の分析ができませんので、各町村において、平成16年10月までに実施されました監査委員の監査や例月出納監査等を尊重し、その結果をふまえて、各町村および新たに北杜市の特別会計となった関係諸機関の保有した合併直前の財産が適正に移行されているか等に主眼を置いて、計数は正確であるか、財産の管理は適正か、決算収支額および歳計現金の小計は適正か等、関係諸帳簿および証拠書類との照合をはじめ、必要と認める、その他の審査を実施しました。

その結果、先ほど申し上げました100会計について、決算計数は正確に処理されており、歳計現金も北杜市に正しく承継されていることを認めました。

以上、簡単ではございますが、決算審査についての意見報告とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（清水壽昌君）

以上で、監査委員の意見報告が終わりました。

質疑を許します。

質疑のある方。

浅川哲男議員。

○9番議員（浅川哲男君）

一般会計、特別会計、合わせて100の案件でございますが、総括して申し上げたいんですが、非常に北杜市の財政厳しい中で、ちょっと調べて計算してみました。現年度の関係で、収入はまだ、今年度でいいですが、15年以前の滞納の繰り越しは、全部合わせると10億7千万円ほどあります。15年以前が。そういう状況です。全部拾ってみると。住民税からはじまって、国保から下水から全部合わせると10億7千万円。

それだけあるんですから、そこで市長と総務部長に考え方をお聞きしたいんですが、昨日もちょっと申し上げましたが、これは滞納整理をしていただくには、住民税は住民税の滞納整理に行くではなくて、住民税の関係の人は必ず何かほかの滞納がございます。国保から下水からいろいろありますから、その滞納の個人のカードを作って、職員にやれと言っても、これは無理だと思います。みんなでチームを組んでやるのも結構ですが、そのほか、いろいろのまだ合併したばかりで大変だと思うんですが、それはそれで努力はしてもらいたいと思うんですが、そこで外部から徴収員を2、3名あれして、自分の考え方ですが、固定給をあれして、収入を受けた歩合制によってやったらどうかと。そうしないと、過年度のものが10億円もあって、まだ現年だって、今度あれをすれば、また滞納が出るというわけです。

そういう中で、この財政では非常にあれだということを思いますが、1つの例を申しますが、蕪崎の市を調べてみてください。あそこは外部の、以前、自分も聞いて、いろいろあれしたんですが、外部の銀行員あがりの職員の取り立ての、これではなくて、取り立ての上手の人をあれして、蕪崎の市の滞納は割合少ないですよ。ほかの市においても、ものすごくいろいろ努力をして、滞納整理はしないと、善良な納税者に対して、こういう話が出ないというわけです。

それだから、そんな考えで、自分はやってもらいたいと思うんですが、市長と総務部長はどんなふうに思っているか。そして税務の体制を、もうちょっと強化しないと、これはできないと思いますよ。それで全員でチームを組んでやれといたって、これもちょっと無理だと思います。それも結構ですが、どんな考えか、市長と総務部長の考えをお聞きします。

○議長（清水壽昌君）

総務部長。

○総務部長（小林奎吾君）

浅川議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

ただいま、滞納整理の関係で、専門員を設けたらどうかと、こういうご質問かと思ひます。これにつきましては、また、市長とも相談する中で考えていきたいと考えております。

なお、未納が非常に多いというのも現実でございます、1円でも多く徴収していきたいということで、専門員の関係につきましては、またご相談を申し上げるところでございますが、4月以降につきましては、職員こそって滞納整理に入ってまいりたいと、こんな考えを持っております。

以上でございます。

○議長（清水壽昌君）

浅川哲男君。

○9番議員（浅川哲男君）

今、総務部長が話をされたんですが、市長としてどんなように感じているか。もう1回、お願いします。

○議長（清水壽昌君）

市長。

○市長（白倉政司君）

いろいろな意味で、こんな景気でもあるでしょうから、滞納者が増えてきているのかもしれませんが、今ご指摘の10億7千万円なるものは、これから、これは10月末までの決算ですから、そういうのもあろうかと思ひますが、現実に滞納者が数字的に増えていることは確かであります。したがって、当たり前のこととはいえども、善良に納税をする人、完納する人に対して申し訳ないということもあろうかと思ひます。

いずれにしても、滞納者がないようにするのは行政の務めでありまして、専門的な人というか、取り立て上手の人とかという、具体的にご指摘がありました。参考にさせていただきたいと思ひます。

いずれにしても、職員も滞納者がないように、取り立てにあたっては、みんなでチームを組んでやりたいとも考えております。

ご理解ください。

○議長（清水壽昌君）

浅川哲男君。

○9番議員（浅川哲男君）

もう1点、お伺ひします。

認定の第5号ですが、これは明野村の住宅の貸し付けの関係ですが、ちょっとお伺ひします。

これは、この間の決算の説明で、ちょっと自分が申し上げたんですが、今年で、貸し付けた金で、国だか県だか借りた償還分がありますよね。償還分は今年、最後で終わるんですか。

○議長（清水壽昌君）

萩原支所長。

○明野総合支所長（萩原武一君）

ただいまのご質問でございますが、償還分はまだ、これからもまだ返済が続いていきます。返済の期限の年度はちょっと、資料が手元にはございませんが、まだ続いております。

以上でございます。

○議長（清水壽昌君）

浅川哲男君。

○9番議員（浅川哲男君）

ちょっと声が小さくて分からないんですが、こういうのは続くということですね、返すほうは。

そこで、この間、とれないという感じの答弁を受けましたが、この会計方式で税金では不納欠損とかなんとかという未済額のラインが出ますが、ここの場合はなんにも出ていない。そして貸し付けですから、これは金融機関が金を貸して、取れない場合は不良債権が何かで落とさなければならないというわけです。普通は、税金では不納欠損でいいけれども、金融で貸し付けたもので、それを取れない理由はいろいろあって取れないと取れないでもいいですが、これでいくと、いくら貸し付けて、いくら返ってこないのか、全然分からないというわけです。もっと、取れないと取れないでも結構ですから、明確な内容を示してもらわないと、分からないと思うんですが、この会計について、あれですかね、総務部長は専門の立場でどんなように思いますか。

○議長（清水壽昌君）

総務部長。

○総務部長（小林奎吾君）

この制度につきましては、旧明野村が住宅の新築等の貸し付け事業ということでやってきたところでございます。

この事業につきましては、平成16年の3月31日で貸し付け事業のほうは終了したと、こういう状況でございますが、今、支所長のほうからお話がありましたように、まだ償還分が残っているということで、償還分の特別会計ということになっております。

なお今、しっかりした資料を持っていないわけでございますが、当然、本人、借りた方が償還していくということが原則でありまして、本人は元金と一部利子、その当時、一部は明野村で利子補給していたということでございますが、元金と利子、合わせた償還をしていくという状況でございます。

以上でございます。

○議長（清水壽昌君）

ほかに質疑ございませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

討論を行います。

討論ございますか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

これより認定第1号から認定第100号までの、以上100案件を一括採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、

- 認定第 1 号 平成 1 6 年度明野村一般会計歳入歳出決算の認定
- 認定第 2 号 平成 1 6 年度明野村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第 3 号 平成 1 6 年度明野村国保辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第 4 号 平成 1 6 年度明野村老人保健特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第 5 号 平成 1 6 年度明野村住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第 6 号 平成 1 6 年度明野村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第 7 号 平成 1 6 年度明野村居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第 8 号 平成 1 6 年度明野村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第 9 号 平成 1 6 年度明野村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第 1 0 号 平成 1 6 年度明野村特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第 1 1 号 平成 1 6 年度明野村明野ふるさと太陽館特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第 1 2 号 平成 1 6 年度金ヶ岳山外二字恩賜林保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第 1 3 号 平成 1 6 年度大平外一字恩賜林保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第 1 4 号 平成 1 6 年度明野村小笠原財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第 1 5 号 平成 1 6 年度明野村朝神財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第 1 6 号 平成 1 6 年度須玉町一般会計歳入歳出決算の認定
- 認定第 1 7 号 平成 1 6 年度須玉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第 1 8 号 平成 1 6 年度須玉町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第 1 9 号 平成 1 6 年度須玉町土地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第 2 0 号 平成 1 6 年度須玉町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第 2 1 号 平成 1 6 年度須玉町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第 2 2 号 平成 1 6 年度須玉町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第 2 3 号 平成 1 6 年度須玉町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第 2 4 号 平成 1 6 年度須玉町居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第 2 5 号 平成 1 6 年度松尾山恩賜県有財産保護財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第 2 6 号 平成 1 6 年度日向矢窪山恩賜県有財産保護財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第 2 7 号 平成 1 6 年度肥道山恩賜県有財産保護財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第 2 8 号 平成 1 6 年度穂足財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第 2 9 号 平成 1 6 年度多麻財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第 3 0 号 平成 1 6 年度江草財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第 3 1 号 平成 1 6 年度高根町一般会計歳入歳出決算の認定

- 認定第32号 平成16年度高根町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第33号 平成16年度高根町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第34号 平成16年度高根町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第35号 平成16年度高根町居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第36号 平成16年度高根町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第37号 平成16年度高根町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第38号 平成16年度高根町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第39号 平成16年度高根町高等学校通学バス運営特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第40号 平成16年度高根町安都玉財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第41号 平成16年度高根町安都那財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第42号 平成16年度高根町熱見財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第43号 平成16年度高根町甲財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第44号 平成16年度高根町清里財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第45号 平成16年度高根町念場ヶ原山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第46号 平成16年度高根町上手原山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第47号 平成16年度長坂町一般会計歳入歳出決算の認定
- 認定第48号 平成16年度長坂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第49号 平成16年度長坂町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第50号 平成16年度長坂町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第51号 平成16年度長坂町指定居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第52号 平成16年度長坂町統合簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第53号 平成16年度長坂町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第54号 平成16年度長坂町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第55号 平成16年度長坂町恩賜県有財産保護財産区古杣川西外七字施業区恩賜林特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第56号 平成16年度長坂町恩賜県有財産保護財産区三ツ墓施業区恩賜林特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第57号 平成16年度大泉村一般会計歳入歳出決算の認定
- 認定第58号 平成16年度大泉村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第59号 平成16年度大泉村老人保健特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第60号 平成16年度大泉村簡易水道給水特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第61号 平成16年度大泉村下水道特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第62号 平成16年度大泉村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第63号 平成16年度大泉村居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第64号 平成16年度大泉村ケーブルテレビ特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第65号 平成16年度大泉村甲斐大泉温泉特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第66号 平成16年度白州町一般会計歳入歳出決算の認定
- 認定第67号 平成16年度白州町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第68号 平成16年度白州町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定

- 認定第69号 平成16年度白州町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第70号 平成16年度白州町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第71号 平成16年度白州町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第72号 平成16年度白州町町立診療所特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第73号 平成16年度白州町白州・尾白の森名水公園事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第74号 平成16年度武川村一般会計歳入歳出決算の認定
- 認定第75号 平成16年度武川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第76号 平成16年度武川村老人保健特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第77号 平成16年度武川村営農飲雑用水事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第78号 平成16年度武川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第79号 平成16年度武川村ふるさと活性化事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第80号 平成16年度武川村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第81号 平成16年度武川村介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第82号 平成16年度武川村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第83号 平成16年度武川村高齢者等健康増進事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第84号 平成16年度須玉町外ヶ村病院組合会計歳入歳出決算の認定
- 認定第85号 平成16年度大泉村恩賜県有財産保護団体会計歳入歳出決算の認定
- 認定第86号 平成16年度三宝恩賜林保護財産区管理会会計歳入歳出決算の認定
- 認定第87号 平成16年度前山恩賜林保護財産区管理会会計歳入歳出決算の認定
- 認定第88号 平成16年度日向山外字恩賜林保護財産区管理会会計歳入歳出決算の認定
- 認定第89号 平成16年度大日向山外十三字恩賜林保護財産区管理会会計歳入歳出決算の認定
- 認定第90号 平成16年度眞原小山平恩賜県有財産保護組体会計歳入歳出決算の認定
- 認定第91号 平成16年度大平山恩賜県有財産保護組体会計歳入歳出決算の認定
- 認定第92号 平成16年度奥山恩賜県有財産保護組体会計歳入歳出決算の認定
- 認定第93号 平成16年度前山恩賜県有財産保護組体会計歳入歳出決算の認定
- 認定第94号 平成16年度浅尾原共有地組体会計歳入歳出決算の認定
- 認定第95号 平成16年度日野原山恩賜県有財産保護組体会計歳入歳出決算の認定
- 認定第96号 平成16年度淵ヶ沢山恩賜県有財産保護組体会計歳入歳出決算の認定
- 認定第97号 平成16年度鳳凰山外三字恩賜県有財産保護組体会計歳入歳出決算の認定
- 認定第98号 平成16年度石堂山恩賜県有財産保護組体会計歳入歳出決算の認定
- 認定第99号 平成16年度内山の内十二山恩賜県有財産保護組体会計歳入歳出決算の認定
- 認定第100号 平成16年度駒ヶ岳の内黒戸山恩賜県有財産保護組体会計歳入歳出決算の認定

については、原案どおり認定することに決しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時43分

再開 午後 2時00分

○議長（清水壽昌君）

再開いたします。

○議長（清水壽昌君）

日程第101 議案第3号 北杜市個人情報保護条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

議案第3号の北杜市個人情報保護条例の制定について、ご説明申し上げます。

市の機関が保有する個人情報の開示、訂正および利用停止を求める権利を明らかにするとともに、個人の権利、利益を保護する必要があるため、条例を制定するものであります。

内容につきましては、総務部長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

総務部長。

○総務部長（小林奎吾君）

それでは議案第3号 北杜市個人情報保護条例の制定について、ご説明を申し上げます。

高度情報通信社会の発展に伴いまして、個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、市の実施機関、これは市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員および議会におきます個人情報の取り扱いに関する必要事項を定めることにより、個人情報の取り扱いによって侵害されるおそれのある個人の人格的、財産的な権利、利益に対する侵害を未然に防止することを目的とし、制定するものでございます。

条文につきましては、第1章から第7章までの66条で構成されております。

よろしくご審議の上、ご議決をくださいますようお願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

説明が終わりました。

質疑を許します。

浅川哲男君。

○9番議員（浅川哲男君）

この間、ここを見なくて質問しませんでしたから、今日はします。

21ページの審査会。審査会の委員は7人以内とあるんですが、これはどういう学識経験者が、また町別に1人ずつ出すのか、ちょっとお聞きします。

○議長（清水壽昌君）

総務部長。

○総務部長（小林奎吾君）

委員の7名でございますけども、今後、検討してまいります。

よろしくお願いたします。

○議長（清水壽昌君）

質疑を終結いたします。

討論を行います。

討論ございませんか。

(な し)

討論なしと認めます。

日程第101 議案第3号 北杜市個人情報保護条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、日程第101 議案第3号 北杜市個人情報保護条例の制定については、原案どおり可決することに決しました。

○議長(清水壽昌君)

日程第102 議案第4号 北杜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(白倉政司君)

議案第4号の北杜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

地方公務員法、地方公共団体の一般職の任期つき職員の採用に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、新たに条例を制定するものであります。

内容につきましては、総務部長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長(清水壽昌君)

総務部長。

○総務部長(小林奎吾君)

議案第4号の北杜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

地方公務員法第58条の2の規定によりまして、地方公共団体における人事行政の運営等の状況を住民に公表することによりまして、その公正性、透明性を高める観点から、この条例を制定するものでございます。

地方分権の進展等に対応いたしまして、地方公共団体の公務の能率的かつ適正な運営を推進するために、任期つき採用の拡大などの任用および勤務形態の多様化、計画的な人材の育成、人事行政運営における公正性および透明性の確保、公平委員会の機能の充実等を図るための措置を講ずるものでございます。

このようなことから、毎年7月末までに報告し、職員にかかる給与などを毎年12月末までに広報等に掲載し、公表しなければならないということでございます。

よろしくご審議の上、ご議決をいただきたいと思います。

以上です。

○議長(清水壽昌君)

説明が終わりました。

質疑を許します。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を行います。

討論ございませんか。

(な し)

討論なしと認めます。

日程第102 議案第4号 北杜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、日程第102 議案第4号 北杜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定については、原案どおり可決することに決しました。

○議長(清水壽昌君)

日程第103 議案第5号 北杜市総合計画審議会条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(白倉政司君)

議案第5号の北杜市総合計画審議会条例の制定について、ご説明申し上げます。

総合計画基本構想の策定にあたっての基準や内容に関し、審査するための付属機関として設置するため、新たに条例を制定するものであります。

内容につきましては、企画部長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長(清水壽昌君)

企画部長。

○企画部長(坂本等君)

内容のご説明を申し上げます。

北杜市総合計画審議会条例の制定につきまして、北杜市の新たなまちづくりを総合的に進めるための指針となります総合計画の作成の基準となるべき事項、それから実施に関して必要な事項を調査、審議するために設置するものでございます。

審議会の委員は全24人以内としておりまして、全条項第9条から構成をいたしまして、平成17年4月1日から施行する予定のものでございます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長(清水壽昌君)

説明が終わりました。

質疑を許します。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を行います。

(な し)

討論なしと認めます。

日程第103 議案第5号 北杜市総合計画審議会条例の制定についてを採決いたします。
本案は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、日程第103 議案第5号 北杜市総合計画審議会条例の制定については、原案どおり可決することに決しました。

○議長(清水壽昌君)

日程第104 議案第6号 北杜市北の杜聖苑条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(白倉政司君)

議案第6号の北杜市北の杜聖苑条例の制定について、ご説明申し上げます。

平成17年度より稼動する火葬場について、設置、営業日、営業時間、使用料等の規定を定める必要があるため、新たに条例を制定するものであります。

内容につきましては、保健福祉部長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長(清水壽昌君)

保健福祉部長。

○保健福祉部長(古屋克巳君)

それでは、内容についてご説明をいたします。

まずは名称および位置でございまして、第2条関係でございまして。

名称は、北杜市北の杜聖苑。

位置につきましては、北杜市高根町下黒沢378番地の6でございまして。

休業日につきましては第5条関係でございまして、12月29日から翌年の1月3日まで。

そして使用料につきましては、別表に書いてございますけれども、年齢12歳以上の者につきましては市内が1万円、市外が5万円。12歳未満の者につきましては市内が8千円、市外が4万円というふうに、以下そのように定めてございまして。

よろしくご審議の上、ご議決をよろしくお願いいたします。

○議長(清水壽昌君)

説明が終わりました。

質疑を許します。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を行います。

(な し)

討論なしと認めます。

日程第104 議案第6号 北杜市北の杜聖苑条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、日程第104 議案第6号 北杜市北の杜聖苑条例の制定については、原案どおり可決することに決しました。

お諮りいたします。

○議長(清水壽昌君)

日程第105 議案第7号 北杜市石堂山恩賜県有財産保護財産区財政調整基金条例の制定について

日程第106 議案第8号 北杜市鳳凰山、山葵澤、城山、大澤恩賜県有財産保護財産区運営調整基金条例の制定について

を一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、2案件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(白倉政司君)

議案第7号の北杜市石堂山恩賜県有財産保護財産区財政調整基金条例の制定について、ご説明申し上げます。

北杜市の合併に伴い、一部事務組合である石堂山恩賜県有財産保護組合を解散し、財産区を新たに設置したことにより、財産区の財政の健全な運営を図る必要があるため、新たに条例を制定するものであります。

議案第8号の北杜市鳳凰山、山葵澤、城山、大澤恩賜県有財産保護財産区運営調整基金条例の制定について、ご説明申し上げます。

北杜市の合併に伴い、一部事務組合である鳳凰山ほか3恩賜県有財産保護組合を解散し、財産区を新たに設置したことにより、財産区の財政の健全な運営を図る必要があるため、新たに条例を制定するものであります。

2件、内容につきましては、産業観光部長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長(清水壽昌君)

産業観光部長。

○産業観光部長(浅川清朗君)

それでは、議案第7号と8号の説明をさせていただきます。

北杜市石堂山恩賜県有財産保護財産区財政調整基金条例の制定であります。

これにつきましては、今、市長が言いましたような理由ということで、条例につきましては第1条の設置から第7条の委任までということであります。

続きまして、議案第8号につきましても同様の理由で、第1条の設置目的から第6条の委任

までということで、条例を制定するものであります。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

以上で説明が終わりました。

質疑を許します。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

討論を行います。

（ な し ）

討論なしと認めます。

日程第 105 議案第 7 号 北杜市石堂山恩賜県有財産保護財産区財政調整基金条例の制定
について

日程第 106 議案第 8 号 北杜市鳳凰山、山葵澤、城山、大澤恩賜県有財産保護財産区運
営調整基金条例の制定について

を一括採決いたします。

本案は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、

日程第 105 議案第 7 号 北杜市石堂山恩賜県有財産保護財産区財政調整基金条例の制定
について

日程第 106 議案第 8 号 北杜市鳳凰山、山葵澤、城山、大澤恩賜県有財産保護財産区運
営調整基金条例の制定について

は、原案どおり可決することに決しました。

お諮りいたします。

○議長（清水壽昌君）

日程第 107 議案第 9 号 北杜市行政区長設置条例の一部を改正する条例について

日程第 108 議案第 10 号 政治倫理の確立のための北杜市長の資産等の公開に関する条例の
一部を改正する条例について

日程第 109 議案第 11 号 北杜市ケーブルテレビ情報連絡施設の設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例について

日程第 110 議案第 12 号 北杜市税条例の一部を改正する条例について

日程第 111 議案第 13 号 北杜市介護保険条例の一部を改正する条例について

日程第 112 議案第 14 号 北杜市下水道条例の一部を改正する条例について

日程第 113 議案第 15 号 北杜市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例に
ついて

を一括議題といたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第9号から議案第15号までの7案件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

議案第9号の北杜市行政区長設置条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

行政区長は、それぞれの区域内より推薦されてくるため、北杜市行政区長設置条例の一部を
実情に合わせ、改正するものであります。

内容につきましては、総務部長が説明いたします。

議案第10号の、政治倫理の確立のための北杜市長の資産等の公開に関する条例の一部改正
について、ご説明申し上げます。

政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開に関する法律が改正されたことに伴い、一
部を改正するものであります。

内容につきましては、総務部長が説明いたします。

議案第11号の、北杜市ケーブルテレビ情報連絡施設の設置及び管理に関する条例の一部改
正について、ご説明申し上げます。

利用料に対する消費税賦課を条項に明示する必要があるため、一部を改正するものであり
ます。

内容につきましては、企画部長が説明いたします。

議案第12号の北杜市税条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

不動産登記法の改正に伴い、所要の改正をする必要があるため、一部を改正するものであり
ます。

内容につきましては、総務部長が説明いたします。

議案第13号の北杜市介護保険条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

北杜市介護保険事業計画を定め、平成17年4月から事業運営を行うことに伴い、介護保険
料率を条例により定めるため、所要の改正をする必要があるため、一部を改正するものであり
ます。

内容につきましては、保健福祉部長が説明いたします。

議案第14号の北杜市下水道条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

不動産登記法の改正に伴い、所要の改正をする必要があるため、一部を改正するものであり
ます。

内容につきましては、生活環境部長が説明いたします。

議案第15号の北杜市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正について、ご説明申し上
げます。

白州町農業集落排水事業により施工した、白州第3地区が平成17年4月より供用開始に伴
い、受益者が負担する分担金の額を定める必要があるため、一部を改正するものであります。

内容につきましては、生活環境部長が説明いたしますので、以上よろしくご審議の上、ご議
決のほどをお願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

総務部長。

○総務部長（小林奎吾君）

それでは、私のほうから議案第9号、10号、12号を説明させていただきたいと思います。

はじめに、議案第9号の北杜市行政区長設置条例の一部改正についてでございますが、北杜市行政区長設置第2条の規定によりまして、162の行政区があるわけでございますが、行政区長さんの選任時期において、各行政区より後任者の報告がありますので、一緒に合わせまして、今回「選任」ということを「委嘱」に改正を行うものでございます。

続きまして、議案第10号でございます。政治倫理の確立のための北杜市長の資産等の公開に関する条例の一部改正についてでございます。

株式等の取り引きに関わります決済の合理化を図るための、社債等の振替に関する法律の一部を改正する法律が、商法が改正されまして、株式を発行しない制度が導入されたため、条例中の資産公開の対象となります株券の定義を整理する必要があるため、改正を行うものでございます。

続きまして、議案第12号でございます。北杜市税条例の一部改正についてでございます。

不動産登記法の改正によりまして、「土地登記簿及び建物登記簿」が「登記簿」に改められ、これに伴う不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が、平成17年3月7日から施行することによりまして、所要の改正を行うものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決をお願いしたいと思います。

○議長（清水壽昌君）

企画部長。

○企画部長（坂本等君）

議案第11号につきまして、ご説明を申し上げます。

北杜市ケーブルテレビ情報連絡施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてというものでございます。

利用料に対します、利用者の皆さんからいただく利用料でございますが、消費税の賦課ということが従前、条例の中で明記されておりません。このため、このたび、条項の中に消費税という項目を設けまして、すべて税を含む内税ということで、条文の整備を図るものでございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（古屋克巳君）

それでは、北杜市介護保険条例の一部を改正する条例について、内容のご説明をいたします。

介護保険料につきましては、16年度は旧町村ごとに、17年度は統一と、こういうことできております。そして17年度につきましては、第2条関係でございますけども、第1段階を1万4,730円。第2段階を2万2,100円。第3段階を2万9,460円。第4段階を3万6,830円。第5段階を4万4,190円に定めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決のほどをよろしくお願ひいたします。

○議長（清水壽昌君）

生活環境部長。

○生活環境部長（坂本伴和君）

それでは、私のほうからは議案第14号と15号のご説明をいたします。

まず議案第14号でございますが、北杜市下水道条例の一部を改正する条例でございます。これにつきましては、不動産登記法が全部改正されたことにつきまして、条例中の用語の一部を改正するものでございます。

「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」というふうに改めるものでございます。

続きまして、議案第15号 北杜市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてでございますが、これにつきましては、白州第3地区が平成17年4月より供用開始することに伴いまして、受益者が負担する分担金の額を定める必要があるために、提案したものでございます。

内容につきましては下教来石地区、大坊地区と同様に分担金の額を15万8千円とするものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決をいただきたく、お願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

説明が終わりました。

質疑を許します。

（なし）

質疑を終結いたします。

討論を行います。

（なし）

討論なしと認めます。

日程第107 議案第9号 北杜市行政区長設置条例の一部を改正する条例について

日程第108 議案第10号 政治倫理の確立のための北杜市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について

日程第109 議案第11号 北杜市ケーブルテレビ情報連絡施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第110 議案第12号 北杜市税条例の一部を改正する条例について

日程第111 議案第13号 北杜市介護保険条例の一部を改正する条例について

日程第112 議案第14号 北杜市下水道条例の一部を改正する条例について

日程第113 議案第15号 北杜市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について

を一括採決いたします。

本案は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、

日程第107 議案第9号 北杜市行政区長設置条例の一部を改正する条例について

日程第108 議案第10号 政治倫理の確立のための北杜市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第109 議案第11号 北杜市ケーブルテレビ情報連絡施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第110 議案第12号 北杜市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第111 議案第13号 北杜市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第112 議案第14号 北杜市下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第113 議案第15号 北杜市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について

は、原案どおり可決することに決しました。

○議長（清水壽昌君）

日程第114 議案第16号 北杜市農業委員会の委員の定数等に関する条例の全部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

議案第16号の北杜市農業委員会の委員の定数等に関する条例の全部改正について、ご説明申し上げます。

市町村の合併の特例に関する法律による在任特例期間の終了、および農業委員会等に関する法律の改正に伴い、新たに条例の制定を行う必要があるため、全部を改正するものであります。

内容につきましては、産業観光部長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

産業観光部長。

○産業観光部長（浅川清朗君）

それでは、議案第16号をご説明させていただきます。

北杜市農業委員会の委員の定数等に関する条例の全部改正であります。

1枚まくっていただきたいと思っております。

今回、改正の内容につきましては、大きく分けて2つということで、第2条の選挙による委員の定数を40名とするものであります。

これは現在、特例法によりまして80名となっておりますが、任期満了につきまして40名ということであります。これは法律で定められている最大値を採用するものであります。

次に第3条の選挙区および各選挙区において選挙すべき委員の定数ということで、今回は小選挙を用いたいということで、こういう設定になっております。

第1選挙区につきましては明野地区ということで、定数が5名。第2選挙区につきましては、須玉町区域ということで7名。第3選挙区につきましては、高根町区域ということで10名。第4選挙区につきましては、長坂町の区域ということで7名。第5選挙区につきましては、大泉の区域ということで4名。第6選挙区につきましては、白州町および武川町の区域ということで7名となっております。

以上であります。

○議長（清水壽昌君）

説明が終わりました。

質疑を許します。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

討論を行います。

（ な し ）

討論なしと認めます。

日程第 114 議案第 16 号 北杜市農業委員会の委員の定数等に関する条例の全部改正についてを採決いたします。

本案は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、日程第 114 議案第 16 号 北杜市農業委員会の委員の定数等に関する条例の全部改正については、原案どおり可決することに決しました。

○議長（清水壽昌君）

日程第 115 議案第 17 号 北杜市工場誘致条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

議案第 17 号の北杜市工場誘致条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

北杜市に工場等の誘致を促進するための北杜市工場誘致条例の適用基準のうち、常時使用する従業員数を 30 人以上から、おおむね 20 人以上にすることにより、多くの企業に誘致の機会を与え、工場誘致の促進を図るために所要の改正を行う必要があるため、一部を改正するものであります。

内容につきましては、産業観光部長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

産業観光部長。

○産業観光部長（浅川清朗君）

それでは議案第 17 号 北杜市工場誘致条例の一部を改正する条例について、ご説明をさせていただきます。

2 枚まくっていただきたいと思います。

新旧対照表をお願いいたします。

今回、改正をさせていただきたいというのは、旧で従業員数 30 人以上となっているものを、新では従業員数がおおむね 20 人以上とするものであります。これは 1 つでも多くの企業に、その機会を与えたいということで、このような改正をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

説明が終わりました。

質疑を許します。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

討論を行います。

（ な し ）

討論なしと認めます。

日程第 1 1 5 議案第 1 7 号 北杜市工場誘致条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、日程第 1 1 5 議案第 1 7 号 北杜市工場誘致条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決することに決しました。

○議長（清水壽昌君）

日程第 1 1 6 議案第 2 2 号 住民訴訟に係る弁護士報酬の負担の件についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

議案第 2 2 号の住民訴訟に係る弁護士報酬の負担の件について、ご説明申し上げます。

弁護士報酬の負担については、地方自治法等の一部を改正する法律の附則第 4 条の規定により、議会の議決を経る必要があるためであります。

内容につきましては、総務部長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

総務部長。

○総務部長（小林奎吾君）

議案第 2 2 号の住民訴訟に係る弁護士報酬の負担について、ご説明を申し上げます。

この事件でございますけども、高根町の住民より平成 1 4 年 8 月 1 5 日にフラワーパーク損害賠償請求訴訟の提起がされたところでございます。

東京高裁において、控訴人の控訴を棄却する判決を平成 1 7 年 1 1 月 2 4 日言い渡し、平成 1 6 年の 1 2 月 9 日に確定したものでございます。

事件の概要でございますけども、高根町にあります花開所の郷、南清里フラワーパーク企業組合に対しまして支出した助成金は不適當な支出負担行為であるので、当該行為によって高根町のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずるよう監査請求し、却下され、不服といたしまして控訴したものであります。

住民訴訟に係る弁護士報酬については、地方自治法の一部を改正する法律、附則第 4 条の規

定によりまして、経過措置により控訴人の請求が棄却され、判決が確定したので、弁護士費用を負担するため、議会の議決をお願いするものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますよう、お願い申し上げます。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

説明が終わりました。

質疑を許します。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

討論を行います。

（ な し ）

討論なしと認めます。

日程第116 議案第22号 住民訴訟に係る弁護士報酬の負担の件についてを採決いたします。

本案は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、日程第116 議案第22号 住民訴訟に係る弁護士報酬の負担の件については、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩。

3時に再開いたします。

休憩 午後 2時41分

再開 午後 3時00分

○議長（清水壽昌君）

再開いたします。

○議長（清水壽昌君）

日程第117 議案第23号 平成16年度北杜市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

議案第23号の平成16年度北杜市一般会計補正予算（第2号）であります。総額に6億7,156万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ182億4,673万7千円と決めました。

内容につきましては、総務部長が説明いたしますが、質問に対しましては、それぞれの担当部長がお答えしますので、よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

総務部長。

○総務部長（小林奎吾君）

それでは、議案第23号 平成16年度北杜市一般会計補正予算書（第2号）の説明をいたします。

2ページをお開き願いたいと思います。

歳入でございますけども、補正額、計ということで朗読をさせていただく中で説明に代えさせていただきます。

なお、款項同額の場合は、款で説明をさせていただきたいと思います。

市税でございます。1億3,617万7千円の追加をお願いいたしまして、12億7,092万3千円でございます。1項の市民税でございますが、1億527万5千円を追加お願いいたしまして、6億4,318万1千円。3の軽自動車税でございますが、63万6千円を追加お願いいたしまして64万8千円。4項のうちタバコ税でございますが、1,959万4千円を追加させていただきますまして、1億円。6項の入湯税でございます。1,067万2千円を追加させていただきますまして、1,982万円でございます。

10款の地方交付税でございます。2,580万3千円を追加させていただきますまして、32億6,893万8千円でございます。

12款分担金及び負担金でございますが、1,057万3千円を追加お願いいたしまして、2億6,500万8千円でございます。1項の分担金でございますが、1,944万7千円を追加させていただきますまして、5,881万4千円でございます。2の負担金でございますが、887万4千円の減額をお願いする中で、2億619万4千円でございます。

13款の使用料及び手数料でございますが、3,554万6千円の減額をお願いし、2億464万8千円でございます。1の使用料でございますが、3,575万1千円の減額をお願いいたしまして、1億9,393万円でございます。2項の手数料でございます。20万5千円を追加お願いいたしまして、1,071万8千円でございます。

14款国庫支出金でございますが、6億5,992万9千円の追加をお願いいたしまして、24億6,259万1千円でございます。1項の国庫負担金でございますが、2,470万4千円の減額をお願いいたしまして、5億1,872万4千円でございます。2項の国庫補助金でございますが、6億8,463万3千円の追加をお願いいたしまして、19億3,696万5千円でございます。

15款でございますが、県支出金でございます。5,074万2千円の減額をお願いいたしまして、17億7,946万9千円でございます。1項の県負担金でございますが、187万4千円の追加をお願いいたしまして、2億2,552万7千円でございます。2の県補助金でございますが、4,006万8千円の減額をお願いいたしまして、14億9,992万1千円でございます。

3ページへお願いいたします。

3の県委託金でございます。1,254万8千円の減額をお願いいたしまして、5,402万1千円でございます。

18の繰入金でございますが、1億479万2千円の追加をお願いいたしまして、9億8,165万9千円でございます。

20の諸収入でございますが、462万4千円の減額をお願いいたしまして、18億2,294万2千円でございます。4の受託事業収入でございますが、14万5千円の減額をお願い

いたしまして、109万5千円でございます。雑入でございます。236万9千円の増額をお願いいたしまして、18億1,046万3千円でございます。6項の収益事業収入でございますが、684万8千円の減額をお願いいたしまして、827万9千円でございます。

21款の市債でございますが、1億7,480万円の減額をお願いいたしまして、55億5,490万円でございます。

歳入合計でございますが、6億7,156万2千円の追加をお願いいたしまして、182億4,673万7千円でございます。

めくっていただきまして、歳出をお願いいたします。

議会費でございますが、59万4千円の減額をお願いいたしまして、7,634万4千円でございます。

2款の総務費でございますが、6,049万7千円の減額をお願いいたしまして、26億6,374万6千円でございます。

1総務管理費でございますが、3,139万7千円の減額をお願いいたしまして、24億4,686万7千円でございます。3の戸籍住民基本台帳費でございます。2,999万4千円の減額をお願いいたしまして、5,108万8千円でございます。4項の選挙費でございます。87万7千円の追加をお願いいたしまして、6,943万1千円でございます。5の統計調査費でございますが、1万7千円の追加をお願いいたしまして、866万2千円でございます。

3款の民生費でございますが、7,167万9千円の追加をお願いいたしまして、24億476万9千円でございます。1項の社会福祉費でございますが、1億4,084万1千円の追加をお願いいたしまして、11億6,342万1千円でございます。2項の児童福祉費でございますが、5,966万7千円の減額をお願いいたしまして、11億5,448万6千円でございます。3項の生活保護費でございますが、949万5千円の減額をお願いいたしまして、8,686万2千円でございます。

4款の衛生費でございますが、5,508万7千円の減額をお願いいたしまして、16億4,079万1千円でございます。1項の保健衛生費でございますが、5,196万1千円の減額をお願いいたしまして、14億8,196万1千円の減額をお願いいたしまして、14億8,130万1千円でございます。2項の清掃費でございます。312万6千円の減額をお願いいたしまして、1億5,949万円でございます。

6の農林水産業費でございますが、2億9,213万8千円の減額をお願いするものでございまして、26億4,030万5千円でございます。1項の農業費でございますが、2億7,594万6千円の減額をお願いいたしまして、23億9,491万1千円でございます。2の林業費でございますが、1,619万2千円の減額をお願いいたしまして、2億4,539万4千円でございます。

7款の商工費でございます。1,818万1千円の減額をお願いいたしまして、3億952万4千円でございます。

5ページのほうをお願いいたします。

8款でございます。土木費でございます。1億1,001万3千円の減額をお願いいたしまして、18億7,670万円でございます。1項でございます。土木管理費でございますが、698万円の減額をお願いいたしまして、8,587万8千円でございます。2の道路橋梁費でございますが、3,773万4千円の減額をお願いいたしまして、9億6,773万6千円

でございます。4項の住宅費でございますが、639万2千円の減額をお願いいたしまして、8,763万3千円でございます。5項の都市計画費でございますが、5,890万7千円の減額をお願いいたしまして、7億2,239万2千円でございます。

9の消防費でございますが、652万2千円の減額をお願いいたしまして、2億2,824万7千円でございます。

10款でございます。教育費でございますが、5,777万1千円の減額をお願いしまして、20億7,980万5千円でございます。1項でございますが、教育総務費933万7千円の減額をお願いいたしまして、3億2,142万9千円でございます。2項の小学校費でございますが、733万4千円の追加をお願いしまして、2億3,144万6千円でございます。8の中学校費でございます。1,207万3千円の減額をお願いいたしまして、7億7,951万1千円でございます。4項でございます。社会教育費でございますが、4,770万6千円の減額をお願いいたしまして、4億6,925万9千円でございます。5項の保健体育費でございますが、401万1千円の追加をお願いいたしまして、2億7,816万円でございます。

11の災害復旧費でございますが、1,387万8千円の減額をお願いいたしまして、8,861万5千円でございますが、1項の農林水産施設災害復旧費でございます。737万8千円の減額をお願いいたしまして、8,536万2千円でございます。2項の公共土木施設災害復旧費でございますが、650万円の減額をお願いいたしまして、325万3千円でございます。

12款の公債費でございます。6,642万8千円の追加をお願いいたしまして、30億5,175万4千円でございます。

めくっていただきまして、6ページをお願いいたします。

諸支出金でございますが、11億4,813万6千円の追加をお願いいたしまして、11億4,816万5千円でございます。

歳出合計でございますが、補正額が6億7,156万2千円。合計で182億4,673万7千円でございます。

第2表でございますが、繰越明許費補正でございます。

追加の関係でございますが、6款の関係、農業費の関係でございますが、県営田園交流基盤整備事業500万円でございます。県営中山間地域の総合整備事業754万円でございます。県営中山間地域総合整備事業396万6千円でございます。県営中山間地域総合整備事業158万4千円でございます。県営広域営農団地農業整備事業430万円でございます。山村振興事業でございます。1,001万円でございます。連合保育所道路改良工事1,900万円でございます。畜産振興事業3,200万円でございます。

続きまして、土木費の関係でございますが、市単独事業にかかります道路新設改良工事1億2,349万7千円でございます。同じく補助事業でございますが、道路新設改良事業5,683万円でございます。

続きまして、道路維持補修費でございます。1,279万円でございます。

続きまして、災害復旧費の関係でございますが、農業用施設災害復旧費ということでございますが、268万2千円でございます。

続きまして、農地災害復旧費62万7千円。

合計いたしまして、2億7,982万6千円を追加、お願いするものでございます。

めくっていただきまして、8ページをお開き願いたいと思います。

明許費の補正でございます。

変更でございますが、総務費の関係で白州・尾白の森の名水公園温泉施設の整備事業、補正額2億1,040万円でございます。補正前が2億1,040万円でございますが、補正後2億7,372万6千円でございます。

民生費の関係でございますが、児童館の建設費でございますが、補正前の額が4,438万6千円。補正後が4,463万8千円でございます。

4款の衛生費でございますが、火葬場建設事業費、補正前が1億294万円でございますが、補正後2億9,882万1千円でございます。

補正後の合計でございますが、6億1,718万5千円でございます。

続きまして、第3表 地方債の補正をお願いいたします。

補正後のほうで、説明をさせていただきたいと思います。

合併特例事業債でございますが、8億5,890万円でございます。

過疎対策事業債13億4,510万円でございます。

減税補填債6億8,700万円でございます。

一般公共事業債2億4,010万円でございます。

一般単独事業債2億990万円でございます。

臨時地方道整備事業債2億480万円でございます。

市町村振興資金2億1,900万円ございまして、合計55億5,490万円でございます。

以上、雑駁な説明ではあったわけでございますけれども、10ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書をご覧くださいまして、よろしくご審議の上、ご議決をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（清水壽昌君）

説明が終わりました。

質疑を許します。

浅川哲男君。

○9番議員（浅川哲男君）

今回の補正は、大体計数整理的なものが多いと思うんですが、お伺いします。

まず17、18ページをお願いします。

地方交付税ですが、これは最終段階の決定が、昨日ですか、報告をされたわけですが、確定的な地方交付税の数字をもう1回教えていただきますか。

そして、ここは普通交付税とありますが、昨日のあれでは特交も入っていますから、総額はいくらで、特交の分がいくらというのを、ちょっと教えていただけますか。

○議長（清水壽昌君）

総務部長。

○総務部長（小林奎吾君）

お答えいたします。

普通交付税の分が93億7,140万9千円でございます。それから特別交付税の関係で、11億6,129万6千円でございます。合計いたしまして、105億3,270万5千円に

なります。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

浅川哲男君。

○9番議員（浅川哲男君）

よく分かりました。

そこで普通交付税にしる特交にしる、普通交付税は、これは基準でくるわけですが、特交の場合に、大変特効薬というか、これはあれですが、11億6千万円と言ったんですね。その場合、普通交付税に対して、全国平均の場合は6%ですね。そうすると約6億円かなんぼですが、11億円となると、大変もらって、ありがとうございました。

それはそこまでとして、次に19、20ページ。

19、20ページで、民生費の使用料、そして、こっちの節と説明のほうにきまして、むかわの湯の使用料がの2,350万5千円ですね。これは当初は、湯に入る利用者が多かったけれども、大体試算してみると、これだけ減ったということですかね、そうですか。

○議長（清水壽昌君）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（古屋克巳君）

協議会のときにご説明をいたしましたけれども、合併後の予算の中で1,100万円ほど多く盛りすぎたと、過大に見積もったということと、もう1点は市外の人が1万6千人ほど、3月までの見込みですけども減っていると、こういうことでございます。

○議長（清水壽昌君）

浅川哲男君。

○9番議員（浅川哲男君）

分かりました。

大体、湯というのは最初のうち出れば、どっど行くのが多いですが、そこで要望しておきますが、3月で年度の終わりですね。そこで北杜市内の温泉の利用客の一覧表が、みんな分かると思います。全部の。そして、できれば開所以来、何年度に何十万人来たとか、5万人とか10万人とかあるわけですが、3月の末にその資料をぜひ参考に見たいんですが、いいですか。全部の湯の関係。

○議長（清水壽昌君）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（古屋克巳君）

浅川議員さんのご質問でございますけれども、3月末に数値が確定しますので、改めて、また一覧表をつくって提示したいと思います。

以上でございます。

○議長（清水壽昌君）

浅川哲男君。

○9番議員（浅川哲男君）

次に23、24ページですが、国庫の支出金、国庫の補助金でもって、市町村合併推進体制整備費補助金、これは5億1千万円ですね。これは推進体制ですから、なんか事務をやったと

いうのではなくて、今まで苦労した合併の推進の費用だと思うんですが、これは国庫補助金ですが、合併については県からもなんか、いろいろテレビだ、いろいろの県のあれをみると、県からも合併については支援をする、予算がたぶん出ていると思うんですが、これを見る限り、県のほうは何も書いていないんですが、どんなようになっているか。そして、今のこれは推進体制というのは、どんなような内容か。そして、ちょうど、今年度において、小湊町との合併の問題が出ているんですが、その関係について、国や県のほうはどんなようになっているか、ちょっとお聞きします。

○議長（清水壽昌君）

総務部長。

○総務部長（小林奎吾君）

お尋ねの5億1千万円の市町村合併推進体制整備国庫補助金でございますが、5億1千万円につきましては、当初は3年間で5億1千万円ということであったわけでございますが、今年度、前倒しで5億1千万円もらうような形になりました。1年ごと、1億7千万円×3年間ということで、5億1千万円の予定でございました。

この内容でございますけども、特に合併のための電算システムの構築、それから合併によります地域間における格差是正のための関係でございますが、これにつきましては、中学校の整備の関係、それから主に新市における地域間の市道の整備ということ。それから新市における観光、文化等の施設等の整備等々あるわけでございますが、项目的には16項目ほど該当しております。これにつきましては、平成16年度に事業をしたものが国庫補助金の対象ということで、5億1千万円をいただいたところでございます。

なお、5年間で10億円ということは、1年間2億円の県の関係でございますけども、これにつきましては、前の本予算のほうで計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（清水壽昌君）

浅川哲男君。

○9番議員（浅川哲男君）

これは国庫ですが、県の場合は何もないですか。県のほうの補助金。市町村の合併に対して。

○議長（清水壽昌君）

総務部長。

○総務部長（小林奎吾君）

県の補助金は10億円の話でしょうか。10億円。5年間で10億円というお話でしょうか。

○9番議員（浅川哲男君）

県の合併に対する……。県からの。

○総務部長（小林奎吾君）

それにつきましては、本予算で、もう盛ってございます。

予算的にはもう……。はい、そうです。2億円です。

○議長（清水壽昌君）

浅川哲男君。

○9番議員（浅川哲男君）

26ページで、市町村のバスの運行費の、これは県の補助金ですね。これですが、北杜市に

なったから、いろいろバスの運行、旧のときにも、みんな市町村のバス運行をやっていたわけですが、この補助金はどこの対象の分でくれたんですか。北杜市全体についてか。路線別にみんなありますよね、旧からはじまって。

○議長（清水壽昌君）

企画部長。

○企画部長（坂本等君）

ただいまの浅川議員さんのご指摘でございますが、総務管理費の補助金ということでございまして、市町村の自主運営バスの運行補助金、増額でございます。27万8千円という計数、数値を増額させていただいたところでございますが、この関係につきましては、もうすでに合併になったときの北杜市の本予算、その中で調整をいたしました。今回は、その最終調整をさせていただいた増額27万8千円でございます。

市町村の自主運営バスでございますので、自主運営バスにつきましては、それぞれ合併前に、例えば須玉町において、塩川・黒森間のスクールバスを兼ねた、例えば町民バス、それからあと高根バス、長坂、大泉バス、武川循環バス、以上このような路線運行をして、自主運営をしておったわけでございます。

当初は大体総額いたしますと、県の補助金のほうは少額になりますが、535万4千円というものを従前、本予算の中に計上してございました。それに額が確定するという見込みの中で、27万8千円を増額いたすものでございます。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

浅川哲男君。

○9番議員（浅川哲男君）

56ページで火葬場の関係ですが、これは今年度の最終な補正ですが、1,587万1千円減額になったんですが、当初予定していたよりは、これだけ減ったということは、入札したときに差金が出たのか、どんなあれか、ちょっと。100万円や200万円ではいいけど、1千何百万円ですから、ちょっとお聞きします。まだ、事業をしないのがあるかどうか。

○議長（清水壽昌君）

総務課長。

○総務課長（柴井英記君）

それでは、北の杜聖苑の火葬場のご質問でございますけども、総額1,560万円の減額でございます。主なものは公有財産の購入費1,122万8千円でございますけども、これにつきましては関連の道路、建設を予定しておりました、その用地買収費でございますけども、これが買収単価、当初火葬場を購入する単価で見積もりをしておりましたけども、町の購入単価に切り替えました。当初平米8千円を4,600円にしたことによりまして、公有財産の購入費が安くなるということで、その部分を減額させていただいたものでございます。

あと、賃金等につきましては、埋蔵文化財の調査、こういったものに要した費用が不用額ということで減額をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（清水壽昌君）

ほかに質問のある方。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を行います。

(な し)

討論なしと認めます。

日程第117 議案第23号 平成16年度北杜市一般会計補正予算(第2号)を採決いたします。

本案は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、日程第117 議案第23号 平成16年度北杜市一般会計補正予算(第2号)は原案どおり可決することに決しました。

○議長(清水壽昌君)

日程第118 議案第24号 平成16年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

日程第119 議案第25号 平成16年度北杜市老人保健特別会計補正予算(第1号)

日程第120 議案第26号 平成16年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第1号)

以上3案件を一括議題といたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第24号から議案第26号までの3案件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(白倉政司君)

3議案について、ご説明申し上げます。

議案第24号の平成16年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)については、総額に3,773万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億6,017万7千円と決めました。

次に議案第25号の平成16年度北杜市老人保健特別会計補正予算(第1号)については、総額に2,830万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億5,658万6千円と決めました。

次に議案第26号の平成16年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第1号)については、総額に1億2,540万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億3,750万4千円と決めました。

この3議案の内容につきましては、保健福祉部長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長(清水壽昌君)

市長の説明が終わりました。

なお、内容説明につきましては、お手元に配布の予算書のとおりでございます。

ただいまから質疑を許します。

(な し)

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

(な し)

討論なしと認めます。

日程第 1 1 8 議案第 2 4 号 平成 1 6 年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)

日程第 1 1 9 議案第 2 5 号 平成 1 6 年度北杜市老人保健特別会計補正予算(第 1 号)

日程第 1 2 0 議案第 2 6 号 平成 1 6 年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第 1 号)

を採決いたします。

本案は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、

日程第 1 1 8 議案第 2 4 号 平成 1 6 年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)

日程第 1 1 9 議案第 2 5 号 平成 1 6 年度北杜市老人保健特別会計補正予算(第 1 号)

日程第 1 2 0 議案第 2 6 号 平成 1 6 年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第 1 号)

は原案どおり可決することに決しました。

○議長(清水壽昌君)

日程第 1 2 1 議案第 2 7 号 平成 1 6 年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 号)

日程第 1 2 2 議案第 2 8 号 平成 1 6 年度北杜市下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)

日程第 1 2 3 議案第 2 9 号 平成 1 6 年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)

以上 3 案件を一括議題といたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第 2 7 号から議案第 2 9 号までの 3 案件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(白倉政司君)

3 議案について、ご説明申し上げます。

議案第 2 7 号の平成 1 6 年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 号)については、総額から 7,894 万 7 千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 6 億 7 0 8 万 4 千円と決めました。

次に議案第 2 8 号の平成 1 6 年度北杜市下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)については、総額から 4,954 万 2 千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 3 億 7,315 万 4 千円と決めました。

次に、議案第 2 9 号の平成 1 6 年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)については、総額から 6,004 万 7 千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 2 億 3,

433万7千円と決めました。

この3議案の内容につきましては、生活環境部長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

市長の説明が終わりました。

なお、内容説明につきましては、お手元に配布の予算書のとおりでございます。

ただいまから質疑を許します。

（なし）

質疑を終結いたします。

討論を行います。

（なし）

討論なしと認めます。

日程第121 議案第27号 平成16年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

日程第122 議案第28号 平成16年度北杜市下水道事業特別会計補正予算(第1号)

日程第123 議案第29号 平成16年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

を採決いたします。

本案は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、

日程第121 議案第27号 平成16年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

日程第122 議案第28号 平成16年度北杜市下水道事業特別会計補正予算(第1号)

日程第123 議案第29号 平成16年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

は原案どおり可決することに決しました。

○議長（清水壽昌君）

日程第124 議案第30号 平成16年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算(第1号)

日程第125 議案第31号 平成16年度北杜市白州診療所特別会計補正予算(第1号)

以上2案件を一括議題といたしたいと思っております。

ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第30号から議案第31号までの2案件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

2議案について、ご説明申し上げます。

議案第30号の平成16年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算(第1号)については、総額に2,235万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,692万1千円と決めました。

次に、議案第31号の平成16年度北杜市白州診療所特別会計補正予算（第1号）については、総額に100万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,867万7千円と決めました。

この2議案の内容につきましては、保健福祉部長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

市長の説明が終わりました。

なお、内容説明につきましては、お手元に配布の予算書のとおりでございます。

ただいまから質疑を許します。

（なし）

質疑を終結いたします。

討論を行います。

（なし）

討論なしと認めます。

日程第124 議案第30号 平成16年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算（第1号）

日程第125 議案第31号 平成16年度北杜市白州診療所特別会計補正予算（第1号）

を採決いたします。

本案は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、

日程第124 議案第30号 平成16年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算（第1号）

日程第125 議案第31号 平成16年度北杜市白州診療所特別会計補正予算（第1号）

は原案どおり可決することに決しました。

○議長（清水壽昌君）

日程第126 議案第32号 平成16年度北杜市土地開発事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたしたいと思えます。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

議案第32号の平成16年度北杜市土地開発事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

総額から3,356万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,460万5千円と決めました。

内容につきましては、建設部長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

市長の説明が終わりました。

なお、内容説明につきましては、お手元に配布の予算書のとおりでございます。

ただいまから質疑を許します。

(な し)

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

(な し)

討論なしと認めます。

日程第126 議案第32号 平成16年度北杜市土地開発事業特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって日程第126 議案第32号 平成16年度北杜市土地開発事業特別会計補正予算(第1号)は原案どおり可決することに決しました。

○議長(清水壽昌君)

日程第127 議案第33号 平成16年度北杜市白州・尾白の森名水公園事業特別会計補正予算(第1号)

日程第128 議案第34号 平成16年度北杜市武川ふるさと活性化事業特別会計補正予算(第1号)

以上2案件を一括議題といたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第33号から議案第34号までの2案件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(白倉政司君)

2議案について、ご説明申し上げます。

議案第33号の平成16年度北杜市白州・尾白の森名水公園事業特別会計補正予算(第1号)については、総額から535万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,855万1千円と決めました。

次に、議案第34号の平成16年度北杜市武川ふるさと活性化事業特別会計補正予算(第1号)については、総額に1,988万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,045万円と決めました。

この2議案の内容につきましては、産業観光部長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長(清水壽昌君)

市長の説明が終わりました。

なお、内容説明につきましては、お手元に配布の予算書のとおりです。

ただいまから質疑を許します。

(な し)

質疑を終結いたします。
これから討論を行います。

(な し)

討論なしと認めます。

日程第 1 2 7 議案第 3 3 号 平成 1 6 年度北杜市白州・尾白の森名水公園事業特別会計補正予算(第 1 号)

日程第 1 2 8 議案第 3 4 号 平成 1 6 年度北杜市武川ふるさと活性化事業特別会計補正予算(第 1 号)

を採決します。

本案は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、

日程第 1 2 7 議案第 3 3 号 平成 1 6 年度北杜市白州・尾白の森名水公園事業特別会計補正予算(第 1 号)

日程第 1 2 8 議案第 3 4 号 平成 1 6 年度北杜市武川ふるさと活性化事業特別会計補正予算(第 1 号)

は原案どおり可決することに決しました。

○議長(清水壽昌君)

日程第 1 2 9 議案第 3 5 号 平成 1 6 年度北杜市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算(第 1 号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(白倉政司君)

議案第 3 5 号の平成 1 6 年度北杜市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算(第 1 号)について、ご説明申し上げます。

総額に 2 1 0 万 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 9 , 6 5 7 万 3 千円と決めました。

内容につきましては、企画部長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長(清水壽昌君)

市長の説明が終わりました。

なお、内容説明につきましては、お手元に配布の予算書のとおりです。

ただいまから質疑を許します。

(な し)

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

(な し)

討論なしと認めます。

日程第129 議案第35号 平成16年度北杜市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、日程第129 議案第35号 平成16年度北杜市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算(第1号)は原案どおり可決することに決しました。

○議長(清水壽昌君)

日程第130 議案第36号 平成16年度北杜市温泉事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(白倉政司君)

議案第36号の平成16年度北杜市温泉事業特別会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

総額から200万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,085万3千円と決めました。

内容につきましては、保健福祉部長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長(清水壽昌君)

市長の説明が終わりました。

なお、内容説明については、お手元に配布の予算書のとおりです。

ただいまから質疑を許します。

(なし)

質疑を終結いたします。

討論を行います。

(なし)

討論なしと認めます。

日程第130 議案第36号 平成16年度北杜市温泉事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、日程第130 議案第36号 平成16年度北杜市温泉事業特別会計補正予算(第1号)は原案どおり可決することに決しました。

○議長（清水壽昌君）

日程第131 議案第37号 平成16年度北杜市居宅介護支援事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

議案第37号の平成16年度北杜市居宅介護支援事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

総額に1,887万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,925万7千円と決めました。

内容につきましては、保健福祉部長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

市長の説明が終わりました。

なお、内容説明については、お手元に配布の予算書のとおりです。

ただいまから質疑を許します。

（なし）

質疑を終結いたします。

討論を行います。

（なし）

討論なしと認めます。

日程第131 議案第37号 平成16年度北杜市居宅介護支援事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって日程第131 議案第37号 平成16年度北杜市居宅介護支援事業特別会計補正予算（第1号）は原案どおり可決することに決しました。

○議長（清水壽昌君）

日程第132 議案第38号 平成16年度北杜市明野財産区特別会計補正予算（第1号）

日程第133 議案第39号 平成16年度北杜市須玉財産区特別会計補正予算（第1号）

日程第134 議案第40号 平成16年度北杜市高根財産区特別会計補正予算（第1号）

日程第135 議案第41号 平成16年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算（第1号）

以上4案件を一括議題といたしたいと思いをします。

ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第38号から議案第41号までの4案件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

4議案について、ご説明申し上げます。

まず、議案第38号の平成16年度北杜市明野財産区特別会計補正予算（第1号）については、科目更正であります。

次に、議案第39号の平成16年度北杜市須玉財産区特別会計補正予算（第1号）については、総額から1,835万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,213万9千円と決めました。

次に、議案第40号の平成16年度北杜市高根財産区特別会計補正予算（第1号）については、総額に1,496万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,383万6千円と決めました。

次に、議案第41号の平成16年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算（第1号）については、総額に20万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,485万1千円と決めました。

この4議案の内容につきましては、産業観光部長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

市長の説明が終わりました。

なお、内容説明については、お手元に配布の予算書のとおりです。

ただいまから質疑を許します。

（なし）

質疑を終結いたします。

討論を行います。

（なし）

討論なしと認めます。

日程第132 議案第38号 平成16年度北杜市明野財産区特別会計補正予算（第1号）

日程第133 議案第39号 平成16年度北杜市須玉財産区特別会計補正予算（第1号）

日程第134 議案第40号 平成16年度北杜市高根財産区特別会計補正予算（第1号）

日程第135 議案第41号 平成16年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算（第1号）

を採決します。

本案は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、

日程第132 議案第38号 平成16年度北杜市明野財産区特別会計補正予算（第1号）

日程第133 議案第39号 平成16年度北杜市須玉財産区特別会計補正予算（第1号）

日程第134 議案第40号 平成16年度北杜市高根財産区特別会計補正予算（第1号）

日程第135 議案第41号 平成16年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算（第1号）

は原案どおり可決することに決しました。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

次の会議は3月18日、午前10時より再開いたしますので、全員定刻にご参集ください。
本日は、これをもって散会いたします。
大変、ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時55分

平成 1 7 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

3 月 1 8 日

1. 議事日程

平成17年第1回北杜市議会定例会（4日目）

平成17年3月18日
午前10時00分開議
於 議 場

- | | | |
|-------|--------|------------------------------|
| 日程第1 | 議案第42号 | 平成17年度北杜市一般会計予算 |
| 日程第2 | 議案第43号 | 平成17年度北杜市国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第3 | 議案第44号 | 平成17年度北杜市老人保健特別会計予算 |
| 日程第4 | 議案第45号 | 平成17年度北杜市介護保険特別会計予算 |
| 日程第5 | 議案第46号 | 平成17年度北杜市簡易水道事業特別会計予算 |
| 日程第6 | 議案第47号 | 平成17年度北杜市下水道事業特別会計予算 |
| 日程第7 | 議案第48号 | 平成17年度北杜市農業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第8 | 議案第49号 | 平成17年度北杜市辺見診療所特別会計予算 |
| 日程第9 | 議案第50号 | 平成17年度北杜市白州診療所特別会計予算 |
| 日程第10 | 議案第51号 | 平成17年度北杜市土地開発事業特別会計予算 |
| 日程第11 | 議案第52号 | 平成17年度北杜市白州・尾白の森名水公園事業特別会計予算 |
| 日程第12 | 議案第53号 | 平成17年度北杜市武川ふるさと活性化事業特別会計予算 |
| 日程第13 | 議案第54号 | 平成17年度北杜市ケーブルテレビ事業特別会計予算 |
| 日程第14 | 議案第55号 | 平成17年度北杜市温泉事業特別会計予算 |
| 日程第15 | 議案第56号 | 平成17年度北杜市居宅介護支援事業特別会計予算 |
| 日程第16 | 議案第57号 | 平成17年度北杜市明野財産区特別会計予算 |
| 日程第17 | 議案第58号 | 平成17年度北杜市須玉財産区特別会計予算 |
| 日程第18 | 議案第59号 | 平成17年度北杜市高根財産区特別会計予算 |
| 日程第19 | 議案第60号 | 平成17年度北杜市長坂財産区特別会計予算 |
| 日程第20 | 議案第61号 | 平成17年度北杜市大泉財産区特別会計予算 |
| 日程第21 | 議案第62号 | 平成17年度北杜市白州財産区特別会計予算 |
| 日程第22 | 議案第63号 | 平成17年度北杜市武川財産区特別会計予算 |
| 日程第23 | 議案第64号 | 平成17年度北杜市浅尾原財産区特別会計予算 |

2. 出席議員は、次のとおりである。(36名)

1番	坂本 一	2番	植松 一雄
3番	篠原 眞清	4番	千野 秀一
5番	五味 良一	6番	利根 川昇
7番	渡邊 陽一	8番	鈴木 今朝和
9番	浅川 哲男	10番	秋山 九一
11番	小尾 直知	13番	風間 利子
14番	田中 勝海	15番	浅川 富士夫
16番	小林 元久	17番	小澤 寛
18番	篠原 珍彦	19番	保坂 多枝子
20番	内田 俊彦	21番	鈴木 孝男
22番	細田 哲郎	23番	林 泰一
24番	坂本 治年	25番	中村 隆一
26番	中村 勝一	27番	岡野 淳
28番	小林 忠雄	29番	小澤 宜夫
30番	内藤 昭	31番	秋山 俊和
32番	小野 喜一郎	33番	渡邊 英子
34番	中嶋 新	35番	小林 保壽
36番	古屋 富藏	37番	清水 壽昌

3. 欠席議員

12番 日向 万仁

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(18名)

市長	白倉 政司	収入役	小澤 壯一
企画部長	坂本 等	総務部長	小林 奎吾
保健福祉部長	古屋 克巳	生活環境部長	坂本 伴和
産業観光部長	浅川 清朗	建設部長	眞壁 一永
教育次長	小池 光和	明野総合支所長	萩原 武一
須玉総合支所長	小澤 功宜	高根総合支所長	植松 好義
長坂総合支所長	小沢 孝文	大泉総合支所長	藤原 宝
白州総合支所長	植松 治雄	武川総合支所長	福井 俊克
秘書室参事	藤巻 正一	教育長	小清水 淳三

5 . 職務のため議場に出席した者の職氏名 (3 名)

議会事務局長	三 枝 基 治
議 会 書 記	小 澤 永 和
”	伊 藤 勝 美

再開 午前10時00分

○議長（清水壽昌君）

本日の議事がスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます、あいさついたします。

ただいまの出席議員は36名です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

12番議員、日向万仁君は一身上の都合により、本日、午前中の会議を欠席する旨、届け出がありました。

諸般の報告を終わります。

○議長（清水壽昌君）

日程第1 議案第42号 平成17年度北杜市一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

今朝は一段と春近しを感じます。議員各位におかれましては、連日、精力的にご審議していただき、大変ありがたく思います。

議案第42号の平成17年度北杜市一般会計について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ259億5千万円と決めました。

内容につきましては、総務部長が説明いたしますが、質問に対しましてはそれぞれの担当部長がお答えしますので、よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

総務部長。

○総務部長（小林奎吾君）

それでは議案第42号 平成17年度北杜市一般会計予算について、ご説明を申し上げます。お手元の資料、2ページをお開き願いたいと思います。

歳入歳出、款項で説明させていただきたいと思いますが、款項同額の場合は款で説明させていただきたいと思います。

まず、市税でございます。49億7,352万7千円でございますが、構成比19.2%でございます。

1 市民税でございますが、14億6,442万3千円。2の固定資産税でございますが、31億202万4千円。3の軽自動車税でございますけども、9,242万円。4の市タバコ税でございますが、2億4,205万2千円。5の特別土地保有税、内訳で1千円でございます。6の入湯税7,260万7千円でございます。

2 款でございますが、地方譲与税3億8,010万円でございますけども、構成比1.5%でございます。1の所得譲与税でございますが、7,500万円。2の自動車重量譲与税でございますが、2億2,210万円。3の地方道路譲与税8,300万円でございます。

3 款でございますが、利子割交付金3,800万円でございますけども、構成比0.1%でございます。4の配当割交付金でございますが、600万円でございます。構成比は出てまいりません。5の株式等の譲渡所得割交付金でございますが、280万円。構成比は出てまいり

ません。

6款でございますが、地方消費税交付金でございますけども、3億8千万円。構成比1.5%でございます。

3ページへ移っていただきまして、7款のゴルフ場利用税交付金でございますけども、8,200万円。0.3%の構成比でございます。

8款の自動車取得税交付金1億7千万円。構成比0.7%でございます。

9の地方特例交付金1億3,500万円。構成比0.5%でございます。

10款の地方交付税96億円でございます。構成比37.0%でございます。

11の交通安全対策特別交付金700万円でございますが、出てまいりません。

12の分担金及び負担金でございますが、4億5,702万8千円でございます。構成比1.8%でございます。1の分担金でございますが、4,923万4千円でございます。2の負担金につきましては、4億779万4千円でございます。

13款の使用料及び手数料でございますが、5億6,933万円でございますけども、2.2%の構成比でございます。1の使用料でございますが、4億9,753万3千円。2の手数料でございますけども、7,179万7千円でございます。

14款国庫支出金でございますが、14億8,978万5千円で構成比5.7%でございます。1の国庫負担金でございますが、6億6,590万2千円。2の国庫補助金でございますが、8億1,006万9千円でございます。

めくっていただきまして、4ページをお開き願いたいと思います。

3款の国庫委託金でございますが、1,381万4千円でございます。

15款の県支出金でございますが、14億1,155万7千円で、構成比5.4%でございます。1の県負担金2億6,260万円でございます。2の県補助金10億7,216万4千円でございます。3の県委託金7,679万3千円でございます。

16款でございますが、財産収入2,906万7千円。構成比0.1%でございます。1の財産運用収入2,906万5千円。2の財産売り払い収入2千円。

17款寄附金でございます。1千円。存目でございます。

18の繰入金17億9,580万円。構成比6.9%でございます。1の特別会計繰入金500万円。2の基金繰入金17億9,080万円。

19款でございます。繰越金でございますが、3億7,700万円。構成比1.5%でございます。

20款の諸収入でございますが、1億3,030万5千円。構成比0.5%でございます。

1の延滞金加算金及び過料でございますが、50万1千円。3の貸付金元利収入320万円。

4の受託事業収入198万1千円。

5ページのほうへ、お移り願いたいと思います。

5の雑入でございます。9,706万9千円。6の収益事業収入2,755万4千円。

21款の市債でございます。39億1,570万円。構成比15.1%でございます。

歳入合計259億5千万円でございます。

めくっていただきまして、6ページをお開き願いたいと思います。

歳出でございます。

1款の議会費2億2,833万6千円。構成比0.9%でございます。

2款の総務費33億2,887万3千円でございますが、構成比12.8%でございます。1の総務管理費29億1,532万2千円でございます。2の徴税費2億3,276万9千円でございます。3の戸籍住民基本台帳費1億1,877万5千円でございます。4の選挙費2,754万6千円でございます。5の統計調査費2,322万7千円でございます。6の監査委員費1,123万4千円でございます。

3款の民生費でございますが、46億1,875万6千円で、構成比17.8%でございます。1の社会福祉費26億8,883万7千円でございます。2の児童福祉費16億8,896万3千円でございます。3の生活保護費2億4,095万6千円でございます。

4款でございます。衛生費でございますが、28億5,915万3千円でございます。構成比11.0%でございます。5の労働費でございますが、996万2千円。構成比が出てまいりません。

6款でございますが、農林水産業費26億6,574万3千円でございます。構成比10.3%でございます。1の農業費24億246万6千円。

7ページをご覧いただきたいと思ます。

2の林業費2億6,327万7千円。

7款の商工費でございますが、4億4,210万3千円。構成比1.7%でございます。

8款でございます。土木費でございますが、30億7,115万7千円で、構成比11.8%でございます。1の土木管理費1億9,240万6千円でございます。2の道路橋梁費8億6,366万9千円でございます。3の河川費676万9千円でございます。4の住宅費3億4,663万5千円でございます。5の都市計画費16億6,167万8千円でございます。

9の消防費でございますが、5億1,430万7千円。構成比2.0%でございます。

10款の教育費でございますが、37億2,469万7千円。構成比14.4%でございます。1の教育総務費5億4,279万2千円。2の小学校費4億1,163万2千円でございます。3の中学校費13億7,149万4千円でございます。4の社会教育費8億3,064万8千円でございます。5の保健体育費5億6,813万1千円でございます。

11款でございますが、災害復旧費559万2千円でございます。構成比が出てまいりません。1の農林水産施設災害復旧費64万円でございます。2の公共土木施設災害復旧費495万2千円でございます。

12款公債費でございますが、44億4,899万3千円で、構成比17.1%でございます。

13款の諸支出金でございますが、232万8千円で構成比が出てまいりません。

14の予備費でございますが、3千万円。0.1%でございます。

歳出合計259億5千万円ということでございます。

9ページをご覧いただきたいと思ます。

第2表でございますが、地方債でございます。

合併特例事業債13億2,660万円。

過疎対策事業債7億4,490万円。

臨時財政対策債11億3千万円。

減税補填債9千万円。

一般公共事業債1億1,500万円。

一般単独事業債 5 2 0 万円。

臨時地方道整備事業債 7 , 1 0 0 万円。

市町村振興資金 2 億 6 , 9 0 0 万円。

公営住宅建設事業債 1 億 6 , 4 0 0 万円。

合わせまして、3 9 億 1 , 5 7 0 万円を借り入れるものでございます。

なお、歳出の主なものでございますが、教育文化に輝く杜づくりといたしまして、3 億 4 , 1 9 8 万 2 千円。産業を興し富める杜づくりといたしまして、4 億 3 , 3 4 6 万円。安全、安心で明るい杜づくりの関係で 3 億 2 , 8 3 4 万 9 千円。基盤を整備し、豊かな杜づくりで 8 億 2 , 7 0 5 万 2 千円。環境日本一の潤いの杜づくりということで、1 億 5 , 1 7 0 万円。交流を深め、躍進の杜づくりで 8 8 1 万 8 千円。連帯感ある輪の杜づくりで 1 億 9 , 6 6 5 万円。行政改革の関係で 5 4 4 万円が主なものでございます。

以上、詳細につきましては、1 0 ページ以降の歳入歳出予算事項明細書をご覧くださいまして、よろしくご審議の上、ご議決をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（清水壽昌君）

説明が終わりました。

質疑を許します。

浅川哲男君。

○9 番議員（浅川哲男君）

北杜市になって、初めての当初予算ということで、非常に財政厳しい中で苦慮したと思いません。

そこで聞きたいんですが、新市の建設計画というのは 1 0 年間の計画があって、初年度が今年度、平成 1 7 年度から始まるわけですが、当初予算ですから、補正予算と年間の間で、減ることはなくて増えると思うんですが、そこでちょっと質問しますが、工事費の関係で、新市計画では 5 8 億円盛っております。一般建設事業費で。そして今度の予算には、工事請負費を全部足すと 2 8 億円でございます。工事請負費を、ずっと足していってみてください。2 8 億円。そうすると 3 0 億円という、当初からそれだけの差が出るわけですが、そこで歳入がなければ、歳出ができないということで事業もできないと思うんですが、これから工事請負費も、いろいろ検討すると思うんですが、こんなに工事請負しなくても、必要なものだけすればいいなと思っているんですが、その状況と、そして次に、よく見ないとわからないけれども、繰出金の関係が新市の計画で見ますと、3 0 億円よりちょっと上ですが、今後、この予算書の繰り出しを全部足してみますと 3 9 億円ですね。そうすると、よその会計へ繰り出すのが、予定どおりの建設計画では 3 0 億円ちょっとですが、実際には一般会計ほかの会計へ繰り出すのが 3 9 億円ということは 9 億円、一般会計のまま、いろいろできないということになるね。

そんなあれで、これはいろいろの会計をやっていくにはやむを得ないと思うんですが、いろいろの見通しがまだ、合併協議の中で、いろいろ専門家が試算してやって数字と大変差が、初年度から出るようなことで、これはやむを得ないんですが、この 1 0 年間経てば、もっといろいろ変化は出ると思います。

そこで、今後の 1 0 年間は別として、当年のこの計画と、今度の予算に対して、総務課長、非常に苦労したと思うんですが、歳入がなければやむを得ないんですが、1 点お願いします。

○議長（清水壽昌君）

企画部長。

○企画部長（坂本等君）

企画部長ですが、お答えいたします。合併の建設計画の絡みもございますので、お答えします。

ただいま、ご指摘というんでしょうか、いただきましたことにつきまして、工事請負費の関係、それからあと繰出金の関係につきまして、合併当時、あれは平成14年の後半から15年度の当初にかけて、7町村が合併するために新市の建設計画というものを策定いたしまして、その中に10年間を見通した財政計画の数値を歳入歳出、お載せしている部分がございます。

浅川議員はそのことと、現在の平成17年の北杜市の当初予算との比較を申されたわけでございますが、前にもちょっと、このような質問にお答えをしたかと思いますが、新市の、7町村が合併する北杜市の建設計画につきまして、現在に置き換えますと、約2年近い年数が経過しておるわけでございます。その間に国の三位一体改革、地方分権に対するためのいろんな考え方、そういうものの税の配分とか交付税の削減、いろんな状況が極端に変貌してきたというのが現実、当初の建設計画との経過の中にございました。

そのときには、建設計画では、ある程度、推計、シミュレーション的な意味合いも深めながら、三位一体改革等のことは、とりあえずは10年間の計画の中に織り込まない中で策定をいたしまして、できる限り投資的経費をある程度多く持ちながら、合併に対して、住民のために役に立つような投資的経費の分野に事業費を向けていくような意味合いの中で、建設計画をもっておりまして、58億円ぐらいの工事、投資的経費が計上されているのが当初の建設計画でございました。

そのようなところ、そして合併前の懸案としてしているような事業、事務事業も北杜市の当初予算には可能な限り盛り込む、それから将来を展望して優先順位、事業の投資的効果、そういうものを勘案する中で、平成17年度の予算を一応、259億5千万円というような数字で、一般会計をまとめたところ、浅川議員ご指摘のように、28億円というようなところで、投資的経費については、かなりの差が出たわけでございます。その投資的経費の差異が出たものにつきましては、現在、7町村合併して暫定予算、本予算等を執行して行く中で、平成17年度を見通したときに、三位一体改革とか国の施策によっては、財源がついてこない部分があるという、そんなようなところも部分的には見えてきましたので、最も投資的効果のある優先順位の考えを合わせた中での建設事業費を、総額28億円というような規模に相成ったわけでございます。

それから、あと繰出金につきましては、ご指摘のように30億少々というような繰り出しで、シミュレーション的な建設計画をもっていたわけでございますが、やはり公共下水道事業等の進捗、簡易水道事業の進捗、それからあと福祉対策に関わります老人保健対策というような特別会計の事業を積極的に推進してきて、平成17年目につきましても、可能な限り、推進を図っていくというような意味合いで、事業費に対する一般会計の応分の負担、事業費繰り出しというような、そういう意味合いで繰出金は約9億円ほど、当初の計画、合併当初持っていた計画よりは繰出金の額は9億円程度、増額をしていたというような経過を辿って、平成17年度当初予算の編成と相成ったわけでございます。

やはり、このような中で、一番市民の住民の皆さんにとって、何が一番望まれている施策が

というようなところを、これからも十分検討を加えながら対応していくというわけですが、どうしても議員ご指摘のように財源が伴ってこない中では、むやみな起債の発行ということも差し控えるわけでございますから、最も効率ある財源を活用しながら、優先順位を見ながら、これから諸事務、事務事業に当たっていきたく、こんなように、私ども考えておりました、これからまた新しい枠組みの建設計画というような中で策定をすることになりまして、一部、部分的には議会の皆さまに将来的な展望も、一部、過日、お知らせをした部分もございます。

そんな中で、いろいろ国の状況等を十分捉えながら進めていきたいと、こんなように考えているところでございますので、ご理解をお願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

浅川哲男君。

○9番議員（浅川哲男君）

繰出金の関係で、さっき一緒に聞けばいいんですが、その中に教育関係で3億6,700万円。これは甲陵高校の中高一貫教育ですかね、その関係で、こっちから繰り出しするんですが、その場合、ちょっと教えていただきたいんですが、これは交付税の対象には全額なるんですか。総務部長か誰か、分からないけれども。教育ですかね。

○議長（清水壽昌君）

教育次長。

○教育次長（小池光和君）

浅川議員のご質問にお答えいたします。

全額交付税算入されるものでございます。

○議長（清水壽昌君）

浅川哲男君。

○9番議員（浅川哲男君）

国際交流で、今まで合併前は4カ町村、北部4カ町村でケンタッキーへいろいろ交流の関係で、ホームステイ、議会も行ったこともあるし、一般の代表、または最近は子どもさんとか、学童生徒ですね。そういう関係があるんですが、今度合併しましたから、その関係はやっぱり広く交流を深めたほうがいいと思うんですが、どんなことですか。そして、できるだけ中学生、小学生は無理ですが、中学生のホームステイの交流をすべきだと思うんですが、その点について、お考えをお願いします。

○議長（清水壽昌君）

企画部長。

○企画部長（坂本等君）

お答えします。

合併前にも当然、ご指摘のようにケンタッキーとの交流を、Keep協会等の協力をいただきながら、基金造成もしておりまして、交流を深めてきたところでございます。

合併いたしましても、今度は市長とも相談をする中で、議員ご指摘のように、当初の4町村のみならず、北杜市全体の中で、広く捉えていこうということになりまして、早速4月以降になると、また交流の時期になるわけでございますが、その中では各地域、北杜市の全域から交流に参加していただける方を募りまして、ほぼ煮詰まった段階でございます。広く、これから

交流を深めていきたいと思います。

中学生の交流につきましても、徐々に広めていながら、交流を深めていって、国際感覚を備えた子どもたちの育成に努めていきたいとも思っております。

以上でございます。

○議長（清水壽昌君）

中村隆一君。

○25番議員（中村隆一君）

64ページ、65ページをお願いします。

そこの財産管理費というところですが、13節と16節ですね、65ページ。この金額の内訳、何をどれだけというふうに内訳を教えてください。また、その金額の中に・・・13の委託料と17の公有財産購入費ですね、その金額の中に含まれている内訳と、そして地方債の内訳、これを教えてください。

○議長（清水壽昌君）

総務部長。

○総務部長（小林奎吾君）

中村議員さんのご質問にお答えを申し上げます。

65ページの13委託料4,925万3千円の内訳をということでございますが、予算説明資料3ページをお願いしたいと思うわけでございますけれども、庁舎の維持管理費に725万3千円。それからIP電話の保守に362万7千円。庁舎の清掃委託に156万円。機械の設備保守77万5千円。それからエレベーター保守点検52万6千円。庁舎支所等の建設設計委託でございますが、4,200万円。これにつきましては、武川の総合プラザの設計委託でございます。

続きまして、17の公有財産購入費4,085万円でございますが、予算説明資料、3ページもあるわけでございますが、現在、この本庁舎の前の道路を工事しているところでございますけれども、非常に駐車場が手狭になるということで、本庁舎の現在の駐車場の西側の土地2筆あります。これにつきましては、2,220万円を購入するものでございまして、そのほか武川の総合プラザの用地1,865万円の購入費用でございます。

それから地方債の内訳ということでございますが、9ページの関係でよろしゅうございませうでしょうか。

それでは9ページの関係でございますが、181ページをお開き願いたいと思います。

9ページの地方債の関係につきましては、旧事業債ということで、39億1,570万円を借り入れするものでございます。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

中村隆一君。

○25番議員（中村隆一君）

その武川の総合プラザと言うんですか、そのお金は地方債のどれに当たるかというふうな、そういう説明をお願いしたいなと思っていました。

○議長（清水壽昌君）

総務部長。

○総務部長（小林奎吾君）

武川のプラザの土地購入費、これについては合併特例債を充てる予定でございます。
以上でございます。

○議長（清水壽昌君）

質疑を終結いたします。
討論を行います。
中村隆一君。

○25番議員（中村隆一君）

一般会計予算について、反対討論を行います。

今度の予算は市長にとっても北杜市にとっても、合併後初めての本格的な予算であります。市民は合併の原則である、サービスは高く負担は低くがどうなるのか、注目をしています。

反対理由の第1は各種福祉サービスの廃止、後退があることです。以下、具体的に例を挙げます。敬老祝金の支給対象者の縮小、長坂町の老人障害者から大変喜ばれています週1回、2時間、専門の講師による機能訓練事業が今まで年間200万円の予算で行われていました。これは長坂町だけのものだから新年度には予算がつかないことになり、楽しみに通っていた15名の人はがっかりしていました。なんとか継続できないかと思案したあげく、地域委員会の理解で予算規模3分の1で継続になりました。

このような例が各町であります。明野、白州町で高齢者に行われていた乳酸菌飲料配付、ヤクルト配付というものです。ならびに武川、白州町で電話で定期的に安否確認を行う、ふれあいコール事業の廃止。明野、白州、武川町で行われていた訪問理美容サービスの廃止。明野、須玉、大泉、白州での配食サービスの後退。また明野、須玉、大泉町で行われていた寝具等洗濯・乾燥サービスの廃止。また7町村で実施していた、介護用品支給事業の後退。さらに1つの町村でしかやってこなかった優れた制度の廃止、後退には須玉町のスポーツ少年団の指導者の支援、白州町の24時間電話健康相談事業の廃止などがあります。

反対理由の第2は福祉の廃止、後退の一方で武川総合プラザ建設のための用地買収費4,200万円と設計業務委託料に1,865万円が支出されていることです。

反対理由の第3に総務費、支所および出張所費について、地域委員会の果たす役割は旧町村の伝統や団結を残していくために大事なものですが、この地域振興費は各町村ごと2千万円前後でありますけれども、本当に少ないと言わざるを得ません。

財政難の折、須玉のふれあい館のような建物は北杜市に、これから3つも必要ないというのが市民の共通した思いです。新たな大型の建物の建設は、市民の理解が得られません。地方自治体の任務は住民の安全、健康福祉の増進を図ることです。厳しい財政であっても、老人など社会的弱者や国の悪政の中で困難を強いられている市民に心を寄せ、暮らしを支えるために力を注ぐのが政治の姿ではないでしょうか。

以上述べまして、反対討論といたします。

○議長（清水壽昌君）

反対討論がありました。
原案に賛成者の発言を許します。
秋山俊和君。

○31番議員（秋山俊和君）

私は、賛成の立場で意見を申し上げます。

全員協議会で十分説明を受け、質疑も済ませておりますし、私が拝見したところ、妥当な予算であると思いますので、賛成いたします。

以上。

○議長（清水壽昌君）

ほかに討論ありますか。

渡邊陽一君。

○7番議員（渡邊陽一君）

福祉、民生費に関しましては、構成比17.8%と大変、高率に盛っていただきました。今回、予算をとっていただく中で、一番民生費のほうに傾けを、重点的にやっていただいたことに、私は賛成の意見といたします。

○議長（清水壽昌君）

ほかに討論ありますか。

（なし）

討論を終わります。

これより本件に対する採決を行います。

採決は起立によって行います。

本案は原案どおり可決することに賛成の方は、ご起立願います。

（起立多数）

起立多数です。

よって日程第1 議案第42号 平成17年度北杜市一般会計予算は原案どおり可決することに決しました。

お諮りいたします。

○議長（清水壽昌君）

日程第2 議案第43号 平成17年度北杜市国民健康保険特別会計予算

日程第3 議案第44号 平成17年度北杜市老人保健特別会計予算

日程第4 議案第45号 平成17年度北杜市介護保険特別会計予算

以上3案件を一括議題といたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第43号から議案第45号までの3案件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

3議案について、ご説明いたします。

議案第43号の平成17年度北杜市国民健康保険特別会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ34億7,749万3千円と決めました。

次に議案第44号の平成17年度北杜市老人保健特別会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ46億6,206万4千円と決めました。

次に議案第45号の平成17年度北杜市介護保険特別会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億7,260万2千円と決めました。

この3議案の内容につきましては、保健福祉部長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（古屋克巳君）

それでは、歳入歳出予算のご説明をいたします。

まず2ページをお開きください。

まず歳入でございますけども、款と項が同額の場合は、項は省略させていただきますので、よろしく願いをいたします。

まず歳入、国民健康保険税11億9,020万3千円。使用料及び手数料5万1千円。国庫支出金11億8,240万8千円。1国庫負担金8億8,955万3千円。国庫補助金2億9,285万5千円。

4款療養給付費等交付金5億8,290万1千円。

5款県支出金1億4,092万円。県負担金2,255万2千円。県補助金1億1,836万8千円。

6款共同事業交付金8,420万4千円。

7款財産収入1千円。

8款繰入金2億7,023万6千円。他会計繰入金2億7,023万4千円。基金繰入金1千円。

3ページに入りまして、直営診療施設勘定繰入金1千円。

9款繰越金2,655万7千円。

10款諸収入1万2千円。延滞金加算金及び過料5千円。預金利子1千円。雑入6千円。

歳入合計34億7,749万3千円。

めくっていただきまして、歳出でございます。

1款総務費6,334万8千円。総務管理費4,744万2千円。町税費1,513万1千円。運営協議会77万5千円。保険給付費20億2,875万円。療養諸費17億4,975万円。高額療養費2億3,260万円。移送費40万円。出産育児諸費3千万円。葬祭諸費1,600万円。

3款老人保健施設、老人保健拠出金でございます。9億1,968万4千円。

4款の介護納付金2億9,280万6千円。

5款共同事業拠出金9,024万円。

6款保健事業費1,916万円。

7款基金積立金1千円。

ページが変わりまして、公債費でございます。100万円。

9款の諸支出金250万4千円。償還金及び還付金250万3千円。延滞金1千円でございます。

10 款の予備費につきましては、6 千万円。

歳出合計で3 4 億7 , 7 4 9 万3 千円でございます。

詳細につきましては、9 ページ以降の事項別明細書でご確認をお願いしたいと思います。

続きまして、老人保健特別会計のご説明をいたします。

2 ページをお開きください。

先ほどと同じように款と項が同額の場合は、項は省略させていただきます。

まず歳入でございますけども、1 款支払い基金交付金2 6 億8 , 8 7 5 万円。

2 款国庫支出金1 3 億1 , 0 6 3 万7 千円。国庫負担金1 3 億1 , 0 0 5 万9 千円。国庫補助金5 7 万8 千円。県支出金3 億2 , 7 5 1 万5 千円。繰入金3 億3 , 5 1 5 万7 千円。繰越金1 千円でございます。

6 款の諸収入4 千円。延滞金及び加算金2 千円。雑入2 千円。

歳入合計4 6 億6 , 2 0 6 万4 千円でございます。

歳出でございますけども、1 款総務費8 2 2 万2 千円。2 款医療諸費4 6 億5 , 3 8 3 万7 千円。諸支出金4 千円。償還金が3 千円。繰出金が1 千円でございます。予備費1 千円でございます。歳出合計4 6 億6 , 2 0 6 万4 千円でございます。

これにつきましても、詳細につきましては、事項別明細書でご確認をお願いします。

続きまして、介護保険特別会計予算でございます。

2 ページをお開きください。

これも同じように、款項同額の場合は、項は省略させていただきます。

まず歳入でございます。

1 款保険料でございます。3 億5 , 3 0 4 万4 千円。

2 款使用料及び手数料2 千円。

国庫支出金6 億8 , 4 9 3 万3 千円。国庫負担金4 億9 , 9 3 0 万4 千円。国庫補助金1 億8 , 5 6 2 万9 千円。

4 款支払い基金交付金7 億9 , 8 8 8 万6 千円。

5 款県支出金3 億1 , 2 0 6 万5 千円。

6 款財産収入1 千円。

7 款繰入金4 億2 , 3 6 6 万2 千円。一般会計繰入金3 億7 , 8 4 0 万3 千円。基金繰入金4 , 5 2 5 万9 千円。

8 款繰越金2 千円。諸収入7 千円。延滞金加算金及び過料2 千円。預金利子1 千円。雑入4 千円。

歳入合計2 5 億7 , 2 6 0 万2 千円でございます。

これにつきましても、詳細につきましては、事項別明細書をご確認願いたいと思います。

歳出でございます。

1 款総務費でございます。6 , 6 3 4 万4 千円。1 総務管理費3 , 4 2 0 万1 千円。2 徴収費3 2 0 万3 千円。介護認定審査会費2 , 8 7 9 万円。計画策定費1 5 万円。

2 款保険給付費でございます。2 4 億9 , 6 5 2 万1 千円。介護サービス等諸費2 3 億8 , 5 6 7 万5 千円。居宅支援サービス給付費9 , 5 6 1 万7 千円。その他諸費3 7 4 万5 千円。高額サービス費1 , 1 4 8 万4 千円。

3 款財政安定化基金拠出金2 2 7 万2 千円。

5 基金積立金 1 千円。
6 款公債費 6 9 6 万 1 千円。
7 款諸支出金 5 0 万 3 千円。
歳出合計 2 5 億 7 , 2 6 0 万円 2 千円でございます。
以上でございます。

○議長（清水壽昌君）

説明が終わりました。
質疑を許します。
中村隆一君。

○25番議員（中村隆一君）

介護保険の資料で、8ページ、9ページのところですが、3款の国庫支出金、1項国庫負担金、1節、9ページのほうに書いてありますが、介護給付費負担金、現年度分として、4億9,930万3千円が歳入として見込まれているわけですが、今、国会で論議されている介護保険制度の見直しにおいては、この10月から施設入所者については居住費、ホテルコストなんて言っていますけども、それとか食事とか、そういうのを介護保険の給付から外して全額自己負担にするようにというふうなことが、今論議されているわけですが、そのことを想定した予算になっているのか、お伺いをいたします。

○議長（清水壽昌君）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（古屋克巳君）

中村議員さんのご質問にお答えをいたします。

今、国会で介護保険制度を審議しております。その中で議員さん、おっしゃるとおり居住費、あるいは食事については保険給付の対象外にすると、こういうことが今、審議されております。まだ確定したものではありませんから、北杜市の介護保険の会計には、それは見込んでございません。

国会で成立しますと、また国から県をとおして、内容の詳細が示されてきます。それに基づいて、また、もし必要があれば、予算の補正等で対応してまいります。

以上でございます。

○議長（清水壽昌君）

浅川哲男君。

○9番議員（浅川哲男君）

介護保険ですが、2、3日前のテレビを見て、ちょっと思い出して質問をするわけですが、介護保険は行政でやる場合と民間が会社をつくってサービスをして、そして請求する場合があります。民間の場合にかなり水増しをして請求をして、ものすごい問題になっているようです。そういう場合ですが、北杜市には民間で介護保険のサービスをして、お金を払うようなことがあるんですか。行政専門でやっているんですか。最近は民間で結構やっているようですが、テレビでやっていて、その水増しをどんどんしてしまって、還付するとか、なんとかというのがありますが、ちょっと教えてください。

○議長（清水壽昌君）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（古屋克巳君）

介護保険制度で、民間ですけども、福祉法人等、例えば仁生園と、あと明山荘等いろいろあります。一応、国保連で審査をして、そしてうちのほうで支払っているわけですけども、現状でそういう例は、今のところございません。

○議長（清水壽昌君）

浅川富士夫君。

○15番議員（浅川富士夫君）

国民健康保険についてお尋ねしますが、国民健康保険の加入者の件についてお伺いしたいと思います。

全国的にも未加入者が増えているというなお話が出ておるわけですけど、北杜市についても、当然、非常に厳しい財政の中で、一人でも多く加入していただきたいというのが願いでございますが、そのへんの未加入者の人員を把握しているかどうか。もし把握しているとするならば、教えていただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（清水壽昌君）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（古屋克巳君）

加入者は増えております。

○議長（清水壽昌君）

浅川富士夫君。

○15番議員（浅川富士夫君）

加入者でなくて、当然、社会保険が国民健康保険へ加入すべきところへ、そういう資格を持っている方が逆に入らない、未加入のほうですね、そういうのが全国的にも、俗に言うフリーライターとって、入っていないという方が増えているような新聞報道なんかもあるわけですけど、そういった点、相互扶助の精神に則っても、ぜひそういったものに入って、お互いにお互いを見ていくと、これが国民健康保険の精神ではなからうかと、こんなふうに思うわけですが、そういった中での未加入者のほうです。その数字をつかまえているのかどうか。この点でございますが、よろしくお願いします。

○議長（清水壽昌君）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（古屋克巳君）

日本における保険制度は国民皆保険でございますから、必ず1つの保険に入らなければならないと、こういうことでございます。ですから、我々としては保険に入っていない方は一人もいないと、こういうふうに思っておりますけれども、また、そういうことが全国的にあるとも聞いておりますので、調査をいたします。

○議長（清水壽昌君）

市長。

○市長（白倉政司君）

協議会のときにも、そういう議論があったわけでありまして、北杜市の場合に国保に加入している人たちが1万230人で61.65%。その他の市民が社会保険に入っておられると、おおむね4対6だという議論がありました。

確かに今、お話のとおり、年金といわず保険といわず、みんな入る。皆年金であり、皆保険であることはご承知のとおりであります。でも残念ながら、フリーターといわず、年金制度、保険制度に対して一定の距離をもって、所得の関係もあるのかもしれませんが、加入者が制度設立当時から比べれば、後退していることは確かであります。でも、私ども北杜市としては制度を尊重しながら、法律でも位置づけられていることでもありますので、ぜひひとつ、相互扶助の精神で、全員加入でき得るよう、これからも働きかけていきたいと思いをします。

○議長（清水壽昌君）

質疑を終結いたします。

討論を行います。

中村隆一君。

○25番議員（中村隆一君）

今、国会で論議をされている介護保険の見直しについては、国が公費を減らしていくということで、要支援、要介護1、この軽度介護者の制限をしていこうと。家事援助サービスなどを打ち切ったり、施設に入っている人たちのホテルコストといわれる金額で、国が2兆円ぐらい削減を見込んでいると。先ほどの古屋部長の答弁ですと、本市の介護保険の予算案は、まだこれは想定していないそうですけれども、これがとあったならば、補正予算を組んでやっていくということなので、国のこの改正に併せて、また本市の介護保険を連動して改悪されていくということになりますので、この介護保険の予算案について反対といたします。

○議長（清水壽昌君）

本案に賛成の討論の発言を許します。

植松一雄君。

○2番議員（植松一雄君）

全員協議会で十分慎重に審議済みでございます。まもなく新年度がスタートするわけですが、スムーズな行政運営ができますように賛成をいたします。

○議長（清水壽昌君）

浅川哲男君。

○9番議員（浅川哲男君）

全員協議会は説明でいろいろしたわけですが、これは国の制度によってやって、その内容を予算化しているわけですから賛成です。市だけの問題ではなくて、国の制度に基づいて、いろいろやっている内容ですから賛成です。

○議長（清水壽昌君）

討論を終わります。

これより、議案第43号から議案第45号までの3案件を一括採決いたします。

この3件に原案どおり可決することに賛成の方は、ご起立願います。

（起立多数）

起立多数です。

よって、

日程第2 議案第43号 平成17年度北杜市国民健康保険特別会計予算

日程第3 議案第44号 平成17年度北杜市老人保健特別会計予算

日程第4 議案第45号 平成17年度北杜市介護保険特別会計予算

は原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩します。

11時20分より再開いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時20分

○議長（清水壽昌君）

再開いたします。

お諮りいたします。

○議長（清水壽昌君）

日程第5 議案第46号 平成17年度北杜市簡易水道事業特別会計予算

日程第6 議案第47号 平成17年度北杜市下水道事業特別会計予算

日程第7 議案第48号 平成17年度北杜市農業集落排水事業特別会計予算

以上3案件を一括議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第46号から議案第48号までの3案件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

3議案について、ご説明申し上げます。

議案第46号の平成17年度北杜市簡易水道事業特別会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億4,382万6千円と決めました。

次に議案第47号の平成17年度北杜市下水道事業特別会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ40億1,374万6千円と決めました。

次に議案第48号の平成17年度北杜市農業集落排水事業特別会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億9,183万円と決めました。

この3議案の内容につきましては、生活環境部長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

生活環境部長。

○生活環境部長（坂本伴和君）

それでは生活環境部所管の3特別会計につきまして、ご説明をいたします。

なお3特別会計とも款項同額の場合につきましては、項の説明を省略させていただきます。

まず、北杜市簡易水道事業特別会計の予算書をご覧いただきたいと思っております。

2ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款使用料及び手数料9億2,049万3千円でございます。うち1使用料9億1,883万8千円。2手数料165万5千円でございます。

2 款分担金及び負担金 6, 898 万 5 千円でございます。

3 款国県支出金 1 億 7, 955 万 3 千円でございます。

4 財産収入 1 万 6 千円です。1 の財産運用収入 1 万 1 千円。2 の財産売り払い収入 5 千円。

5 款繰入金 8 億 4, 434 万 3 千円でございます。

6 款繰越金 1, 160 万 3 千円でございます。

7 款諸収入 2, 683 万 3 千円でございます。1 の延滞金及び過料 7 千円。3 の雑入 133 万 4 千円。4 の受託事業収入 1, 748 万 8 千円。5 還付金 800 万 4 千円でございます。

3 ページをお願いいたします。

8 款市債でございますが、3 億 9, 200 万円。

歳入合計 24 億 4, 382 万 6 千円でございます。

続きまして、4 ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1 款水道管理費 9 億 9, 699 万 1 千円でございます。1 の総務管理費 1 億 711 万 6 千円。2 の施設管理費 8 億 8, 987 万 5 千円でございます。

2 款水道施設整備費 8 億 5, 942 万 8 千円でございます。

3 款公債費 5 億 8, 098 万 2 千円でございます。

4 款諸支出金 432 万 5 千円でございますが、1 基金積立金 1 万 1 千円。2 繰出金 431 万 4 千円でございます。

5 の予備費といたしまして、210 万円を計上してございます。

歳出合計といたしまして、24 億 4, 382 万 6 千円でございます。

5 ページの地方債でございますが、簡易水道事業債といたしまして、限度額 3 億 9, 200 万円を予定しております。

続きまして、北杜市下水道事業特別会計の予算書をご覧いただきたいと思ひます。

2 ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1 の分担金及び負担金 6, 612 万 8 千円でございます。1 の分担金 6, 587 万 6 千円。2 負担金 25 万 2 千円でございます。

2 款の使用料及び手数料 2 億 7, 798 万 8 千円でございます。1 の使用料といたしまして、2 億 7, 797 万 3 千円。2 の手数料といたしまして、1 万 5 千円でございます。

3 の国庫支出金 8 億 8, 792 万 7 千円でございます。

6 の繰入金 15 億 5, 259 万 4 千円でございます。

7 の繰越金 600 万円でございます。

8 の諸収入でございますが、150 万 9 千円でございます。内訳といたしまして、1 の雑入が 3 千円。3 の延滞金加算金及び過料といたしまして、2 千円。4 の還付金が 150 万 4 千円でございます。

9 の市債でございますが、12 億 2, 160 万円でございます。

歳入合計といたしまして、40 億 1, 374 万 6 千円でございます。

続きまして、3 ページの歳出でございますが、1 の総務費 3 億 7, 529 万 2 千円でございます。

2 の事業費 22 億 4, 555 万 8 千円でございます。

3 の公債費 13 億 8, 298 万 6 千円でございます。

4 の諸支出金 491 万円でございます。

5の予備費といたしまして、500万円でございます。

歳出合計40億1,374万6千円でございます。

まくっていただきまして、5ページをお願いいたします。

第3表の地方債でございますが、下水道事業債といたしまして、限度額12億2,160万円を予定しております。

続きまして、北杜市農業集落排水事業特別会計の予算書をお願いいたします。

2ページをお願いいたします。

まず歳入でございます。

1款の分担金及び負担金4,085万8千円でございます。1の分担金といたしまして、4,050万6千円。2の負担金といたしまして、35万2千円でございます。

2款の使用料及び手数料9,643万5千円でございます。1の使用料9,642万7千円。2の手数料が8千円でございます。

3の国庫支出金でございます。3億5,697万円です。

4の県支出金3,534万円でございます。

6の繰入金といたしまして、7億351万9千円でございます。

7の繰越金600万円でございます。

8の諸収入8千円でございます。1の雑入といたしまして、6千円。3の延滞金加算金及び過料といたしまして、2千円でございます。

9の市債でございますが、4億5,270万円でございます。

歳入合計16億9,183万円でございます。

4ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款の総務費1億9,973万9千円でございます。

2の事業費9億3,201万6千円でございます。

3の公債費5億5,297万4千円でございます。

4の諸支出金210万1千円でございます。

5の予備費といたしまして、500万円でございます。

歳出合計が16億9,183万円でございます。

5ページをお願いいたします。

第2表の地方債でございますが、下水道事業債といたしまして、4億5,270万円を限度額として、予定をしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（清水壽昌君）

説明が終わりました。

質疑を許します。

浅川哲男君。

○9番議員（浅川哲男君）

議案第46号の簡水ですが、この間の協議会で、ちょうど、このときには市長がいなかったんですが、今日ここで市長の考えをとくとお聞きしたいんですが、10ページで水道使用料、これは今まで各町村の使用料の率というか、例えば13ミリがいくらとか、みんな各町村、対象は違います。そういう中で各町村、みんな額は違うわけですが、この水については昔からの

水利の関係、水利権とかは尊い地域の財産でございます。そういう中で、全部の町村いろいろ調査したり、調べてみますと、白州、武川、大泉ですね、それは水は昔からの水の中で、簡水はやってきて、それなりに苦労してやっているんですが、これをずっと将来50年、100年先のことは分かりませんが、そういう尊い水の権利の中で、水道事業をやってきた経過がございます。

そんな中で、今までの、その旧町村ですね、そういう中のそれでしていただかなければならないと自分は考えているわけですが、市長はどのように考えているか、ここで確認しておきたいと思います。

○議長（清水壽昌君）

市長。

○市長（白倉政司君）

合併したわけですから、いろいろの負担とサービスは統一する方向で考えたいとは思っています。よって、水道料金も基本的には北杜市民、統一的な料金のほうが望ましいことは確かでありますけども、会計だけは統一しました。できるだけ早く統一したいのでありますけども、これも議員もご承知のとおり、旧町村間において、水道料金が相当、差があることは確かでありますので、このへんも承知しながら、順に統一に向かっては努力したいと思います、当面はこの水道料金で、また下水道料金を含めてご理解をいただきたいと思っています。

○9番議員（浅川哲男君）

はい、分かりました。

○議長（清水壽昌君）

質疑を終結いたします。

討論を行います。

（ な し ）

討論なしと認めます。

日程第5 議案第46号 平成17年度北杜市簡易水道事業特別会計予算

日程第6 議案第47号 平成17年度北杜市下水道事業特別会計予算

日程第7 議案第48号 平成17年度北杜市農業集落排水事業特別会計予算

を一括採決いたします。

本案は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、

日程第5 議案第46号 平成17年度北杜市簡易水道事業特別会計予算

日程第6 議案第47号 平成17年度北杜市下水道事業特別会計予算

日程第7 議案第48号 平成17年度北杜市農業集落排水事業特別会計予算

は、原案どおり可決することに決しました。

お諮りします。

○議長（清水壽昌君）

日程第8 議案第49号 平成17年度北杜市辺見診療所特別会計予算

日程第9 議案第50号 平成17年度北杜市白州診療所特別会計予算

以上2案件を一括議題といたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第49号から議案第50号までの2案件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

2議案について、ご説明いたします。

議案第49号の平成17年度北杜市辺見診療所特別会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億418万6千円と決めました。

次に議案第50号の平成17年度北杜市白州診療所特別会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億251万4千円と決めました。

この2議案の内容につきましては、保健福祉部長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（古屋克巳君）

それでは、辺見診療所特別会計のご説明をいたします。

2ページをお開きください。

款と項が同額の場合は、項を省略させていただきます。

まず歳入でございます。

1款診療収入9,040万2千円。

2款使用料及び手数料37万2千円。

3款財産収入1千円。

4款繰入金2千円。基金積立金1千円。基金繰入金1千円。

5款繰越金でございますけども、1,314万9千円。

6款諸収入26万円。

歳入合計1億418万6千円。

歳出でございます。

総務費4,774万3千円。移設管理費4,713万9千円。研究研修費60万円。運営委員会費4千円。

2款医業費5,354万3千円。

3款諸支出金1千円。

4款公債費189万9千円。

5款予備費100万円。

歳出合計1億418万6千円でございます。

次に白州診療所特別会計でございます。

同じように款と項が同額の場合は、項は省略させていただきます。

歳入、1款診療収入8,125万2千円。外来収入8,100万2千円。その他の診療報酬収入25万円。

2款使用料及び手数料180万1千円。1使用料144万1千円。手数料36万円。

3款財産収入2千円。財産運用収入1千円。財産売り払い収入1千円。

繰入金1,895万8千円。他会計繰入金1,895万7千円。基金繰入金1千円。

5款繰越金1千円。

6款諸収入50万円。

歳入合計1億251万4千円。

歳出でございます。

総務費5,937万5千円。総務管理費5,909万4千円。研究研修費28万円。運営委員会1千円。

2款医業費4,303万8千円。

3款諸支出金1千円。

予備費10万円。

歳出合計1億251万4千円でございます。

詳細につきましては、事項別明細書をご覧願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（清水壽昌君）

説明が終わりました。

質疑を許します。

（なし）

質疑を終結いたします。

討論を行います。

（なし）

討論なしと認めます。

日程第8 議案第49号 平成17年度北杜市辺見診療所特別会計予算

日程第9 議案第50号 平成17年度北杜市白州診療所特別会計予算

を一括採決します。

本案は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、

日程第8 議案第49号 平成17年度北杜市辺見診療所特別会計予算

日程第9 議案第50号 平成17年度北杜市白州診療所特別会計予算

は、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩します。

午後は1時より、再開します。

休憩 午前 11時41分

再開 午後 1時00分

○議長（清水壽昌君）

再開いたします。

○議長（清水壽昌君）

日程第10 議案第51号 平成17年度北杜市土地開発事業特別会計予算を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

議案第51号の平成17年度北杜市土地開発事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,532万8千円と決めました。

内容につきましては、建設部長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

建設部長。

○建設部長（真壁一永君）

それでは議案第51号 北杜市土地開発事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。
2ページと3ページをご覧くださいと思います。

まず2ページの歳入、1款財政収入、1項財産売り払い収入3,529万9千円。

2款1項とも繰越金2万9千円。

3ページ、歳出でございます。

1款土地開発費、1項土地開発事業費98万3千円。

2款公債費、1項公債費3,434万5千円。

歳入合計、歳出合計とも3,532万8千円でございます。

以上でございます。

○議長（清水壽昌君）

説明が終わりました。

質疑を許します。

（なし）

質疑を終結いたします。

討論を行います。

（なし）

討論なしと認めます。

日程第10 議案第51号 平成17年度北杜市土地開発事業特別会計予算を採決いたします。

本案は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、日程第10 議案第51号 平成17年度北杜市土地開発事業特別会計予算は原案どおり可決することに決しました。

お諮りします。

○議長（清水壽昌君）

日程第11 議案第52号 平成17年度北杜市白州・尾白の森名水公園事業特別会計予算

日程第12 議案第53号 平成17年度北杜市武川ふるさと活性化事業特別会計予算

以上2案件を一括議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第52号から議案第53号までの2案件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

2議案について、ご説明いたします。

議案第52号の平成17年度北杜市白州・尾白の森名水公園事業特別会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,340万8千円と決めました。

次に議案第53号の平成17年度北杜市武川ふるさと活性化事業特別会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,903万5千円と決めました。

この2議案の内容につきましては、各担当総合支所長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

白州総合支所長。

○白州総合支所長（植松治雄君）

それでは、白州・尾白の森名水公園特別会計につきまして、ご説明をさせていただきます。

2ページ、3ページをご覧ください。

最初に歳入でございます。

1款の使用料及び手数料、1の使用料でございますが、2,250万円。

3款繰越金50万円。

4款諸収入、1の収益事業収入といたしまして、2,039万8千円。2の雑入1万円。

歳入合計4,340万8千円でございます。

続きまして、3ページの歳出でございますが、1款の総務費、1の総務管理費2,217万9千円。

2款の事業費でございますが、2,112万9千円。

3款予備費10万円。

歳出合計で4,340万8千円でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（清水壽昌君）

武川総合支所長。

○武川総合支所長（福井俊克君）

続きまして、北杜市武川ふるさと活性化事業特別会計のご説明を申し上げます。

2ページ、3ページをお開きください。

はじめに歳入ですが、1款使用料及び手数料1,366万7千円。1項使用料981万3千円。2項手数料385万4千円。

3款繰越金、1項の繰越金100万円でございます。

4款諸収入8,436万8千円。1項収益事業収入であります。8,433万8千円です。

2項雑入3万円。

歳入合計9,903万5千円でございます。

歳出でございますが、1款事業費であります。

1項の事業費9,903万5千円であります。

歳出合計9,903万5千円。

以上であります。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

説明が終わりました。

質疑を許します。

（なし）

質疑を終結いたします。

討論を行います。

（なし）

討論なしと認めます。

日程第11 議案第52号 平成17年度北杜市白州・尾白の森名水公園事業特別会計予算

日程第12 議案第53号 平成17年度北杜市武川ふるさと活性化事業特別会計予算

を一括採決します。

本案は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、

日程第11 議案第52号 平成17年度北杜市白州・尾白の森名水公園事業特別会計予算

日程第12 議案第53号 平成17年度北杜市武川ふるさと活性化事業特別会計予算

は、原案どおり可決することに決しました。

○議長（清水壽昌君）

日程第13 議案第54号 平成17年度北杜市ケーブルテレビ事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

議案第54号の平成17年度北杜市ケーブルテレビ事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億8,779万円と決めました。

内容につきましては、企画部長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

企画部長。

○企画部長（坂本等君）

内容のご説明を申し上げます。

お手元の予算書の2ページをお開きください。

歳入でございます。

1款分担金及び負担金、1項分担金及び負担金につきましては1,475万円でございます。

2款の使用料及び手数料につきましては、1億841万4千円でございます。1項の使用料といたしまして、1億841万3千円。2項の手数料1千円でございます。

続きまして、3款の財産収入につきましては、1項財産収入1千円でございます。

4款繰入金につきましては、1項繰入金でございまして、6,462万4千円でございます。

5款諸収入、1項諸収入につきましては1千円でございます。

歳入合計、合わせまして1億8,779万円でございます。

続きまして、3ページの歳出の説明を申し上げます。

1款の総務費、1項総務費でございますが、1億906万7千円。

2款公債費、1項公債費でございます。7,872万2千円。

3款の予備費、1項予備費におきましては1千円でございます。

歳出合計、合わせまして1億8,779万円でございます。

以上、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

説明が終わりました。

質疑を許します。

（なし）

質疑を終結いたします。

討論を行います。

（なし）

討論なしと認めます。

日程第13 議案第54号 平成17年度北杜市ケーブルテレビ事業特別会計予算を採決します。

本案は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、日程第13 議案第54号 平成17年度北杜市ケーブルテレビ事業特別会計予算は原案どおり可決することに決しました。

○議長（清水壽昌君）

日程第14 議案第55号 平成17年度北杜市温泉事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

議案第55号の平成17年度北杜市温泉事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,489万9千円と決めました。

内容につきましては、保健福祉部長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（古屋克巳君）

それでは、温泉事業特別会計予算書の説明をいたします。

2ページをお開きください。

歳入でございますけれども、1款使用料及び手数料4,249万円。

3款繰入金1千万円。

4款繰越金773万8千円。

5款諸収入467万1千円。

歳入合計6,489万9千円。

歳出でございますけれども、7款甲斐大泉温泉事業費でございます、6,489万9千円。事業費6,139万9千円。公債費350万円。

歳出合計6,489万9千円でございます。

以上でございます。

○議長（清水壽昌君）

説明が終わりました。

質疑を許します。

（なし）

質疑を終結いたします。

討論を行います。

（なし）

討論なしと認めます。

日程第14 議案第55号 平成17年度北杜市温泉事業特別会計予算を採決します。

本案は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、日程第14 議案第55号 平成17年度北杜市温泉事業特別会計予算は原案どおり可決することに決しました。

○議長（清水壽昌君）

日程第15 議案第56号 平成17年度北杜市居宅介護支援事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

議案第56号の平成17年度北杜市居宅介護支援事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,675万5千円と決めました。

内容につきましては、保健福祉部長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（古屋克巳君）

それでは、居宅介護支援事業特別会計予算書の説明をいたします。

2ページをお開きください。

まず歳入でございますけれども、1款サービス収入1,224万円。

3款繰入金451万2千円。

4款繰越金1千円。

5款諸収入2千円。預金利子1千円。雑入1千円でございます。歳入合計1,675万5千円。

歳出でございますけれども、総務費1,675万5千円。

歳出合計1,675万5千円でございます。

以上でございます。

○議長（清水壽昌君）

説明が終わりました。

質疑を許します。

（なし）

質疑を終結いたします。

討論を行います。

（なし）

討論なしと認めます。

日程第15 議案第56号 平成17年度北杜市居宅介護支援事業特別会計予算を採決いたします。

本案は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、日程第15 議案第56号 平成17年度北杜市居宅介護支援事業特別会計予算は原案どおり可決することに決しました。

お諮りします。

○議長（清水壽昌君）

日程第16 議案第57号 平成17年度北杜市明野財産区特別会計予算
日程第17 議案第58号 平成17年度北杜市須玉財産区特別会計予算
日程第18 議案第59号 平成17年度北杜市高根財産区特別会計予算
日程第19 議案第60号 平成17年度北杜市長坂財産区特別会計予算
日程第20 議案第61号 平成17年度北杜市大泉財産区特別会計予算
日程第21 議案第62号 平成17年度北杜市白州財産区特別会計予算
日程第22 議案第63号 平成17年度北杜市武川財産区特別会計予算
日程第23 議案第64号 平成17年度北杜市浅尾原財産区特別会計予算

以上8案件を一括議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第57号から議案第64号までの8案件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

議案第57号から議案第64号までの8議案について、ご説明申し上げます。

議案第57号の平成17年度北杜市明野財産区特別会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,162万3千円と決めました。

次に議案第58号の平成17年度北杜市須玉財産区特別会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,310万1千円と決めました。

次に議案第59号の平成17年度北杜市高根財産区特別会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,659万5千円と決めました。

次に議案第60号の平成17年度北杜市長坂財産区特別会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ911万1千円と決めました。

次に議案第61号の平成17年度北杜市大泉財産区特別会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ247万7千円と決めました。

次に議案第62号の平成17年度北杜市白州財産区特別会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ178万3千円と決めました。

次に議案第63号の平成17年度北杜市武川財産区特別会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ643万9千円と決めました。

次に議案第64号の平成17年度北杜市浅尾原財産区特別会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,729万3千円と決めました。

この8議案の内容につきましては、各担当総合支所長が説明をいたしますので、よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

説明が終わりました。

なお、内容説明については、お手元に配布の予算書のとおりであります。
質疑を許します。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を行います。

(な し)

討論なしと認めます。

日程第16 議案第57号 平成17年度北杜市明野財産区特別会計予算
日程第17 議案第58号 平成17年度北杜市須玉財産区特別会計予算
日程第18 議案第59号 平成17年度北杜市高根財産区特別会計予算
日程第19 議案第60号 平成17年度北杜市長坂財産区特別会計予算
日程第20 議案第61号 平成17年度北杜市大泉財産区特別会計予算
日程第21 議案第62号 平成17年度北杜市白州財産区特別会計予算
日程第22 議案第63号 平成17年度北杜市武川財産区特別会計予算
日程第23 議案第64号 平成17年度北杜市浅尾原財産区特別会計予算

を一括採決します。

本案は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、

日程第16 議案第57号 平成17年度北杜市明野財産区特別会計予算
日程第17 議案第58号 平成17年度北杜市須玉財産区特別会計予算
日程第18 議案第59号 平成17年度北杜市高根財産区特別会計予算
日程第19 議案第60号 平成17年度北杜市長坂財産区特別会計予算
日程第20 議案第61号 平成17年度北杜市大泉財産区特別会計予算
日程第21 議案第62号 平成17年度北杜市白州財産区特別会計予算
日程第22 議案第63号 平成17年度北杜市武川財産区特別会計予算
日程第23 議案第64号 平成17年度北杜市浅尾原財産区特別会計予算

は、原案どおり可決することに決しました。

以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

3月23日の会議は議員協議会に切り替え、午後1時より全員協議会を行います。

本会議は3月25日、午後1時より再開いたしますので、全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変、ご苦労さまでございました。

散会 午後 1時25分

平成 1 7 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

3 月 2 5 日

1. 議事日程

平成17年第1回北杜市議会定例会（5日目）

平成17年3月25日
午後1時00分開議
於 議 場

- 追加日程第1 発議第1号 北杜市議会政務調査費の交付に関する条例の制定について
- 追加日程第2 議案第67号 北杜市行政組織条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第3 議案第68号 北杜市過疎地域自立促進計画の策定について
- 追加日程第4 議案第69号 北杜市及び北巨摩郡小淵沢町の廃置分合について
- 追加日程第5 議案第70号 北杜市及び北巨摩郡小淵沢町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について
- 追加日程第6 議案第71号 北杜市及び北巨摩郡小淵沢町の廃置分合に伴う特例措置に関する協議について
- 追加日程第7 請願第1号 請願の件（介護保険制度の見直しの改正にあたり「改善」を求める請願書）

2. 出席議員は、次のとおりである。(37名)

1番	坂本 一	2番	植松 一雄
3番	篠原 眞清	4番	千野 秀一
5番	五味 良一	6番	利根川 昇
7番	渡邊 陽一	8番	鈴木今朝和
9番	浅川 哲男	10番	秋山 九一
11番	小尾 直知	12番	日向 万仁
13番	風間 利子	14番	田中 勝海
15番	浅川 富士夫	16番	小林 元久
17番	小澤 寛	18番	篠原 珍彦
19番	保坂 多枝子	20番	内田 俊彦
21番	鈴木 孝男	22番	細田 哲郎
23番	林 泰一	24番	坂本 治年
25番	中村 隆一	26番	中村 勝一
27番	岡野 淳	28番	小林 忠雄
29番	小澤 宜夫	30番	内藤 昭
31番	秋山 俊和	32番	小野 喜一郎
33番	渡邊 英子	34番	中嶋 新
35番	小林 保壽	36番	古屋 富藏
37番	清水 壽昌		

3. 欠席議員 (なし)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(18名)

市長	白倉 政司	収入役	小澤 壯一
企画部長	坂本 等	総務部長	小林 奎吾
保健福祉部長	古屋 克巳	生活環境部長	坂本 伴和
産業観光部長	浅川 清朗	建設部長	真壁 一永
教育次長	小池 光和	明野総合支所長	萩原 武一
須玉総合支所長	小澤 功宜	高根総合支所長	植松 好義
長坂総合支所長	小沢 孝文	大泉総合支所長	藤原 宝
白州総合支所長	植松 治雄	武川総合支所長	福井 俊克
秘書室参事	藤巻 正一	教育長	小清水 淳三

5 . 職務のため議場に出席した者の職氏名 (3 名)

議会事務局長 三 枝 基 治
議 会 書 記 小 澤 永 和
" 伊 藤 勝 美

再開 午後 1時00分

○議長（清水壽昌君）

本日の議事がスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願いを申し上げまして、あいさついたします。

ただいまの出席議員は37名です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

暫時休憩します。

1時15分より、再開いたします。

休憩 午後 1時05分

再開 午後 1時15分

○議長（清水壽昌君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま、お手元に配布してございます議事日程により、日程の変更および追加をいたしましたと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布の議事日程のとおり、日程の変更および追加をすることに決しました。お諮りします。

ただいま秋山九一君ほか4人から、

発議第1号 北杜市議会政務調査費の交付に関する条例の制定について

市長から、

議案第67号 北杜市行政組織条例の一部を改正する条例について

議案第68号 北杜市過疎地域自立促進計画の策定について

議案第69号 北杜市及び北巨摩郡小淵沢町の廃置分合について

議案第70号 北杜市及び北巨摩郡小淵沢町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について

議案第71号 北杜市及び北巨摩郡小淵沢町の廃置分合に伴う特例措置に関する協議について

中村隆一君から、

請願第1号 請願の件（介護保険制度の見直しの改正にあたり「改善」を求める請願書）が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第7として議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、

発議第1号 北杜市議会政務調査費の交付に関する条例の制定について

議案第67号 北杜市行政組織条例の一部を改正する条例について

議案第68号 北杜市過疎地域自立促進計画の策定について

議案第69号 北杜市及び北巨摩郡小淵沢町の廃置分合について

議案第70号 北杜市及び北巨摩郡小淵沢町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について
議案第71号 北杜市及び北巨摩郡小淵沢町の廃置分合に伴う特例措置に関する協議について
請願第1号 請願の件(介護保険制度の見直しの改正にあたり「改善」を求める請願書)
を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第7として議題とすることに決しました。

○議長(清水壽昌君)

追加日程第1 発議第1号 北杜市議会政務調査費の交付に関する条例の制定についてを議題と
します。

提出者であります、秋山九一君から提案理由の説明を求めます。

10番議員、秋山九一君。

○10番議員(秋山九一君)

発議第1号

平成17年3月25日

北杜市議会議長 清水壽昌様

提出者	北杜市議会議員	秋山九一
賛成者	〃	植松一雄
	〃	小林忠雄
	〃	小澤寛
	〃	保坂多枝子

北杜市議会政務調査費の交付に関する条例の制定について

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第112条の規定により提出します。

提案理由および条例の内容について、説明いたします。

北杜市議会議員の調査研究に資するため、必要な経費の一部を議会における会派、または議員に対して交付するため、地方自治法第100条第13項および第14項の規定に基づき、制定するものであります。

第1条から第12条により規定され、議会における会派、または会派に所属しない議員の職にあるものに対し、北杜市議会議員の調査研究に必要な調査費として交付する内容の条例制定であります。

以上、条例の内容説明を終わります。

よろしくご審議いただき、ご議決いただきますようお願いいたします。

○議長(清水壽昌君)

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本件については質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって質疑・討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって追加日程第1 発議第1号 北杜市議会政務調査費の交付に関する条例の制定については、原案どおり可決することに決しました。

○議長（清水壽昌君）

追加日程第2 議案第67号 北杜市行政組織条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

議案第67号の北杜市行政組織条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

行政改革を推進するため行革調整室を新たに設け、事務の効率化を図るため、一部を改正するものであります。

内容につきましては、総務部長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

総務部長。

○総務部長（小林奎吾君）

議案第67号 北杜市行政組織条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

第1条中の部および室の設置についてでございますが、「秘書室」の次に新たに「行革調整室」を設けるものでございます。

次に第2条中でございますが、分掌事務についてであります。企画部に財政課の業務を加えまして、総務部に地域創造課の業務を加えるものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（清水壽昌君）

説明が終わりました。

質疑を許します。

小林忠雄議員。

○28番議員（小林忠雄君）

お伺いいたします。

行革調整室、新しいセクションを設けるということで、当初より市長は大変、そのように望んでいたと思いますし、また私ども、そのように思っておるところでございます。

具体的に職分掌等が分かりましたらお知らせ願いたいし、またどのような人事をされるのかも併せてお願いしたいと思います。

また、その次にあります企画部の市政の総合的な計画調整に関することということですので、内容が若干、ものによってはダブった提案といいますが、そういうことが提案されるのではないかなど、こんなように思うんですが、このへんの兼ね合いがどうなっているか。お聞きしたいと、こんなふうに思います。

以上でございます。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（小林奎吾君）

行革調整室の業務でございますけども、北杜市といたしまして、行政改革につきましては喫緊の課題でございます。そうした中で行革調整室を新設するに当たりまして、行政改革を一層進めてまいりたいと、こういうことでございます。

なお、企画部の関係、財政課を加えるということでございますが、企画部の関係で、市政の総合的な計画、調整を今後、早急にしていかなければならないと、こういうことで、それに伴いまして、財政的な見地から、よりよい計画を進められるよう、財政と一緒に総合計画等々を進めてまいりたいと、こんなことで企画部のほうへ財政課の業務を加えたものでございます。

以上でございます。

○議長（清水壽昌君）

小林忠雄君。

○28番議員（小林忠雄君）

了解しました。

○議長（清水壽昌君）

質疑を終結いたします。

討論を行います。

（ な し ）

討論なしと認めます。

追加日程第2 議案第67号 北杜市行政組織条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、追加日程第2 議案第67号 北杜市行政組織条例の一部を改正する条例については原案どおり可決することに決しました。

○議長（清水壽昌君）

追加日程第3 議案第68号 北杜市過疎地域自立促進計画の策定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

議案第68号の北杜市過疎地域自立促進計画の策定について、ご説明申し上げます。

北杜市過疎地域自立促進計画の策定については、過疎地域自立促進特別措置法第6条の規定により、議会の議決を経る必要があるためであります。

内容につきましては、企画部長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

企画部長。

○企画部長（坂本等君）

内容につきまして、ご説明を申し上げます。

お手元に概要書がお届けしてあると思いますが、この概要書に基づきまして、ご説明を申し上げます。

議案第68号になりますが、北杜市過疎地域自立促進計画の策定についてというものでございまして、策定の理由といたしましては、本市には須玉町、白州町、武川町の3つの地域が過疎地域として指定をされているわけでございます。

この3つの地域の指定に基づきまして、この計画は新年度、平成17年度から平成21年度までの5カ年計画となっております。平成17年4月からの適用となるものでございまして、たまたま北杜市、昨年の11月1日に合併をいたしました。その当初、前期の5カ年が経過しようとしているときの合併でございました。

平成16年度が終了いたしますと、今度は後期の5カ年の計画が、北杜市の計画として認められ、諸事業を推進していくという、そういうものでございます。

この計画の基本方針といたしましては、大別いたしますと、少子高齢化への対応、循環型社会の確立、地域自治・地域コミュニティの創造、高度情報通信ネットワーク社会への対応という、この4項目については、大きな項目を設定してございます。

今、やはりお手元にお届けをしております、北杜市過疎地域の自立促進計画の詳細な計画書をお届けしてございます。その中に、この大きな4つの基本方針を基にいたしまして、さらに細かな分野につきまして、過疎地域であります3つの町、地域の計画が網羅されているわけでございます。このような計画をもちまして、これから後期5年間の計画を繰り返していくわけでございます。

なお、この計画の事前審査を山梨県のほうにお願いをすることにしてありまして、この3月17日には山梨県のほうから事前審査で遺漏がない、異議はありませんというところで回答をいただきました。このたび、この計画につきまして、ご議決をいただきまして、また、然るべき手続きをとる中で、後期の5カ年の北杜市としての事業、過疎計画、過疎事業の進展を図っていきたく、このような計画でございます。

どうぞ、よろしくご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

説明が終わりました。

質疑を許します。

（なし）

質疑を終結いたします。

討論を行います。

（なし）

討論なしと認めます。

追加日程第3 議案第68号 北杜市過疎地域自立促進計画の策定についてを採決いたします。

本案は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって追加日程第3 議案第68号 北杜市過疎地域自立促進計画の策定については原案どおり可決することに決しました。

お諮りします。

○議長（清水壽昌君）

追加日程第4 議案第69号 北杜市及び北巨摩郡小淵沢町の廃置分合について

追加日程第5 議案第70号 北杜市及び北巨摩郡小淵沢町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について

追加日程第6 議案第71号 北杜市及び北巨摩郡小淵沢町の廃置分合に伴う特例措置に関する協議について

以上3案件を一括議題としたいと思います、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第69号から議案第71号までの3案件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

議案第69号から議案第71号までの3議案について、ご説明いたします。

まず、議案第69号の北杜市及び北巨摩郡小淵沢町の廃置分合についてであります、平成18年3月15日から北巨摩郡小淵沢町を廃し、その区域を北杜市に編入することを山梨県知事に申請するため、地方自治法第7条第5項の規定により、議会の議決を必要とするためであります。

次に、議案第70号の北杜市及び北巨摩郡小淵沢町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議についてであります、平成18年3月15日から北巨摩郡小淵沢町を廃し、その区域を北杜市に編入することに伴う財産処分に関する協議については、地方自治法第7条第5項の規定により、議会の議決を必要とするためであります。

次に、議案第71号の北杜市及び北巨摩郡小淵沢町の廃置分合に伴う特例措置に関する協議についてであります、平成18年3月15日から北巨摩郡小淵沢町を廃し、その区域を北杜市に編入ことに伴い、議会の議員および農業委員会の委員について、市町村の合併の特例に関する法律第7条第4項および第8条第4項において準用する、同法第6条第8項の規定により、議会の議決を必要とするためであります。

この3議案の内容につきましては、企画部長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

企画部長。

○企画部長（坂本等君）

内容のご説明を申し上げます。

まず議案第69号でございますが、北杜市及び北巨摩郡小淵沢町の廃置分合についてでございます。

この廃置分合につきましては、山梨県におきましては関係市町村の申請に基づきまして、県

議会の議決を経て総務大臣に届け出るということに、自治法で決まっております。この関係市と町が山梨県のほうに申請を行うために、本日、関係する町村議会の皆さま方に、事前にご議決をいただいて、山梨県にこの申請を提出するというために、本日、提案を申し上げたところでございます。

それから続きまして、議案第70号でございます。

北杜市及び北巨摩郡小淵沢町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について

やはりこれも廃置分合に伴いまして、財産処分に関することにつきましては、合併に伴う関係市町が協議して、これを定めるということで、この定める項目といたしましては、別紙が付いてございますが、大平山の関係の恩賜県有財産の関係、それから篠原山の恩賜県有財産保護組合に関する財産の、この2項目でございます。

この財産処分につきまして、この議会におきましてご審議をいただきまして、協議済みというところで、やはり県知事のほうに関連する議案として、この項目も認定をいただくようなことになる事務処理でございますので、この場でご協議、ご議決をお願い賜りたいと、こういう内容でございます。

続きまして、議案第71号でございますが、北杜市及び北巨摩郡小淵沢町の廃置分合に伴う特例措置に関する協議についてでございます。

やはり、これも編入合併するというに伴いまして、別紙がございますが、その1点目につきましては、議会の議員の定数、それから2点目といたしましては、農業委員会の委員の在任という、この2つの項目につきましてご協議をいただいて、ご議決をいただきまして、これから合併の廃置分合に伴います申請等にも、このような考え方を示した中で、許可をいただくという、このような段階を経ることになりまして、本日、ご提案申し上げた次第でございます。

どうぞ、よろしく願いいたします。

○議長（清水壽昌君）

説明が終わりました。

質疑を許します。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

討論を行います。

中村隆一君。

○25番議員（中村隆一君）

議案第69号、議案第70号、議案第71号の3議案について、反対いたします。

そもそも、今回進められている平成の大合併は、小泉構造改革に基づくものであり、その目的は総務省が市町村合併をすれば安上がりになると繰り返し述べているように、地方交付税、国庫負担金、国庫補助金を減らし、国にとってはお金のかからない地方制度をつくることにあります。

そして、市町村が1千程度になれば、地方交付税は4兆円から5兆円縮減できるとして、自主的な市町村合併ということを建前にしながら、合併特例債という餌と、地方交付税の削減というムチで、合併特例法の期限までにと市町村に合併を押し付けてきました。

合併問題は自分たちの町や村など、自治体の形をどうするのか、まさに地方自治の基礎が問われる問題であり、そこには何にもまして、住民の意思と自主性が大いに尊重されなければな

りません。

ところが、この間、北杜市民に対しては市内3カ所で説明されたものの、市民の意思を確認する機会も与えられず、合併協議会だよりが配布されただけで、拙速に合併協議が進められ、今日に至っています。本来、この住民説明会が出発点として、住民合意の形成に取り組むべきでした。北杜市と小淵沢町との法定協議会も2月10日設置されてから、5回の開催で合併に関するすべての協議が行われ、本日、合併調印式が須玉町ふれあい館で行われました。

今までも、何度も指摘してまいりましたが、合併特例債の使い道は建設事業に限られており、その額も110億円と莫大なものです。特例債は70%を地方交付税で措置され、有利な借金とされていますが、国にとっても地方にとっても、借金であることには変わりありません。

地方交付税制度については、現在、政府が進めている地方への税源移譲の三位一体改革の一環として、地方交付税を削減したことに対して、知事会、市町村会等が遺憾と懸念を表明したように、制度そのものが破綻しつつあることは明らかであり、今後の本市の財政運営にも大きな影響を与えることは必至です。

合併11年目から地方交付税の算定特例がなくなり、段階的に減らされますが、そのときにも借金の返済は続きます。この間、市財政が大変だからとして、行財政アクションプランに基づいての行革が進められ、市民には次々と痛みが押し付けられるのではないかと懸念するものです。

不要不急の公共事業は思い切って削り、住民の暮らしや福祉、教育にとって、本当に必要な事業を財政規模に見合った堅実な計画のもとに、進めていくべきではないでしょうか。

以上を述べて、合併の3議案についての反対討論といたします。

○議長（清水壽昌君）

ほかに討論はありますか。

内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

私は北巨摩郡小淵沢町を廃し、その区域をもって北杜市に編入する廃置分合について、賛成の立場で討論を行います。

昨年11月1日、北巨摩郡明野村、須玉町、高根町、長坂町、大泉村、白州町および武川村の7町村は合併により、新たに北杜市としてスタートいたしました。これは現在、三位一体改革が国において進められておりますが、国・地方を通じての未曾有の財政危機と同時に進行する超高齢化・少子化の動向の中で現状のまま、安閑として身近な行政サービスの停滞を招くのではなく、7町村が団結し、力を合わせて、自らの行財政能力を高めるとともに、地方自治を確保するだけでなく、さらに地方分権を推進していこうという、強い自我意識を伴う決断からのものと認識しております。

このたび、小淵沢町との合併につきましても、こうした認識を基本としつつ、北杜市と合併することが北巨摩郡として、これまで苦楽を共に分かち合い、共に築いてまいりました歴史や文化、心のつながりなどの一体性をより一層高めることとなり、住民福祉のさらなる向上につながるという、私の信念と重なるものであります。

北杜市、小淵沢町両議会の議決に基づき、設置されました北杜市・小淵沢町合併協議会における協議を重ねた成果であります36項目にわたる合併協定書、そして新しい北杜市の新しいまちづくりの基本となる新北杜市建設計画の双方を熟読いたしました。私の信念はいささか

の揺らぎもなく、より一層、固い信念となりました。

以上のことから、私は北杜市と小淵沢町の廃置分合に賛成するものであります。

当局におかれましては、速やかに新北杜市を実現されますようお願いいたしまして、私の賛成討論といたします。

○議長（清水壽昌君）

ほかに討論ございますか。

浅川富士夫君。

○15番議員（浅川富士夫君）

私は北巨摩郡小淵沢町を廃し、その区域をもって北杜市に編入する廃置分合について、賛成の立場で討論を行います。

北杜市と小淵沢町とは、特に旧北部町村においては、地理的にも歴史、文化、人のつながりにおいても先人たちより深い関係を持ってきております。特に行政、教育、福祉等の面においては学校組合、病院組合、衛生組合、峡北地域の行政事務組合、あるいはまた水道企業団体等等、同一歩調で今日まで取り組んできておりました。

今回の合併により、新北杜市として地方分権体制の確立と、さらなる経済発展、住民福祉の向上のために、より一層の一体感を持って進めるべきと考えております。

また、小淵沢町では昨年8月22日の住民投票の結果では、高いハードルはクリアできませんでしたが、合併賛成が反対を大きく上回ったことは、すでに皆さんも承知のことと思います。これは小淵沢町の民意は、合併を望んでいたと。現在の議員も合併賛成者が多数と聞いております。合併の機は、まさに熟したりであります。

本年の2月10日の北杜市・小淵沢町両者の意思のもとに合併協議会が設立され、今日の調印式となったのであります。精力的に協議が進められて、この合併特例法の期限内で調印式が完了できたことは、本当に関係者一同、敬意を表するものであります。

今後の北杜市がますます発展するためにも、ぜひとも小淵沢町と一緒に、この北杜市を盛り上げていく必要があります。

以上のことから、私は北杜市と小淵沢町の廃置分合に賛成するものであります。

当局におきましては、速やかに、この新北杜市を実現されますようお願いいたしまして、私の賛成討論といたします。

○議長（清水壽昌君）

ほかに討論はございますか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

追加日程第4 議案第69号 北杜市及び北巨摩郡小淵沢町の廃置分合について

追加日程第5 議案第70号 北杜市及び北巨摩郡小淵沢町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について

追加日程第6 議案第71号 北杜市及び北巨摩郡小淵沢町の廃置分合に伴う特例措置に関する協議について

以上3案件を一括採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

原案どおり可決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数です。

よって、

追加日程第4 議案第69号 北杜市及び北巨摩郡小湍沢町の廃置分合について

追加日程第5 議案第70号 北杜市及び北巨摩郡小湍沢町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について

追加日程第6 議案第71号 北杜市及び北巨摩郡小湍沢町の廃置分合に伴う特例措置に関する協議について

は、原案どおり可決することに決しました。

○議長(清水壽昌君)

追加日程第7 請願第1号 請願の件(介護保険制度の見直しの改正にあたり「改善」を求める請願書)を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

25番、中村隆一君。

○25番議員(中村隆一君)

介護保険制度の見直しの改正にあたり「改善」を求める請願書

請願団体 介護保険改悪反対やまなしネット

住 所 甲府市朝日5の7の2山梨県労気付

代 表 上所 洋

紹介議員 中村隆一

北杜市議会議長 清水壽昌殿

請願趣旨

介護保険制度は平成12年4月発足以来、まもなく5年を経過し、利用者は大幅に増えております。介護保険法附則2条、介護保険施行後5年を目途に必要な見直しの措置が講じられることとなっております。

こうした中、社会保障審議会、介護部会の介護保険制度の見直しに関する意見の報告を受け、今年2月8日に介護保険法の一部を改正する法律案が、国会に上程されました。

その法案によると、施設入所者の居住費や食費等は施設介護サービスの対象にしないことや要支援や要介護1などの軽介護者を対象に、新たな介護予防サービスを創設するとしています。

こうした見直しについて、必要な介護サービスが受けられなくなるのではないかと、高齢者の不安も高まっています。

については貴議会において、十分ご審議をいただき、国の関係機関に意見書を提出していただけますように、ここにお願いいたします。

請願事項

1. 特別養護老人ホーム等の施設入所者の居住費や食費等については、施設介護サービス費として、大幅な自己負担を導入しないこと。

1. 要支援や要介護1などの軽介護者を、現行の介護保険サービスの給付対象から除外しないこと。

以上、請願事項ですけれども、現在、国会で審議中ですので、ぜひともその審議を、この審

議の改正にあたって、このような趣旨が果たされるよう、ご議決願いたいと思います。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

請願の趣旨説明が終わりました。

お諮りします。

本件につきましては、所管である文教厚生常任委員会に付託し、審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって追加日程第7 請願第1号 請願の件（介護保険制度の見直しの改正にあたり「改善」を求める請願書）については、文教厚生常任委員会に付託し、審査することに決しました。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

次の会議は3月28日、午後1時より再開いたしますので、全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変、ご苦労さまでございました。

散会 午後 1時50分

平成 1 7 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

3 月 2 8 日

1. 議事日程

平成17年第1回北杜市議会定例会(6日目)

平成17年3月28日
午後1時00分開議
於 議 場

日程第1 一般質問

- | | |
|-----|-------|
| 14番 | 田中勝海君 |
| 9番 | 浅川哲男君 |
| 17番 | 小澤 寛君 |
| 33番 | 渡邊英子君 |
| 23番 | 林 泰・君 |
| 2番 | 植松一雄君 |
| 6番 | 利根川昇君 |
| 29番 | 小澤宜夫君 |
| 16番 | 小林元久君 |
| 25番 | 中村隆一君 |
| 31番 | 秋山俊和君 |
| 7番 | 渡邊陽一君 |

2.出席議員は、次のとおりである。(37名)

1番	坂本 一	2番	植松 一雄
3番	篠原 眞清	4番	千野 秀一
5番	五味 良一	6番	利根 川昇
7番	渡邊 陽一	8番	鈴木 今朝和
9番	浅川 哲男	10番	秋山 九一
11番	小尾 直知	12番	日向 万仁
13番	風間 利子	14番	田中 勝海
15番	浅川 富士夫	16番	小林 元久
17番	小澤 寛	18番	篠原 珍彦
19番	保坂 多枝子	20番	内田 俊彦
21番	鈴木 孝男	22番	細田 哲郎
23番	林 泰一	24番	坂本 治年
25番	中村 隆一	26番	中村 勝一
27番	岡野 淳	28番	小林 忠雄
29番	小澤 宜夫	30番	内藤 昭
31番	秋山 俊和	32番	小野 喜一郎
33番	渡邊 英子	34番	中嶋 新
35番	小林 保壽	36番	古屋 富藏
37番	清水 壽昌		

3.欠席議員 (なし)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(18名)

市長	白倉政司	収入役	小澤壯一
企画部長	坂本等	総務部長	小林奎吾
保健福祉部長	古屋克巳	生活環境部長	坂本伴和
産業観光部長	浅川清朗	建設部長	真壁一永
教育次長	小池光和	明野総合支所長	萩原武一
須玉総合支所長	小澤功宜	高根総合支所長	植松好義
長坂総合支所長	小沢孝文	大泉総合支所長	藤原宝
白州総合支所長	植松治雄	武川総合支所長	福井俊克
秘書室参事	藤巻正一	教育長	小清水淳三

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3名)

議会事務局長	三枝基治
議会書記	小澤永和
〃	伊藤勝美

再開 午後 1時00分

○議長（清水壽昌君）

本日の議事がスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願いを申し上げまして、あいさついたします。

ただいまの出席議員は37名です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の一般質問は12人の議員が市政について、質問いたします。

○議長（清水壽昌君）

日程第1 一般質問に入ります。

通告順に一般質問を許します。

なお、一般質問をする議員に申し上げます。

質問は再々質問までで、持ち時間は15分でありますので申し添えます。

14番議員、田中勝海君。

○14番議員（田中勝海君）

14番、田中勝海でございます。

一般質問3件を、これからお願いしたいと思います。

1件目に全市に下水道事業の早期完結について、質問いたします。

合併前の各町村では、美しい自然の保護と日常生活の住環境を配慮したまちづくりを進めるために、多額の事業債を活用して、下水道事業に取り組んできましたが、全市全体での17年度の当初予算の資料では、下水道の地方債の現在高が実に330億円と、莫大な公共事業債となっています。

全市での下水道事業の完結、進捗状況は16年度末までの実績では特管、農集排事業を含め、全体で83.4%と聞いていますが、目標まで、あと一步のところまで近づいています。

市の将来構想であります、人と自然が躍動する環境創造都市の構築を目指す新市として、厳しい財政事情は承知していますが、所期の投資効果と目的を達成させるために、早期に完結、100%に第一優先で取り組むべきと思いますが、第1質問としまして、市として、今後、残りの当初計画での下水道工事はいつまでに完了し、そして、その総事業額はどのくらいになるのか、教えていただきたいと思います。

質問2番目といたしまして、合併協定項目の下水道の取り扱いの中で、排水設備工事に関わる補助金について、原則廃止する。ただし、現行の補助制度については、期限を定め廃止するとなっておりますが、この期限はいつまでか伺いたいと思います。

質問3番目としまして、合併前の我が長坂町では加入促進対策として、下水道条例が制定されていまして、各戸接続工事助成金制度で供用開始から2年以内に接続すると、期限に応じた助成金が支給され、各戸接続期間が過ぎますと、罰則規定もございました。

また、同様に他町でも助成金制度があると聞いておりますが、市として、この継続されていくのか、お伺いをいたします。

質問4番目といたしまして、同じく下水道設備等、改善資金融資斡旋制度で、融資限度額150万円以内。償還期間が5年以内で、利子の2%が町が補給する制度も主として、今後、継続されていくのか。この点についても、伺いたいと思います。

また、質問5 といたしましては、現在までの各町村別の供用開始から特管、農排を含めまして、各戸接続工事の完了戸数と達成率を伺いたいと思います。

2 件目につきましては、行政区見直しと新規定住者の扱いについて、質問させていただきます。

四方を100名山に囲まれた風光明媚の八ヶ岳南麓地域に、生活の永住を求め、年々新規定住世帯者が増加の一途を辿っている長坂町でございます。現在、町全体の世帯数は3,595戸（施設等入居者173世帯は省く）これにつきましては仁生園、あるいは星の里、あるいはシルバーケアホームセンター等の施設の方は省いております。そのうち行政区加入世帯数は2,485戸、自治会組織加入世帯数は178戸、どちらも加入していない世帯数については899戸で、全体の26%を占めていますが、特に私が住んでおります小泉地区に集中し、全世帯数899戸のうち、行政区加入世帯数は398戸、自治会加入世帯数は52戸、どちらも加入していない世帯数は449戸で、実に地区全体の50%を占めております。

年々、増加傾向を辿る小泉地区では日常生活の中で行政区民と加入していない定住者とによる、さまざまな確執や風俗壊乱等が生じてきているのが実情でございます。

同じ地域で生活する市民として、自分たちの住んでいる地域は自分たちで築き、守るための心をつににした共通意識を持つ方策として、現在、市では162区の行政区統合等の組織の見直しを検討されていると聞いておりますが、行政区設置条例に準じた自治会設置規約を制定し、どちらも加入していない世帯者に入会の義務付けをし、地域単位で行政のつながりを持つことが必要不可欠と思っておりますが、今後、他町も含め、共通の課題として市長の見解を伺います。

3 件目に助役の選任について、質問いたします。

北杜市が誕生して、4カ月余が経過し、今回の3月の定例会の人事案件として、上程されるかと思いましたが、市長も合併後、新市スタートから多大な公務、行政課題を抱え、日々寝食を忘れるほどの多忙を極めていると思われま。

過大な負担を考えると、市政執行の女房役として、現在、空席となっております助役選任の考えはあるのか、ないのか。見解をお伺いいたします。

以上3件の質問について、よろしく答弁のほどをお願いいたします。

終わります。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

1 件、ご報告させていただきます。

本日、午前10時、山梨県知事室に議長、収入役と一緒に、そして小淵沢町の町長、議長と一緒に対小淵沢町との合併、廃置分合の申請を提出してきましたことを報告させていただきます。

それでは、田中勝海議員のご質問にお答えいたします。

最初に全市に下水道事業の早期完結についての、ご質問にお答えいたします。

生活環境の整備につきましては、市民が真に豊かさを実感できる住みよい地域社会をつくるため、強力に推進する必要があると、私も考えております。

とりわけ下水道の整備は住環境の改善および公衆衛生上の要請に留まらず、ふるさとの河川

の水質の保全のためにも、緊急に整備する必要があり、まさに北杜市が掲げている人と自然が躍動する環境創造都市を目指すものであります。

こうした中で、ご質問の今後の下水道計画でございますが、現在、北杜市には39地区の処理区があります。今後、公共下水道では須玉第1、第3処理区、高根日野春処理区、大泉石堂地区、武川処理区の整備を平成22年度までに総事業費約175億円を投じて、整備を進める予定であります。

一方、農業集落排水事業では、須玉江草地区、高根和田地区、白州上教来石地区、横手地区の整備を同じく平成22年までに、総事業費約45億円を投じて、整備してまいります。

なお、これらの事業を推進するためには、国・県の補助金をお願いするわけですが、ご存じのように、三位一体の改革により、国の補助金については、非常に厳しい状況ではありますが、なお一層、国・県に働きかけ、早期完結するよう努力する所存であります。

次に排水設備工事にかかる補助制度でございますが、合併協定項目では排水整備工事にかかる補助金については、新市において原則廃止する。ただし、現行の補助制度については期限を定め廃止するものとし、長坂町の例による排水設備工事資金融資斡旋制度により普及・促進を図るとされています。

現在、長坂町では供用開始後1年以内で5万円、1年を超え2年以内で3万円を補助し、大泉町では供用開始後、3年以内に限り50メートルまで、メーター当たり2千円、50メートル以上はメーター当たり3千円を施工距離に応じて補助しております。

市といたしましては、平成17年度中に下水道審議会を開催し、委員の意見をお伺いしながら、今までの過程、今後の整備計画等を考慮した中で、検討したいと考えています。

罰則規定につきましては、北杜市下水道条例で設けてありますが、ご質問の長坂町で条例化しておりました期限内に接続しない場合の罰則規定は、市としては設けておりません。

また、下水道排水設備工事資金融資斡旋制度につきましては、下水道供用開始後、3年以内に市民の皆さんが排水設備の改良、あるいは下水道接続工事の資金を借り入れた場合、融資限度額150万円。償還期限が5年以内で、2%までの利子補給をする制度です。

市全体の下水道整備率は、認可面積2,623.7ヘクタールに対し、整備面積は2,187.7ヘクタールであり、整備率は83.4%であります。

次に接続人数と接続率ですが、明野町は接続人数3,053人で、68.9%。須玉町は2,791人で55.5%。高根町は4,695人で60.9%。長坂町は7,648人で81.9%。大泉町は1,850人で68.0%。白州町は1,969人で70.9%。武川町は1,053人で74.1%であります。

下水道整備については、多額な投資が必要となりますが、北杜市の恵まれた自然と環境を次世代に引き継ぐためにも、整備された下水道施設に市民の方々がいち早く接続するための補助制度はなんらかの形で継続できるよう、検討してまいりたいと考えています。

次に行政区見直しと新規定住者の扱いについて、お答えいたします。

議員ご指摘のように、行政区への未加入者も多くを数えており、行政からの情報伝達の方法等にも苦慮しているところであります。

現在、それぞれの行政区においては、地域の身近な問題の自主的な解決や行政区内の伝統行事や文化の継承およびコミュニティー活動を通じて、地域形成がなされており、このような活動に対して、新規定住者は煩わしさや拘束感などを感じており、さらには各行政区の実情もあ

り、これらが行政区への加入が進まない要因でもあったと考えられます。

区長会においても、行政区の見直しを検討しておりますが、17年度においては行政改革推進委員会を立ち上げ、北杜市の将来を見据えた改革を図ってまいるところでありますので、皆さま方のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

最後に、助役の選任についてのご質問にお答えします。

助役の設置につきましては、私も市長就任以来、考えてまいりました。北杜市といたしましても、行政改革や小淵沢町の合併問題など、いくつかの課題を抱えております。こうしたとき、助役を設置し、その中心となって、積極的に課題解決を進め、この厳しい時代を乗り切っていくため、4月から助役を設置することといたしました。今議会に追加提案したく、考えておりますので、ご理解のほどをよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

市長の答弁が終わりました。

14番議員、再質問はありますか。

14番、田中勝海君。

○14番議員（田中勝海君）

ただいま、答弁をいただきまして、分かりましたけれども、1番目の下水道工事の事業債、要するに投資も計画的な形で、22年度ですか、それまでに計画的に進めるということで、先ほど申し上げましたように、当初の人と自然が躍動する環境創造都市 北杜市として、ぜひ第一優先で、これから取り組んでほしいということ、再度要望したいと思います。

2番目に行政とのつながり。つながりと言いますか、これに新住民の方たちにですね、私たちの地域の中では50%、来年あたりはもう、逆に新住民の人たちの世帯数のほうが多くなる、明らかになると思いますけども、そのへんで行政区とのつながりについて、行政区としては財産区の問題とか、いろいろありますけども、地域をやはり、みんな同じ、心を一つにして、これを行政とのつながりをなんとかしなければ、それに対して、私たちも将来的に、非常に不安といえますか、それに対しても危惧しているところでございます。

ぜひ、そのへんも、一つの自治会組織、その地域の中で、行政区まではいかなくても、そういう一つの組織をもって、つながりを、将来的にはもっていただくような対応をぜひ、検討していただきたいと、かように思います。

3番目の市政の執行については、助役の選任ということで、先ほどお話ししましたように、ぜひ、そんな形で、非常に厳しい市政の中の公務があるかと思えます。ぜひ、それに対して、前向きに検討していただくということですから、私は一応、要望も含めて、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（清水壽昌君）

以上で質問を打ち切ります。

これで14番、田中勝海議員の一般質問を終わります。

次に9番議員、浅川哲男君。

浅川哲男君。

○9番議員（浅川哲男君）

9番、浅川哲男。

本3月定例議会は北杜市の新市建設計画に基づき、初めての年間予算の編成であります。市民は今回の予算内容に関心を持っているところでございます。

北杜市においては、市民から見るとは合併前に各町村とも類似的大型公共施設を駆け込み、または先取りとも見える建設と大型の継続事業などあり、そのツケは新市に重くのしかかっているところでございます。他の市に比べて、地方債、いわゆる借金ですが、その残高は人口1人当たり90万円を超え、他の市から比べて2倍から3倍多くあります。また、基金、これは貯金ですが、その残高も少なく、執行部は本年度の予算編成にあたっては、非常に厳しい財政の中で、大変苦慮された内容がうかがわれます。

今後の市政運営にあたっては、行財政の基盤を強化しなければ、市民に対しての安定的な行政サービスの維持はできないのではないかと、私は懸念するところでございます。そこで、新市建設計画の見直しと、約300近くある公共施設の維持管理費など、約47億円余かかるということ。また、市民税の収入は49億円余であります。市民税の収入、これに対して、あまりにも公共施設の維持管理費が多すぎ、市の財政を圧迫しております。

市においては、本年度予算で、行財政改革をアクションプラン策定事業費として、544万円が予算化されました。そんな中で、新たに行革調整室が設けられたのであります。行財政全般にわたり、大きな痛みにも耐えながら、市民に理解してもらえるように、大胆な行財政改革ができることを望み、期待するところでございます。

次に4件について、質問に入ります。

まず、第1点の公共事業でございます。

平成17年度予算で、工事請負費は一般会計で27億9千万円余、特別会計で32億7,500万円余、併せて60億6,500万円余が予算化されましたので、次の5点について伺います。

まず1点ですが、一般会計および特別会計で各町村別の、これは主要な事業で結構ですが、主要事業と予算内容をお伺いします。

2として、入札制度について、新入札制度が施行されているようですが、具体的にどのような制度が伺います。

3として、北杜市内で登録業者数と指名参加願いが出されておるとは思いますが、その業者数をお願いします。

4として、財務規則193条では、工事については130万円以上、物件については50万円以上のものについては、入札対象としているが、金額区分による市長、部長、課長、支所長等の決裁決定権はどのように設けてあるか。併せて、事務専決規定、文書管理規定が例規集にないが、決めてあるかどうか。

5番として、入札制度の改革で業務の効率化や人員の削減を進め、行政機関と業者双方がコストダウンを図るために、電子入札の導入を検討すべきであるかどうか。

この5点について、市長ならびに総務部長の答弁を願います。

次に2件目でございますが、道路認定見直しについてでございます。

道路には市道、農道、林道等がありますが、この道路の延長面積により、地方交付税が受けられますことは、執行部はご承知のとおりでございますが、財源確保の面から、次の2点について伺います。

まず1点ですが、市内の全域の道路状況の調査をし、見直しをすべきですが、どうか。例え

ば、これまで農道、林道であったが、その間、住宅地域が増えております。俗に生活道路と呼ばれ、一般市道と、これは異なります。そんなことで、その調査も願います。

次に、1つの例ですが、今までは各町村で道路認定はしてございましたが、合併になりましたので、各町と町の関係の道路を統一した、それぞれの認定をしたらどうか。願います。

2番として、大泉町においての開拓道路は戦前戦後に井出原地区内に開拓者の入植により、この道路は農林省と開拓組合の所有道路でありました。平成6年と7年に大泉村に寄附贈与され、この道路は筆数235筆、延長1万8,760メートル、面積は27万9,411平方メートルであります。この地域は現在、ほとんど住宅地域になっており、生活道路でありますので、市道に認定し、交付税の算入により、財源確保すべきだと思いますが、どうか伺います。

次に3件目でございますが、図書館の整備と運営について。

白倉市長は教育文化に輝く杜づくりを掲げており、その一環である図書館の整備と運営については、合併協議書の中で、図書館に関する項目として、合併時に中央館、地域館としての機能も果たすと定め、その他の館を地域館とするとなっており、新市になって、速やかに調整するとの内容であります。話しに聞くと中央館は各町持ちまわりにしたらどうかという話を聞いております。

そこで北杜市7町の運営状況を見ますと、全館合わせて蔵書数は24万冊、うち金田一春彦記念館の図書館は8万6千冊。35%を保有してございます。貸し出し冊数は15年度実績で7館で36万5千冊。うち金田一春彦記念館の図書館は15万6千冊。43%を占めてございます。また年間開館日数は337日。開館時間も通年、午後7時までで、夜間10時までには自動貸し出し返却機による部分開館をしており、他の図書館には見られない利用者の利便性を図ってございます。

しかし、現在は旧大泉村からの引き継ぎの体制で、児童館併設による運営も兼ねていますが、職員は5人のうち4人が臨時職員でございます。正規の職員の図書館司書も配置されておられません。

今後、北杜市が全国に誇れる金田一春彦記念図書館であるためには、市長はどのように考えているか、伺います。

次に4件目でございますが、旧7町村の歴史の編さんについてでございます。

北杜市が平成16年11月1日に誕生され、新たに北杜市の歴史が始まりました。この合併までの旧7町村の歴史の発刊を見ますと、明野が平成8年、須玉平成14年、高根が平成2年、長坂が平成2年、大泉が平成元年、白州が昭和61年、武川が平成元年であります。それから見ますと、3年から20年を経過してございますが、合併までの旧7町の町村の歴史を編纂して、後世に伝えるべきだと思いますが、市長の考えを伺います。

終わります。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

北杜市の財政に大変ご心配をいただきましたが、厳しい中にもしっかりとした財政計画、財政基盤をつくり、北杜市のスタート時、礎を築いてまいる決意ですので、議員の皆さんのご理解とご協力をお願いしたいと思います。

浅川哲男議員のご質問にお答えします。

はじめに、一般会計および特別会計における主要工事と予算内容はとのご質問であります。

国における三位一体の改革などの影響により、平成17年度当初予算は非常に厳しい財政状況ではありますが、新市建設計画を基本に予算編成を行ったところであります。

このような状況の中で、平成17年度の主要事業の主なものを申し上げますと、まず福祉保健関係では保育園整備事業2億3,192万2千円。火葬場整備事業4億8,822万5千円。農林業関係では農業基盤整備事業4億1,268万9千円。林道整備事業1億4,020万円。土木関係では市道整備事業8億1,830万2千円。市営住宅整備事業2億7,990万円。消防関係では耐震性貯水槽整備事業3,750万円。教育関係では学校施設整備事業10億8,694万7千円。公園整備事業で7,327万4千円。その他事業では、総合プラザ整備事業6,065万円。温泉施設整備事業4億2,873万円となっております。

なお、特別会計における建設事業は簡易水道事業8億877万円。下水道事業20億8,704万2千円。農業集落排水事業9億3,210万円を計上しています。

続きまして、入札制度について申し上げます。

市では公正で透明な入札制度を確立するため、新しい入札制度を施行しています。制度の主な内容は指名委員会において、指名業者を選定すること。予定価格をすべて事前公表すること。入札はすべて1回として、不落による随意契約は行わないことなどが挙げられます。今後も検討を重ねながら、よりよい方法を取り入れてまいります。

また、市内業者の登録数につきましては、平成16年度では建設業者111社、設計委託業者7社、物品納入業者8社となっており、合計126社が指名参加、有資格者として登録しています。

なお、平成17年度、18年度の入札参加資格申請につきましては、現在整理作業を行っておりますが、120社程度になる見込みであります。

次に事務採決規定および文書管理規定について、申し上げます。

これらの規定は、事務取り扱いの上では重要な規定でありますので、いずれも合併時に制定しています。また、事務決裁規定で定めた決裁金額の区分につきましては、まず支出負担行為伺いにより支出決定の決裁を受けることとなりますが、この決裁区分は一般的に市長は200万円以上、助役は200万円未満、部長および支所長は100万円未満、課長は50万円未満と定めています。

次に電子入札制度の導入について、申し上げます。

この制度は入札を電子化することにより、発注者と業者の双方の事務軽減を図ることを目的に導入が進められていますが、全国的にはまだ少数の団体しか導入されていない状況です。山梨県においては、来年度から段階的に導入を開始し、平成19年度から完全実施を予定しています。北杜市といたしましては、今後環境整備を整える中で、検討してまいりたいと考えています。

次に道路認定の見直しについて、いくつかお尋ねをいただいております。

最初に市内全域の道路状況を調査して、認定の見直しをすべきだにつきまして、お答えいたします。

合併時、旧町村道はすべて市道として認定いたしました。その市道の状況は1,623路線で総延長は約972キロメートルです。

お尋ねのとおり、住宅地域の増加により一般市道に認定すべき路線が多く発生していることも事実であり、見直しを行われなければならないと認識しております。そのため、平成17年度の当初予算において、市道路線の見直しに必要な所要額は計上させていただきました。

なお、農道および林道の市道編入につきましては、実態にあった道路認定になるよう見直しをしていきたいと思っています。

次に開拓道路の路線認定については、大泉町はすでに国より譲り受けされており、それ以外に白州町などの開拓道路もありますが、現在、譲り受け申請中であり、農道林道の見直しと同様に検討し、見直しを進めていく予定ですので、ご理解をいただきたいと思います。

次に図書館については、現在、須玉森の図書館をセンター館として、書類および事務等のとりまとめをしていただいております。

図書館の利用者に対しては、統一されたシステムの導入により、以前よりサービスが向上されており、図書返却については、市内どこの図書館へ返却されてもよいメール便を利用しています。図書館に対する市民のニーズは大きく、多数利活用されていることは素晴らしいことです。

中央館の各町の持ちまわりは考えにくいところであります。ご指摘の大泉金田一春彦記念図書館は、北杜市の最も誇れる施設の一つで、円滑な運営に努めるとともに、これからも充実を図っていききたいと思います。

なお、正規職員の司書につきましては、中央館の位置付けも含め、併せ検討させていただきます。

次に旧7町村の歴史統編について、お答えいたします。

浅川議員のお調べのとおりですが、白州町、武川町におきましては平成16年合併前に平成版として作成済みであり、他の5町においては記念誌として、写真を主として昨年、発行しております。北杜市も合併したばかりですので、主として、北杜市として発行する折に、旧町村を取り入れ、編纂したかと考えております。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

市長の答弁が終わりました。

9番、浅川議員の再質問はありませんか。

浅川哲男君。

○9番議員（浅川哲男君）

まず、第1点の公共工事に関してのことですが、市長の答弁ですと、決裁権の場合に各課長まで申されましたが、支所長に対しての決裁権はいくらになっているかお聞きします。

それと、もう一つ。登録業者126社ですが、そういう関係の人たちが市内に大勢おりますので、できるだけ市内の業者を使っていたきたいと、自分は考えております。というのは、その業者は地元へみんな税金を落とすということで、できるだけお願いします。

そして、もう一つ。工事の内容によっては、予定価格とか、そういうあれでなくて、一般指名競争入札でなくて、一般競争入札も考えているのかどうか。工事の内容によりけりですが、それらもお答え願います。

次に道路の認定は、これはいいと。図書館の関係ですが、皆さん大泉の金田一春彦図書館へいきますと、ほかの図書館と違って、図書を貸し出すばかりではなくて、いろいろのビデオの

映像とか言葉の学校とか、ほかに見られない、全国で有数の図書館でございます。ぜひ、中央館として、ぜひ北杜市のための図書館にさせていただきたいと、こんなふうに思います。

次に歴史の関係でございますが、写真入りでいろいろやっているようですが、今まで出した歴史本を村史、町史を見ていただければ分かりますが、それに似たような歴史の編纂の重要なことを、やっぱり見直しをしていただきたい。写真入りデータの概要みたいなものとか、そのほかいろいろな項目がございます。よろしく申し上げます。答弁も願います。

○議長（清水壽昌君）

市長。

○市長（白倉政司君）

舌足らずであったのかもしれませんが、決裁のことですけれども、支所長は部長と同じく100万円未満というふうに、説明させていただきました。それから、指名業者の話でありますけれども、今まで私は極めて地元優先感で指名を入れてきたつもりであります。これからも地元の業者を大切にしながら、指名に入れてお願いする予定であります。

それから、一般競争入札につきましては、誠にそのとおりでありまして、そのように競争入札をしてみたいと思っています。

それから、図書館でありますけれども、先ほども言いましたけれども、合併協の中では中央館は持ちまわりということになっておりますけれども、なかなか現実的には不合理な話だと思います。これから、近い将来、中央館の位置づけを考えなければならぬと思いますけれども、図書館の内容、利用状況、そしてまた、その他客観的な情勢を見ながら、できるだけ早く、北杜市の図書館の中央館は指定してみたいと考えております。

それから、もう一つ。歴史の編纂でありますけれども、先ほども言いましたとおり、まだ合併したばかりでありますので、今ここで、すぐ編纂するということも、いかがなものかと思いません。ただ、合併して、何年か経ったときに、編纂するときには旧村の歴史も取り入れた形の中の北杜市の編纂にしたほうがいいではないかというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

浅川議員、まだ質問ありますか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで9番、浅川哲男議員の一般質問を終わります。

次に17番、小澤寛君。

小澤寛君。

○17番議員（小澤寛君）

17番、小澤でございます。

議長より、一般質問の機会を与您いただきましたので、私は次の3点について質問をさせていただきます。

まず第1点といたしましては、市内の小中学校および保育園、または保育所の防犯体制について、お伺いします。

寝屋川市の事件発生後、保護者および児童生徒等、心理的に動揺しており重大な社会問題と

なっております。これを受け、県教委においては去る2月16日から24日にかけて、県下のすべての小中学校の防犯体制、6項目について対応の有無を調べ、この結果が3月1日の山梨日日新聞で報道されたところでありますが、小中学校のみならず、社会的弱者が団体生活をしております保育園等を含めた北杜市の対象施設での防犯体制は、どのような状況であるか。また、防犯体制に不備な点があるとしたら、今後どのように対応していくか、ご所見をお伺いします。

第2点目といたしまして、児童虐待の実態についてお伺いします。

本年4月1日から児童福祉法が改正され、法的基盤は整備され、今後の課題は自治体が具体的にどのように対応するかが重要な問題となっております。これをふまえ、次の3項目についてお伺いします。

1番目は北杜市内における児童虐待の実態について、お伺いします。

2番目は当初において、児童福祉士に代わる専門職員の配置の状況について、お伺いします。

3番目は今後の対策として、地域一体型の児童虐待防止ネットワークづくり等をお考えか。

以上3点につきまして、ご所見をお伺いします。

3点目でございますが、道路網の整備についてであります。

当初の道路網の整備につきましては、市長施政方針および当初予算編成の面からも十分理解でき、厳しい財政の中、精力的に事業執行をしていただけることに敬意を表するものでございますが、この中で、現在、事業執行中の市道、妙河原大免線の事業進捗状況はどの程度であるか。また、全線供用開始はいつごろを予定しておいでか、お伺いします。

この道路は市役所へのアクセス道路として、市役所を訪れる方への利便供用のために、誠に重要な役割を果たすものであり、早期完成を期待しているものでありまして、併せて、市役所周辺整備のための社会資本でもありますので、場合によっては、単独事業の拡大等により完成を早めていくこともあり得るかどうか等について、ご所見をお伺いいたします。

以上3点について、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

小澤寛議員の小中学校および保育園の防犯体制について、お答えいたします。

最初に保育園の防犯体制についてのご質問ですが、休日、夜間については警備会社に委託し、防犯体制をとっております。開園中につきましては、防犯監視カメラ、インターフォン設置、園内への出入り口を1カ所に限定等の措置をして、防犯に努めております。

また万一、不測の事態発生に備え、年2回から4回、実践的な避難訓練等を実施しています。今後さらに不審者侵入後の対処法について、専門機関と連携し、日ごろの訓練の実効性が高まるよう努めてまいりたいと思います。

小中学校の防犯体制についてであります。校長に対し、防犯マニュアルの再点検をお願いしたところでありますが、授業や公務を抱えている教職員による警戒には限界があります。警備強化は必要な対策と思いますが、財政面の負担が大きいわけです。

不審者用防具の設置や全校放送施設に接続し、携帯型リモコンでSOSを発信する緊急事態発生場所報知等の検討をしております。

公安関係者に聞きますと、なんとと言っても、地域の人たちが連帯して警戒すること、あるいは声を掛け合うことが、最も予防の必要なことだとも聞いておるわけであります。そこで、いずれにしましても、地域と一体になって、子どもを守るという、基本理念のもとに安全強化を図ってまいりたいと思います。

次に当市における児童虐待の実態について、いくつかお尋ねをいただいております。

現在、児童虐待、非行などの相談は県の児童相談所が窓口となっており、平成16年11月末現在、県下における児童虐待相談件数は5年前と比較しますと、2.5倍に増加しています。

また、厚生労働省の調べによりますと、全国での児童虐待相談件数についても、2倍以上、増加しています。

北杜市については、明らかに虐待であるとして、取り扱っておりますのは、合併前と合併後も、相変わらず2件で、ごく少数でございます。

次に当市における専門職員の配置状況についてですが、現在当市においては、児童虐待相談も含めた児童家庭相談業務が各教育センター内に配置しています青少年育成カウンセラーが兼務しております。相談業務は専門性を必要とするため、平成17年度から兼任でなく、専任職員を児童家庭課に1名配置いたします。

次に地域一体型の児童虐待防止ネットワークづくりについて、お答えいたします。

児童家庭相談員業務は虐待を受けた子どもに限られるものではなく、障害児や非行児童に関する相談等、子どもに関するあらゆる種類の相談が含まれております。このため医師、保健師、福祉事務所の各課、また他の各部局等および県の児童相談所などと連携を図っていかねばならないと考えます。

また学校、警察、病院など、虐待防止に係るさまざまな機関との情報交換も虐待防止につながると考えます。

次に道路網の整備についての質問に、お答えいたします。

小澤議員のご質問のとおり、妙河原大免線は市役所と市民のアクセス道路としても、非常に重要な道路であると認識しております。平成15年10月に旧須玉商業高等学校跡地が、北杜市暫定本庁舎として決定されたため、この路線の予備設計および詳細測量設計を行い、全体延長800メートル、幅員10.75メートルの計画となっております。

今年度より、国の補助事業として、現在、県道より延長178メートルの工事を施工中であります。

平成17年度でも、引き続き一部用地買収、工作物の補償を行い、併せて工事も行っております。平成17年度中には工事を完成させ、一日も早く供用開始ができますよう、事業を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

17番議員、再質問ありますか。

小澤寛君。

○17番議員（小澤寛君）

明快なご答弁をいただきまして、十分に理解ができたわけでございますが、第1点目の問題につきましては、当該施設で事件を未然に防止することが重要でありますので、防犯体制の強

化には、なお一層、努力していただきたいと思います。

2点目といたしまして、2点目の問題といたしましては、児童虐待の問題は死亡した子どもの4割が0歳児であるということで、非常に嘆かわしい状況であります。これを根絶することが少子化対策とも連携するものであると思いますので、これも未然に防止できるよう、行政としてのご努力をお願いします。

また、3点目の道路網の整備についてでございますが、市役所周辺の活性化と市政発展のためにも、ぜひとも計画どおり、事業執行が行われますことに期待をいたしまして、これは要望的なものでございますから、ご答弁は結構でございます。

私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（清水壽昌君）

以上で質問を打ち切ります。

これで17番、小澤寛議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

2時10分より、再開いたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時10分

○議長（清水壽昌君）

再開いたします。

一般質問を続けます。

33番議員、渡邊英子君。

渡邊英子君。

○33番議員（渡邊英子君）

33番、渡邊英子。

3月議会にあたり、3点質問させていただきます。

まず、北杜市の農業振興についてお尋ねいたします。

今、国では食料自給率の向上に懸命であります。しかし、我が国の農業は農業従事者の高齢化や後継者の不足など、大きな課題を抱えていることから、悲観的な見方が多いわけでありませぬ。

こうした環境の中で、農林水産大臣の諮問機関である食料・農業・農村政策審議会は先般、我が国の農業施策のあり方を示す基本計画を答申しましたが、その中で2007年度から効率的な生産活動を行う農家に農業補助金を重点配布する方向を明示し、また自給率の目標達成のために経営規模など、一定の条件を満たしている農家に所得補償することを検討しており、大規模農家に集約されていく考えが示されています。

北杜市における農業は、1戸あたりの経営面積も小さく、傾斜地も多いことから、こういった政策が打ち出されると、その影響は大きいと思うのであります。しかし、北杜市にとって農業は産業の柱であり、なんとしても生き残らなければならない重要な産業だと思っています。

今、北杜市の農業は企業的な経営によって、他産業に負けない所得を確保するなど、大規模な経営を行っている農家もありますが、小規模ながら、野菜や果物の直売などにより、所得の増大に努めている農家が年々多くなってきています。

特に地産地消運動などを通じて、直接販売の動きは加速してきており、梨北農協管内における昨年の農作物販売額で見ますと、約26億円のうち、直売関係の販売額が約10億円と40%近くを占めています。一方、農作業を請け負う組織が地域の活性化や遊休農地の解消に一役買っているところでもあります。

このように内外ともに農業を取り巻く環境は変化してきますが、北杜市の農業が時代の流れに乗り遅れないようにするためには、行政の適切な誘導が必要であります。

今こそ、北杜市の農業の将来ビジョンを具体的に示すべきだと思いますが、市長のお考えをお伺いいたします。

さて、市長が所信表明で、農業の担い手支援をお示しいただいたところではありますが、支援対策の効果的な推進を望むところでもあります。

最近の10年間で見た北杜市における新たな就農者は88名で、県内全体の新規就農者480名の約2割を占め、地域農業の担い手として、期待は大きいものがあります。ご承知のとおり、山梨県では昭和52年度から実践を通して農家を支援する指導農業士の制度を定めております。

北杜市には現在11人の指導農業士がおり、農業改良普及センターなどと連携しながら、農業を目指す人の受け入れをはじめ、農家の栽培指導や販売の支援などを行っているところであります。

そこで、北杜市においても農業の担い手支援対策などの推進にあたっては、より効果を挙げるため、指導農業士を積極的に活用すべきと思いますが、いかがでしょうか。

一方、所信表明の中で観光振興を掲げており、その成果を大いに期待しているところであります。最近の観光は名所旧跡やテーマパークを訪ねて歩く見る観光から、自然の中に身を置き、地域の産物を食べ、生産にも関わる、いわゆる行動する観光へと移行してきています。幸いにして、北杜市は、これらの観光ニーズに対応できる条件が整っていると考えております。その中でも、農業と連携した観光は観光産業の発展と農業振興につながると思うのであります。

現在、実施されている地産地消運動の心は地域で生産された安全で、新鮮な農作物を食材に、地域の飲食店や旅館、ペンションなどが調理し、お客さんに喜んで食べていただくことにあり、このことは観光振興にとって重要な要件であると考えております。

そこで、観光振興の柱に農業との連携と、地産地消運動を据え、それを観光の目玉にすべきと思いますが、お考えを伺います。

2点目として、通学路の安全確保についてお尋ねいたします。

全国では子どもたちに対する性的犯罪が多発し、大きな社会問題となっております。北杜市内の学校においても、峡北教育事務所が受けた不審者情報は、昨年4月から本年2月末までに小学校で4件、中学校で7件、高校3件でありました。

特に車社会の中で、全国的には交通事故を装った犯罪も発生していますが、中には通学路に歩道やガードレールがあったら防げただろうと思われるものもあります。

北杜市管内においても、車にまつわる不審者情報が7件報告されており、その対策が緊急の課題であります。犯罪の発生を未然に防ぐには、家庭や学校だけでなく、地域全体の問題として取り組む必要があります。

そこで、子どもの通学時の安全を確保するため、通学路に歩道やガードレール、街灯などを早急に整備する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

一方、子どもは地域で守るという観点から、私は地域の住民が協力して、予防対策に取り組む必要があると痛感しています。

したがって、すでに予算化されている防犯ベルの補助はもちろんのこと、不審者情報を地域と共有できる仕組みづくりや緊急時に駆け込みができるよう、民間の協力者を確保するなど、きめ細かな対策をとる必要があると思いますが、ご所見をお伺いします。

3点目に支所機能の充実について、お尋ねいたします。

支所機能につきましては、合併協議会において旧町村長や議員が議論を重ねる中で、住民サービスは低下させないということで合意形成がされ、地域に対して説明されていたと理解しております。

しかし、実態を見ますと、本所と支所の役割分担が明確でないためか、市民の皆さんから支所では本所へ、本所では支所へと仕事がなかなか完結しないという声を聞いています。

一方、合併直後ということもあって、支所での役割について、職員自身が戸惑っているという印象が強く、このままでよいのかと心配をしているところであります。市民の皆さんは合併により、サービスが低下すること、不便になることを危惧しているのです。

もし、今まで支所で解決できた問題が、これからは本所へいかなければ解決できないとすれば、自家用車のない人は本所までの交通手段についても、心配しなければならないのです。

また、金銭的な負担も大きく、長坂駅前から本所まで行くのに、タクシーで片道3,700円ほどかかったというお年寄りからのお話もありました。地域住民にとりましては、日常的な問題や課題は、その場で解決できる身近な役所が必要なのです。

現在、仕事の権限が本所に集中し、かつ情報が広範囲にわたる中で、本所と支所の横のつながりがなく、仕事が行われているとすれば、住民サービスの低下は免れないところであります。

新しい市が発足して、新たな政策も加わり、仕事はますます多様化してまいります。幸い、北杜市には1人パソコンが導入されていると伺っておりますが、メール機能を活用して、敏速に課題の解決を行うなど、発想の転換が必要であります。

さらには地方分権の時代と言われる中で、支所に権限を移譲できるものはするなど、部署によって仕事の仕組みを検討する必要があると考えます。そこで、改めて支所のあり方と機能の充実について、市長のお考えをお伺いいたします。

以上、質問を終わります。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

渡邊英子議員のご質問にお答えいたします。

最初に北杜市の農業振興についてのご質問ですが、国においては平成11年7月に新たな農政の政策指針として、食料・農業・農村基本法が制定され、平成12年3月に策定された食料・農業・農村基本計画に基づき、計画的な施策の推進が図られてまいりました。

この基本計画は、おおむね5年ごとに見直すこととされており、今回、品目、横断的政策への転換、担い手、農地制度の見直し、農業環境、資源保全政策の確立に重点を置き、農業農村政策審議会において論議がなされ、去る3月9日に答申され、今年の秋までに内容を決定する

こととされております。

北杜市としても、これらの状況を見据えながら、新たな農業振興指針として、平成16年3月、県において策定された、山梨農業農村活性化ビジョンで定める峡北農業の推進方向に沿い、地産地消の推進と主要農産物のブランド化、観光農業の推進、集落営農、担い手確保、営農環境整備の推進、都市と農村の交流推進等を柱に、現在策定中の北杜市総合計画との整合性を図りながら、北杜市地域農業マスタープランを策定したいと考えております。

担い手育成対策につきましては、現在市内に88名のUターンを含めた新規参加者がおります。これらの人たちへの営農支援を行うための予算化もしたところであります。また、すぐれた農業経営を实践して、地域農業の振興に貢献し、知事より認定された指導農業士11名、青年農業士3名が市内におりますので、関係機関と連携を図りながら、人材の活用を推進したいと考えております。

地産地消につきましては、山梨県では安全、安心で生産者の顔が見える地元の農産物の消費拡大を目指し、地産地消を県民運動として推進しておりますので、これらの事業と連動しながら、市内に点在する直売所と観光施設との連携策を模索し、農業と観光が連携した地域振興策を推進してまいりたいと考えております。

見る観光から行動する観光は、今日的な流れなのかもしれません。渡邊議員も農業振興には、大変汗をかいておられまして、花卉栽培等、実践しておるわけでありまして、大変、敬意を表するところであります。

私も北杜市にとって農業は過去も今も、これからも産業の柱であり、ふるさとを守るには、農業を守ることだとの思いで、農業振興を図る決意であります。

次に通学路の安全確保についてであります。通学路の歩道やガードレールの整備、街路灯の整備については、現地の状況を確認の上、検討し、通学路の安全性の確保に努めてまいります。

防犯ベルについては、子どもたちに貸与できるよういたします。

また、緊急時に駆け込みできる場所の確保については、通学路沿いの商店などを子ども110番の家に指定し、危険を感じた子どもが駆け込むことができるような取り組みを考えています。

警察やPTAだけでなく、地域住民が連携して登下校する子どもを、温かく見守るネットワークづくりをつくるべく、検討します。

次に北杜市の支所機能の充実についてであります。総合支所につきましては、合併協議の中で新しい行政組織および機構を定めるにあたっての基本方針として、現在の住民サービスが低下しないよう配慮することを基本として、配置してまいりましたが、議員ご指摘のように、業務によっては、市民の皆さんにご迷惑をおかけしたところもあったと聞いているところであります。

合併から5カ月が過ぎようとしておりますが、この状況をふまえ、より一層、職員の意識改革と本町と支所の連携をさらに強化し、住民サービスの向上に努めてまいりたいと考えますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（清水壽昌君）

33番議員、再質問はありますか。

渡邊英子君。

○33番議員（渡邊英子君）

先ほど、農業政策について答弁いただきましたが、山梨県の中で地産地消、それからブランド化というふうなことで、今、観光農業の推進ということが進められているわけですが、今、北杜市現在を見ましても、ブランド化された作目、作品というものはたくさんあるように思います。山梨県のほうでは、今それを一生懸命探して、求めている段階にありますので、早い時点で北杜市のブランド化を図っていただきたいと思います。

それから2点目の通学路の安全確保についてでございますけれども、これはやはり通学路は昔のままの、安全で交通量が少ないという道路が通学路にあったわけですが、今現在、非常に会社などの、できた状況で、特に秋田の郵便局から、それから中島医院、あの間の道路は、今まで交通量がほとんどございませんでしたが、今は大泉のほうに会社ができたりなどして、非常に交通量も多く、狭く、子どもたちが日時、集団登下校をしている中で、危険が伴っているように思います。そういうふうな場所が各場所に、たくさんあるように思います。

今、市長が答弁の中で、いち早く現況を調査してという言葉いただきましたので、一日も早く、そのような調査をしていただいて、事故のないよう、それから不審者に対しての手立てを早急にさせていただきたいと思います。

それから不審者についてでございますけれども、この近くで、不審者が車で追い回したという状況の中でも、地域の方たちには全然、そういうふうな情報が伝わっていないわけです。

行き帰り、そういうふうな中で、私たちも私的に、そういうふうな状況を聞きまして、地域の皆さんに登下校の、特に帰りの時間には皆さん、時間があたら畑に出て、まわりで見てみましょうねという、語りかけをしているわけですが、そういう情報があるとないでは、ずいぶん、地域の中で違ってくるのではないだろうかと思います。そういう中で、地域に、そういう事故があったときに、どういうふうに知らせるか。個人の、あったことを知られたくないということもあるかもしれませんが、未然に防ぐには地域の中へどういうふうに知らせしていくか、プライバシーを侵害しないようにしながら、知らせる方法を、ぜひ考えていただきたいと思います。

それから、支所機能についてですけれども、これは今度の一般質問の中にもありますが、市営バスについてもですが、非常に困っている、車のある方は支所機能については、さほど感じないでしょうが、車のない方たちに対しての利便性というものが、非常に考えていかなければならない問題ではないかと思いますので、併せてよろしくお願いたします。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

市長。

○市長（白倉政司君）

農業振興の中で、北杜市に自慢できる農産物をはじめとしたものはたくさんあるはずだという、ご指摘であります。思いつきのまま、勝手に話すのも無責任かもしれませんが、1つは、私が勝手に今、思っていることは、例えて言えば、明野の大根と八ヶ岳山麓の高原野菜、自慢できるものがあります。そしてまた、浅川巧等の関係で、抱川市との姉妹関係も併せ考えるならば、なんとなくキムチの里日本一づくりはできないかとか、そんなこんなのブランド化も予想されるわけでありまして、議員ご指摘のとおり、県の考え方等もやりながら、山梨農業農村活性化ビジョンとも抱き合わせしながら、ブランド化に努めてまいりたいと思ってお

ります。

それから、具体的に今、夏秋、大八田地区の街路灯の話も出ましたけども、街路灯のほうは市としても、積極的に防犯で考えたいと思いますけども、東京電力にも、この街路灯の防犯のための枠はありますので、また東京電力とも併せ相談してみたいと思います。

それから不審者のお話ですけども、いわば、事件が起きる前の対応と事件が起きないように努力するという二本立てで、これから一生懸命、防犯に努めてまいりたいと思います。

それから支所のお話ですけども、確かに本庁が1つになったわけですから、地域住民からすれば、時に本庁へ来るという意味からすれば、タクシー代といわず、時間、タクシーに乗る人からすれば、料金が加算されることは確かでありますけども、基本的に一般市民の方が役所へ来るということは少なく、なぜ来るかという証明業務が多いはずであります。印鑑証明だ、住民票だ、戸籍謄本等と。ときに市民相談的なこともあるのかもしれませんが。相談窓口とか、証明業務だけは支所の中で市民サービスが怠らないようなことを考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

33番議員の残り時間は、あと41秒であります。

まだ、質問ございますか。

（なし）

以上で質問を打ち切ります。

これで33番、渡邊英子議員の一般質問を終わります。

次に23番議員、林泰・君。

林泰・君。

○23番議員（林泰・君）

23番議員、林泰・。

平成16年度は、あと3日で閉じますが、北杜市にとっては本世紀の中で、歴史的なことが重なった年度でもあります。

まず第1には旧7町村が平成14年度に任意の合併協議会を設置し、その後、法定協議会へと移行し、対等合併に向けて精力的に協議を進め、16年度11月1日に新生北杜市としてスタートしたことであります。

そして、第2には一足遅れはいたしましたが、北巨摩地域の一員として、長年一体的な活動を進めてきた小淵沢町が北杜市へ編入合併する町民の意思がまとまり、17年2月10日、北杜市・小淵沢町合併協議会が設置されました。

白倉市長の言葉のとおり、全力で考えて全力で走り、全力で走り全力で考える状況の中で協議が進められ、36項目の協定と新北杜市建設計画が決定され、3月25日には2市町によりめでたく合併調印式が執り行われました。

その日のうちに両市町の議会において、平成18年3月15日を合併の日と定めた廃置分合の議決がされ、今日午前中、両氏から知事へ申請されたことであります。

このように歴史的な合併へと進められるのは、両市町の住民の大多数が合併に向けた合併協定項目を信じて、市長と議会に負託されたものだということで、極めて重い責務があると、私は認識しております。

さて、こうした経緯の中で、北杜市は平成17年度が名実ともに自然と人が躍動する環境創造都市と新市の発展に向けてスタートする年度になるわけであります。

そこで、最初に平成17年度当初予算編成と合併協定項目との関連について、4つほど市長にお伺いします。

1つは平成15年10月1日に旧7町村が歴史的な1ページとして、合併協定書に調印した90項目は、市民にとって極めて重要な約束事として受け止められてきているものであります。

初代の白倉市長の新市政の基本理念に、この合併協定項目が生かされることが課せられていると考えますが、17年度から始まる新市の施策へどのように反映されたのか、改めてお伺いします。

2つには市民の多くの方々は、初年度の予算にすでに市民に提示し、理解を求めた。新市将来構想にある合併効果、北杜市民の暮らしはこうなりますとの約束がどのように取り込まれたのか注視しております。また、合併協定項目の中で、当面現行どおりとした項目がどのように扱われたのか。強い関心を持っておりますが、これらの実情について、お伺いします。

3つ目には合併協定項目の中で、新市になって、調整決定した項目で、当初予算に計上したものがあれば、お伺いします。

4つ目には所信表明の中では、厳しい財政事情から聖域なき見直し改革を進めるとしておられますが、当面、合併協定項目で合意された項目について、どのように扱っていかれるのか、お伺いします。

次に緑豊かな里山を守る環境整備について、いくつかお伺いします。

我が北杜市は、豊かな緑と恵まれた名水を育む森林比率が極めて高いことから、自然の中でリフレッシュすることを求めて、多くの人々が観光と癒しの場として求められております。

17年度の白倉市長の施策では、日本一の潤いの杜づくりで、緑豊かな里山の整備を積極的に推進しようとしておりますが、極めて緊要な行政課題と期待しております。

そこで、1つは近年、松くい虫の被害ばかりでなく、里山の落葉果樹、クヌギ、樺、栗、桜など病害虫の被害で広域的に枯れた立木が緑の中に目立ち、ひどいところは枯れ木の林となり、自然が破壊されつつあるのかと、何か恐ろしささえ感じております。

この実態を早期に調査確認し、防除の徹底を図ることが急がれますが、その対応について、お伺いします。

2つには、現状の里山は管理が行き届いていないのが実態であります。地主が自ら管理されていない現実ではありますが、里山こそしっかり管理し、自然環境を守ることが不可欠であります。

このため、私有地の里山管理を第三者機関やNPO、あるいは森林組合などにより、積極的に管理支援する組織をもって、実行されることが望まれますが、その対応についてお伺いします。

3つ目には里山の管理が実行されない理由の1つには、長年放置されていたので、昔からあった山道が荒れ果ててしまっておることです。かつては山そうじに、あるいは炭焼きに、木の葉かきにと通った山道が消えてしまっていることでもあります。こうした素朴な管理道を計画的に整備する対策が必要であります。その対応についても、お伺いします。

4つ目には里山をはじめ、田畑に出没する有害獣、鹿、イノシシ、サルなどの生息密度が過剰になり、里山や田畑での生産活動に大きな被害を与え、生産意欲が減退されている実態であ

りました。

こうした状況の解決には、有害獣の生息密度を大幅に徹底して下げる対策が緊要課題であります。それらの対応についてもお伺いします。

以上であります。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

林泰・議員のご質問にお答えいたします。

はじめに合併協定書に盛り込まれた90項目について、施策にどのように反映させたのかのお尋ねであります。

合併協定内容につきましては、当時の合併協議会委員をはじめ、多くの方々の大変なご努力により、まとめられたものであり、その協議結果は尊重していかなければならないものと認識しているところであります。

しかしながら、合併して5カ月余りが経過し、新生北杜市の行政運営を進めていく中で、従来の町村単位で得られていた事業効果も、北杜市としての事業効果を考えたとき、同じ事業であっても、改めて検討しなければならない課題が、多々見えてきたところであります。

このような状況の中で、できる限り協定書の内容を考慮し、予算の編成に取り組んでまいりました。具体的には、総合計画や男女共同参画計画をはじめとする各種の計画策定のための予算を計上したところであります。

また、協定書で当面、現行どおりと定められた項目につきましては、地方税の取り扱いや簡易水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業等における使用料金や負担金につきましては、当分の間、従来どおりとしたところであります。

また、新市において調整すると定められた項目につきましても、放課後児童クラブの定員の見直しや利用料の統一を図ったほか、出産祝金支給制度、介護慰労金支給制度等々、新たな制度につきましても、予算の計上をしたところであります。

次に行政改革を進める上で、合併協定項目をどう扱うかとお尋ねですが、地方分権により国は中央に集中している権限や財源を、県や市町村に移し、地域で考える行政システムに転換する方向へと変わってきています。私の言う聖域なき見直しとは、市民の皆さんと地方自治体が力を合わせて、自分たちの地域や暮らしをどう変えていくかを、ともに考えていくことであります。

公共サービスは、すべて行政の役割、責任だという考えを見直し、市民とともに考え、役割分担を明確にする必要もあると思います。

北杜市は今までの町村と違い、大きな市になりました。小さい町村では必要だった施設も、市として考えると必要のないものも見えてきました。市役所組織の見直しで、行革調整室をつくったのも、それが目的の一つであります。行財政改革の策定により、新しい時代への体制固めを考えたいと思います。

次に緑豊かな里山を守る、里山環境整備についてであります。ご指摘のとおり、北杜市管内では栗、小檜等の樹木が枯死したり、衰弱している状況が見受けられます。原因となる病害虫は把握しておりますが、防除についての方法は薬剤散布しかなく、広範囲な森林に薬剤散布

等の防除対策をすると環境生態系にも影響が出るおそれがありますので、困難な状況にあります。

また、里山に隣接した荒廃地農地が発生源の一つでもあると言われておりますので、荒廃農地の管理について、指導していきたいと思います。今後も状況を見ながら、県の関係機関と対応を検討していきたいと考えております。

次に地主が里山を管理委託するには、森林組合、あるいは林業公社等の分収契約を締結し、管理する方法があります。

事業実施については、受益者負担が極力軽減できるよう、補助制度を導入し、里山整備を推進してまいりたいと考えております。

里山、民有林が主でありますけども、里山を育てるため、現在、国・県と協議中であります。

次に小規模の林道の整備につきましては、合併前の各町村で策定した森林整備計画に基づき簡易な作業道の整備が可能でありますので、推進していきたいと思います。

次に有害獣の生息密度を下げる対応につきましては、有害鳥獣対策のうち、鹿については駆除により個体数を減らし、被害の低減を図れますが、他の動物については難しい状況にあります。イノシシについては現在、群れごと捕獲することが有効とされ、サルについては群れの大半を駆除しても、群れが分かれて被害地域が広域化するおそれがあり、難しい状況にあります。

これらの状況から、電気網、一斉追い払い等による防除と併せ、野生動物が出没しにくい環境整備も必要と思われるので、総合的な対策について、県の関係機関との連携を図りながら、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（清水壽昌君）

市長の答弁が終わりました。

23番議員、再質問はありませんか。

林泰・君。

○23番議員（林泰・君）

ただいま、2つほど大きな課題で、質問をさせていただきましたが、第1点の合併協定項目の関連でございますけれども、北杜市民にとっては、その約束として、極めて初歩的でございますけれども、強く受け止めている実態でございます。

ただいまの答弁のとおり、一方では行政執行の上で財政事情、極めて厳しい報告であることは見逃せない実態でもございますが、したがって、市民の方々が理解している合併協定項目の中で、これらについての考え方や、あるいは調査・検討した結果、決まったことにつきましては、できる限り、当初予算の中、今回編成した中での、従来、措置をどうとりましたよ、あるいは、これからの施策の中で当時の状況と違うというようなことを、いち早く、情報を市民に提供して、市民の方々のご理解を得る必要があるかと思うわけでございます。

合併して、当初、いろいろな不安がありますが、これらは聞いてみますと、事前に一言、お話があり、あるいはこういう状況だというようなことが、市民に伝わってれば、なるほどそういうことかということで、理解されたというようなことが、いわれております。

また、そうあるべきだと思いますが、今後、市政を進める中で、市長さんをはじめ、職員の方々、市民の皆さんが合併協定項目等で、いろんなイメージも事前にあるわけですから、そういったことの、事前の、変更の、あるいは慣例等を変える場合にはいち早く、できるだけ速やかに。今回、当初予算も組んでおりますので、それと含めて、できるだけ早く、分かりやすい

情報提供をして、市民の理解を得るようお願いすべきではなかろうかというように考えます。

そして、また、もう1つ。里山のことでございますけれども、いろんな制度をもちながら進めていくわけですが、やはりなかなか所有者、年をとった人もありますし、県外者もありますが、残念なのは枯れた山を見たときに、このまま自然の恵みの里が、破壊されていってしまうのではないかというような感じもあるわけですが、ぜひ、その組織を通して、県外者を含めた里山所有者の人たちの奮起を呼び戻してほしいと、こんなふうに考えますが、それらについて、ご所見を伺いたいと思います。

○議長（清水壽昌君）

市長。

○市長（白倉政司君）

先ほどもお話をさせていただきましたわけでありまして、合併協定項目は最大限に尊重して、これをもって実施できるよう、これからは全力で頑張りたいと思います。

ただ、私どもが7町村の合併のときのシミュレーションと、1年半経った対小淵沢町との新北杜市との10年間のシミュレーションを見ても、相当数字が変わっていることも事実であります。

そんな中ではありますけれども、今、議員ご指摘のとおり、市民に真実を伝えるということがあります。確かに真実を伝えることが大切だと思いますので、こういった議会の機会を通じながら、あるいは北杜市には地域委員会という大変ユニークな諮問機関をつくっていただきましたので、ときに地域委員会から、あるいはまた機会あるごとに、そのような状況は執行部としてもしてまいりたいと考えております。

それから、里山の荒れ方と整備でありますけれども、私も常日頃言っておるところでありますけれども、なんといっても、ふるさとの山が荒れたら、ふるさとの地力が落ちる。そして、また県土保全も大変になるということでもあります。いまさら、これで緑の効用、効果を言うつもりもありませんけれども、大変大きな山林、山には効用があるはずであります。この時代にしっかりとした育林をしていくことが、非常に大切だと。

今、全国どこを歩いてみても、山が荒れていることは確かであります。でも、せっかく先輩たちが、せっかく先祖が植えた木を、ここでしっかりと守り育てていくことが、必ずや近い将来、また将来にわたって、高い評価と喜ばれるものと信じながら、100年後、200年後の北杜の山は一味違うと、そんな山を夢見ながら、今一生懸命、頑張る決意でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（清水壽昌君）

23番議員、まだ質問ございますか。

（なし）

以上で質問を打ち切ります。

これで23番、林泰・議員の一般質問を終わります。

次に2番議員、植松一雄君。

植松一雄君。

○2番議員（植松一雄君）

2番、植松一雄でございます。

有害鳥獣による被害の防止対策について、白倉市長に質問いたします。

有害鳥獣による農作物への被害が増加しており、今年もその拡大が懸念されます。人と野生動物との共生が理想であります。松くい虫による倒木、手入れの行き届かない里山、耕作放棄で荒廃した田や畑、釜無川などの河川敷で大きく成長した立ち木と藪の中で、ニホンザル、ニホンジカ、イノシシなどの野生動物が年々、その個体数を増やし、それに伴って、被害もますます増加しております。個別の農家単位での防除には限界があり、耕作意欲の低下による放棄地も散見され、里山でも植林した樹木への食害が見られます。

地域によっては防護柵や電柵を設置しておりますが、未設置集落も多く、猟友会による捕獲と駆除も個体数の増加に追いつかない状況であります。被害の防除には防護柵、電柵など、単一的な対策のみでなくて、生息環境の整理による排除、忌避材、追い払い用品の使用、捕獲、駆除など、複合的な対策が必要であり、北杜市の活力ある農林業の確立のためにも、速やかな対策が求められます。

よって、北杜市有害鳥獣対策協議会を設立し、有害鳥獣による被害状況と種類別の群れの状況などを把握し、関係機関と地元も連携した総合的な対策の中で、有害鳥獣駆除実施要綱などの策定による駆除も必要であると思っております。

県でもニホンジカ保護管理計画に基づき、4月からメス鹿の駆除も開始の様です。また、野生動物の広い行動範囲などから、北杜市のみならず、近隣の市町村とも連携した広域的な対策が望まれます。

なお、関連して、予算計上5,173万9千円の松くい虫防除対策事業費、これの効果的な活用と併せ、有害鳥獣の生息環境の排除と洪水災害予防のため、釜無川など河川敷の立ち木の除去を県・主管課へ強く要請していただきたく、要望いたします。

以上につきまして、先ほどの質問の中で、お答えも半分出ていたような気もいたしますが、ぜひ具体的なご所見をお伺いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

植松一雄議員の有害鳥獣対策についての質問にお答えいたします。

鳥獣による農作物等に対する被害は、全国的にも年々増加の傾向を辿り、農家にとって経済的にも精神的にも多大な被害を与えているのが現状であります。

鳥獣害対策については農家、行政、普及センター、試験研究機関等が一体となって、被害防止対策を効果的、効率的に実施していくことが重要であり、県においても昨年12月、県の関係機関と市町村で構成する峡北地区農作物鳥獣害防止対策会議を立ち上げ、関係機関で相互に連絡調整を行い、より効率的な対策が講じられるよう、検討が行われております。

今後、被害が甚大な地域については、現行の侵入防止柵や捕獲対策を行いつつ、有害鳥獣の一斉追い払いや野生鳥獣が出没しにくい環境整備などについて、検討してまいりたいと考えております。

また、植松議員提案の北杜市有害鳥獣対策協議会等の設置につきましては、県の対策会議の動向を見極めながら、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

なお、松くい虫対策に対しては、山梨県は全国では最も全力で、この対策を推進してきた県

だと思えます。でも、率直に言って、あちらこちら歩くと、相当松くい虫にやられているということは確かであり、県財政当局も、この松くい虫対策の継続には、大変頭を痛めていると聞いております。なんとか、継続したいものであります。限られた予算の中で、最大限効果的、効率的に執行してまいりたいと思えます。

また、釜無川を見ながら、あの河川を河川林と皮肉る人がいます。河川機能も弱まるはずであります。状況を調査して、関係機関へ要請してまいりたいと思えます。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

2番議員、再質問はありますか。

植松一雄君。

○2番議員（植松一雄君）

有害鳥獣による被害の防止対策、これにつきましては、やはり広域的な対策が必要かと思えます。各町村でそれぞれ対策協議会等をつくって実施してきた町村もあるはずでございます。広域的にやる必要がありますということで、北杜市としても、ぜひ一日も早く、協議会を立ち上げていただきたいと要望いたします。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（清水壽昌君）

これで2番議員、植松一雄議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

3時10分に再開します。

休憩 午後 3時02分

再開 午後 3時10分

○議長（清水壽昌君）

再開いたします。

一般質問を続けます。

6番議員、利根川昇君。

利根川昇君。

○6番議員（利根川昇君）

議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。6番、利根川です。

2月18日に山梨県の今年度予算が山日新聞で発表されましたが、県でも重点事業として、少子化対策、観光振興、防災対策、教育文化振興、市町村合併推進などに重点を置いていました。

私は、この中で北杜市の観光振興と防災対策について、市長のビジョンをお聞きしたいと思います。

1. 観光政策への市長への考え方は。

また2番としまして、防災対策への市長の姿勢をお伺いしたいんですが、どちらも細かい部分、4点ずつお願いいたします。

まず、観光政策への市長の考え方につきまして、太陽と水が日本一と称される、この北杜市には甲斐駒ヶ岳をはじめ、いろんな山々が南アルプス、八ヶ岳、茅ヶ岳など、素晴らしい景観

と自然環境があります。至るところに点在する観光資源を、それぞれ個性豊かな方法で発展させ、またよい意味での競争をする中で、連携を密にし、観光振興に結びつけ、さらなる誘客促進を図るために、市長の考え方をお尋ねいたします。

1番、観光基本計画の具体的内容についてです。

市長は先の市政表明で、観光基本計画策定を掲げ、予算化されております。また、北杜市シルクロード観光ルートを提唱されました。自分としましては、市内に数多く点在する観光施設間の連携をとったり、観光地間をつなぐ周遊ルートの創設、また農業酪農果樹などの生産物とのパイプとしてのルートの開発など、市全体での集客を目指し、また、先ほど渡邊議員にもありました地産地消を目標に取り組む姿勢として、そのように、自分としては捉えております。

そこで、まず、このシルクロード構想を含む観光基本計画の具体的内容について、説明をお願いいたします。

2つ目です。

観光予算の組み立てにおける基本姿勢についてですが、先ごろ、市全体の観光を考える北杜市観光協会の設立に向けて、準備会が発足しました。これまで個別に行ってきた観光協会の一本化は、広域に点在する観光資源を有効活用する上で、極めて重要であると考えますが、同時に検討課題も含んでおります。

例えば観光予算の立て方として、単純に地域ごとに一律では、必ずしも適切であるとは思えません。誘客のための宣伝活動やイベントも現状では地域ごとに独自の考え方で進められており、パンフレットから、テレビやラジオ、新聞、雑誌、さらにインターネットまで使用媒体もさまざまです。

今後は県の観光総合サイトの構築も図るなど、連携をとりながらの新たな情報発信も求められてくるでしょう。こうした中、観光予算は各地区の希望どおりの額になれば、それにももちろん、こしたことはありませんが、厳しい現状の中で、現実に即した予算組みが重要かと思いますが、市長の考え方をお願いいたします。

3つ目です。

清里駅前、再開発事業の現況は、清里の観光も、いまや、かつてのようなにぎわいは減り、シャッターを下ろす店舗も、年々増えてきているのが現状です。中でも駅前通りは、このところ本当に厳しい状況が続いており、地域住民は駅前再開発に絶大なる期待を寄せております。

もちろん、地域としても個人としても、営業努力をすることは当然の義務でありますし、また、この事業につきましては、国の指定の関係もありますが、なんとか、この開発が実現されますように願い、現状と市長の考えを伺います。

4つ目です。

清里学校寮地区の空き地にグラウンドを。

昭和35年ころからの歴史をもつ清里学校寮地区には、最盛期には市や学校の寮が32戸ありましたが、現在では22戸にまで減っております。それぞれの寮において、収容能力は1軒あたり60人くらいから、300人くらいまであります。

利用者の多くは、大学生や小中学校の生徒です。寮の利用時点でも、それ自体、大変ありがたいことではありますが、今後、彼らが成長して、また家族を連れてきてくれる、このことに、さらに大きな意味があると思います。

現在は場所柄、夏における勉強のためのゼミ合宿、林間学校、ハイキング等での利用が主流

ですが、こうした若い層の利用を拡大するためには、さらにスポーツ関係の部活動や合宿等を加えることが重要であり、そのためのグラウンドの整備を地区住民が望んでおります。

現在、ここの空き区画10カ所は面積が5千坪から1万坪あり、平らにならして、砂を入れる程度で、十分グラウンドとして使えると思います。

特別に立派なものを願っているものではありませんし、県有地ですから、許可をとる必要もありますが、ぜひとも実現に向けて、市の力をいただきたく、質問させていただきます。

次に防災対策への市長の姿勢ですが、昨年のスマトラ沖地震による津波被害、国内においては新潟の中越地震、また阪神大震災から、ちょうど10年ということで、神戸宣言が発せられました。

新聞紙上では防災関係の記事が毎日掲載され、全国的に意識が高まっていると感じます。そのような状況の中で、以下の4点について伺います。

1. 防災無線整備の進捗状況です。

本年度の県予算に防災行政無線デジタル化整備が盛り込まれておりますが、北杜市としては県と連携しながら、どのように整備していくお考えでしょうか。

警戒宣言が発せられた場合、また有事の際、市長を中心とした防災本部が設置されるわけですが、その折に市内の災害状況の把握や情報収集をどれだけ迅速に市長が行えるかが、やはり一番心配される点です。

広域災害の場合には、有線での通信手段では1カ所断線すれば、おしまいですし、携帯電話の回線がパンクして、一切使えなくなることは明らかです。それを考えますと、無線が最良の通信手段であるということは明らかです。

しかし、旧7町村の放送設備の状況を見ると、市長から市民へ伝えることはできるものの、あくまでも一方通行であり、市民の側から情報を伝達することには、不十分と言わざるを得ません。

このほど、甲府市の消防団では全25分団に携帯無線機が配備されるということだそうです。また、富士吉田では通信器具による情報伝達のための訓練をしたという事実もあります。

北杜市としましては、予算の関係も当然あるでしょうが、一度に全配備は難しいと思います。配備すべき対象は各地区の代表者や警察消防などの防災関係者ですし、旧7町村の器具も使いながら、段階的に整備していくことが肝要かと考えます。市長の見解はいかがでしょうか。

2つ目です。

備蓄品の整備および調達ルートの考慮はなされているか。災害時には衣食住や災害復旧のために、さまざまなものが必要になります。北杜市としては災害時の備蓄品予算として、653万円を計上していますが、具体的にはどのような内容をお考えでしょうか。

現在、旧7町村には何が備蓄されていて、今回、新たに備蓄するものはなんなのか。もちろん腐食、腐敗しないものであれば、できるだけ、多くのものを備蓄することにこそありませんが、現実問題として、なんでもかんでもというわけにはいきません。そこで、重要なのは国や県、近隣市町村とも連携をとりながら、必要物資をスムーズに調達のできるルートを構築しておくことが必要だと思います。具体的な必要物品に対するルートのリストアップが行われているか、この点について伺います。

3番、非常持ち出し袋の配付は考えられますか。

各家庭において、非常時に持ち出す最低限の品物を確認し、普段から家庭でもできる災害対

策を考える、きっかけとなり、意識の効用を図るという、この意味において非常持ち出し袋の配付を予算化していくお考えはありませんか。

一斉配付は無理としても、何か記念品を配付するような機会ができた場合には、非常持ち出し袋をはじめ、懐中電灯、携帯ラジオ、エマージェンシーブランケット、ステンレスでできたジャンパーのようなものです。または乾パンのような保存食品などの防災グッズを記念品の候補として加えることも一報と考えますが、検討いただけませんか。市長のお考えを伺います。

4つ目。

最後にヘリポートの整備、また指定は考えられますか。

北杜市は総面積570平方キロと山梨県最大の面積であり、緑豊かな山々を有し、素晴らしい環境であります。その広さゆえ、隅々までの安全確保をすることは大変困難です。そこで、災害時には広域で活動のできるヘリコプターが登場する機会も、当然多くなることでしょう。現に警察関係では、年に数回の救助出動がされているほか、清泉寮前の牧草地などは山岳レンジャーの救助用中継拠点としても使われております。ヘリコプターは学校のグラウンドでも空き地でも、広いところならばどこへでも降下することはできます。しかし、専用のヘリポートが要所要所に整備され、地図などに表示され、また指定地の表示などがされていれば、市民の安心感も増し、意識の高揚にもつながると考えます。この点についてはいかがでしょうか。

以上2項目、8点についてお願いいたします。

ありがとうございました。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

利根川昇議員の質問にお答えいたします。

まず、観光基本計画の具体的な内容につきましては、議員のおっしゃるとおり、文字どおり名山と緑豊かな大地、しかも外からのエネルギー導入口として、4つのインターチェンジ、9つのJR駅を有し、首都圏には近く、またアクセスはよい。観光資源は、その内容の豊富さと質において、これほどの条件や素材がそろっているところは、全国でもまれであります。いいや、オンリーワンかもしれません。我々の誇りであります。外に向かってアピールできる、一つの大きな雰囲気づくりをしなければなりません。

それには自然、歴史、文化、産物など、地域の観光資源の再発掘をするための基礎調査を関係者の皆様のご協力をいただきながら、早急を実施して、実のある北杜市観光基本計画を平成17年度に策定してまいりたいと思っております。

これらを有機的に結んで、地域の観光を位置付けたい。これがシルクロード観光構想であります。これを全国に情報を発信し、都市との交流をさらに推し進め、観光立国、観光立県とも提携して観光振興を図ってまいりたいと考えます。

次に観光予算の組み立てにおける基本姿勢につきましては、本市の観光振興を考えると、新しい観光基盤づくりが必要であると思っております。それには観光資源の見直しを含めたしっかりとした観光基本計画策定の中で、観光ビジョンや観光ルートの開発等を行い、北杜市としての観光イメージづくりが大切と考えます。これまでは旧町村の限られた範囲の中で、観光協会等

を主体として取り組みがされ、それに対して各種助成を行ってきたものであります。

今後、北杜市としては、それぞれの地域特性を生かしながらの一本化が必要であると考え、このたび北杜市観光協会の設立準備会を発足させたところであります。その準備会において検討していただいた中では、協会の一本化には異論ないが、地域のそれぞれの実情を考慮すると早急には厳しい状況でありますので、時間をかけて、最良の方法を見つけた中で、新たに協会を立ち上げてまいりたいと考えております。

また、4月より観光基盤の拡大や観光振興に必要な人材育成を図るために、財団法人 山梨県観光物産連盟に2年間の職員派遣、研修を行います。そして、今年度の観光協会にかかわる予算措置につきましては、現在の各観光協会等からの要望をとりまとめた中で、内容精査を行い、予算の計上を行ったところであります。

次に清里駅前再開発事業の現状に対するお尋ねですが、清里の観光は大変深刻な状況であると、私も思います。かつての活力と魅力ある駅前周辺の姿を取り戻すため、今回の再開発事業が計画され、平成13年度より、地域住民による意向調査および検討会を進めてまいりました。その中で、平成16年4月に国土交通省におけるまちづくり、交付金事業が創設され、駅前周辺を一体的に整備できることから、現在、この事業を取り入れて整備することで、これまで県とも協議を進めてまいりました。事業認可が決定となりましたならば、6月議会で予算計上して、計画を実施してまいりたいと考えております。大きな事業となりますが、急いで進めたいと考えます。

次に清里学校寮地区の空き地にグラウンドをについて、お答えいたします。

清里地区の学校寮は昭和33年4月、東京教育大学が県有林の113林班内に開設したのが始まりであります。学校寮区として、41区画、約78ヘクタールを区画して、現在は29区画、約59ヘクタールを学校、自治体等、25団体が使用しており、12区画、18.8ヘクタールについては未使用となっております。

また、近年観光地の集客の落ち込みや学校林の活用が図られない等の状況が相まって、返還地の増加も懸念されるところであります。

そこでグラウンド整地も含め、未使用部分の活用方法について、積極的に県に働きかけをしてまいりたいと思います。一言で言うならば、よいと考えることはみんなで行動して実現を図りたいと思います。

次に防災無線等の整備状況についてのご質問ですが、利根川議員には消防体験があり、防災に対し、貴重な提言をいただきました。

北杜市は旧町村における既存の防災無線と、高根町地内におけるCATV網を接続し、現在、市役所本庁舎において、一斉放送を行うことが可能となっております。

しかしながら、システムの老朽化や旧町村ごとに個別の周波数を使用しているという問題があるため、議員のご指摘のとおり、今後はデジタル化への移行を考慮しながら、周波数の統一を図る必要があります。

ご承知のとおり、北杜市は県下でも最大な面積を有し、かつ高低さも大きく、市内全域をカバーするためには、中継局を整備する必要があります。また、携帯無線機、いわゆる移動系防災無線の配備についてであります。災害現場における情報伝達手段として、非常に有効なものであると考えておりますので、今後、総合的に検討してまいりたいと思います。

次に備蓄品の整備についてであります。現在、北杜市においては毛布、乾燥米、浄水器、

発電機などの資機材および食料を備蓄しており、当初予算においては、主要な品目といたしましては可搬の医療資機材セット、防寒用品、保存可能な食料品といった物品を優先的に備えていく予定であります。

備蓄以外の調達ルートにつきましては、多くの市民が住宅を喪失するような大規模災害が発生した場合は、基本的には災害救助法の適用を受け、物資の提供を受けることとなっております。

また、比較的被害が少なく、災害救助法の適用を受けられなかった場合等も想定し、市独自の調達ルートを確保しておくことは、大変重要なことであると考えられます。

次に非常持ち出し袋の配付についてですが、市民一人ひとりの備えが不可欠であると考えております。

次にヘリポートの整備および指定についてですが、現在、北社市においては2カ所のヘリコプターの主要発着場を指定しております。専用ヘリコプターについてのお尋ねですが、現状ではこれらの発着場は主に学校等教育施設や社会体育施設のグラウンドを兼用し、災害や事故の発生時には、必要に応じてヘリポートとして、利用するという方式をとっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

6番議員、再質問はありますか。

利根川昇君。

○6番議員（利根川昇君）

観光の3つ目、再開発事業につきまして、ご回答いただきまして、ありがとうございます。なんとか国の指定が受けられますように、よろしく願いいたします。

それと、私としましては、学校の地区のグラウンドにつきましては、そのへんもグラウンドとヘリポートもかみ合わせて考えておりましたので、そのへんも頭の隅に入れていただければありがたいなというふうな、この希望を2つ申し上げまして、質問を終わります。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

以上で質問を打ち切ります。

これで6番、利根川昇議員の一般質問を終わります。

次に29番議員、小澤宜夫君。

小澤宜夫君。

○29番議員（小澤宜夫君）

29番、小澤宜夫です。

まずはじめに、昨年12月定例会におきまして、私、一般質問で伺いましたけれども、水稻の生産調整につきましては、生産量の傾斜配分、さらに作付けの地域内調整の補助金、転作物の価格保障など、迅速・素早い対応で有効かつ、きめの細かい施策を実施していただきまして、本当にありがとうございます。多くの農家が、この春、安心して米作りができるというふうに思っています。

それでは、質問に入ります。

質問事項の1番。

中山間地域、農家直接支払い制度について伺います。

この制度は5年前にできた、集落営農といいますが、零細の農家の対応ということでできました。今年度、交付金単価、格差をつけず、見直しをした上で、さらに5年間の延長が国のほうでなされておりますけれども、この制度は集落営農に道を開いたということで、とりわけ、高齢化によって、少し弱まってきた地域のコミュニティの再構築という面で、大変、力になっているというふうに思っています。

これら農業の将来像の明確化など、問題も多くあり、今後の行政の力強い視点が求められていると思います。市内で過去5年間行ってきた、このような集落協定を結んでいた団体の現況と、これからの見通しについて、市長に伺います。

質問事項の2番。

子育て支援でございます。

子育て支援はマンパワーとしましては保健師、保育士、教育課、教育委員会、ボランティア、地域と多岐にわたっております。

この中で施設、人員とも潜在能力を一番持っているのが保育園であるというふうに思っています。市内では現在まで白州、武川の2園において、入園前の親子に子育て支援事業を行っております。この制度は国、県からも補助金があるように伺っております。財政的にも有利な保育園における入園前の子どもさんに対する子育て支援事業について、今後さらに多くの園児を増やしていく考えがあるか、市長に伺います。

質問事項の3番。

男女共同参画推進事業について、伺います。

新市発足に伴って、北杜市では新たな新市としてのプラン策定を予算化しておりますけれども、この事業は過去、旧町村において行われていた事業であります。卑近な例ですけれども、武川の地域においては40名の推進員が旧行政区ごとに2年間、すでに、その行政区の予算の中で推進活動をしてきたというような現状もございます。プラン策定と同時に、同時進行で、これまで行われていた推進事業の継続ができるか。そのへんの対策はどのように考えているか、市長にお伺いいたします。

質問事項の4番。

市内に9カ所ある入浴施設の入浴料金について、伺います。

市内での入浴料金につきましては、このたび、どうも改定が準備されているようでございます。施設ごとの違いもあり、全部同じ料金でということには無理があるかというふうにも思いますが、この中で上がる施設もあれば、下がる施設もある。値上げになる施設については、合併、まだ半年という中で、できればすぐというのは避けたいなというふうに、私は思います。

70歳以上が200円というような、お年寄りに大変喜ばれていますし、市外500円という料金も、北杜市のイメージアップには大変、貢献しているというふうに思います。できれば行財政改革、アクションプランの中などで、十分議論を尽くした中で、新価格体系をつくるよう再考できないか、市長にお伺いいたします。

最後、防災無線の件でございます。

市内では、まだ5つの地域にCATVが配備されておりません。そういう中で、防災無線は簡便迅速な情報伝達手段として、大変利用されております。

公共性など、使用基準、大変問題は多いかと思いますが、各総合支所ごとに特色ある、でき

得る限りの情報伝達が簡便に、簡素化してできるよう、使用基準の緩和ができないかというふうに思います。

私事で、私だけの感じ方かもしれませんが、最近は、ちょうど季節の変わり目もあって、大変、ご不幸の報道ばかりで、元気が出ません。今度はこんなサークルがありますとか、元気になるような放送を、うるさいなというぐらいに、防災無線で言ってほしいというのが、私の偽らざる気持ちでございます。ぜひ、そのへんの使用基準につきまして、以上5点、市長にお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

小澤議員には、米どころ武川町の議員として、水田、米に大変ご熱心で敬意を表したいと思っております。

今年の4月9日に信玄公まつりがあるのでありますけれども、北杜市もその一角を担って参加する予定でありますけれども、大八車で、山車で、武川米を偲でPRしてみたいとも思っているわけであります。

ご質問にお答えいたします。

最初に中山間地域等、直接支払い制度についての質問ですが、中山間地域等直接支払い制度につきましては、平成12年度から5年間実施され、多面的機能の確保や集落の活性化等の効果について、評価されてまいりました。北杜市の取り組み状況は、旧7町村すべてが取り組みをされております。

平成16年度の状況を見ますと、集落協定が169、戸別協定が8であり、参加農家数は6,144戸、対象農家面積は2,391ヘクタールとなっており、平成16年度の交付総額は3億4,900万円となり、農地保全、担い手育成等、大きな成果を挙げております。

次期対策も平成17年度から5カ年間、継続実施されることは決定していますが、現行と同様の取り組みでは、平成16年度交付基準額の8割交付となります。また、4月上旬には重点取り組みメニューが示され、これらの担い手集積や集落営農取り組み等を、集落協定に取り組むことにより、平成16年度と同額交付となります。

市といたしましては、国の詳細事業内容が示され次第、各地区の説明会を開催し、現行制度での取り組み、集落協定を中心に、過去5年間の取り組み状況の反省点を生かし、集落協定範囲の見直しや対象農地の拡大、新取り組みメニューへの対応等、積極的に事業推進を図り、支援していく考えでありますので、ご理解をお願いいたします。

次に保育園における子育て支援事業について、お答えいたします。

子育て支援センターは、子育て支援の中核となる極めて重要な施設であります。本年8月に開設される須玉統合保育園内に設置を考えております。

子育て家庭の育児支援としては、集いの広場事業がございます。本事業は大泉町内の大泉駅前児童館と長坂町内の長坂協同福祉施設の2カ所において、実施をしております。

事業内容は子育て支援センター事業と、ほぼ同様でありますので、必要とされる地域は、この事業で子育て支援の推進を図りたいと考えております。

今後とも、地域の実情に応じ、創意工夫の中で支援提供できるよう、努めてまいりたいと考

えます。

次に、男女共同参画推進プラン策定と同時並行の推進活動継続の施策についての質問にお答えします。

11月1日の合併前までは旧町村ごとの男女共同参画推進プランに基づき、事業推進を図ってきましたが、合併後は北杜市としての新たな男女共同参画推進プランを策定し、計画の推進を図ることとしております。

この策定にあたりましては、新年度早々にプラン策定員を委嘱し、平成17年度後期には策定を終えて、これに基づく、具体的な活動は推進員によって展開していく計画であります。

プラン策定期間と並行しての推進活動の継続であります。推進が停滞しないように、県から委嘱されております北杜市内の7町の男女共同参画プラン推進員、また4月に設立される北杜市女性団体連絡協議会の協力をいただき、講演会等を開催しますので、旧町村等のプラン推進員にも周知し、参加をお願いしたいと考えております。

武川町では、合併前まで行政区ごとにプラン推進員を設け、計画を推進されていたようですが、新市におきましては、プラン策定後、北杜市として推進員を選考し、計画を推進していきますので、旧7町村に推進組織の設置は考えておりません。

ボランティア等による自主的な活動推進については、大いに期待するところであります。

次に武川の湯、現行利用料の1年延長はできないかについて、お答えいたします。

市内の湯の入浴料金は、基本的に同一のサービスでなければならないと思います。よって、合併前であっても、北杜市合併の調印から市内統一の料金となるよう、調整をしております。ただ、各温泉施設とも利用者数が減少傾向であることは心配されます。そこで市内統一料金として、市内の方300円、市外の方700円。ただし回数券として、市内の方3千円で13枚つづり。市外の方7千円で13枚つづりとして、結果として格安になるよう、そして多くの市民に親しみ、健康増進施設として交流の機会として、少しでも多くの方に利活用できることを考えております。

これは条例の、本議会で追加提案もしたいところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に防災無線の使用基準の緩和ができないかについてであります。この施設は電波法に規定する地震、台風など、非常事態の発生やおそれがある場合や、災害に関する予報、もしくは警報などについて、住民に伝達しなければならないこととされております。

議員ご指摘の使用基準が緩和できないかとのことですが、運用細目で定める地震、火災、台風等の非常事態に関するもの、行政事項に関するもの、その他市長が特に必要と認める事項とされておりますので、規制緩和と地方の権限の責任を拡大し、地方の自由度が高まる今、私としても、多利用を前提に対処してまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長（清水壽昌君）

市長の答弁が終わりました。

29番議員、再質問はありますか。

小澤宜夫君。

○29番議員（小澤宜夫君）

大変、ありがとうございました。

1つ、再質問でございますが、入浴料金の改定ですが、大変、市外から大勢の方が来ております。周知期間をきちんととって、皆さんに周知し、徹底した理解の中で、きちんと説明をお願いします。

質問を終わります。

○議長（清水壽昌君）

市長。

○市長（白倉政司君）

先ほど、私が申し上げた入浴料金でありますけども、今回、追加案件で条例改正をお願いしたいところであります。

そうしますと、周知期間ということでありまして、高くなるでは周知期間も必要かも知れませんが、サービスがよくなることありますので、できれば4月1日からということで、ご承知願いたいと思います。

○議長（清水壽昌君）

以上で質問を打ち切ります。

これで29番、小澤宜夫議員の一般質問を終わります。

次に16番議員、小林元久君。

小林元久君。

○16番議員（小林元久君）

16番、小林元久です。

本支所の人員配置について、ご質問いたします。

合併後、5カ月が経過しようとしています。職員も職場、仕事にも慣れ、順調に進んでいることと思います。市民も合併してよかった点、悪かった点等、旧7町村それぞれだと思っておりますが、これから市一本化に向けていく上で、職員が何かと大変だと思っております。全職員、知恵を出し合って、新市のため、頑張ってもらいたいと思っております。

さて、合併に当たり、対等合併ということで、合併委員の中で、支所の人員配置をされたかに聞いていますが、その点については、分からないことではないが、新年度に向け、旧7町村の人口比率ばかりにはいかないと思っておりますが、ある程度の人口比率を考えたり、また会社等で日中の人口の変動等により、どこの支所でも窓口の扱いができ、便利である反面、合併より窓口利用の人数も変動していることと思われる。

いくらかの問題点はあるかと思われるが、そのようなことも考慮した上で、支所の適正な人員配置を考えているか。12月、今回の定例会での市長の施政方針にも織り込まれた、市長としてのカラーを出していただきたいと思っております。

そこで17年度の人事異動も目の前にきていますが、支所の人員配置についてですが、この4月の人事を考えながら、組織の見直しを考えるとのことであるので、そこで具体的に市長の考えを伺いたいと思っております。

また本所、須玉支所との関係ですが、同じ町の中に本所、支所があり、本所、支所を分けることはないと思うが、支所だけで済むことばかりではないはずだと思います。一緒になれば、1つのところで、あらゆることが済み、住民サービスにもつながり、効果的であります。人員削減、各種料金等の未納処理等々、市長は全職員が滞納整理にかかわるとの意気込みであるので、いろいろなことを考えると、本所、須玉支所、一緒になることが望ましいと思うが、市長

の考えを伺います。

また、人事異動により職場も変わり、雰囲気にも溶け込むことに、かなりな難色を示す方もあるかと思いますが、そこで人事管理、研修等により、資質の向上を図り、市民の信頼と期待に応えられる人材育成に取り組んでいただきたいとともに、管理者の温かい配慮、ご指導をお願いしたいと思います。

次に北杜市の農業振興の行方についてであります。先ほど33番の渡邊議員とも、同じような質問になるかと思いますが、よろしく申し上げます。

合併して、北杜市となり、広大な面積を持ち、高低も海拔で400から1000メートルと、約600メートルとの高低差の中で、自然環境の保全、食の安全、安心、地産地消を求める農業を柱に、これまで旧7町村において、地域の農業振興に取り組んできていると思います。合併して、北杜市となり、市としての農業の行方をどう描いているのか。また、その目的達成のため、どのような施策を講じていくのか、具体的にお示しいただきたいと思います。

なお、旧7町村の施策を無視することは難しいと思いますが、今までの合作では、北杜市のカラーを出していくとは言い難く、都市計画の中でも、農業の位置づけをどのように考えているか。市としてのルールをどこに向けて敷いていくのか、市長の考えを伺いたしたいと思います。

また、農業振興法により、合併した場合には農業整備計画の総合見直しを、合併後、速やかにする必要があるので、そこで農業振興地域整備計画、農振の策定についてありますが、進捗状況をお聞かせ願いたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

小林元久議員のご質問にお答えします。

最初に本所、支所の人員配置についてのご質問ですが、この件につきましては、渡邊英子議員さんのご質問にお答えしたところでありますが、合併協議の中で、現在の住民サービスが低下しないよう配慮することを基本にして配置してまいりましたが、合併から5カ月が経過いたしますので、各部署の状況をふまえて、本所、総合支所、相互の事務の効率が図れるよう、配置をしてまいりたいと思います。

基本的な考え方は証明業務とか、あるいはまた、管理維持部門は支所で、そして現業は本所での考えで当たりたいと思います。また、そのための人事を行いたいと思います。

いずれにしても支所で市民の直接サービスが低下しないようには、努めてまいりたいと思います。

また、須玉総合支所についてであります。市内には公共の類似施設もございますので、これらの管理体制の見直しも課題であり、今後、総合的に見直しを検討してまいります。

次に、北杜市の農業振興についてであります。

農業を取り巻く環境は、農業者の高齢化、後継者や担い手の不足、農業生産物価格の低迷による農業離れ等、多くの課題を抱え、年々厳しさを増している状況にあります。

一方で市民をはじめ、消費者は健康で豊かな生活の根幹となる安全、安心で高品質な食料の安定供給や緑豊かな農村での自然や地域文化などとのふれあいを求めており、北杜市における

農業農村の持つ役割に大きな期待が高まっております。

北杜市は県内有数の農業集積を有する地域であり、水と緑と太陽の恵みを生かして、米、野菜、果樹、酪農等、多様な農畜産物が生産されております。こうした多様な農業集積を生かして、食の安全や優れた環境を地域内外に発信し、北杜市のブランド化を形成したいと考えます。

また、今後の農業の主体は担い手と集落営農の推進にあると考えることから、担い手の育成のため、北杜市担い手育成条例の制定と所要の予算化もしたところであります。

集落営農の推進については、長坂町のファームグループのような組織が市内各地に組織化され、活動しておりますので、各組織間の連携を図りながら支援して、産業を興し、富める杜づくりの中の農業振興として、さらに推進していきたいと考えております。

次に農業振興地域整備計画の策定についての進捗状況であります。農振除外につきましては、昨年10月までに旧町村において、それぞれ総合見直し、あるいは随時見直しにおいて除外がなされたところであります。現在県では平成16年度中を目途に、北杜市の農業振興地域整備計画の地域指定を行う予定となっており、市においては旧7町村のそれぞれの計画を一本にまとめる作業を行っております。

県により地域指定後、北杜市のマスタープランを作成し、県と協議を行い、知事の同意が得られ次第、戸別除外案件の申請を受け付ける予定となっております。現時点では時期の明言はできませんが、受け付け時期がまいりましたならば、広報等を通じ、市民に知らせる予定となっておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

市長の答弁が終わりました。

16番議員、再質問はありますか。

小林元久君。

○16番議員（小林元久君）

先ほど、本所、支所の人員配置について、ちょっと、私の質問が悪かったのかどうか分かりませんが、ちょっと食い違った点もあろうかと思いますが、各支所の人数ですね、人の割合、各支所によって、大体、平準化されていると思うんですが、少ないところ、多いところ、あるかと思いますが、そんな点も含めて、市長の考えが聞けたらと、こんなふうに思ったわけでございますが、それから、あと農業振興の行方でございますが、ある程度の説明は分かったわけでございますが、これが北杜市の都市計画の中に農業の位置づけがされているかどうか。それをちょっと伺いたいと思います。

それから、先ほど、農振関係で、北杜市でマスタープランを作成して、知事の同意を得れば、農振除外編入手続きができるようになっていようございまして、いつごろか分かればお願いしたいと思います。

今まで、市になって、農振の除外の受け付けができないというような方が2、3あります。そういう方々が段々増えてくるのではないかなと、こんなふうに思いますので、住民サービスの低下とならないように、早急をお願いしたいと、こんなふうに思いますので、1年なのか半年なのか。できればお聞かせ願いたいと、こんなふうに思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

総務部長。

○総務部長（小林圭吾君）

それでは、小林議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

本所、支所の人員配置ということでございますが、合併当初、継続する事業、今市長がお話しましたように、継続する事業、現業でございます。それにつきましては、年度中途ということで、引き続いて支所で行うと、こういうことでやってきました。そんな中で、支所ごとの人数、これは28名から38名というふうに、事業所の事業量ごとに若干、変化ありまして、支所ごとに人事配置をしてきたところでございます。

そうした中で、平成17年度4月からスタートするにあたりまして、現業の事業につきましては、一部を除きまして、本庁で業務を行うということでございます。そうした中で、今回、人事の配置をおおむね各支所、若干、その支所の大きさ等々も配慮する中で、20名から26名くらいの範囲の中で、今回配置をしてまいりたいと、こんな考えでございます。よろしくお願ひします。

○議長（清水壽昌君）

建設部長。

○建設部長（眞壁一永君）

都市計画の中で農業振興の都市計画のマスタープランの中で、農業振興の見直しが位置づけられているかというふうなご質問でございますけれども、都市計画につきましても、現在、今からいろんな地域分けをしておきますので、当然、関係部署と連絡を密にする中で、位置づけもしていかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

産業観光部長。

○産業観光部長（浅川清朗君）

農振地域の整備計画の今後スケジュールということですが、先ほども説明させていただきましたとおりの、山梨県において、旧7町村の北杜市地域の指定を、まず行うということで、この指定が3月末を目途ということで、今、進められております。この指定がされますと、今度、北杜市で整備計画のマスタープランをつくっていきまして、これを知事と協議して、知事の同意を得ていくということで、おおむね、これが1年ぐらいかかるということで、今、想定しております。

このスケジュールでいきますと、早くて平成18年度、頭から除外申請が受け付けられるのではないかとということで、今、考えております。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

当局の答弁が終わりました。

16番議員、まだ質問ございますか。

小林元久君。

○16番議員（小林元久君）

今の農業除外の件でございますが、これから知事に挙げて、知事の同意というようなことでございますが、18年の末というようなことであると、やはり市民の不満も出てくるのではないかなと思ひますので、ぜひ、できるだけ早急にお願ひしたいと、こんなふうに思ひますの

で、よろしくお願ひします。

以上をもちまして、質問を終わります。

○議長（清水壽昌君）

以上で質問を打ち切ります。

これで16番、小林元久議員の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議時間は1時間延長し、午後6時までとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本日の会議を午後6時まで延長いたします。

暫時休憩します。

4時20分より、再開いたします。

休憩 午後 4時12分

再開 午後 4時20分

○議長（清水壽昌君）

再開いたします。

一般質問を続けます。

25番議員、中村隆一君。

中村隆一君。

○25番議員（中村隆一君）

25番、中村です。

一般質問の第1は市長の政治姿勢、ならびに市政運営方針についてです。4点、お伺いします。

小泉内閣の新年度予算が国会で決定されましたが、定率減税の段階的廃止など不況の中での増税という、国民にとって、大変厳しいものです。また、介護保険制度や身障者への制度も自立とは逆行する弱者に、大変冷たい制度に変えられようとしております。

市長、こうした国の政治が押し付けられようとしている今こそ、地方自治体が、その本来の役割である住民の安全、暮らし、福祉の増進を図るという役割を發揮しなければなりません。私は新年度予算案にも同じ理由で反対しましたが、合併前にサービスは高く負担は低くと説明されてきました各種事業、福祉サービスについて、廃止後退があることです。

具体的に例を挙げますと、敬老祝金の支給対象者の縮小、武川・白州町での電話を定期的に行う安否確認、ふれあいコール事業の廃止、明野・須玉・大泉・白州町での配食サービスは年4回に減らすなどの後退、7町村で実施していた紙おむつなど介護用品支給事業の後退、さらに各町村が独自でやってきた優れた制度の廃止・後退には、須玉町のスポーツ少年団の指導者支援、白州町の24時間電話健康相談事業の廃止があります。

旧町村では数カ所で行われていた総合健診が1カ所になりました。合併前の住民説明会や合併協議会の発行したパンフレットでも、サービスは高く負担は低くという説明、約束が繰り返されたはずですが。このようなサービスの後退を聞いた市民からは、話が違ふ、今までのサービスを続けてほしいという声が上がっています。

武川町では、地域委員会のやりくりで、市が廃止してしまう給食サービス事業に50万円、長坂町でも老人の障害者の機能訓練事業に70万円を地域振興費から出して、復活させました。

このような福祉サービスの廃止・後退を合併初年度から断行すべきではありません。合併前の約束と、話が違ふという市民の声に対し、市長はどう答えるのか、答弁を求めます。

次に、行財政アクションプランについてです。

市長は今年度中に策定する行財政アクションプランについて、聖域なしの見直しを言い、具体的には公共施設の統合、使用料の値上げ、指定管理者制度の導入などを挙げましたが、行政改革の名の下で、市民の暮らし、福祉、教育などが後退させられることがあってはならないと思います。結論先にありきのアクションプランでは、困ります。市長の見解を伺います。

次に、中小業者の仕事を増やす小規模工事登録制度についてです。

これは地方自治法234条にある130万円以下の随意契約の規定を活用して、30万円とか50万円とかの一定額以下の工事を受注しようとする小規模の業者を登録し、地域性を配慮して発注する制度で、甲府市をはじめ県内の自治体に広がっています。

地域の零細業者の仕事を増やし、元気を与えています。本庁、支所、学校、保育園など公共機関の修理、補修などの仕事はその対象になります。北杜市でも中小業者のための、この制度の創設を求めるものです。市長の見解を伺います。

次に、市の広報に戦争体験の募集を呼びかけることについてです。

今年は終戦60周年、被爆60周年の記念の年です。私は戦後60年の今年が、戦争を体験した者が戦争を知らない世代に、戦争の体験を語り、継承していく最後の機会になるのではないかと考えています。

市の広報に戦争体験記の募集を呼びかけ、集まり次第、広報で紹介することを提案します。市長の見解を伺います。

一般質問の第2は、北杜市職員の労働環境改善についてです。

2001年4月6日に労働厚生省は、サービス残業、タダ働き、サービス残業をなくすこと、労働時間は記録すること、監督指導を実施することなどを柱とする通達を出しました。その後、日本最大の電力会社、東京電力では管理職を除く3万6千人の全社員に、パソコンの送受信記録をもとに、サービス残業代、2年間分、総額で100億円が支払われました。中部電力では65億円、大手安売り店舗のビックカメラが社員110人に残業代1億2,700万円を期日までに支払わなかったとして、労働基準法違反の疑いで東京地検に書類送検されました。これらは民間の企業のことですが、北杜市職員も自治体労働者であります。

私のところには、合併後、仕事が多く、残業につく残業なのに残業代が出ない、休日には仕事に出ても休日出勤の手当がつかないなどの苦情が寄せられ、子育て中の職員からは夜遅くまで仕事をしている、家族の団欒の時間がほしい、職員は疲れています。心も体もストレスがいっぱいです。なんとかならないものでしょうかの声が寄せられています。

北杜市発展のためには、市職員が生き生き働くことが欠かせません。その意味でも職場に働くルールを確立することが大事ではないでしょうか。残業代未払いの実態、休日出勤の代休措置など、今後の方針と併せて、市長の答弁を求め、私の質問を終わります。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

中村隆一議員のご質問にお答えいたします。

国・県の運営方針についてのご質問であります。国においては国庫補助負担金の改革、地方交付税の改革、税源移譲を含む税源配分の見直しなどを柱とした三位一体の改革が進められているところであります。

この三位一体の改革が今後、より具体的になってまいりますと、地方交付税に依存する割合が高い北杜市にとって、来年度以降の財政運営はさらに厳しいものと予想されるところであります。

したがいまして、今後も引き続き、全国市長会等を通じて、改革に際して、地方交付税制度の機能を損なうことのないよう、地方の存在をしっかりとアピール、位置づけてもらって、国に対し要望してまいりたいと考えております。

改革をして、新しい時代を築こうという時局です。私の政治姿勢推進の基本政治姿勢は、市民のためにあり、市民に忠実に奉仕することです。市民の先頭に立って、頑張る決意であります。

中村隆一議員の2番目の各種事業の切り捨てについて、お答えいたします。

合併前に各町村で国・県補助、または単独で介護予防事業、高齢者福祉サービスに取り組んできました。その内容は多岐にわたっているため、平成16年度からの実施については、多くのものが合併後に判断を委ねられました。また、平成18年度の介護保険制度改正を見据えて、新たな事業、サービス体系を構築することが求められるときでもあります。

新年度においては、水中運動教室、ストレッチ体操、筋肉トレーニング教室等、既存の事業を拡大し、高齢者の生きがいと健康づくりに努めることを重視しました。これらは事業量を増加しております。補助の対象にならない事業については、できる限り、既存事業と代替し、できないものは見直しを行いました。

今後も、より厳しく事業の評価を努めて、最小の経費で最大の効果が挙げられるよう、心がけてまいります。

財政再建団体が見え隠れしている昨今であります。中長期的に見て、この改革が市民のためになると信じて、推進してまいります。

次に行政改革アクションプランについて、お尋ねをいただいております。

地方行政を取り巻く環境は国による地方分権や三位一体の改革が進められる中、社会の成熟による生活様式の変化によるニーズの高度化、多様化、少子高齢化、地球規模で深刻化する環境問題、国際化や情報通信技術の高度化などへの迅速適切な対応が求められております。

この状況下において、北杜市の発展を力強く推進するためには、行政システム全体の構造改革を進め、管理型から経営型行政への転換に向けて、行政改革アクションプランを策定するものであります。この取り組みは改革の前段の取り組みであり、このプランをもとに行財政改革大綱、ならびに実施計画を策定するものであります。

次に、北杜市職員の労働環境改善についてであります。時間外労働についてですが、労働基準法では1日8時間、1週間で40時間を越えて働く場合は割り増し賃金を支払うこととなっております。

本市においては職員の理解と相互協力のもと、人件費の高騰を極力抑えるよう、職員一丸となって頑張っているところであります。

緊急的な事態の発生や時間外の会議および部課長が命じた職務に対しては、支払いをしております。また休日出勤についても、職務を命じられた場合は基準により、代休を取ることでとされておりまして。

次に子育て中の職員の勤務に配慮すべきであるとのことご質問ですが、これらについても、子育てに限らず、介護に必要な家庭などがおられる場合もありますので、可能な範囲で対処してまいりたいと考えております。

いくつか、そのほかご提言をいただいたのでありますけれども、参考にさせていただきます。

○議長（清水壽昌君）

市長の答弁が終わりました。

25番議員、再質問はありますか。

中村隆一君。

○25番議員（中村隆一君）

今、労働環境の改善ということで、今、答弁があったわけですけれども、人件費の高騰を抑えるという理由でお話がありましたけれども、私もう一度、市長の答弁を求めます。

全国の例でも、このサービス残業を根絶しようとしていないところでは、個人の能力とか手際の悪さなどで仕事が長引いているんだよと、そういう理由とされています。最近では、全国の郵便局で解決が図られましたが、郵便局によっては実態調査さえしないところがありました。

市長として、法律違反であるサービス残業、タダ働きはやむを得ないと思っているのか。本当に根絶しようと思っているのか。答弁を求めます。

○議長（清水壽昌君）

市長。

○市長（白倉政司君）

自席で失礼させていただきます。

基本的には労働基準法を尊重したいとは思っております。しかし、いろいろな意味で仕事の時間が延長になることは、ある面で言うならば市民のために働く市役所職員の公僕たるゆえんのところだとも思っておるわけでありまして。

ただし、業務上、上司が命令したものについては、先ほども説明しましたとおり、残業手当等々は出しておる。そして、また同じように、日曜日に出勤したとか、なんかという問題については、代替休日も与えておるということでありまして、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（清水壽昌君）

25番議員、まだ質問ありますか。

中村隆一君。

○25番議員（中村隆一君）

本当に、職員が夜遅くまで働いて、近所の方からは夜11時ごろまで電気が付いていると。そういうふうな状態なので、これらを改善するために、本当に市の職員の出すべきものを出して、そして、やる気を起こす。そういうことが必要ではないかと、このように思います。

もう1点、聖域なき見直しと。行財政アクションプランで聖域なき見直しと言いましたけれども、私はぜひ暮らし、福祉、教育、こういうところは聖域にして、市民の暮らしを守っていただきたいと、このように考えますが、市長の考えをお伺いします。

○議長（清水壽昌君）

市長。

○市長（白倉政司君）

先ほど私も聖域なき改革について、ご説明もしたわけでありまして、基本的には必要なものは必要として残す、さらにはニーズが高いものであるならば、メリハリをきいた予算をかけていくということが大切だとは思っています。

ただ、いわゆるボリュームで言うならば、7つの段階で見た福祉と、あるいはまた予算と、今北杜市というスパン、ものさしで見た福祉とスパンは、当然違うものであります。

そういう意味で、聖域なき見直しをしていかなければ、これから改革は進んでいかないと先ほど、私が言いました財政再建団体になると、大変なことになるわけでありまして。専門家の話を聞きますと、総務省あたりへ行って聞きますと、5年くらい経つと、日本中でかなり財政再建団体が出るのではないかというふうな心配もお聞きしているのであります。

私が言うまでもありません。財政再建団体になると、会社で言うならば、会社更生法、民事再生法を食らうということでありまして。

そのようなときに、地方自治の存在がどうなるか。北杜市の将来がどうなるかということ考えたときには、私どもは今から、そうならないように最大の汗をかき、知恵をかいていかなければならない、それが聖域なき改革ということでありまして。

ただし、冒頭言いましたとおり、必要なものは残していく、いやメリハリをつけていくと、この姿勢は変わりありません。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

以上で質問を打ち切ります。

これで25番、中村隆一議員の一般質問を終わります。

次に31番議員、秋山俊和君。

秋山俊和君。

○31番議員（秋山俊和君）

私は4点ほど、伺わせていただきますので、よろしくお願いたします。

北杜市も合併して市政執行5カ月目に入っているわけですが、財政的に厳しい実情は分かるものの、高齢者への福祉サービスの低下が否めない状況であります。市民の皆さまに建設計画ダイジェスト版でお示ししてあるような福祉施策とはほど遠く、17年度の当初予算書を見ると、いくつかの事業サービスが計上されていないようですが、廃止予定事業、安否確認事業、ヤクルト配達やふれあいコールなど訪問理美容サービス、寝具類など洗濯・乾燥サービス、軽度生活支援事業など、特に明野町で行われていた高齢者向けのサービスが廃止され、また外出支援事業や配食サービスも内容が見直されるようではありますが、これでは合併前に負担は低いところに合わせ、サービスは高いところに合わせるという約束が守られていなく、住民の不満が募るばかりだと思っておりますが、何か代替サービスなどを考えて対応できないものですか。

高齢化率28%近い北杜市の状況の中で、少しでも高齢者が安心して暮らせる施策の1つとしてほしいものです。なんといいても、北杜市の今があるのも、先人としての活躍いたしました高齢者の方々がいたわけですので、よろしくお願したいところでございます。

ちなみに平成16年度の明野村の実績を申し上げますと、安否確認事業のヤクルト配達やふ

れあいコールなどは4万5千800円、訪問理美容サービスは2万1千円、寝具類などの洗濯・乾燥サービスは1万5千円、軽度支援事業は3万9千300円、外出支援事業4万5千円、配食サービス5万8千200円と、金額的にはそれほどの金額負担ではないと思いますので、よろしくご配慮をお願いしたいと思います。

次に2点目ですが、市長は茅ヶ岳山麓の畑地帯圃場整備を行い、農産物の生産を目的とする工場誘致に努め、日照時間日本一の里を売り込むとともに、雇用の拡大を図ると申し上げておりますが、具体的な状況をお話していただきたいということと、財政力アップ、雇用振興策、富める杜づくりのための企業誘致活動を推進していくのであると思いますが、企業が北杜市に拠点を移した場合に、何か恩典施策があるのか。あれば、具体的な施策を教えてくださいたいと思います。

次に3点目ですが、市長は市政方針の中で日射時間、日照量日本一を活用しての太陽光発電や農業用水路を生かしたミニ水力発電など、新エネルギーの導入に向け、調査・計画をしたいと申し述べておりますが、具体的にはどのような地域で、どんな方式、方法なのか。公開できる範囲で教えていただけたらお願いしたいと思います。

最後になりますが、県の峡北地区最終処分場整備検討委員会も、新しい委員構成になり、より一層、精力的に協議、推進されることが望まれるところでありますが、建設予定地を抱える北杜市としましては、それ以外に早期解決を図るために、何か具体的な手立てをお考えになっておりましたら、よろしくをお願いしたいと思います。

以上4点、よろしくご回答くださいますようお願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

秋山議員の平成17年度事業の見直しについて、お答えいたします。

合併前に各町村で国・県補助、または単独で介護予防事業、高齢者福祉サービスに取り組んできました。その内容は多岐にわたっているため、平成17年度からの実施については、多くのものが合併後に判断を委ねられました。乳酸菌飲料配付、ふれあいコールの安否確認事業は長寿者クラブへ委託する友愛訪問事業および緊急通信システム、ふれあいペンダントのことで、それを同様の趣旨で行いました。

訪問理美容サービス、寝具類等洗濯・乾燥サービスについては給付実績が少ないこと、平成17年度から国庫補助事業の対象外となることから、廃止いたしました。

軽度生活支援事業については、国庫補助対象外になるため、生活管理指導員派遣事業を活用することといたしました。

また、外出支援サービス事業、配食サービスについては内容を変えて実施することといたしました。

量の拡大が望めない今、質の向上、心のこもった福祉行政を推進してまいりたいと思います。

次に産業を興し、富める杜づくりについての質問にお答えいたします。

県営畑地帯総合整備事業で進めております、永井原工区の計画面積は55ヘクタールであり、そのうち15ヘクタールについては、カゴメ株式会社に生食用トマトの生産団地としての計画があります。去る2月22日に私も上京して、カゴメの関係者をお願いと調整をしております。

した。

この企業を誘致することにより、新たな農業への挑戦と農地の有効利用が図られるものと確信しております。それには平成17年度中に永井原工区を完成させることが急務であり、平成18年度にはガラスハウスが建設できるよう、現在関係機関と協議を進めておるところであります。

また、明野町永井原工区につきましては、太陽いっぱいので新しい農業の転換による永井原ロックウール養液栽培を取り入れる中、通年生産ができる点において企業にとっても大きな宣伝の目玉でもあり、当地区への進出を強く希望しており、雇用にも大いに期待しているものであります。この企業誘致の実現に向け、全力で取り組んでまいりたいと思います。

次に、企業誘致についての具体的な政策についてお答えいたします。

企業が北杜市に誘致されますと、北杜市工場誘致条例により対処していくこととなります。この条例の奨励措置につきましては、工場資産に対して付加すべき固定資産税を市の税条例の規定に関わらず、事業の開始により最初課税されるべき年度から3年間免税することとなります。

また、便宜供与については指定工場を新設しようとするものに対して、必要な調査および資料を作成し、提供すること。敷地の取得、労務の充足、紛争解決、調定等について協力および斡旋すること。その他、工場等の設置に必要な事項に対する協力など、市が積極的に支援することができるものであります。

また、工場誘致を積極的に推進するために適用基準の中の常時使用する従業員数を30人以上から、おおむね20人以上に条例改正し、今議会にお願いし、より多くの企業の受け入れを図ってまいりたいと思います。

次に新エネルギーの導入について、お答えします。

北杜市の自然環境は地域の最大の資源であります。この自然環境を守り、利活用を図るため、平成17年度において北杜市新エネルギービジョンの策定を予定しており、環境に配慮したまちづくりを進める所存であります。

茅ヶ岳を中心とした地域の太陽光発電、農業用水路の落差を活用してのミニ水力発電は、この時代に大変面白い事業であると考えております。

中でも、国は太陽光発電には熱いまなざしを向けているものと思慮しております。一方、環境共生都市北杜市としては、京都議定書でも示されている地球温暖化を抑制するため、省エネルギー施策も進めてまいります。地域性、方法などについては、今後、ビジョン策定の中で検討してまいりたいと考えております。

最後に県の廃棄物最終処分場計画について、北杜市として具体的な手立てはとのご質問ですが、新しい委員構成による整備検討委員会も去る3月17日に開催され、精力的に協議を重ねることも確認されたところであります。

このような現状の中で、北杜市としては過去の経緯をふまえ、地域住民の方々の理解を得る努力を重ね、安全で安心な施設を建設するために、各界、各層のご意見を伺う中で、議会、行政、一体となって県当局とは是々非々の議論を重ねながら、緊密な連携を図り、建設に向けて取り組んでいくことが北杜市としての役割だと考えます。ぜひともご理解とご協力をお願いいたします。

○議長（清水壽昌君）

市長の答弁が終わりました。

31番議員、再質問はありますか。

秋山俊和君。

○31番議員（秋山俊和君）

どうもありがとうございました。

2点ほど、ちょっとお願いしたいんですが、1点目の福祉の高齢者へのサービスでございますが、明野にも地域委員会があるわけで、地域委員会のほうにちょっと、そのへんを委託して、お願いしてもらえたらありがたいと思います。

それと、企業の企業誘致の関係ですが、今度の条例で、本議会の条例で工場誘致条例、十分分かりましたので、本当によかったと思います。そういうことで、また企業誘致等努力していただきたいと思います。

そういった要望を申し上げまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（清水壽昌君）

以上で質問を打ち切ります。

これで31番、秋山俊和議員の一般質問を終わります。

次に7番議員、渡邊陽一君。

渡邊陽一君。

○7番議員（渡邊陽一君）

7番、渡邊陽一です。

私は今回、2点についてお伺いいたします。

最初は乳幼児健診について、お伺いいたします。

合併後、5カ月が過ぎようとしています。市民は合併の成果について、今日を凝らして見つめています。合併は合併しました、すぐ、その効果が表れるというものではなく、5年、ことによっては10年ぐらいの時間をおいて、旧町村間の地ならしをし、その上で新しい施策を講ずるものだと思っております。

そこで乳幼児健診についてですが、前、7カ町村で行われていたのが、北杜市になって、他の市町村とは違い、広い範囲での合併であること、北杜全域での診察を2カ所にしたこと、診察に行くのが、運転できない人がタクシーで行かなければならないという声を耳にします。やがてはそうなることだとは思いますが、しばらくの間は4カ所ぐらいにまとめて行ってもらえないか、お伺いいたします。

2点目は公共施設の耐震工事の施工について、お伺いいたします。

公共施設、特に保育園、各集落の公民館および集会場、図書館等の耐震工事施工についてですが、今、地震災害の対策の必要性について論じられている現状はどうか、また昨年の中越地方のような地震による災害を防ぐために、一般の民家など事前調査を本市によって、また、その後の修繕等に対して、調査費も併せて助成金などについて、考慮する考えがあるか、お伺いいたします。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

渡邊陽一議員の乳幼児健診について、お答えいたします。

山梨県内で小児科医が少ない現状の中で、今までお願いしていた国立甲府病院からの医師の派遣を受けられなくなりました。また、県立中央病院や山梨大学でも、旧7町村がお願いしていた日数の派遣は難しく、小児科医に診察していただくには、健診日数を少なくせざるを得ません。頭の痛い話であります。

昨年までの健診体制は保健師が中心でありましたが、栄養士、看護師、保育士、歯科衛生士、心理相談員などの専門家を導入し、それぞれ専門家の目で、親子の関係、子どもの発達状況などを見て、異常の早期発見、早期治療などにつなげることができるように内容を充実しました。

なお、遠距離からの受診者にはご不便の点もあろうかと思いますが、同年齢、月齢の子どもさんが集まることにより、親同士、同じような悩みを話し合える機会となります。

健診には人数などの関係から、広くて安全な場所が必要となります。その面では高根、須玉の保健センターが充実していることから、健診会場に決めましたので、ご理解をいただきたいと思えます。

次に公共施設の耐震工事施工について、お答えいたします。

建築基準法の耐震基準が昭和56年に改正され、それ以前に建築された建物については、新耐震基準に適合していない建築物となります。そこで保育園施設の耐震工事の状況であります。現在の市立保育園16カ所のうち9カ所については、耐震基準に適合しています。4カ所については、統合保育園として新耐震基準に基づき、建築中であります。2カ所については、建て替えと改修を計画しております。残り1カ所については、耐震診断を実施し、その結果で今後の対応を考えていきたいと思えます。

また、各地区の集会場等については、調査の上、検討してまいります。

次に中越地方のような地震による災害を防ぐために、一般の民家などの調査ができないか。また、その後の修繕等について、助成金などは考えられないかについて、お答えいたします。

一般の民家につきましては、昭和56年以前に建てられた木造の住宅につきましては、平成3年度から県が実施している木造住宅耐震診断支援事業で、県の取り組みに応じ、補助制度を設け、一部の町では耐震診断を行ってきており、北杜市としても、本年度予算で少ない数ではありますが、20戸の予定で予算計上をいたしたところでもあります。

その後の改修等に対する助成金につきましては、個人資産に対して公金を投入することの賛否もありますが、助成制度の公共性に理解を求め、県において平成17年度予算に補助金を計上しておりますので、県と連携しながら進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（清水壽昌君）

7番議員、再質問はありますか。

渡邊陽一君。

○7番議員（渡邊陽一君）

先ほど、乳幼児の健診の件ですが、できれば、そういうふうな形で、2カ所でまとまった場合は車の配備とか、何かできればお願いしたい。車の運転ができない方がおいでのようですので、そのへんは把握していただいて、タクシーで行くようなことのないようお願いしたい

と思います。

それと、公共施設の耐震の工事のために、そのほかに一般住宅の問題でお願いをしたわけなんですけども、去る3月27日の山日の新聞に地震被害想定10年で半減という新聞の見出しが出ていますが、県でも一般住宅の耐震化をめぐって、山梨県は来年度予算に木造住宅耐震改修事業の事業費補助金を盛り込むというふうに書いてございますので、できるだけ北杜市のほうも白州、武川の活断層もありますし、糸魚川線もあります。地震のために、だいぶ被害をこうむったではうまくないと思いますので、市長にもお願いして、できるだけ北杜市のほうに補助金等を盛っていただいて、各家庭の一般住宅のほうも見ていただけるようお願いしておきます。要望です。

○議長（清水壽昌君）

以上で質問を打ち切ります。

これで7番、渡邊陽一議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

次の会議は3月29日、午前10時より再開いたしますので、全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 5時05分

平成 1 7 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

3 月 2 9 日

1. 議事日程

平成17年第1回北杜市議会定例会（7日目）

平成17年3月29日
午前10時00分開議
於 議 場

日程第1 一般質問

- 22番 細田哲郎君
- 24番 坂本治年君
- 13番 風間利子君
- 4番 千野秀一君
- 27番 岡野 淳君
- 5番 五味良一君
- 28番 小林忠雄君
- 20番 内田俊彦君
- 11番 小尾直知君
- 26番 中村勝一君
- 8番 鈴木今朝和君
- 19番 保坂多枝子君
- 18番 篠原珍彦君
- 3番 篠原眞清君
- 21番 鈴木孝男君
- 35番 小林保壽君

日程第2 議案第65号 平成17年度北杜市病院事業会計予算

追加日程第1 議案第72号 北杜市温泉事業複合施設条例及び北杜市明野ふるさと太陽館条例の一部を改正する条例について

追加日程第2 同意第1号 北杜市助役の選任について議会の同意を求める件

追加日程第3 同意第2号 武川恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件

追加日程第4 委員会の閉会中の継続審査の件

2.出席議員は、次のとおりである。(37名)

1番	坂本 一	2番	植松 一雄
3番	篠原 眞清	4番	千野 秀一
5番	五味 良一	6番	利根 川昇
7番	渡邊 陽一	8番	鈴木 今朝和
9番	浅川 哲男	10番	秋山 九一
11番	小尾 直知	12番	日向 万仁
13番	風間 利子	14番	田中 勝海
15番	浅川 富士夫	16番	小林 元久
17番	小澤 寛	18番	篠原 珍彦
19番	保坂 多枝子	20番	内田 俊彦
21番	鈴木 孝男	22番	細田 哲郎
23番	林 泰一	24番	坂本 治年
25番	中村 隆一	26番	中村 勝一
27番	岡野 淳	28番	小林 忠雄
29番	小澤 宜夫	30番	内藤 昭
31番	秋山 俊和	32番	小野 喜一郎
33番	渡邊 英子	34番	中嶋 新
35番	小林 保壽	36番	古屋 富藏
37番	清水 壽昌		

3.欠席議員 (なし)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

市長	白倉政司	収入役	小澤壯一
企画部長	坂本等	総務部長	小林奎吾
保健福祉部長	古屋克巳	生活環境部長	坂本伴和
産業観光部長	浅川清朗	建設部長	真壁一永
教育次長	小池光和	明野総合支所長	萩原武一
須玉総合支所長	小澤功宜	高根総合支所長	植松好義
長坂総合支所長	小沢孝文	大泉総合支所長	藤原宝
白州総合支所長	植松治雄	武川総合支所長	福井俊克
秘書室参事	藤巻正一	教育長	小清水淳三
塩川病院管理局長	村田圭司		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(3名)

議会事務局長	三枝基治
議会書記	小澤永和
〃	伊藤勝美

再開 午前10時00分

○議長（清水壽昌君）

改めまして、おはようございます。

3月の定例会も去る9日に開会され、議員各位には本日まで本会議、全員協議会等にご出席いただき、慎重にご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は37名です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の一般質問は16人の議員が市政について、質問いたします。

○議長（清水壽昌君）

日程第1 一般質問であります。通告順に一般質問を許します。

なお、一般質問をする議員に申し上げます。

質問は再々質問まで、持ち時間が15分でありますので申し添えます。

22番議員、細田哲郎君。

○22番議員（細田哲郎君）

22番、細田でございます。

2日目のトップバッターで質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

白倉市長に財政環境など、3点について、お尋ねいたします。

はじめに地下水資源の保全・利用、採取の適正化についてお伺いいたします。

白州町において、過去5年間の地下水採取量は年間388万トン、そのうちミネラルウォーターを目的に事業をしている企業は336万トンで町全体の87%の採取量であります。良質な地下水を将来にわたって保全するため、継続的な大量採取による地下水および自然環境への影響を考慮して、平成8年、地下水保全条例を制定し、平成10年官民一体による地下水水位を観測するための井戸の設置、地下水および河川の水質調査、水脈調査など地下水の保全・利用の事業活動を推進するための対策協議会が設立されました。

平成11年から観測井戸4カ所で地下水水位の観測調査を実施し、その内容が昨年9月に報告がありました。季節的な変化はあるものの、採取量に対する変動はあまりなく、経年的な水位の低下傾向もないが、2年から5年の観測で短期間のため、今後も継続して調査することが重要であるとの結果であります。

以上のように、採取量および保全・利用に関する経緯を簡潔に述べましたが、地下水水位の変動についての具体的な内容や調査委託を受けた専門業者の調査資料も公表されていないこともあり、現状の観測調査のデータで将来の地下水の保全・利用に本当に問題が起きないのか、心配する声が多くあります。現在の観測調査に関しての、市長の所見をお伺いしたいと思っております。

また、昨年11月1日、地下水の自然涵養と保全に努めるとともに、その適正な利用を図ることと併せて、大量採取による地盤沈下を未然防止することを目的に、北杜市地下水採取の適正化に関する条例が専決処分により制定されました。

条例の内容は井戸の設置、ならびに許可に関する事項で、地下水資源の保全・利用および採取の適正化に関する規制もなく、責務も明確ではありません。したがって、採取者の自主性に委ねられているのが現状であります。

今後、規制地域外でミネラルウォーター事業を目的とする企業進出に対して、井戸設置許可と採取量をどのような方法で許可をするのか。また、既存企業に対する採取量の対応についても併せてお伺いいたします。

次に市長も所信で述べられたように、白州町から出荷されるミネラルウォーターは、我が国市場の30%を占めております。有限である地下水を将来にわたり、保全利用するために採取地域周辺の自然環境の整備、特に森林整備事業は重要であります。農水省も農林水産施設において、自然と共生、環境と調和に配慮した施策等を積極的に推進し、自然環境の保全、再生に貢献すべく、新たな事業の展開を推進しております。

良質の水の確保、水源の涵養、地球温暖化の防止など、森林が本来有している環境創造機能を最大限に活用すべく、里山林等の整備、保全、荒廃した森林等に関わる植林、下刈り、間伐などの事業を積極的に推進して、地下水資源の保全を図るべきであります。

そのためには相当の財源が必要であり、その財源として、市長もミネラルウォーターに対し、当該企業に応分の負担を求めることを提唱され、水清き里を守ると表明されました。たまたま、この質問に関する記事が去る3月25日の新聞一面トップで、県のミネラルウォーター税の導入についての報道がありました。

市場30%の生産地である北杜市として、どのような判断をしているのか。市長の見解を求めます。

次に次世代育成支援行動計画について、お伺いいたします。

夫婦の出生力の低下という新たな現象の把握と、急速な少子化の進行をふまえ、次代の社会を担う子どもたちが心身ともにすやかに生まれ育ち、育成される環境の整備を図り、少子化の流れを変えるため、従来の取り組みに加え、一段の対策を推進するために、平成15年7月、次世代育成支援対策推進法および少子化社会対策基本法が成立しました。この推進法の成立によって、すべての自治体に子育ての支援のための施策を対外的に行うための次世代育成支援行動計画を、平成17年3月までに策定することで、本市においても合併直後の短期間ではありますが、各界の代表による協議会を設置して、数多くの議論を重ねてきたことと思います。

そこで、何点かについてお聞きいたします。

はじめに国の示す行動計画策定指針において、サービス利用者の意向および生活実態の把握とサービスの量的および質的なニーズ調査のため、サービス対象者に対する調査を実施されたと思いますが、1つ、調査対象者と件数および調査結果はどのようなであったのか。1つ、最も支援を求めている事項の内容はいかがであったのか。1つ、行動計画策定に反映できた支援、この3点について、お伺いいたします。

次に計画期間は平成17年から平成26年間の10年間で、前後期各5年間の基本的な施策として、働きながら、子どもを育てている人の支援、子育てしているすべての家庭の支援、次世代を育む親となるための支援を自治体、企業、地域等が一体となって、子育て機能の再生を図り、理想の子どもを生み育てる社会の実現等を目指すことになっております。

本市も従来の少子化対策の進捗状況をふまつつ、次世代育成支援として、小児医療体制の充実、仕事、子育ての両立支援、ひとり親家庭への支援、地域における子育て支援の充実など、計画されていると思いますが、実施する前期5年間の重点支援について、具体的にどう推進するのか、お伺いいたします。

また、次世代育成支援計画に盛り込まれていると考えますが、小児医療費助成制度について

伺います。

昨年9月現在、山梨県内11市の医療費助成制度の状況は市によって異なりますが、対象年齢は通院医療費の場合は4歳児から小学生6年生まで、また入院医療費の場合は未就学児から小学6年生までであります。

本市においては通院は5歳児、入院は未就学児までで、月700円の自己負担については、北杜市以外はすべてないようでございます。また、窓口医療の償還払いは笛吹市と北杜市の2市だけで、ちなみに一例ですが、全国の市のレベルで最高水準の支援体制は、埼玉県鴻巣市で中学生以下の医療費を2006年から完全無料化する、現在は入院医療費の自己負担は15歳以下の中学生を対象に助成しているが、通院・医療費も同水準まで拡大しております。

また、受診者に医療機関で自己負担額を支払ってもらい、領収書と引き換えに市が現金を払い戻す方式にすることを検討していて、高額医療費も同様の助成をするようであります。

本年度予算に現行助成制度の経費1億5千万円を計上し、完全無料化後は2倍の負担を見込んで、子育て環境のより一層の充実を図っております。

北杜市も財政の厳しい状況であります。他の予算を削減しても医療費助成制度の充実には負担する保護者の経済的な支援となり、今後の少子化にとって実施すべき重要な対策と考えますが、市長はどのような見解を持っておられるのか、答弁を求めます。

また、窓口医療費の償還払いについては、市長は社会保険との不平等と開業医の賛同が得られないとの理由で、実施できないと答弁しておりますが、不平等と言えば不平等かもしれませんが、本質的な不平等とは異なると考えますし、県内の市がほとんど実施しております。

保護者からも病弱な子どもを持つ家庭にあって、高額な医療費の負担も大きく、償還払いを受けるのに時間がかかると同時に、何回も役所、医療機関へ手続きのために出向くなど、職場を休んだり、手元に金がないと、子どもに適切な医療を受けさせることができないなどの声がございます。

少なくとも市立の医療機関だけでも、乳幼児医療費の窓口無料を実施すべきと考えますが、市長の答弁を求めます。

3.最後に各公共施設の使用料について、お尋ねいたします。

平成16年11月1日に施設条例の専決処分により、制定された各旧町村の公共施設、屋内外の体育施設、温泉事業複合施設、総合会館など使用料が旧町村時に制定した料金のため、使用料金や利用時間帯などが異なり、格差の是正と時間の統一など全面的な見直しを求める意見が多く多くの市民から寄せられております。

使用料について改善すべき、いくつかの問題点がございます。

1. 時間単位や半日単位の料金設定。
2. 証明代が別途徴収と含んだ料金による使用料の格差。
3. 市内者料金と市外者料金が2倍から16倍と格差が大きいこと。
4. 使用時間や類似施設等の料金の格差。
5. 現在、条例に制定していない施設の使用料など、施設全般にあたる新たな使用料の算定の見直しと時間制に統一するなど、適正な料金で市民が公平に、また気軽に喜んで利用できる施設のために早急な見直しを図るべきだと思いますが、答弁をお願いいたします。

以上3点、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

細田議員の質問にお答えいたします。

地下水資源の保全と採取の適正化について、いくつかお尋ねをいただいております。

はじめに、白州町において設置をしている地下水観測井戸の観測調査についての所見をということであります。

白州町では地下水を将来にわたり、安定した利用ができるように、その適正かつ合理的な利用と涵養等の保全の取り組みを維持するために、平成10年より現在4基の観測井戸を設置して、地下水の観測を行っております。

議員ご指摘のように、現状の観測調査等のデータのみで将来の地下水の保全・利用に、本当に問題が起きないのか、心配する多くの声があります。

また、峡北漁業組合の方、農業用水利関係者から釜無川の水量が減っていると聞き及んでおります。大変、心配をいたしております。

北杜市民をはじめ、県民の尊い資源でありますので、今後も観測を続ける中で、結果を注意深く見ながら、適切な取り組みをしまいたいと思っております。

次に規制区域外の井戸設置の許可についてのお尋ねですが、規制区域外では1立方メートル以上の地下水を採取する場合には、市長の許可が必要で、なおかつ半径250メートル以内に隣接する関係行政区長および既設井戸設置者の同意を得ることが必要となります。

今後、規制地域外に新規参入を目指す業者が出てくることが予想されますが、ご指摘のとおり、水資源はある特定の既存企業、法人のものでないことは確かであります。地下水の大量採取については、土地利用審議会に諮った上で、慎重に対応していきます。

また、地下水の大量採取をしている企業について、観測井戸のデータによっては立ち入り調査を実施したいと思います。

次にミネラルウォーターにかかる税関係についてのお尋ねですが、日本のミネラルウォーターの北杜市内での生産量は、国内生産量の約30%のシェアで、名実ともにミネラルウォーターの里日本一であります。

私は12月定例会、そして本定例会の所信でも述べましたが、環境日本一の潤いの杜づくりを推進し、ミネラルウォーター日本一の里を100年、200年、末永く守っていきたくと強調してまいりました。

それには先人が守り育てた自然環境整備、特に森林整備事業は重要であります。この事業を積極的に推進して、地下水資源の保全を図るべく、これからも全力であたる決意であります。

地下水資源は、ある特定の法人や個人のものではありませんが、法人とも共同して、必要な協力を求めながら、ご指摘の法定外目的税、ミネラルウォーター税を含めて、応分の負担をしていただくことも検討中であります。

国も三位一体改革の中で、自主財源をつくり、地方の税源の確保を強調しております。県においてもミネラルウォーター税に対する動きがあり、協議してまいりたいと考えます。

いずれにしましても、このかけがえのないふるさと、環境日本一の潤いの杜を子々孫々に伝えることが、我々北杜市民の課せられた使命であると認識しております。

次に少子化対策について、いくつかお尋ねをいただいております。

最初に次世代育成支援行動計画について、お答えいたします。

平成16年2月に小学校就学児および未就学児を持つ保護者全世界を対象に、ニーズ調査を実施したところであります。

内訳といたしまして、小学校就学児を持つ世帯、配布数1,665枚、回収数は1,541枚、回収率92.4%。未就学児を持つ世帯、配布数1,511枚、回収数1,132枚、回収率74.8%でした。

調査結果といたしまして、現行のサービスについては、おおむね満足をいただいておりますが、さらなるサービスの向上を求めています。

今後は計画に取り入れた基本的な視点として、次世代の親づくり、社会全体による支援、すべての子どもと家庭への支援に重点を置き、市民組織としての次世代育成支援対策推進協議会および市役所内に次世代育成支援対策推進本部を設置し、事業を進めてまいります。

次に小児医療助成制度の充実について、お答えいたします。

12月の定例会の一般質問で、秋山俊和議員から同様のご質問をいただき、次のようにお答えをいたしました。

まず700円の自己負担ですが、財政が許せば負担は軽く、サービスは高いほうがよいわけですが、財政が逼迫しており、私としては、月700円はご負担をいただきたいと考えていますので、現行の制度を維持していく考えであります。

また県内には窓口無料化を実施している市町村がありますが、対象者は国保加入者に限定しています。ただし、その場合であっても市外の医療機関で受診した場合は償還払いとなっております。

北杜市においても市内の医療機関の協力が得られれば、国保加入者のみ実施することは可能ですが、開業医の医療費請求事務が煩雑になることや社会保険加入者は償還払いであるため、公平性に欠けることとなるなど、課題がありますので、当面は現行制度により実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解くださいとお答えいたしましたのであります。今も、その考えは変わらないでおりますので、ご理解ください。

どちらかといえば、市と県が助成している乳幼児医療費の助成を含め、重度心身障害児者およびひとり親家庭の医療についても、国の制度として現物支給による公費負担制度を確立するよう働きかけていくとともに、県単位での窓口無料化をお願いしていきたいと考えております。

次に各施設使用料について、お答えいたします。

各施設とも合併前に各町村で施設を整備した理由、ならびに運営管理のあり方はさまざま、その実態には尊重しなければならない点もありますが、今後さらに精査して、類似施設の使用料見直しを検討してみたいと考えております。

時間制料金の導入につきましても、同様に同施設の統一を考えております。

申すまでもなく、7つの町村が一緒になりまして、公共施設もたくさんある。使用料等々もいろいろ複雑でありますけども、行革調整室等々の中で1年間精査して、しっかり統一を図っていききたいと思います。

○議長（清水壽昌君）

市長の答弁が終わりました。

22番議員、再質問はありませんか。

細田哲郎君。

○22番議員（細田哲郎君）

何点か再質問をさせていただきます。

まず地下水の関係でございますが、市長は適切な取り組みをするということで、保全の対策をやっただけということでございますが、現状の観測調査を継続するために、何点かお聞きしたいんですが、現実には地下水利用対策協議会が設置されておりますが、地下水資源の保全利用の活動を推進している年間の総事業費および各企業の負担額と事業活動、ならびに過年度の事業による効果と、その結果に対する対策について、具体的にちょっとお知らせいただきたいと思っております。

その具体的というのは、例えば水源の調査の場合はどういう状況で、いつ、どこの場所で、どんな方法でやられたのかという、要するに具体性をもって、ちょっと説明をお願いします。

次に採取量に対する総量規制についての考え、それからあと1つは各市町村の今日、起債残高と1人の借金が今日の新聞に掲載されております。本市としても、非常に財政が厳しい中でありますので、ミネラルウォーター税については、北杜市が県に先駆けて、また県の理解も得なくてはならないと思うんですが、企業との協力と合意形成に向けて、推進することが大事ななと思っておりますので、この点、市長の考えをお願いいたします。

あと1点。窓口の償還払いについてですが、これは市長、どうですか。市立の医療機関だけでも、国民保険の方だけでも、ぜひ実施していただきたいと思うんですが、その点、再度、見解を求めます。

以上でございます。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

まず、ミネラルウォーターの話でありますけども、私がいまさら申し上げるまでもないわけですが、出すもの、取るもの、立場の違いはありまして、合意形成という意味からすれば、相当詰めていかなければならない問題が多々あると思っております。

併せて、県と市町村と1つの目的税に対してダブル課税ということはありません。県が今、課税研究中でありますので、私どもも共闘といいたまいますか、協議し合いながら、なんとか私たちの、この自然環境を守るために、素晴らしい森林環境を守るために法人の協力を求めたり、企業の負担も求めていきたいと、そんな思いで頑張りたいと思っております。

先ほどもご説明しましたとおり、国も三位一体の改革の中で、交付税は削減していくよ、補助金は見直ししていくよ、見直した分のなんとなく8割くらいは税源移譲しましょう、2割は自主財源を考えると、こういったご時世であります。

私ども北杜市としてみれば、その2割分を一つの術として、ミネラルウォーター税は考えられるという思いでやっているわけでありまして。県はまた県としてもミネラルウォーター税を考えているようでありますので、お話ししたように、ダブル課税はあり得ないから、一緒に協議してまいりたいと、こんなふうに思っております。

それから、先ほど小児科医療費の助成の月700円の問題でありますけども、この月700円が本当に保護者、父兄の負担になるかという問題も、本音としてはありますけども、やはり月

700円の負担は受益者負担の原則があるし、こういった財政状況の中で、なんとかご理解をさせていただきたいと、変わらない思いであります。

あと、ミネラルウォーターのデータ等々についてのお話でありますけども、今、ちょっと失礼ながら、データを持っていないものですから、後日にさせていただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

白州支所長。

○白州総合支所長（植松治雄君）

白州総合支所の植松でございます。

私からは、白州町の地下水保全利用対策協議会の組織の関係、それから予算面、事業をどのようなことをやっているかというふうなことで、お答えをさせていただきたいと思います。

地下水保全利用対策協議会でございますが、会員の構成につきましては、年間10万トン以上の地下水を採取している企業、これは町内に5社ございます。それに白州町として、行政も加わりまして、6つの関係機関で構成をさせていただいております。

年間に、この会でどのような事業をしているかというふうなことでございますが、地下水の対策に必要な調査等を行うこと、それから地下水の保全に関する関係、それから地下水質の保全に関すること、地下水の涵養に関することというふうなことで協議を、年間定期的に行っております。

協議会の会員につきましては、年間1社20万円の負担金をいただきまして、会の運営を行っております。

平成16年度の状況を見ますと、予算額について約205万円ほどございます。これらにつきましては、現在、地下水の観測井戸が1号から4号井戸までございます。それらの井戸のモニタリング等を専門の業者さんに委託をして、調査をさせていただいております。そのような経費にも使ったり、あるいは白州町では名水まつり等が開催されておりますので、それらの時点でのPR、あるいは広告、宣伝等にも一部支出をされております。

ご質問については以上でございますが、よろしくお願いたします。

○議長（清水壽昌君）

当局の答弁が終わりました。

22番議員、残り時間はあと41秒になっております。

まだ質問はございますか。

細田哲郎君。

○22番議員（細田哲郎君）

ちょっと誤解があるようで、とりあえず700円の受益者負担については、市長のおっしゃるとおりで結構だと思うんですが、高額医療となりますと窓口でどうしても700円、プラスアルファの負担をしていかなくはいけないわけですよ。そこをなんとか、その部分だけでも、とりあえずは、市立の医療機関だけでもやっていただきたいという、一歩前進の、とにかくスタートをさせていただければということで、その1点だけ、よろしくお願いたします。

○議長（清水壽昌君）

市長。

○市長（白倉政司君）

尊いご指摘と承知しながら、応えていきたいと思ひます。
ありがとうございました。

○議長（清水壽昌君）

以上で質問を打ち切ります。
これで22番、細田哲郎議員の一般質問を終わります。
次に24番議員、坂本治年君。
坂本治年君。

○24番議員（坂本治年君）

24番、坂本治年。
議長のお許しを得ましたので、2項目について質問します。
まず、家畜排泄物処理施設について、市長に伺ひます。

3月11日、山梨日日新聞に北杜市高根町に計画しています、家畜排泄物処理施設の用地交渉が難航し、年度内の用地確保ができるめどがないとして、県の一般会計補正予算に計画した7億7千万円の減額をするという報道がされました。市でも1億331万7千円を減額しました。私は12月議会で、この件で質問をし、市長はこの事業は単に畜産農家のためばかりでなく、人々の生活環境の保全を図る地域環境の政策と畜産を営むのに必要不可欠な施設として、用地確保に努力すると答弁をいただきました。

しかし、3カ月経過しました。この施設は断念するということですか。畜産農家の意思統一ができない。地元および周辺住民の理解が得られない、施設のランニングコストが高くとくと、非常に厳しい条件が整っていることは承知しています。しかし、11月1日より法律が施行されています。畜産農家と住民との間に悪臭、環境の改善整備等の訴訟が仮に起きた場合、畜産農家の責任だけというわけにはいかないと思ひます。市にも管理基準の順守、すべき勧告の責任の一端があると考えますが、市長のお考えを伺ひます。

次に北杜市市役所建設について、市長に伺ひます。

7町村が合併し、6カ月余りが経過しようとしています。17年度白倉市長初めての予算、259億5千万円が動き出そうとしています。小淵沢町との合併も決まりました。三位一体改革による交付税の減額という、厳しい財政の中で市政運営を進めなければならないわけであります。しかし、市民に対するサービスの低下は避けなければなりません。

市民が本庁舎に来庁したとき、各部課はバラバラであり、非常に使いづらく不便を感じています。また市長も、職員も横の連絡もスムーズに運ばないではありませんか。市庁舎の建設を進めるべきと思ひますが、市長の考えを伺ひます。

2点について、質問をいたします。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。
市長。

○市長（白倉政司君）

坂本治年議員のご質問にお答えいたします。

最初に家畜排泄物処理施設についての質問であります。畜産酪農経営を取り巻く環境につきましては、近年、環境意識の高まり、生活環境の向上により、畜産農家と住民の間で悪臭等

による問題が発生するとともに、BSE問題、また昨年11月、家畜排泄物の管理の適正化及び利用促進に関する法律の施行等、一段と厳しい状況下にあります。

このため、旧高根町では国の推進するバイオマス日本総合戦略による地球温暖化の防止、循環型社会の形成、農山漁村の活性化を柱に、バイオマスの利活用を積極的に推進するため、バイオマス施設の建設を計画してまいりました。

しかし、現時点では残念ながら、周辺住民の理解が得られる用地確保が困難なため、会計年度の現実的対応として、県においても2月議会で北杜市においては、3月定例市議会において、それぞれ関連予算を減額補正したところであります。

今後、畜産農家と周辺住民との間で環境に対する理解が得られるよう、引き続き畜産農家等と連携を図りながら、適地の模索を検討してまいります。

その暁には県、国も私どもの、このバイオマス事業に対しては理解をマルチで位置づけていただけると信じております。

なお、当面の措置として、現存の有機センターを最大限、有効利用活用するとともに、簡易たい肥被覆シート設備補助金を交付して、各農家の環境対策に取り組んでまいります。

また、地域住民の理解が得られ、用地の決定ができれば、国、県に対し計画の要望を強く働きかけてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、北杜市役所建設をとのご質問であります。合併協議におきまして、新市の事務所の位置については、新市建設計画期間内に交通の事情、他の官公舎との関係など、市民の利便性を考慮し、市民の意見をふまえて検討するとしていただいております。

来年度、予定しております北杜市総合計画や行財政改革アクションプランの策定において、本庁、総合支所における機能のあり方も含め、総合的に検討してまいりたいと考えております。

また、厳しい財政運営の中ではありますが、庁舎建設の財源確保のため、今後、計画的に基金の積み立てをしてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（清水壽昌君）

市長の答弁が終わりました。

24番議員、再質問はありますか。

坂本治年君。

○24番議員（坂本治年君）

例えば、補助金を返した場合において、国、県がいったん予算をつけたものを、市、町が返した場合においては、ほとんど復活予算はできないと、私は聞いております。

なんとか三位一体計画で、補助金、助成金を減らしているときにおきまして、いったん補助金を返したとした場合には、ほとんど不可能ではないかと、私は思います。それで、できたら、この予算は繰越明許にして、もう1年、努力していただけたらと、私は思っていました。

また、この法律のことを、ちょっと申し上げまして、酪農家の皆さん、市の皆さんにちょっと注意を喚起したいと思っております。

この法律の4条に畜産を営む者に対し、管理基準に従った家畜排泄物管理が行われるよう、必要な指導および助言をすることができる。

また5条におきまして、管理基準に違反していると認めるときは、畜産を営む者に対し、期限を定めて管理基準を順守すべき旨の勧告をすることができる。

それと5条の2項に勧告を受けた者が、その勧告に従わなかったとき、期限を定めて勧告にかかる措置をとるべきことができるということがあります。

また、15条には第5条第2項の規定による命令に違反した者は50万円以下の罰金に処する。

また、16条には6条第1項の規定による検査のほか、妨げ、もしくは放棄した者には20万円以下の罰金に処すると、法律に規定されております。

私になぜ、このような質問をするかということは市、町、畜産業の皆さんが置かれている立場を真剣に考えていたならば、このような予算を返すこともできなく、自分たちのとられている立場ということが、本当に真剣に考えているかということ、私は疑問に思っているわけでございます。

誰かがなんとかしてくれる。このような考えは通用しないと、改めて自覚すべきだと思いますが、市長にこの件について、答弁をお願いします。

また、北杜市の市庁の市役所建設の件でございますが、私がここでなぜ、北杜市の市役所をということを出したかということ、平成16年11月に7町村が合併し、来年3月15日には、小淵沢町との合併があります。それ以後でなければ、場所の選定等については動いていきません。しかし、この庁舎を造るには莫大な資金が必要であります。

今、市長は基金を積み立てるということを、ちょっと申したんですが、私がまだ、本庁舎を建設する時期は、まだ早いと思います。しかしながら、このPFIという問題があるわけですが、プライベート・ファイナンス・イニシアティブということがございまして、この問題は公共施設の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力および技術的能力を活用して行うという手法であります。民間の資金、経営能力、技術的能力等を活用することにより、国や地方公共団体等が直接実施するというものでございます。

なぜ、このようなことを言うかということ、例えば合併特例債が295億円という金を使わなくても、民間の資金を使って、民間のノウハウを使って、市庁舎を造った場合に、それは公共的な金を使わなくてできるわけでありまして、それで、昨日も市長が言いましたが、財政再建団体に陥らないように努力しなくてはならないというときにおいて、やはり民間の資金を使って、こういう、例えば廃棄物処理施設、医療施設、庁舎、公営住宅、文化施設、新エネルギー施設というものを民間のノウハウを使って、民間の金を使って、それを市で運営して、例えば20年、30年で返還するという、そういうことを、私は提案したいわけでありまして、すぐ、ここで市庁舎を造ることになって、例えば北杜市市役所の中で、そういう検討委員会をつくって立ち上げて検討していったならば、1年、2年間の検討をして、このPFIを使って、例えばそういうものを造っていったら、私はいいんではないかと思うわけでありまして。

例えば韮崎の市役所におきましては、例えば全庁舎の部課長以上の方たちが、このPFIの問題を検討して、実際国の指導を受けながら立ち上げております。私も、そこへいきまして、ちょっと資料や何かをお借りしてきたわけですが、これはなるほどいいと、そういうことで私は、この提案を申し上げて、市長にどうのお考えで、今後やっていくかと。

例えば、合併特例債を使わなくてできるということは、これは非常に条例とか、いろいろ難しい問題がありますので、1年、2年の研究をしながらやっていったらということをお願いして、市長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（清水壽昌君）

市長。

○市長（白倉政司君）

まず最初の家畜排泄物処理施設についてのご質問でありますけども、なかなか残念ながら造れなかったことは事実でありますけども、明許にする必要があったではないかというようなお話もありましたけども、法律で家畜排泄物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律もありまして、全国的には大変促進されたことは確かであります。だから、高根町で造れなかったのは、言ってみれば、他の県へ流れてしまったことは事実であります。

なんとか、これから酪畜農家の熱意と目的とされる地域が定まったならば、周辺住民の理解を得ながら、この事業の復活には努力してみたいと思っております。

そのときに、県のほうからは再び、北杜で造るときにはという、ありがたい支援の言葉はいただいているところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから北杜市役所に絡んで、P F Iのお話があったわけでありますけども、P F Iは公共的施設の建設から管理運営までを一体的に民間が事業を起こすということでありまして、また、市はその対価を支払っていくと。おおむね大体10年ぐらいが通り相場であります。

対象施設としては、公共施設として庁舎も含まれるわけでありまして、仮に庁舎を建設するときがあるとすれば、P F I方式の事業も考えられるということは確かであります。でも、北杜市も去年11月1日スタートで今日でありますので、今、すぐ明日から財政事情厳しい中で、庁舎問題をうんぬんというものも、まだでき得ないのが本音であります。いずれにしましても、ご指摘のとおり、P F Iの効果は比較的低廉で良質な公共サービスの提供ができるとか、財政負担が標準化できる、10年計画で返済するというようなことであるので、財政厳しいときにはよく地方自治体でとられる方法であります。

参考まででありますけども、山梨県も県立病院の駐車場とか、あるいはまた今後予想される甲府駅北口に使われる図書館等々はP F I方式でやるとは聞いております。北杜市としても市役所の問題がきましたならば、それを含めて検討してみたいと思っております。

○議長（清水壽昌君）

24番議員、まだ質問はありますか。

坂本治年君。

○24番議員（坂本治年君）

今、市長に答弁を伺ったわけですが、やはり北杜市のP F Iは、やはり庁舎の中で部課長皆さんが検討して、条例のことから考えていかなければできないわけでありまして、1年、2年はかかると思います。やっぱり、そういうことを検討していただければと、私は思います。

また、排泄物の問題ですが、やはりこれからもご努力していただいて、実際の畜産農家と住民の皆さんの争いが起きないような考えを指導していただければと思っております、私の質問を終わります。

○議長（清水壽昌君）

以上で質問を打ち切ります。

これで24番、坂本治年議員の一般質問を終わります。

次に13番議員、風間利子君。

風間利子君。

○13番議員（風間利子君）

13番、風間利子です。

初めてで、ずいぶん緊張しておりますけど、2点質問させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

昨日から、先ほども細田議員からありまして、子育て支援につきましては、いろいろ質問がありました。

私は、はじめに子育て支援ファミリーサポートセンターの設置についてお願ひいたします。

ファミリーサポートセンターは、育児や介護の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う事業で働く人々の仕事と子育ての両立を支援する目的から、当時の労働省が構成、平成9年に設立が始まりました。現在は、サポートの対象の子どもを持つすべての家庭に広がっております。私も母親たちが大変利用している甲府市と富士吉田市を訪問し、調査をしてまいりました。

甲府市では対象児童は生後3カ月から小学校6年までで、協力会員、依頼会員、両方会員から構成されておりまして、いつでも時間に関係なく、みてもらえるという組織です。

平成11年度に開設され、年々利用者も増加し、今ではなくてはならない事業となっております。開所時の11年度は会員139名、利用者は291件でしたが、15年度には会員も433名となり、2,452件の利用があり、このうち574件は病気や急用などの突発的出来事による依頼であります。

このセンターが開設されることにより、育児による疲れ、悩みなどのストレスの解消や、いつでも支援が受けられる安心感など、精神面でも成果が挙げられております。

最近の山梨県が乳児の母親を対象にしたアンケート調査でも、不安や悩みを抱えている人は7割を超え、具体的には自分の時間がないが33.7%。疲れるが19.1%。仕事との両立が困難が12%。虐待については、していると思うが1.2%。なんともいえないが14.6%と合わせると16%を占めております。

このような結果からもファミリーサポートセンターの設置推進は、市長の施政方針に掲げた少子化対策を着実に一步前進する事業だと思ひます。そして現在、社会問題になっている子どもへの虐待などの事件が減少するのではないかと実感しております。

設立につきまして、県の労働雇用課でお聞きしましたところ、次世代育成支援対策の行動計画に取り込んでおりますと、交付金の対象になるとのことです。また、平成17年度、国家予算も次世代育成支援対策交付金として、345億6,800万円が計上されております。労働雇用課では3月9日に各町村に、このセンターを含め、伝達講習も行われていると聞きました。

軌道に乗るまでには時間はかかると思ひますが、早期の設立に向けて、実現するよう取り組んでいただきたいと思います。

次にゴミ減量対策として、リユース、再利用ですね、食器の利用についてお願ひいたします。

21世紀初めての環境問題をテーマにした、愛・地球博も開催されました。北杜市建設計画の基本方針の中にも、北杜市最大の財源である自然と環境を保全し、地域内循環社会を構築されるための、4R運動の推進を市長も約束しております。

以前、明野処分場が問題になったとき、15歳の少年が新聞の投書欄で大人の人たちは、どうして処分のことばかり考えて、ゴミの減量化のことを考えないんだろうという記事が掲載さ

れました。

私は、増穂町にあるNPO法人 スペースふうという事業所を訪ねました。イベントなどでゴミを出さないために食器などのレンタルを進めている事業所です。使い捨て食器からリユース、再利用できる食器への転換を目的として、イベントなどで、ゴミを出さないために食器などのレンタルを推進している事業です。増穂町では、この事業を利用するよう指導して、補助金も支出しております。

また、昨年2月、第1回全国リユース食器フォーラムが増穂町で開催され、300名の方が参加されております。NPO法人 スペースふうは2002年9月より活動を開始。今は全国24カ所より、インターネットにより申し込みがあり、県内での1年間の利用回数は158件で、小瀬のイベントでも利用され、年々輪が広がっていることを伺ってまいりました。

山梨県では、平成16年度にエコイベント開催要綱を作成し、冬季国体、青年会議所などのイベントには、すべて利用されております。

北杜市におきましても、長坂町のオオムラサキセンター、高根町のふるさとまつりのイベントにも使用されたということです。

本市も、さまざまなイベントがあります。公共のイベントはもちろんですが、リユース食器の利用に積極的に取り組んでいただき、環境問題への意識を高めていただきたいと思います。

京都議定書も2月16日発効され、政府では生活様式の見直しを求め、国民運動を展開されます。地球温暖化、環境破壊問題も深刻です。子どもたちが安心して住める、安全な持続性可能な社会の構築を目指し、今の私たちの生活様式を変えていくことが、一番重要ではないかと思えます。

リユースカップへの実現に本市といたしましても、取り組んでほしいと思いますが、以上2点につきまして、市長のお考えをお願いいたします。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

風間利子議員の、子育てファミリーサポートセンター設置についてのご質問にお答えいたします。

子育てファミリーサポートセンターは、働いている保護者に代わって、子育ての手助けをし、また突発的に子どもをみることができない場合にお預かりするところです。設置運営につきましては、県内では甲府市および富士吉田市で実施しております。

本市においても設置することが必要であると認識していますが、北杜市の保育園では、これと同様な事業を実施しております。

武川町をはじめ、長坂、大泉地区、母子健康づくりの支援を中心とした地域の健康づくりに努力している団体に愛育会があります。人と人とのつながり、輪を大切にして頑張っており、大変ありがたく感じているところであります。

今後、必要な生じた場合には事前に十分な準備を行い、利用しやすく、そして運営が図られるよう検討してまいりたいと思えます。

次にゴミ減量対策の一環として、リユース食器の活用についてとのご質問ですが、ご指摘のとおり、地球温暖化は地球規模で取り組むべき深刻な問題であり、京都議定書の発効を機に、

国を挙げて今後急速に、その対応を迫られるものと思われます。

リユース食器は、旧町村でも導入した経緯もあり、地球温暖化防止に向けて、北杜市が市民に対し、率先して、その姿勢を示すことは重要なことであり、焼却ゴミの減量化も図られるところでもあります。

ただいま、子どもさんのゴミより減量というご指摘、大変うん蓄のある言葉、教えだと思えます。熱くなる思いであります。北杜市でも、リサイクル推進調査費の中でも検討してみたいと思えます。

また、平成17年度当初予算の中には、さまざまなイベント開催のための関連予算を計上させていただいておるところであり、イベント等の担当部局にはリユース食器の積極的な導入を検討させていただきたいと考えます。

ありがとうございます。

○議長（清水壽昌君）

市長の答弁が終わりました。

13番議員、再質問はありますか。

風間利子君。

○13番議員（風間利子君）

先ほど、市長の答弁ですと、北杜市にはいろいろな施設があるということは、私も承知しております。でも時間外保育、学童保育につきましては、時間に制限がございまして、日曜日には高根かどこかではできるといことなんです、ほかの地域ではほとんどできないのが実情です。

甲府市でも、突発的な出来事はもちろんですが、朝の保育園なんかの送り、帰ってきてからの迎えと預かり等が、やっぱり400件以上あるということですので、ぜひ、この件につきましては、また夜中でも利用できるということですので、ぜひ、この件につきましては、検討委員会などを設けて、もし北杜市として、たぶん、合併したばかりで忙しいと思えます。できましたら、私もボランティアで参加させていただきまますので、ぜひ実行に移していただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○議長（清水壽昌君）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（古屋克巳君）

ファミリーサポートセンターについてのお尋ねでございます。

基本的には、私どもとしましては自助、共助、公助と。まず一義的には家族の対応、次に地域の支援、そして公的支援と、こういう段階になっております。

我々としましては、基本的には例えば学校行っている場合は、親御さんでも、家庭に親御さんいますから、そういう方をお願いをすとか、あるいは市長が先ほど言いましたけれども、愛育会というのがございます。

それらを、まず利用をしていただいて、そして、なおかつできない場合ということになりますと、我々としまして、子どもが預けたい方、あるいは預かっていい方と、こういう方を募集しまして、そしてサポートセンターの設置を検討していきたいと、こういうふうを考えておりますので、よろしくお願いいたいと思えます。

○議長（清水壽昌君）

当局の答弁が終わりました。

13番議員、まだ質問ありますか。

風間利子君。

○13番議員（風間利子君）

1つなんですけど、乳児健診が今まで各町村で行われておったんですけど、去年は本庁でということで、今年は何か、須玉と高根ということで、昨年利用された方が、子どもが1人の場合はいいんですけど、2人とか3人になりますと、本当に大変だったので、なんとかということとを、私のほうへ声をかけられましたので、そんなこともありますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思ひまして、私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（清水壽昌君）

以上で質問を打ち切ります。

これで13番、風間利子議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

11時15分に再開いたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○議長（清水壽昌君）

再開いたします。

一般質問を続けます。

4番議員、千野秀一君。

千野秀一君。

○4番議員（千野秀一君）

4番、千野秀一です。

この3月定例議会開会に先立ちまして、各議員に配布されました今回の資料の重さは、なんと14キロもありました。旧7町村の最後の決算書は、まるでむくろのように感じられ、その重さは、そのまま北杜市民の借金、今朝の山日で報じられましたけども、400億円。1人当たり91万円。ほかの市の約2倍。甲府市の約3倍に近いものでありました。

この1年を振り返ってみますと、すでにこの状況は旧町村の執行者には予想できたことであり、そんな中で新市長に美しい未来予想図と建設計画が託されたものだと考えられます。

市長はもとより、この大きな決意のもと、この任についたとは思いますが、この状況が公表され、多くの市民は驚いていることだと思います。

3年ほど前、合併はバラ色であったはずですが、しかし、これほど重い足かせをされてのスタート、おいしいはずの特例債も、今では諸刃の剣となっております。まずは市民に実情を訴えなければなりません。

この市が本当に輝く可能性を持っていることは、事実でありましょう。市長には市民との協働で進んだ先にある日本一、いや世界に誇れる市を目指し、リーダーシップを発揮していただきたいと、強く願っております。

スタートのときですので、市民に理解を得るための4つの質問をいたします。

まず1つ目の質問。

平成17年度一般会計当初予算についてであります。

峡北地域合併協のまちづくり計画ダイジェスト版には、10年計画の初年度、17年度の予算額は289億円とあり、以後4年間は300億円を超える計画となっておりますが、先ほどの当初予算で見ますと、259億円と30億円もの相違があるのはなぜでしょうか。平成14年、平成15年度との比較はどのようになっていますか。

先ほどの小淵沢町との合併説明会の資料にも、このダイジェスト版が使われました。これを見て、納得をした小淵沢町町民、あるいは北杜市の市民は、この違いを見て、疑念を覚えると思います。説明をよろしくお願ひいたします。

2つ目の質問です。

その中の総合計画の策定にあたりまして、人と自然が躍動する環境創造都市づくりの基本理念を遂行していけば、この地は名実ともに日本一、世界一の住みやすい地となるはずで、7つの杜づくりのすべての計画において、エコロジーを目指したエコノミーを大前提とし、北杜市はエコひいきの市を宣言したらいいのではないかと思います。提案をいたします。

現在、エコは割高感がありますが、先行することにより、やがて統一性がとれ、統一感が生まれ、それが差別化となると思います。このための調査予算付けについては承知しておりますが、取り組みについては、ぜひともお決まりのコンサルタント会社に委託とかではなく、この地域のNPO、多くの民間の力も借りた中での方策をお願いしたいものです。クリーンエネルギーは当然であります。

市内である企業、誘致をする企業、市が委託、工事委託をする業者、物品の購入等、とにかくエコを大前提にして、施策を進めていただきたいと思ひます。そのための助成措置も考えていただきたいと思ひます。

3番目の質問です。地域づくりのためであります。

本市は旧町村に核となる支所を置き、特筆すべき地域委員会を設け、住民の個々の、あるいは小さなコミュニティーの自立した力を結集し、活性化地域個性をつくり、それを7つの個性として集合させたのが北杜市ということが、ほかの市に類を見ない形だと思ひます。新しい形の市であろうと思ひます。

多くの市民は、それを理解し、期待もしているはずで、しかし、現業が本所、支所は証明業務というふうな、今回の流れでは、サービスの向上、スピード化は望めません。せっかく地域委員会の権限の中の諮問を待ってからでなく、自主的に意見表明ができるという建議の機能があるにも関わらず、その意欲はそがれてしまうのではないのでしょうか。

よくある中央集権的組織ではない、支所を活用できる組織であるべきだと思ひますが、よろしくお考えをお聞かせください。

そこで、お願ひをいたします。3つ申し上げます。

地域振興費の算定根拠について、個性づくりの支所の裁量権と予算付けは十分とお考えですか。

もう1つ。7つの地域委員会の中の情報交換の機会があつていいと思ひます。互いに協力できることも多いはずで、

3番目に、行政区の規模の適正化と地区未加入者の対策に積極的に取り組んでいただきたい

と思います。行政とともに働きたいというふうを考えている方も大勢います。地域力の向上のためであります。

最後の質問です。

子育て支援事業についてであります。

新しい予算の中に、出産祝金の支給があります。産みやすい支援となるように、第1子1万円、第2子5万円、第3子30万円、第4子50万円の支援をするということであります。

しかし、第1子から一律20万円にできないものでしょうか。第1子出生時期の抱える経済問題は重大であります。貯えの問題、そして給食による減収、育児にかかる費用、それらを考えたとき、第1子を産むのに躊躇する。それは当然のことです。このことが第2子、第3子出生にまで影響が及んでいます。

平成16年度北杜市の出生数は250人。出生率は1.44人。少子化はどんどん進んでいます。それを打開するための秘策として、これくらいは必要と思いますが、いかがでしょうか。市としても、それほど負担とはならないのではないのでしょうか。お考えをお聞かせください。

もう1つ、これに関連しまして、保育料の軽減も同様です。第2子からではなく、第1子から、その施策をお願いしたいものです。

以上4点の質問です。

大変苦しいと思いますが、北杜市の発展のために、ほかの市と違った施策をお願いしたいものです。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

千野議員のご質問にお答えします。

予算書、決算書も重かったという話でありますけども、提出案件が167件、私も長い議会活動をしていた経験がありますけども、初めてであります。それだけに使命と責任の大きさを感じ、頑張らなければなりませんので、議員の皆さんをはじめ、市民の皆さんのご理解、ご協力を賜りたいと思います。

はじめに、平成17年度一般会計当初予算についてのご質問ですが、新市建設計画における財政計画は、それぞれの旧町村の財政規模をもとに各年度の決算見込み額を推計したものであります。

また、この間、国においては平成18年度までを改革と展望の期間と位置づけた三位一体の改革が進められております。このような財政状況の中で、平成17年度北杜市一般会計予算の編成を進めたところ、議員ご指摘のとおり、財政計画と比較いたしますと、約30億円程度下回った予算編成となったところであります。

平成17年度は総合計画をはじめ、各種の計画策定に取り組んでまいりますので、これらの計画において、緊急性の高い事業や地域の特性を生かした事業などを検討し、効率的に事業の展開をしてまいりたいと考えております。

また、北杜市当初予算と旧7町村における当初予算額の合計額についての比較ですが、平成17年度が253億1千万円で、6億4千万円の比較して増。平成15年度は285億8、

600万円でしたので、26億3,600万円減であります。

続きまして、総合計画策定事業について、申し上げます。

北杜市第1次長期総合計画につきましては、平成17年度に作成を行い、18年度から平成27年度までの10年間の計画を策定するものであります。すでに作成されている新市建設計画におきましても、環境問題に配慮した循環型社会の確立が基本理念となっております。

北杜市の自然の素晴らしさは、自他共に認めるところであり、この良好な自然環境の保全、回復に努め、人と自然が共生する潤いのあるまちづくりを目指すため、将来都市像を人と自然が躍動する環境創造都市と掲げています。

もちろん総合計画の中でも、人と自然にやさしい環境に配慮したまちづくりは、計画の柱となるよう考えております。

エコひいき、ユニークな提案であり、参考にさせていただきます。

また、平成16年度に北杜市、まちづくり市民アンケートを実施しており、それらを反映しながら、総合計画策定の準備を進めているところであります。

次に地域づくりについての質問にお答えいたします。

1点目の地域振興費の算定根拠はについてであります。合併により旧町村において、これまで培われてきました、地域の個性や特色の核を発展させるための具体的手法として、また地域のことは地域の中で決める地方分権の趣旨の実現のために、地域委員会運営要綱により、市長の定める予算の範囲内において予算使途案を決定することになっております。

この予算使途額は北杜市の財政状況等を勘案する中で、平成17年度は平均を2千万円と定め、総額1億3,600万円の執行経費について、議決をいただいたところであります。

7町村対等合併の趣旨により、差異を極力少なくするために、均等割額を1,500万円とし、残る部分については人口割、面積割といたしました。

今後、事業の実施状況等を見ながら、以降の予算使途額については、検討をしていきたいと考えております。

次に2点目の7つの地域委員会の間にも、情報交換の期間をについてであります。合併後に委員を委嘱し、地域委員会を設置する中で、平成17年度当初予算に予算使途案を反映させるために、短い期間でありましたが、精力的に各地区の委員会を開催していただき、必要とする特色や個性ある事業の方向づけがなされました。

今後、各地域委員会にも諮る中で、情報交換の機会等も検討し、さらなる地域づくりに向けてのご協力をお願いするところであります。

次に、行政区の規模適正化と地区未加入者対策についてのご質問にお答えいたします。

地域を形成し、住みよい地域をつくるのも地域の皆さんであると考えます。お互いにボランティア精神を持ち、地域力を高めることが望まれるわけではありますが、現実的には別荘地など、広範囲に点在している住宅が多く、難しい点もあります。

自治会組織は行政区を補完する形として位置づけ、行政連絡をとってまいりたいと考えております。

次に子育て支援について、いくつかお尋ねをいただいております。

少子化は大変な課題であります。また国の存亡にも関わる重要な問題であり、国も地方も頭を悩ましているところであります。

関連がありますので、一括してお答えいたします。

まず、出産祝金および保育料につきましては、合併協議会運営調整会議で協議し、決定したものであります。合併して、まだ5カ月、成果、効果を問うには、また、見直しをするには、時期尚早と考えます。現行制度で今しばらく様子を見たいと思います。

いずれにしても、少子化対策は他の町村との、あるいは県との絡みも見ながら、臨機応変といたしましょうか、弾力的に予算を考えていきたいと思えます。

次に予算3,384万円の算出の内訳ですが、第1子の1万円については114人、第2子の5万円については120人、第3子30万円については68人、第4子以降50万円については12人と予想しました。

なお、昨年の出生数250人が第何子かの内訳であります。合併前は出産祝金を給付していない町もありましたが、実績につきましては252人であり、その内訳は第1子は108人、第2子は93人、第3子は44人、第4子は7人でありました。なんとか少子化に歯止めをかけたい、みんなで考えて頑張りたいと思えます。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

市長の答弁が終わりました。

4番議員、再質問はありますか。

千野秀一君。

○4番議員（千野秀一君）

地域づくりのための部分なんですけども、地域振興費の算定根拠は先ほどの説明でよく分かりました。しかし、中央集権的な市をつくるというのであれば、この広大な面積を持った北杜市では、地域間格差が生じることは明らかです。そういう意味で支所をしっかりと自立させるためには、支所に対する予算立てを、他の市とは違った形で考えていかなければならないというふうなことを感じますし、市民は要望しているはずで。

そういう意味で、地域振興費、あるいは地域委員会に対する市民の期待は大変大きいものがありますので、そのことについてのお考えが、ここで予算づけとして配慮されたかどうか。あるいは、これから配慮していく必要があるかどうかをお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（清水壽昌君）

市長。

○市長（白倉政司君）

地域委員会なるものは、合併した数ある日本の自治体の中にあつて、誇れる結果であつたと、制度であると思っております。

そういう意味からすれば、文字どおり地方分権、地方主権の時代にふさわしいものをつくっていただいたと。当時の町村長等々の皆さんにも、私は敬意を表したいと思っております。

そういう意味からすれば、今回は地域委員会の予算7町村の総額として、1億3,600万円を予算計上したわけでありまして。

この1年間の、17年の実績を見ながら、さらに18年度は厚くしたほうがいいのかと、見直していくのがいいのかという問題は考えたいと思えますけども、配分方法についても、先ほどいいましたとおり、対等合併であつたわけでありまして、極めてバランス感は執行としても考えて、予算計上したつもりであります。ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（清水壽昌君）

4番議員、まだ質問はありますか。

（なし）

以上で質問を打ち切ります。

これで4番、千野秀一議員の一般質問を終わります。

次に27番、岡野淳君。

岡野淳君。

○27番議員（岡野淳君）

27番、岡野淳でございます。

私は本日、この一般質問において、将来、この北杜市、ひいては我々の、この国を背負って立つ子どもたちのことについて、市長のお考えを伺いたいと思います。

まず、子どもたちを育てていくためのことに関わるることについて、お尋ねします。

国の三位一体の財政改革がいよいよ現実味を増してきて、地方自治体の財政運営はますます厳しい判断を迫られることとなります。

限られた財源の中での緊縮運営が避けられないのは当然のこととして、その影響が各方面に実際にどのような形で出てくるのか。これは、17年度予算が動き出してからでないか見てこないことも多いのではないかと思います。

そうした中であっても、保育園、あるいは幼稚園、小学校、中学校など、子どもたちの育成、教育の場にかかる予算については、極力配慮すべきだと考えております。

三位一体の改革によって地方財政が厳しくなるからといって、単純に予算を削減することが北杜市、ひいては我が国を担うべき子どもたちをどう育てようかという場において、予算がないから必要な先生に来ていただけないとか、給料が安くて非常勤の先生の生活が成り立たず、先生、あるいは保育士という仕事を辞めざるを得ないということが、起きてくるのではないかと懸念されます。

現実にご主人を病気で亡くし、2人のお子さんを抱えて働いた臨時職員の方が、生活を維持できなくなり、後ろ髪を引かれながらお辞めになったという事例もあります。

今の給与体系の考え方というのは、給料はこれしか出せないが、それでよければどうぞというものと言わざるを得ません。伴侶の収入があれば、それでもいいかもしれませんが、資格を持った人が仕事として、その職に就くことが、例えば生活を支えられないために、できなくなるとしたら、これから先、子どもたちを取り巻く現場に、本当に必要な人材が確保できるとは限らないということが考えられます。そういうことがないよう、子どもたちを育てる現場にはしっかりと予算をつけなくてはならないと思っております。

市長は昨年末の施政方針の中で、真に支援を必要としている人に対しては、より重点的にサービスの提供を行うと答弁なさいました。

市長が聖域を設けないということは十分理解しますが、将来、この国を背負う子どもたちの教育の場は、あえて聖域として手をつけないというくらいの、手厚い予算措置を講ずるべきだと思いますが、その点について市長のお考えを伺いたいと思います。

次に少子化対策の考え方について、伺います。

前の千野議員さんの質問にもありましたが、本定例会の施政方針の中で市長は少子化対策の一環として、結婚祝金、ならびに出産金の支給、第2子以降の保育料軽減、また保育園の建設、

学童保育の充実ということを挙げられております。これは大変結構なことであり、大いに賛同するものであります。しかし、これが本当に少子化対策の根本的解決策となり得るものなのでしょうか。

結婚したから金一封、初めての子どもが生まれたから金一封、若い夫婦が、それではもっと子どもをつくりましょうということになるのでしょうか。この時代、子育てには長い間、経済的な負担がのしかかります。祝金は一時的に家計の助けにはなるでしょうが、そのことによって、2人、3人と子どもをつくるという根本的な問題解決になるとは、私は思えないものであります。

もし、経済的援助をすることが少子化対策になるのであれば、子どもの教育にかかる長期間にわたる経済負担を軽減するために、2人目以降の保育料軽減に留まらず、より経済負担が大きい高等学校、あるいは大学、大学といっても、これは国公立でしょうけども、そういったものの授業料に対する補助など、長期にわたる学費援助も視野に入れるべきではないかと考えております。

子どもが小さく、比較的金がかからないうちに金一封をもらって、2人、3人と子どもができて、最もお金がかかるころになって何も無いということでは、若い夫婦の経済的な負担は大変なことになるのではないかと懸念いたします。

また、保育園建設は、これももちろん大変結構なことでございますが、子どもを預かる体制を、どこまで充実できるか、これがもっと重要なことだと思います。

より高度な専門知識を持ったスタッフが十分に確保でき、ただ、子どもを預かるだけではなく、預かっている時間は親の代わりに育てることができるような保育園でなくてはならないと思います。つまり、スタッフをより充実させるための予算が必要だということになります。

保育園の器の良し悪し、それはともかく、そこにいるスタッフがより充実していることのほうが、子どもたちにとって大切なことだと思っております。

こうした人的財産の確保に対しては、先も申し述べたように、あえて聖域として、予算を措置することが必要だと思いますが、市長はこの点いかが、お考えでしょうか、ご答弁をお願いいたします。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

岡野議員の子どもたちに関わる予算措置について、お答えいたします。

安全、安心で明るい社会は健康が宝であり、少子化はふるさと存続の危機である。医療と少子化対策に取り組みたい、私の基本的な考え方であります。子どもの保護、育成、教育にあたっては十分な支援を考えていきたいと思っております。

したがって、予算措置については適正な判断のもと、行政が支援する部分、住民、保護者が負担する部分の見極めをしっかりと行い、対処してまいります。

将来の北杜市を担う子どもたちの健全な育成は、北杜市に課せられた重大な使命であります。厳しい予算の中ではありますけども、米百俵の精神で子どもたちの育成に努めていきたいと思っております。

次に少子化対策の一環で、長期にわたる支援の方策として、高校生、大学生への学資援助を考えたとの質問ですが、現在、経済的理由による就学困難な高校生、大学生等に対しては、日本学生支援機構の学資金貸与、母子及び寡婦福祉法による母子寡婦福祉資金の就学資金貸与、生活福祉資金の就学資金貸与等の制度があります。

その他、税政面においても、この時期の子どもの養育にあたっては、特別の扱いがされ、保護者の負担軽減を図っています。このような中で、高校、大学の就学にあたっては現行の貸与制度を十分活用していただきたいと考えます。

また、児童施設の体制整備についてですが、職員の資質の向上については指導官が中心となって研修、研究課題を設定し、ともに研鑽しながら保育士の資質の向上に努めています。

また、県が主催する乳児研修、障害児研修、音楽リズム研修、園長研修等には積極的に参加し、研修を受けた者が講師となり、研修会を開き、情報を共有し、保育の向上に日々、努力しているところであります。

先ほど、また岡野議員がいろいろな意味で子育ての話をしていただきました。物を与えるだけ、金品を与えるだけではうんぬんというようなお話もあったわけですが、私も質問を聞きながら、率直に思ったのでありますけども、昔の親は、考えてみましょう。私事で恐縮ですが、私も6人兄弟でありますけども、やっぱりそんなに家に所得があったわけではない。どこの家庭もみんな共通したところがあると思います。でも、その厳しい家計の中であっても、やっぱり昔は子育て教育が、まず最初に主たる支出の枠だったと思います。そして、その次に衣食住を考えた。そして、最後といえましょうか、こちらのほうに、世間並みの生活といえましょうか、その他の家計のウエイトがあったと。今の時代はなんとなく情報が進んで、こっちからスタートしているような気がする。家計の一番のウエイトが、世間並みの生活をしたい。そして衣食住を考える。そうして、子育て教育の家計のウエイトのような気がする。だから、どうしても子育てに費用がまわらない、金がない。こんなような感じがするわけであります。

福祉で言うならば、自助、共助、公助という言葉がありますけども、なんとなく自助よりも公助のほうにウエイトがいつてしまっているというのが、今共通の、私たち北杜市民ばかりではありません。全国共通の日本の姿だとも思います。だから、なんとか少子化対策にしてもそう、福祉行政にしてもそうだと思います。

まず人づくり、教育のためにという意識改革を地域住民が考えていかなければ、金品を与えるだけで、少子化対策にはならないと思っているところであります。等しく市民、ご理解をいただく中で、少子化対策に歯止めをかけたいと思います。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

市長の答弁が終わりました。

27番議員、再質問はありませんか。

岡野淳君。

○27番議員（岡野淳君）

今の市長のご答弁の中で、最後に出てきた昔と今とでは、少し考え方が変わってきたんではないかということが、実は私も一番、頭の奥のほうにありまして、まさに、そのとおりだと思っております。そういう意味で、ちょっと安心をしましたが、ちょっとたまたまなんです

が、昨日の厚生労働省の女性労働白書というのが発表されておりまして、新聞に出ていたんですけれども、これは都市部の話です。すぐには当市と直結する問題ではないかもしれませんが、幼い子どもを持つお母さんたちの就労が、非常に困難であるという報告が出ています。

いろいろ理由はあるんでしょうけれども、保育所不足や勤務時間の長さなどが影響し、仕事と育児の両立が難しいのではないかという分析が出されていますね。

すぐに当市がそのことが、まったく同じように起こるということではないにしても、都市間で起きているのは、北杜市にもやってくるわけです。

それから、もう1つは生活環境が活発化してきて、おじいさん、おばあさんと一緒に暮らせないというような生活様式になってきている家庭が多くなってきます。

したがって、先ほど来、いろいろな方が質問出しているように、子どもたちをいろんな形で預かってもらう施設の充実というのは、これは非常に市長がおっしゃるように大事なことだと思います。学童保育しかり、保育園しかり、いろいろな形があるとは思いますが、市長がそこらへんを充実させるんだとおっしゃっていることについて、何か具体的にこういうことがすぐ、手がつけられることがもしあれば、ちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（清水壽昌君）

市長。

○市長（白倉政司君）

非常に枠の広がった質問でもあるような気がしますけれども、言うまでもなく男女共生社会とか、女性の雇用機会均等だとかという中であって、生活様式もいろいろな意味で変わってきていることは確かであります。そんな中で、女性の就労が困難であるという報道がされたということでもあります。

だんだん露骨な表現になりますけれども、私は個人的には、基本的には女性は家庭をしっかり守ってもらいたいとは思っておりますが、その議論は別としまして、女性の社会参加、男女共生雇用機会均等、極めて自然の流れだと思います。

そういう意味からすれば、ご指摘のとおり、北杜市としても児童館といわず、保育園の朝、夕の延長保育をはじめとして、女性の社会参加には、雇用機会には極めて前向きに、今までも対処してきました。これからも、そのニーズに応えていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（清水壽昌君）

27番議員、まだ質問はありますか。

（なし）

以上で質問を打ち切ります。

これで27番、岡野淳議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

午後は1時より再開いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

○議長（清水壽昌君）

再開いたします。

一般質問を続けます。

5番、五味良一君。

五味良一君。

○5番議員（五味良一君）

5番、五味良一。

白倉市政誕生以来、早4カ月が過ぎようとしております。7つのカラー、7つのブレンドをキャッチフレーズに人と自然が躍動する環境創造都市づくりという、素晴らしい構想の中、スタートし、私も議員の一人として、一生懸命まい進する覚悟でございます。よろしく願いをいたします。

さて私、今回3点、市長に伺います。

まず最初に市長の施政方針の中で、本市には先人が守り続けてきた緑豊かな里山があります。近年地主の山離れや高齢化、後継者不足などにより、管理が行き届かない状況が見られ、誠に残念です。間伐による里山の整備を進めるため、里山環境整備調査を実施し、そしてふるさとの山々の育林にあたってまいりますと述べられました。

前回、里地里山について、一般質問いたしました。再度、里山の保護について伺います。

前回、市長の私に対するお答えの中で、指定エリアが必要との回答をいただきました。私も一度に、この570平方キロメートルという広い北杜市の中で、多くの指定エリアが一度に認可されるとは思っておりません。可能なところから、何年かかってもよいと思っております。

農林業に従事する者の高齢化、所得の減少、若い担い手の減少などにより、生産活動が低下し、耕作放棄地や間伐が行われない森林が増加するなど、里山の荒廃が進行しているところであります。

昨日、林議員の中にもありましたが、NPO、第三セクターの質問がありました。したがって、どうしても公共機関、あるいは法的機関に対応していただかなければなりません。里山の復活をテーマに、里山の魅力を最大限アピールしていく必要があると思います。そのために、ボランティアネットワークを設立し、都市住民に農業体験や森林体験を通して、里山の魅力を肌で感じてもらい、都市と農村がともに活力ある北杜市の未来を創造していくことを目指すべきだと考えます。

未来ある子どもたちのために、昔のように、素足で歩ける美しい里山の復活を願うものです。市長の考えを伺います。

次に、富める杜づくりについて伺います。

市長の施政方針の中に茅ヶ岳山麓の畑地帯圃場整備を行い、農産物の生産を目的とする工場誘致に努め、太陽日本一を売り込むとともに、雇用の拡大を図っていきたいと考えますと述べられました。

都市で生活するサラリーマンや高齢化の都市生活におけるストレスの高まりなどから、田舎生活、スローライフといったライフスタイルを求める動きが、近年、特に目立っています。北杜市においても、このようなライフスタイルをもって、都市から移住する人が年々増加しているのです。都市から移住してくる生きがい農業者、自給的農業を目指す農業者なども増えてくるかもしれません。このような多様な価値観のある、活気ある都市住民を積極的に受け入れ、

地域社会の活性化を図ることが大事だと思います。

現在、茅ヶ岳の畑地圃場事業は浅尾工区が終了し、梅ノ木工区が一部停止状態でしたが、再開し、完成を目指しております。永井工区、約2年にわたってストップしております。工場誘致もカゴメの生食トマトの生産に向け、動いておりますが、いまだ、先が見えない状況下にあります。

昨日、秋山議員と重複いたしますが、一部省略しても結構でございますが、状況をお教え願うとともに、一刻も早期完成に向け、ご尽力をいただきたいと思っております。市長の考えをお聞かせください。

次に3点目、少子化対策の子育てについて伺います。

現在、全国的に出生数が激減しております。市長の施政方針で、仕事と子育ての両立、子育ての負担感の増大等があると言われている、次の世代を担う子どもたちを安心して生み育てることができる環境をつくることは、社会全体で取り組むべき重要な課題でありますと述べられました。

今回、私は学童保育について、質問いたします。

7つの町村が合併し、それぞれの旧町村で、児童館、学童保育の活動をしておりますが、各施設で、いろいろな問題を抱えております。

1つ目として、施設。北杜市の中でも児童館と学童館が同敷地内にあるところ、また距離を置いてあるところ、児童館が全然ないところ、まちまちであり、児童館と学童保育を同敷地内で望む声が多く、また児童館と学童保育の違いを知ってほしい、理解してもらいたい等の声も多く、事実、白州と清里においては施設の広さ、1人当たり1.98平方メートルという基準を下回っているように思います。

また、各施設管理面においても、雪かきをしたり、大雨のとき排水路詰まりを直したりと、すべて指導員まかせといったところが多く、対応するのに苦労しているようであります。

2つ目として、受け入れの児童数ですが、長坂町の場合、4カ所にあるということかもしれませんが、すべて定員に達していない場合もあり、須玉、大泉のように定員オーバーのところあり、入所基準表をもとに、きちんと定員確保をしているところあり、まちまち。また、基準でふるい落とされた人の中にも、あの家庭が入れて、なんで私の家庭が駄目なんだという苦情も多々あるようでございます。

3つ目として、指導員の確保。児童館と併設の場合、館長ないし職員がいて、事務等の対応をし、子どもの世話は指導員が行っているケースが多いが学童保育単独の場合、すべて指導員の人たちで管理している場合が多く、また補充員にしても確保している施設はいいんですが、いないところは有事の際に、人のやりくりで苦慮している。

長坂の場合は4カ所の施設で、お互い連絡し合い調整して、今のところ、うまく運営しているようですが、明野のようにそれがままならない施設においては、毎日遅くまで事務処理をし、なおかつ家に書類を持ち帰り、残業をしているところもあります。

4つ目として、給与体制、今年度4月1日より時間給800円ということですが、先ほど岡野議員が質問していただいたこと、一部割愛いたします。

見直しをできないものか。高根のように減給、時間給790円で10円上がるが、実際は時間規制になるため、事実下がる。すべて、職員が実際には下がることになる。現場の多くの声が人の子どもを預かる現況を把握して、資格者とそうでない人の差があってもよいのではない

か。

中には、私は子どもが好きで資格を取り、この職業を選んだのに時間を規制され、給料が下がるのでは、先が思いやられる。また、夫がいない状況で子どもを育てながら、この給料でどうやって今後生活をしていったらよいのか。子どもたちが好きで、この職業を選択した以上、いまさら別の職に就くのも考えものだという人もございます。

この点をふまえた中で、見直しができないものか、持ち時間があんまりないので、現場の人たちの声をまとめてお伺いをいたします。

4月1日より、土曜日も全施設で受け入れをするようですが、学童保育の土曜開設については、現在実施しているところは、それなりの理由があり、実施していると思いますが、どうして、どのような理由で土曜日を開設するのか。開設する場合、もし子どもに事故が、あるいは緊急を要することが起きた場合、学校、支所、本庁が休みなのにごどこへ連絡し、誰が来てくれるのか。パートの指導員に、そこまで責任を持たせるのか。指導員が1人のときはどうするのか。希望が少ない場合も開けるのか。児童館を利用したほうが、人件費的に節約できるのではないか。市の執行側から現場の状況を見て、聞き、確認しないで、一律にしまってよいものなのか。長期休みが、午前8時から午後7時までになるということですが、1日11時間を少ない指導員で、どのような体制で始めるのか。現実、昼休みはない状態で、補充員を各施設で探せとのこと。少ない人員で、子どもたちの面倒をみている中では無理なこと。市のほうで募集してあげたらどうでしょうか。まだまだ、各施設ごとに要望はありますが、時間の関係で割愛させていただきます。

現場で働く指導員の人たちが、よりよい環境の中で仕事をしてもらうことによって、学童保育の子育てにも影響があると思います。子どもを預ける親のモラルもあると思いますが、もう少し、市の関係者も現場へ行き、現場の指導員の人たちの意見を大いに取り入れ、働きやすい環境を考えてあげてやってもよいのではないのでしょうか。北杜市の中で、保育にかかる人たち全員を対象とした話し合いの場、自由に意見交換のできる機会をもっとつくってもらいたいと思います。

以上、市長に3点、お伺いいたします。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

五味議員のご質問にお答えします。

最初に、緑豊かな里を守ることにについてであります。

五味議員には、緑の大切さを強調されながら、12月にもご質問をいただいたところでもあります。ご理解をいただき、大変心強く思います。

森林林業をとりまく環境は、近年生活様式の変革、木材価格の低迷、過疎化、高齢化による担い手の減少等により、先人が守り続けてきた緑豊かな里山の管理が行き届かないために、荒廃が危惧されております。

これら先人、先輩が育てた緑資源を守るため、間伐等の促進を積極的に推進し、50年、100年後を見据えた事業展開をしたいと考えます。

現在、北杜市には私有林、市有林、民有林を合わせ、1万4千ヘクタールの山林があります。

この半分ぐらいを、せめて目標に実施してまいりたいと考えています。

この事業の実施にあたっては、所有者の理解を得、負担を極力軽減する中で、国・県の補助事業を取り入れながら、森林組合等の協力をいただく中で、整備を進めたいと思います。

エリア設定の話等々が先ほどあったわけでありますが、この基本的に国、県の補助事業を取り入れるには、森林整備計画を立てなければならないということでもあります。ご承知のとおり、事業の性格上、例えて言えば、もう17年度事業は当初予算で、これで終わりでありませうけれども、仮に18年度事業の国、県の補助金へのっていくとするならば、森林整備計画を北杜市としては5月か6月にまとめなければならないわけでありまして、そうして、やっと県を経由して、国へ行って、もう国は10月ごろは18年度予算の丁半数字をそろえなければならないということでもあります。

だから、これから全力でやったとしても、18年度事業に森林整備の国、県の補助事業にのるには難しい。なんとか19年度事業には、これをスタート切りたいという思いで頑張りたいと思います。いずれにしましても、里山を守り、育てるために全力で頑張っていきたいと思います。

次に産業を興し、富める杜づくりについての質問にお答えいたします。

秋山俊和議員の質問にもお答えしたところでありますが、平成17年度永井原工区へ着手いたします。しかし、すでに着手しております梅ノ木工区につきまして、一部未整備箇所が残りますので、流用といいたしめようか、永井工区のほう、梅ノ木のほうへまわしての整備を進めることとなります。

なお、永井原工区につきましては、計画面積55ヘクタールのうち農地の有効利用と農業の活性化を図るため、約15ヘクタールを第1工区とし整備し、カゴメ株式会社より話のありました生食用トマト生産施設を誘致したい考えであります。

平成17年度には団地が完成できるよう、現在、関係機関と細部にわたっての協議を進めております。

なお、団地が完成次第、業者が施設の建設に入っていくと思われまして、これに向け、全力で取り組んでまいります。この企業誘致実現により、日照時間日本一を全国にアピールできるとともに、農業振興や雇用においても、大きな期待ができるものであります。

次に少子化対策の子育てについて、お答えいたします。

北杜市においては、合併以前から旧7町村で学童保育の事業を実施してまいりました。現在、11カ所の学童保育施設があります。

なお、平成17年度には高根町に1カ所の建設を計画しております。平成17年度における入所希望児童数は定員373名に対しまして、401名となっております。指導員につきましては28名です。平成17年度より、土曜日におきましても開設を行い、最長午後7時までの延長保育の実施をいたします。

そして、現状の指導員に緊急的な指導員を確保し、事業の充実を図ってまいります。指導員の給与体制は旧町村により格差がありましたので、すべて時給により支給することで統一いたしました。

学童保育は比較的新しい事業でもあり、いくつか問題点も指摘いただきましたが、現場の状況をみながら、また、見直しの必要があれば検討してまいりたいと思います。

対象児童につきましては、条例にありますように、基本的には小学校1年から3年生までと

なっており、それ以外については、市長が特に必要と認めた場合となっております。ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

市長の答弁が終わりました。

5番議員、再質問はありませんか。

五味良一君。

○5番議員（五味良一君）

先ほど、市長のお答え、里山の件はまた、今後ともよろしく願いをいたします。

2番目の永井原の件ですけれども、昨日も今日も聞くところによると、カゴメが中心のようなご答弁をいただきましたけど、大半が要は公社および地元の人たちの畑の関係でございます。先ほど市長の関係で17年度には、すべて完了するとお答えがありましたけれども、17年度はもう今年で終わるわけですので、たぶん19年度ではないかなという感じはいたします。そのへんもふまえた中で、早期完成を目指してお願いしたいと思います。

それで、3つ目の学童保育ですけれども、私が聞いたかったのは、その現場で先ほど時給800円という話がありますけど、要は資格を持っている人、持っていない人の格差および今、時給800円ということで、非常に皆さんが、みんな減給ということで困っておりますので、そのへんの早期見直しを再度、お願いしたいと思います。

それと、その学童保育もですけれども、とにかく現場の状況を、現場の人たちの意見を多数取り入れる中で、なんとか現場の人たちの意向に報いられるよう、よろしく願いをしたいと思っております。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

私の答弁が舌足らずで、申し訳なく思います。

永井原工区については、計画は55ヘクタールであります。そのうち、一言で言えばカゴメを早く誘致したいということの中で、15ヘクタールだけは、17年度中に何とか整備をしたいと。そして18年度からカゴメが、業者でハウス等々を考えてくれるだろうという思いであります。残りの40ヘクタールについては、引き続いて18年度から、17年度から事業の継続の中で考えて、トータル、梅ノ木工区は55ヘクタールをやりたいということであります。そうすると、明野の茅ヶ岳地域の畑の圃場整備、畑総なるものはトータル的に見事な圃場になるはずであります。願わくは、他の地域においても、このような畑の圃場整備を今、しっかりすることが大切ではないかと。田んぼの圃場整備をして、これだけ喜ばれると、やらなかったらうんぬんという思いが、きっと畑にも出てくると思うわけでありまして、茅ヶ岳の、永井原工区については、そういう意味で、おかげさまで、55ヘクタールが17年度から15ヘクタールをスタートにできるということでもありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、学童保育の指導員の給与体制の問題でありますけれども、先ほどご説明しましたとおり、基本的には7カ町村がそれぞれでやってきましたから、いろいろな意味で、格差という

ことでなくて、差があったことは確かであります。でも、いろいろな意味で、現場の状況を見ながら見直しを含め、公平な給与になりますよう、時間給であります。見直すことは見直してまいりたいと思います。ご理解ください。

○議長（清水壽昌君）

5番議員、まだ質問はありますか。

五味良一君。

○5番議員（五味良一君）

私が質問した中で、まだまだお答えの足りないところが多々あると思いますけど、時間がきたために、私、機会がありましたら、次回も、この件について質問をしたいと思います。

要は土曜開設する場合の、いろいろな補償の面で、ちょっとまだ市長のお考えを聞いておりませんので、また機会がありましたら、よろしく願います。

ありがとうございました。

○議長（清水壽昌君）

以上で質問を打ち切ります。

これで5番、五味良一議員の一般質問を終わります。

次に28番、小林忠雄君。

小林忠雄君。

○28番議員（小林忠雄君）

28番、小林忠雄です。

3点について、お伺いいたします。

第1は保育園児の送迎について、支援策はないか。お尋ねいたします。

須玉統合保育所は7月15日の竣工に向けて、ただいま本体、付属施設、道路工事等、急ピッチで8月の開園に向けて進んでおりまして、通るたびに素晴らしい施設になるんだなというふうな状況を感じることができるわけでございます。

この施設におきましては、当初、いろいろ建設にあたり、複数園にするのかというような議論があったと思いますが、その中で最終的には施設を統合して、当初は園児の送迎をいたしますよと。大変遠くなりましたから、しますよというようなお話があったわけですが、その後、送迎は行いませんというような方向に変更されました。

このたび津金、多麻、若神子の3保育所はすでに廃園になるわけでございます。すでに増富保育所は休園中で、もう4年も経っているわけでございますので、4つの保育園は廃止されるということになります。

統合保育所に通うには、遠距離通園児がございまして、最長で20キロぐらい距離がございまして、送迎には相当の時間がかかるわけでございます。この時間について、お母さん方より送迎バスの運行を望む声が複数寄せられているわけでございます。

通園にあたっては、それぞれ家庭の事情の中で条例にあるとおり、大変厳しい状況をクリアした者だけが通園許可されるわけでありまして、今の状況からいきますと、就学前の1年、あるいは2年間の集団生活は、次のステップに進む小学校教育の前提ともなるもので、必要不可欠の過程と考えるものであります。

少子高齢化社会への現状の中で、今議会の冒頭、市長は市政方針の中で出生率が1.44、大変減少していますよと。人数も10年前と比較しますと、180人も減少していますよとい

うようなお話がございまして、これがこのまま推移するとは分かりませんが、近い将来、出生率の低下により、各地で園の統廃合は避けて通れない現象が発生するものと考え次第であります。

統合いたしますと、市の財政にとっては大変なメリットがあります。ライニングコストがなくなるわけですから、大変メリットあると思います。ただ、反対に先ほど申したように、保護者にとっては送迎によるデメリットが発生します。

この統合による大きなメリットの部分子育て支援策として、統合が行われます、この地区から通園する園児に対して、通園、送迎バスの運行を含めた支援をすべきと思うが、考えを伺うものであります。

それから、第2点でございます。

道路改良について、要望と取り組みについての考えを伺います。

増富温泉は一昨年末ころより観光、あるいはガンの血管障害の療養目的で訪れる観光客が、特に多くなっておりまして、ホテル、旅館は満員の状況が続いております。

また、同地にあります市営の増富の湯も、16年度は10万人を超える予想の入浴客で賑わっているわけでございます。

ただ、ここにいくまでのライフラインが大変急坂であり、あるいは狭隘な場所があって、住民の交通安全の確保、あるいは観光振興のためにも、特に次の個所の改良が必要であります。

改良を必要とする個所は3カ所と、私は見ておるんですが、申し上げますと、市道の日向という地区の入り口でございますが、塩川トンネルの上部約150メートル。それから日向と日陰にまたがる、通称ソリガミといわれる地名の場所でございますが、おのおの150メートルにスノーシェード、覆いですね、この新設を、あるいは若干、手前のほうも不足しておりますので、増設を望むものであります。昨年末から、大変降雪の日が多くて、道路が積雪と凍結によってスリップ事故も発生しておりまして、大変危険な個所と、私は思っております。

この道が唯一の通勤、通学の生活幹線道路でありまして、マイカーで通う地元住民、また公共の機関であります山梨交通バスも、特に山梨交通バスについては、手前で折り返し運転がたびたび行われるような状況でございますので、ぜひ、この対策を願うものであります。

それから、引き続きまして、温泉のすぐ近くでございますが、大変、このところは道路が狭隘でありまして、すれ違いにも、大変難渋するところでございます。それから、すでにあります道路ですが、補修で穴が空けば、すぐアスファルトで埋めるというようなことの中で、大変道路が波打っておりまして、これも道路の改良が必要であると、こんなふうに思うわけでございます。

もう1点は、現在は通行止めとなっております旧県道の早期整備でございますが、聞くところによりますと、あと1年半ぐらいで完了するというように言われておりますが、ここは通常は交通止めで、紅葉シーズンのみ、11月の2週間ぐらいの一定期間しか通行できないと、徒歩通行のみできるというような状況になっております。

以上3点につきまして、大変地域では改修を強く要望しておりますし、観光振興の面からも関係当局と協議の上、早急に改良されるようお願いするものでございます。

第3点でございますが、介護予防についての考えを伺います。

高齢化の一層の進展に伴い、北杜市としては17年度には各種介護予防の事業を実施する予定になっておりまして、機能の回復、あるいは維持、介護の予防に力点を置いた高齢者対策を

とっておくことも存じております。また、こういう過疎化が進んでいる当市、あるいは地域によれば3人に2人は高齢者と言われるような、私どもの地域については、やはり高齢者の方に日常生活が楽しく送れるような施策が必要ではないかと思えます。

そこで、日常的な介護予防運動は筋力の低下を予防して、足腰を強くなるような、継続すれば、大変効果のあることも事実であります。これが市全体で広範に、かつ多くの対象者で取り組み、一層の効果が期待できて、社会福祉費の負担減になるものと思われま。

この17年度の計画の中では、市の施設利用、あるいは保健師等の指導が中心となっておりますが、やはり実際に手足を動かす運動が必要ではないかと、かように思うわけでございます。そうした中では高齢社会とか、高齢者の会だとか、あるいは公民館などの社会教育機関、あるいは社会体育の体育指導員等の援助もできれば、非常に効果があるのではないかとと思われるわけでありま。

こういったことは最小の費用で、最大の効果が発揮できると思われまので、市全体で取り組むことが必要ではないか、かように思いまので、この介護予防について、具体的な方針がありましたら、お聞かせ願いま、かように思うわけでございま。

以上3点、申し上げまして、私の質問といたしま。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めま。

市長。

○市長（白倉政司君）

小林忠雄議員のご質問にお答えいたしま。

保育園の送迎バスについて、お尋ねいたいま。

送迎バスの取り扱いについては、建設時に保護者へのアンケート調査では、85%が送迎バスは不要、またはどちらでもよいとの回答をいたいま。当面、その結果を尊重し、従いたいまと思いま。ただ今後、市内の路線バスの利用もできるよう、検討してまいりたいと思いま。

将来、市内での統廃合が考えられまので、その都度、関係者と協議して通園対策を考え、検討していきま。ご理解をいたいまと思いま。

次に道路改良について、いくつかお尋ねをいたいま。

質問の道路については、議員ご承知のとおり、増富の観光施設へのアクセスはもちろん、生活ライフラインとしても、重要な路線であると思いま。あの地域は全国植樹祭もありました。先輩たちの大変な努力もありました。だいが、道路改良は進んだことは事実だと思いま。

最初に市道塩川東小尾線にスノーシェードの新設についまして、お答えいたしま。

県道葦崎増富線で塩川トンネルから日陰地内までの間、延長2,156メートルは県道の廃道処分計画を受けて、市道認定を行い、それに伴い、市道塩川東小尾線を県が県道認定を行い、県の管理となる予定でありまので、スノーシェードの新設について、強く県に要望していきたいと思いま。

次に東小尾地区から増富温泉までの県道拡幅と舗装改良についまして、お答えいたしま。

現在、県では防災工事を行っていま。また平成17年度から下水道管布設工事が始まいまので、その工事が完了後に舗装復旧を行う予定です。

県道拡幅についましては、地元の土地の協力が得られるならば、県に要望していきたいと思

ております。

次に、旧県道の早期整備による通行促進についてお答えいたします。

旧県道につきましては落石防護ネット、舗装復旧、ガードレール等の整備も終わり、近々市道認定を行う予定であります。現在の市道塩川東小尾線につきましては、県道認定となりますので、車の通行はこの県道を利用していただき、旧県道につきましては、増富観光協会とも協議しながら、市としては歩きながら散策できるような使い方を考えております。

次に介護予防について、お答えいたします。

介護予防事業の実施にあたっては、長寿者クラブや教育委員会の公民館事業との連携を図りたいかがとのことですが、平成17年度における介護予防事業は介護予防拠点施設を活用した筋肉トレーニング事業、水中運動教室、出前介護予防教室、家族介護支援事業、高齢者等生活支援事業をはじめ、多くの事業を計画しています。

介護予防の推進は、1つのセクションだけでできるものではありません。新年度においても、北杜市長寿者クラブ連合会、北杜市社会福祉協議会、体育指導員というご指摘もありました。JA梨北および新設する保健福祉士推進員との連携で事業を進める予定であります。今後はさらに各種組織との連携を深め、事業を実施していきたいと思っております。

ご指摘のように治療より予防が大切だとの思いで頑張ります。ありがとうございます。

○議長（清水壽昌君）

市長の答弁が終わりました。

28番議員、再質問はありますか。

小林忠雄君。

○28番議員（小林忠雄君）

先ほどの園児の送迎について、お答えをいただきました。

今後、一層、そういう方向でお願いしたいということと、併せてそういうふうになるだろうと、私は予想しているんですが、そうなったときにも、対応できるような考え方でお願いしたいなと、かように思うところでございます。

また、道路改良につきましては、ぜひとも、それを推進していただきたいと、切に願う次第でございます。

それから介護予防については、ただいまのお答えで十分、私のほうも理解できました。

なお、非常に介護予防ということは、これから非常に大切だろうと思っております。私事で恐縮ですが、私も水中パワーリハビリに行っておりまして、これからずっと継続していく予定なんです。大変、自分でやってみて、自分自身も効果があると、かように思っている次第でございます。

以上で終わります。

○議長（清水壽昌君）

以上で質問を打ち切ります。

これで28番、小林忠雄議員の一般質問を終わります。

次に20番議員、内田俊彦君。

内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

ただいま、本定例会におきまして、一般質問の機会を議長に与えられましたので、通告に従

いまして、私は4項目について質問いたします。

まず第1項目ですが、発達障害者支援法が本年4月からスタートいたします。市長は福祉事業について、高齢者や障害者をはじめとする、すべての市民が安全で安心して暮らせる生活環境の整備を望んでおりますと、所信表明で述べられました。

本支援法は自閉症、学習障害、注意欠陥、多動性障害、アスペルガー症候群などの発達障害者の早期発見、ならびに支援することが目的であります。俗に言いますと、登校拒否の児童生徒もかなり、この中に含まれるものと思います。

都道府県、また政令都市単位での対応が基本ではありますが、発達障害者にとって、初めて光の当てられた事業になることと思います。

自閉症、発達障害と呼ばれる方には、極めてIQの高い人がいることは事実で、個人的には名前を述べることはできませんが、数々の発明をしたり、ノーベル賞を受賞された方もいらっしゃいます。

発達障害者は低年齢で表れることが多く、文部科学省の調査では小中学校生徒の全体の6%に上る可能性があると言われ、山梨県でも5%以上、大体5.9%ぐらいと聞いております。

発達障害者に対しては、幼児期から学歴、就労まで一貫した支援策が必要になります。それには教育、福祉、健康、就労などの関係機関が連携し、一人ひとりの状況に応じた個別指導を行うなどの対応が欠かせません。栄える家、集落、町、国は障害者とともに、今まで歩んできたことと思っております。北杜市としても無関心でいられないことと思います。同事業にどのように、今後取り組んでいくか伺います。

2項目めでありますが、現在、建設中の須玉統合保育所、先ほども小林忠雄議員が質問されましたが、本年7月15日に完成予定であります。平成16年、17年にわたり、6億6,141万3千円を事業費とし、210名の定員。屋内プールも設置し、近くには日本サッカー協会が認定いたしましたキッズプログラムの芝生のグラウンドもあります。

建設にあたりまして、立派な施設を造るとともに、安心して預けられ、保育時間の延長や働くお父さん、お母さん、父兄の要望に応じていくために、アンケート調査も行い、統合を行うために地域の理解を得てまいりました。近くには市立病院もあり、医療の充実も期待されます。また、市立病院で働く若い看護婦さんも、我が子を安心して預けられることと期待しております。

県内でも規模、施設、その運営が注目される場所でもあります。市内、県内外のモデルとなるよう、北杜市立須玉保育園がその目的を達成するための具体的な運営、細則をお伺いいたします。

3項目めとして、北杜市における小中学校のスポーツ少年団、また部活動の状況は少子化や指導者不足のため、活動の内容の低下、また休部も考えられる種目もある状況であります。韮崎市には、総合型のスポーツクラブがあり、NPOが運営している部分もあります。

私は実は昔からサッカーをしてきたわけですが、サッカーに関して言えば、現在、八ヶ岳スポーツクラブが、八ヶ岳北杜グランデフットボールクラブと称し、NPOの設立準備中でもあります。

本市の状況は現在、中学校入学と同時に甲斐市、竜王のフォルトナや韮崎スポーツクラブ、八ヶ岳スポーツクラブに属する選手も何人かいます。これらの選手は中体連の主催の大会には、参加できないこととなっております。また、こういったクラブの所属の生徒の中には、本市の

生徒になりますが、ナショナルトレ選にも招集されている選手もいます。

小学校から中学校へと心身ともに向上する時期に、スポーツに親しむことは、その後の人間形成において、計り知れないプラスになる影響があることと思います。学校体育の時代から、地域スポーツ型に現在、変わりつつありますが、北杜市としても、その見極めは極めて難しいことと思います。

北杜市として未来ある子どもたちのために、なんらかの対応をしていかなければならないと思いますが、いかがお考えか伺います。

4項目めですが、12月定例会において、地域を結び、1つの市として一体的な都市づくりを進めるため、地域交通ネットワークの整備計画を進めていきたいと所信表明で述べられました。

交通手段の確保は市民にとって重要な問題であり、即合併してよかったとか悪かったとかというような評価につながる問題でもあると思います。市営バス再編計画の作成と実施計画への内容、実施目標年月日を伺います。

これは通告の時点では、計画表も出ていなかったようですが、その対応は時刻表として、各家庭に今、配られているさなかだと思いますが、詳しい状況をよろしく願いいたします。

以上4項目について、質問いたします。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

内田議員の発達障害者支援について、お答えいたします。

発達障害児の早期発見のため、4カ月、7カ月、12カ月児、また1歳6カ月、3歳児の健診を実施します。この中には小児科医、保育士、心理相談員などの専門家をお願いし、それぞれの専門の目で親子の観察を行い、障害者や虐待、保育不安などの発見を早期に行うよう、考えています。また、保育士が定期的に保育園と連携をとり、障害が懸念される園児の早期発見に努めます。

障害が予想される場合は、2次機能として発達相談事業を実施し、定期的に経過を見ていくとともに、保健所で行われる子ども療育発達相談事業を紹介し、より専門的な支援を行いたいと思います。

次に須玉統合保育園の運営について、お答えします。

現在、建設中の須玉統合保育園は本年7月15日に完成予定になっております。保育時間は8時30分から4時30分、また土曜日は8時30分から12時30分までとなっております。働く保護者のために、朝7時半から夕方6時30分までの延長保育を実施します。また一時保育、障害児保育、休日保育、相談業務も実施していきます。

施設が新しくなり、乳幼児および障害児をより積極的に受け入れることができるようになります。園児たちも、新しい保育園で伸び伸び、たくましく育てほしいものであります。

次に全国的な少子化になっている現在、小中学生の体力低下、スポーツ離れが進んでいます。スポーツ少年団活動につきましては、各単位団の団員数は減少傾向にあります。小中学校と、さらなる連携を図り、スポーツの必要性、重要性の啓蒙を進めます。

中学校の部活動は、子どもたちが減った今後、中学校単位から学校間での連合クラブを考え

ないと、存続が危惧されるところであります。

ただ、内田議員も一緒に参加したのでありますけども、先日の須玉小学校の卒業式で、卒業する子どもたちが誓いの言葉を述べていました。サッカー選手になります。中学校へ行ったら、勉強にスポーツに頑張りますと、そんな卒業生の決意が多く述べられたのが、原っぱ教育を推進する私としては、大変印象的に聞かせてもらったのであります。

スポーツ少年団には、指導員が大切です。指導者につきましては、県および市体育協会の各種専門部と連携協議しながら、指導者の確保、育成に取り組んでいきます。

最後に市営バス再編計画の策定と実施について、お答えします。

市内には現在、高根、長坂、大泉の市営バスや福祉目的の公共循環バスのほか、山交が運行する民間バス路線など、さまざまなスタイルの公共交通機関が混在しております。

この現状において、市営バスの運行にあたっては住民の移動ニーズを的確に把握し、公共交通手段の目的を明確にした上で、地域の特性に合った運行体系を再構築する必要があります。このため、平成17年度において、北杜市地域公共交通再編計画を策定するものであります。

具体的な取り組みとしましては、地域公共交通に対するニーズや料金負担の考え方を把握し、既存路線の見直しや路線新設など再編計画に反映させていきたいと考えております。

安全性、利便性、効率性をふまえ、運行開始に向けての準備事項や調整事項の整理が完了したところで、早期実現を目指す所存であります。

以上であります。

○議長（清水壽昌君）

市長の答弁が終わりました。

20番議員、再質問はありますか。

内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

再質問を行います。

まずはじめに、統合保育所の問題であります。時間体系が8時半から4時半、土曜日が8時半から12時半、延長保育として朝7時半から6時半までというような時間体系ということですが、私も須玉の時代は、この時間体系について、統合すると。当然、職員も現在、津金、多麻、若神子、そして現在の穂足という4カ所の保育所の、職員がいると。その職員は統合所に皆さん、来られるということもあまして、交代制もとりながら、朝早くから夜遅くまで、時間を延長しようという形で進めてまいったと思います。

その中で出た案なんです。朝7時から、そしてまた9時くらいまでやろうではないかというような話も出たわけでありまして。

あまり夜中というのも子どもにとって影響がありますので、それはどうかという問題もありますが、現実として、朝お勤めに行くお父さん、お母さんは、この地域ですといいんですが、7時半の時間ですとか、会社に間に合わないというような状況も生まれますし、また、午後、夕方6時半ですと、子どもが帰るのにちょっと厳しいかなというような時間でもあると思います。

このへんについて、ぜひとも、私はもう一度、検討していただきたいと思いますが、いかがお考えか。それを1点、伺います。

続きまして、スポ少の関係、クラブの関係なんです。小学校の時代は、意外と対象者が3年、

4年、5年、6年ということで、なんとか存続しているような地域がほとんどであると思います。泉については、ちょっと厳しいかなというのが、今、サッカーにおいては現状であるなど思っておりますが、しかし、中学生においては竜王にも行ってしまふ、葦崎にも行ってしまふ、そしてまた北杜市にも、今ハヶ岳スポーツクラブというクラブがありまして、そこにも行ってしまふと。かなり主力選手が分散してしまします。これについては考え方によっては、より上を目指すという意味では、1つの選択として、それはそれでいいんではないかと思いますが、残された、実は生徒もいます。残された生徒については、当然クラブに入る。経済的な余裕や送り迎えができないというような理由で、クラブに入れられないという生徒が、大半を占めているのではないかなと思っております。

そういった子どもたちの対応も、先ほど統合、連合というような話がありましたが、そこらへんについても、なるべく早いうちに、結論を出すということが、今後、子どもたちにとって、いいことではないかと思っておりますので、質問させていただきます。

3つ目ですが、市営バスの件ですが、こういった時刻表が今、各家庭に配られているところであります。これをちょっと見させていただきましたら、高根バスというところで、朝6時30分に百観音を出発いたしまして、最終的に北杜高校、長坂駅、そしてまた葦崎工業というのが、どうもこの1路線になっているようでございます。

細かいことはまたあとで検討していただきたいんですが、これを見る限り、これはあくまでも現場で対応したのでなくて、机上の上で、おそらく職員が一生懸命になって、これをつくったと思います。

私が考えるに、こういったものを今後つくるのにあたっては、当然、交通機関の各民間の会社が北杜市に何社かあると思います。そういった会社の現場の声を聞けるような検討委員会ですとか、会議ですとか、そういうものを開きながら、こういったものは進めていくほうが、今後いい結果になるかなと、そう思います。そしてまた、こういった業者の人たちというのは、当然、おそらく、この路線を今も実は運行をしていたんではないかなというようにも考えられます。

できれば、その人たちに1つの集団化というか、組合化というか、そういう形をとりながら、担当がそこと話し合いをしたりして、担当者がつくるのではなくて、その人たちがつくってもらうと、俗に言うアウトソーシング的な考え方が、今後バス路線に限らず、必要になってくるのではないかなと思います。

北杜市の職員は、正直、夜遅くまで、こうこうと電気をつけて、市民を守るために、使命感を感じて仕事をしていると思います。しかし、それだけでは、もう限界が、私はきています。ぜひとも、民間活力を大いに利用して、こういったことはつくっていただきたいと思いますが、この3点について質問いたします。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

内田議員のご質問を聞きながら、政治は生きているなど。悩みは尽きないなど、率直に思います。

いずれにしましても、家庭環境がだいぶ変わってきまして、核家族化も進みました。そして、

またいろいろな意味で社会環境も変わってきたし、女性の社会参加をはじめとして、経済活動も拡大してきていることは確かであります。

そういった中で、子育てをどうするかという問題でありますので、当然、保育園の延長保育も弾力的に考えていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、スポーツクラブに関連して、またご質問をいただいたのでありますけれども、中学生に限らず、小学生とて1つの学校単位では、スポーツクラブがつくれなくなっているという実際であります。

したがって、なんとかスポーツクラブといわず、スポーツ人口を若い子どもたちに芽生えさせたいと、さっきそういう思いで、須玉小学校の卒業の例を挙げたわけでありまして、いずれにしても、例えて言えば、各小学校で順に児童館議論が、この市議会の議場でも、かなりなされておりますけれども、児童館のあり方も考えなければならないと思っております。

児童館へ入って、その児童館の中でいいのかと。その子どもたちを、できれば学校のグラウンドで飛び歩かせたいということも考えていかないと、このような問題は解決していかないと思うわけでありまして、私の主張していることを、大変くどくど申し上げるわけでもありませんけれども、そういった意味での原っぱ教育といいたまいますか、野外といいたまいますか、今どき、子どもたちが私たちのふるさとでも、野外で飛び歩いているのを見かけなくなっているような気もするわけでありまして。

そういう意味で、内田議員もスポーツクラブの必要性を強調したんだと思っておりますけれども、併せて児童館の運営のあり方についても考えていかなければならないなというふうに思ったところであります。

それから3つ目に、バス路線の今回、17年度の運行計画やら路線について、あるいはまた時間について、いささかご指摘をいただいておりますけれども、私どもとしても、いろいろの人たちの意見も聞き、経験も生かし、いろいろな人たちの意見も聞いて、17年度は、このような路線と時刻表を限られたバスの中で計画したわけでありまして。

1年間といわず、当面、これで運行させていただきまして、不便な点やら問題がありましたならば、素直に見直しをしていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

20番議員の残り時間は36秒です。

まだ、質問はございますか。

内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

36秒、フルに使わせていただきますが、バス路線の件についてですが、これは担当の方に聞きたいんですが、今後、決めていくときに、先ほど私が言ったように民間の力を使うということで、検討できるかどうか。よろしく願いいたします。

○議長（清水壽昌君）

企画部長。

○企画部長（坂本等君）

お答えします。

本年、平成17年度につきましては、バスの再編計画、これをきっちり持ちながら、この複

雑な市内を飛び交っているバスの再編を考えていくことになっております。

そのときに、やはり我々職員の部内的な事務方だけの計画では、現場の運行状況に合致しないわけで当然でございます。そのために、北杜市の中で旅客輸送業に関わりますような、業者の皆さんには組合といいたしめようか、1つの組織づくりをお願いして、主たる業者が皆さんのところに、ちょっとその話もお願いをしてございます。

近々のうちには、またそのような結成のような話し合いも検討してまいりたいという返事もいただいた部分もありますので、これから早急に、そういうプロというような、業者の皆さんの意見、ノウハウを聞きながら、実態に即して、最も効率よく、市民の皆さまに親しんでいただけるバスの運行計画について、いろいろ検討して、本年は一応、計画をもつ1年というように、新年度を捉えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

以上で質問を打ち切ります。

これで20番、内田俊彦議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

2時20分に再開いたします。

休憩 午後 2時09分

再開 午後 2時20分

○議長（清水壽昌君）

再開いたします。

一般質問を続けます。

11番議員、小尾直知君。

小尾直知君。

○11番議員（小尾直知君）

それでは、一般質問をさせていただきます。11番、小尾直知でございます。

私は今回、1点でお願いしたいと思います。

指定管理者制度について、地方公共団体の設置する公の施設の管理を民間事業者にも行わせることができることとされた、この制度は平成15年9月から施行されています。施行の日から3年後、平成18年9月までに、旧制度の管理委託制度から指定管理者制度へ移行することとされています。

公的施設の管理運営については、これまで一部の公共的団体などにしか委託することができませんでした。しかし、この制度の導入により、今後は民間の事業者、NPO法人、ボランティア団体なども含めて、広く公募し、費用、企画などの提案内容から判断し、よりふさわしい施設の管理者を決めることができるようになりました。

近年では体育施設、福祉施設などの運営において、民間事業者により十分なサービスの提供が行われており、効果的、効率的な手法を公の施設にも活用することが有効と考えられ、経費削減や利用者に対するサービスの向上などが期待できます。

現在の公の施設の管理運営を委託している施設について、今後、その施設がどうあるべきかを検討するとともに、地方自治法に基づいて、3年以内に指定管理者制度を導入する必要がある

ると考え、以下の点について、質問をいたします。

まず1つ目は、市内の公の施設の数と財政の負担状況をお知らせいただきたいと思います。

2つ目は、今後これらの施設、市内の施設がどうあるべきかを検討するとともに、どのような対応を考えているか、お答えいただきたいと思います。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

小尾議員の質問にお答えいたします。

公共施設の指定管理者制度につきましては、地方財政の悪化を背景に、民間にできるものは民間にまかせるという考え方から導入されたものであり、多様化する住民ニーズに、より効果的、かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものであります。

このため、地方自治法が一部改正され、現在、管理を委託している施設は平成18年9月1日までに、自治体は新制度のもとで指定管理者を選ぶか、直営かを定めることとなります。

質問の市内における公の施設数につきましては、ちょっと言いにくいんですけど、約273施設であります。また、財政負担状況につきましては、管理委託料だけで管理している施設、管理委託料以外に、電気料などの必要経費を市が負担している施設、使用料を徴収している施設など、さまざまな形態で管理がなされていることから、今後、指定管理者制度を導入するかどうかも含め、各施設ごとに検討を行い、行財政改革の中で検討してまいります。

利用しやすく地域や住民に密着した施設であるとともに、経費を節約し、財政負担の軽減を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（清水壽昌君）

市長の答弁が終わりました。

11番議員、再質問はありますか。

小尾直知君。

○11番議員（小尾直知君）

今の財政負担の状況ですけれども、いろいろの種類があるということですけども、大雑把に、おおよそ、どのくらいかということ、ちょっとお願いしたいと思いますが。

○議長（清水壽昌君）

企画部長。

○企画部長（坂本等君）

小尾議員さんの、財政負担の状況でございます。

市長の答弁にもございましたように、相当数の施設がございまして、管理運営形態も大変複雑になっております。その中で、平成16年度、本年度がもうしばらくで終了いたしますので、1年間の経費の状況等のとりまとめもいたしているところでございます。

その中で、1つご参考と申しましょうか、1つの例をとりますと、手元の資料、取り寄せてありますが、例えば須玉のふれあい館、図書館を含めた施設でございますが、そのふれあい館

を1年間維持管理、運営をするために、人件費、それから光熱水費、そういう必要経費等を含めると、3,350万円ほどの経費を要しております。1つの館を運営するのに、年間でこのような経費が、財政投入をするわけですが、その中には施設を管理する業務員2名おるんですが、そういう方たちの賃金関係、それからあと、複雑な機械設備を用意しておりますので、その機械設備の保守、メンテナンス料金、そのようなもの。それから、先ほど申しました水道料、電気料、そういうものを合わせまして、かなりの金額になったわけですが、

大なり小なり、273という施設を有しておる本市の公共施設の状況でございます。市長の答弁にもございますように、これから行財政改革等の中で、施設の管理運営の、最も効率よい方面を模索してまいりたいと思っております。

また、全体の集約等につきましては、集計ができたときに、お知らせをしたいと思っております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（清水壽昌君）

11番議員、まだ質問はありますか。

小尾直知君。

○11番議員（小尾直知君）

最後ですけども、1つ聞いただけでも、これだけですから、相当な金額がかかっているというふうに、この明細については、またあとで、はっきりした段階で出していきたいと思いますが、これには人も含めて出していきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（清水壽昌君）

以上で質問を打ち切ります

これで11番、小尾直知議員の一般質問を終わります。

次に26番議員、中村勝一君。

中村勝一君。

○26番議員（中村勝一君）

26番、中村勝一です。

大きく2点について、質問いたします。

まずはじめに原っぱ教育の取り組みについて、いくつかお伺いしたいと思います。

現在、家庭教育の重要性、それから児童生徒の安全管理、山梨県の高等学校教育についての入学者選抜制度に関わって、学区制、総合選抜制度の見直し、また国においてはゆとり教育の見直し等、教育の在りようが問題視されております。

このような中であって、市長は所信表明で文化に輝く地域には人が集まり、地域が発展するとの信念で、教育力の大切さを7つの杜の第1に掲げました。その取り組み姿勢には敬意を表します。

その中で思いやりを持ち、人に迷惑をかけない温かい心の育成、汗をかくことの尊さや協調性を育み、心身ともにたくましい子どもたちに育てることが重要であるとの考えに立ち、原っぱ教育の必要性を強調しておりますが、特に家庭教育、学校教育のそれぞれにおいて、具体的にどのような教育内容を考えているのか、市長にお伺いいたします。

また、市内には小学校14校、中学校8校と多くの学校があります。本来、学校の教育活動

は地域の特色を生かして、地域との連携の中で校長をはじめとする教職員にまかせるべきであります。

しかし、北杜市としての学校教育において、原っぱ教育の根本理念を生かした共通教育活動ができるための取り組みは大切であります。また、そのことが北杜市の教育の特色ともなるはずです。

市内22校が原っぱ教育についての共通理解を持ち、教育活動を実践するためには県の教育委員会の指導に重点を置く教育事務所の指導主事のように、市の教育内容を各学校に実践していただくための、市独自で指導主事を設置すべきと考えます。

また、原っぱ教育実践のための実践校を設けたり、教員が同一の目標に向かって取り組むための教育研究活動ができるように、予算づけを考えるべきと思うが、市としてどのように考えているのか。

なお、市の教育委員会として、原っぱ教育の実現のため、学校現場に対して、どのような取り組みを行っているのか。また、行おうとしているのか、お伺いいたします。

次に災害時の避難場所となる市内小中学校の耐震状況について、お伺いいたします。

平成14年、本市全域が震度6弱以上の地震度が予想される地域防災対策強化地域となりました。安全、安心で明るい杜づくりの中で、地域防災計画の策定、災害物資の各総合支所への備蓄と、17年度予算でいち早く計上したことは、市民が安心して暮らせる施策への取り組みの第一歩と考えます。

地震災害が起きたときは、市民はまず居住地の第1次避難場所に集合し、その後、区長、または班長の指示で近隣の小中学校、または公共施設に避難することとなります。

先般、大規模地震対策の1つとして、文部科学省は建築の専門家で作る協力者会議で、公立小中学校の校舎や体育館などの耐震化について、協議を依頼したと聞いています。

その結果、施設の建て替えのみでなく、壁などの補強による耐震化を5年以内で、重点的に進めるよう報告されております。

北杜市内の小中学校で、耐震基準をクリアしている施設が各町ごとに最低1つは必要と考えます。そこで、避難場所である市内小中学校は22校あるわけですが、現在、耐震基準設計になっていない学校の数、また、それらの小中学校の耐震診断、耐震工事への取り組みと計画について、どのようになっているかをお伺いし、私の質問を終わります。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

中村議員のご質問にお答えします。

最初に原っぱ教育への取り組みについてであります。原っぱ教育の目的は思いやりの心、人に迷惑をかけない温かい心の育成、汗をかくことの尊さ、人との輪を大切にする協調性の育成など、心身ともにたくましく、健全な心の育成を目的としています。

そのためには家庭教育、学校教育を問わず、全国に誇れる北杜市の恵まれた大自然との関わりを日常の生活習慣の中で定着させることが大切だと思います。特に健全な心の育成には三つ子の魂百までと、幼少期の家庭教育が大切だと言われております。

普通の生活習慣の中で、親子が一緒に自然を体験するよう、何気なく親が心がけることが大

切だと思えます。社会教育としては生涯学習と連携をとり、地域公民館活動や社会体育活動との連携のもと、子どもたちに自然とのかかわりを持たせ、自然の中で生活体験をさせることが原っぱ教育であると思えます。家庭教育だけにこだわらず、地域教育とも結び付けたいと思えます。

また、学校教育については組合立を含めて、22の学校の個性を尊重しながら、総合学習や地域との連携の中で、工夫をしてプログラムをつくれるよう、支援と指導をしたいと思えます。

特に、これからの学校教育においては北杜市の特色、自然との関わりの中で精神的に強く、健全な心を養い、道徳観の備わった子どもの教育をしたいと思えます。

市独自でセンター校に指導主事の設置には無理があると思えますが、実践校を設けることは可能だと思えます。

いずれにしても、自然と関わりを持つ体験をする教育こそが原っぱ教育であり、学校の工夫を凝らしたプログラムを積極的に支援していきたいと思えます。

次に小中学校の耐震工事について、お答えいたします。

市内小中学校21校のうち、明野小学校屋内運動場だけが未診断のため、17年度で予算計上させていただき、実施する予定であります。この耐震工事施工が必要な建物は、昭和56年以前の建築で、未改修の建物であり、昭和57年度以後の建築については耐震性があると推定されております。

診断がすでに実施されていて、耐震工事を施工していかなければならない学校は8校であります。

ただ、私たちの、このふるさとはこの間、新聞にも載っていましたが、フォッサマグナが、構造線が走っている武川、白州地域を中心に心配はありますけども、変にあおる必要はないと思えます。歴史的に見ても、私たちの、この北杜市の地は地震も少なかったと思えますし、地盤的にも強い地域だと思えます。ただ、備えあれば憂いなしであります。備えていきたいとは思っています。主要事業計画に基づき、耐震補強工事を実施し、地域の防災拠点となること、および児童生徒の安全を確保していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（清水壽昌君）

市長の答弁が終わりました。

26番議員、再質問はありませんか。

中村勝一君。

○26番議員（中村勝一君）

2点ですが、1点目がただいまの答弁の中で指導主事を置くことは不可能。そのことについて、ぜひ、平成17年度は不可能ですね。ですが、18年度以降に考えてほしいなと思えます。すでに本市においては、市単独で雇用している教員がいらっしゃるわけです。6名ですか、7名でしょうか。そんな形になっているわけですから、ぜひ、割愛人事という、あの方法で、来年度指導主事を置くことを検討していただけたら、大変ありがたいなと、そんなふうに思っております。

それから、その次ですが、そのことについてですが、これは教育長に答弁していただきたいわけですが、原っぱ教育について、昨年度末から、この4月、またスタートするわけですが、各学校に対して教育委員会として、例えば校長を集めて指導をしたとか、または予算づけのた

めに、こういうことを気を使ったとか、そんなことがあったら出していただきたいし、そのことこそが、先ほど、答弁の中で市長の言う、北杜市の教育の特徴になるんだろうと、そんなふうに思います。

その2点について、再質問をさせていただきます。

○議長（清水壽昌君）

市長。

○市長（白倉政司君）

指導主事の設置については、私が答弁すると厳しくなると思いますので、教育長のほうから答弁させます。

○議長（清水壽昌君）

教育長。

○教育長（小清水淳三君）

中村議員の再質問にお答えをさせていただきます。

市長がお答えされました最初の答弁、指導主事の設置という部分でございますけども、この質問の中から、私どもが解釈した部分で、市独自でセンター校に指導主事をという理解をいたしましたから、センター校に指導主事の設置というのは、ちょっと無理があるかなという答弁でございます。そんなことで、センター校への単独指導主事の設置というのは、無理があると。

将来については、先ほど市長が答弁したとおり、センター校以外のところについては、いろいろな協議の中から原っぱ教育を十分推進していくということで、教育委員会が果たす役割は大きいと思っております。学校指導をしていく必要があると思えます。

それから、そんなことで、指導主事の設置については、センター校という理解であったから、ご理解をいただきたいと思えます。置くことは無理だという答弁でございます。

それから、各学校への原っぱ教育の徹底でございますけども、私ども今、教育委員会が強く求めて、学校教育に求めている部分につきましては、すでに毎日のように報道されております青少年を取り巻く事件、事故、そうしたものが取りざたされておるわけなんですけど、幸いにも、この自然豊かな北杜市の中で体験をさせるということが、まず一番大事ではないかと。それと併せて学校教育だけにとらわれることが、果たしていかなものかなと。先ほどの答弁にもございました、三つ子の魂百まで。そうした家庭教育があつてこそ、また学校教育の原っぱ教育、あるいは体験教育、そうしたものが、子どもの人間形成の上で、非常に大切だと、こういう考え方を持っております。

今回、ご案内のように、11月、北杜市が誕生したわけでございます。まだまだ、22校の横の連携をとるには、十分な期間を、まだ要しておりません。しかし、一日も早くということで、新年度スタートと同時に校長会を招集して、各学校へ北杜市の教育の方針を伝達、指導していく予定でございます。ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（清水壽昌君）

26番議員、まだ質問はありますか。

中村勝一君。

○26番議員（中村勝一君）

では希望を混ぜながら、再々質問をさせていただきますが、ぜひ平成18年度、センター校へ指導主事をというのではなくて、市として原っぱ教育を22校に広げるために、ぜひ、その指

導をする指導主事的な役割をする方を考えていただきたいなど、そんなお願いをしまして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

以上で質問を打ち切ります。

これで26番、中村勝一議員の一般質問を終わります。

次に8番議員、鈴木今朝和君。

鈴木今朝和君。

○8番議員（鈴木今朝和君）

8番、鈴木今朝和です。よろしく申し上げます。

北杜市も誕生して、5カ月を過ぎようとしています。小淵沢町の合併調印も終え、新北杜丸として、いよいよ三位一体改革の厳しい大海に出航することになり、これから荒波を越えていくわけですが、市長には大いにキャプテンとして、期待をしますところであります。また、私も議員として、そのこぎ手の一人として責任を感じる一人でございます。よろしく申し上げます。

私は教育体制の整備のほか、3件について質問するわけですが、今中村議員の質問と、かなりダブっておりますので、教育の現状を話しながら、さらにお願いをするということで、話を進めていきたいと思っております。

今、教育の現状はゆとり教育という中で、学力低下、それから不登校の問題、それから学校内での殺傷事件、山梨においては指導力不足の教員の認定、それから高校学区の撤廃など、大いに荒い波が非常に教育現場へ押し寄せております。

そういうときに、我が北杜市は合併をして、小学校14校、中学校8校、計22校、児童生徒数3,800人。職員、学校職員も含めて約400人という大世帯になりました。

皆さんはご存じのように、北巨摩は元来教育熱心でございます。何がなくても子どもには教育をとという気風が旺盛で、先人たちは常に山梨教育の中心として引っ張ってきました。

そういう中で、市長は施政方針演説の中で、先ほど原っぱ教育について提唱いたしました。私もまったく賛同する一人でございます。将来の夢のある躍動する北杜市の基礎となるのは教育であり、人づくりであると確信しております。

このたび、平成17年度の教育施策では明野中学校、須玉中学の屋内体育施設などを含め、総予算の14%が教育関係予算であります。ソフト面でいまいち、何をすることがはっきり見えないのが残念でした。

私は今、北巨摩のよき伝統の上に市長が提唱する教育力を高めるには、まずもって、先ほど市長ならびに教育長がおっしゃったように、教育体制、教育整備がまずはじめだと思っております。その1つに、今中村議員がお願いをした指導主事の派遣をと。市独自で指導主事の派遣をとということが、一つあるかと思っております。山積する教育課題に、教育委員会がリーダーシップを発揮し、北杜市22校の教育現場に即した支援体制を整え、きめの細かい指導助言が必要だからです。

また、先ほどちょっと出ましたけども、指導力不足の教員の研修、あるいは北杜市教職員、ならびに学校職員400人になりましたが、その職員のメンタルヘルス、人事など、現在の教育委員会の体制では大変です。そこで、指導主事も含め、人事管理担当の主事もぜひ配置して

ほしいと思うわけです。

この主事の配置については、先ほど出ましたけど、甲斐市、南アルプス市、笛吹市、甲府市、吉田など、もうすでに実施、あるいは17年度から置く予定になっているそうでございます。

第2に、先ほど出ました北杜市22校の教職員全員が参加して組織する研究協議会みたいなものを立ち上げてほしいということは、先ほど中村議員がおっしゃいましたけど、このように、非常に難しい教育現場において、教職員の能力とか資質の向上が求められております。もちろん、教師自身の自らの研修はもちろんです、お互いに切磋琢磨しながら、それぞれの教員の力量を高めていかなければなりません。

不登校、学力低下など、山積する教育課題に対して、北杜市22校が情報交換をし、学習指導、生徒指導などの研究を進め、教師一人ひとりの力量を高め、学校間格差をなくし、全体のレベルを上げるために、ぜひ、この研究協議会の組織化は必要だと思います。

教育こそが活力ある北杜市の基盤であり、そのために大胆な教育施策を展開し、予算計上をぜひお願いしたいと思うものであります。

次に児童虐待につきましては、昨日、小澤議員の質問で大体、答えをいただきましたが、しかし、今の実態をまだ、きちっと捉えていないのが、一般に現状でございます。

私も北杜市の主任児童委員というような関係もありまして、こういうことで、かなり会議も出ましたけど、平成15年度の統計によると、山梨で約191件ぐらい、それから北杜市関係の北巨摩ですか、旧北巨摩では約11件ぐらい起きているという統計が出ております。

具体的に相談は甲府の児相、それから都留の児相で行っているわけでございますけど、もう収容する施設がいっぱい。それから、指導する指導員が不足していると。そういう緊迫した中で、今度、法律の改正によって、一時的に各市町村に窓口を置くということになりました。それに対して、昨日も答えがありましたけど、それから虐待を受けた児童等に支援を行う市町村ネットワーク、地域の連絡会議みたいなものですけど、構築をするということが法定化されているわけですけど、これについても、昨日、お答えをいただきましたので、よろしく緊急のうちに体制を整えていただきたいと、こう思います。

次に防災体制について、お伺いします。

ただいま市長がちょっと安全だと、このへんは安全だというような発言がありましたけど、これはちょっと、おかしいことで、中越にしてもスマトラ、福岡、今日もスマトラで、今朝方、地震がありましたけど、いつ、どういうときに起きるか分からないのが、大きな被害でありまして、震度7以上の東海沖地震、あるいは直下型の首都、直下型の地震は約70年から100年の間隔で起きるといわれています。その間隔は、もう過ぎていると。いつ、どういうときに起きても、不思議でないと言われる今の現状でございます。

北杜市は全域が地震強化地域に指定されており、できる限り万全の体制をしていくことが急務であると、私は思うものであります。

防災について、次の3つの点について質問いたします。

まず役所の職員の中に、あるいは係に防災専任職員を配置して、災害発生時のときに緊急に対応でき、あるいは地域防災計画の作成、修正、防災体制の中心として取り組みをやるように、ぜひしていただきたいと思います。

今までは、どの市町村も総務課の一役員としてやっていたわけですけど、もう、そういう時代ではないような気がいたします。

それから、次ですけど、地域防災計画の作成については、もう今年度、予定に入っていて、計画をするわけですけど、内容や、あるいは予定のあれはどうかということも質問させていただきます。

同時に防災マニュアルとか防災マップの作成については、どうだろうかと。防災マップについては、地域委員会の中にも作成する地域もあるようですので、ダブって行わないように、ぜひ指導をお願いしてもらいたいと思います。

第3に老人の一人暮らしですけど、災害弱者と言われる老人の一人暮らし、障害者などの扱いについてでございますけど、災害時の対応についてどうするか、お伺いをしたいと思います。

防災については以上です。

それから、4つ目の問題ですけど、これは私の地元の長坂町中丸にあります清春四季の道というのが、平成13年度あたりから工事を進めているわけですけど、田園空間整備事業の一環で、県の事業で長坂でやっていると思いますけど、まだ、未完成だということで、その進捗状況や、今後の予定についてお伺いしたいと思いますが、完成しないうちに、もう一部が崩壊して、そのままになっていると。非常に地元としても、なんか切なく、大変な補助事業だなと。補助事業は分かるけど、なんかと責任を持ってやってもらいたいというようなことを思って、四季の道ですけど、まわりを見ているようで、下を見ると、大変穴が崩れているということがありますので、ぜひ、この点もよろしくお伺いしたいと思います。

以上、いろいろ質問しましたけど、最初の質問ですので、ちょっと緊張しましたが、よろしくお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

鈴木議員のご質問にお答えします。

最初に教職員の資質向上と研修についてであります。

先人たちが築いてきた峡北の地の教育力は継承して、また育てていかなければならないと思います。

政策の柱の第1であります教育文化に輝く杜づくりについては、常に心して頑張りたいと思います。特に北杜市内22の学校の教職員が共通の理解のもと、人づくり、教育に熱心である。ただいまも指摘がありましたが、何はなくとも子どものためにという峡北の伝統は、さらに磨きをかけてほしいと思います。そのためには、教職員の能力、資質向上が求められます。それぞれが自主的研修に励み、切磋琢磨して、教師としての力量を高め、22校、約3,800人の児童生徒の教育に力を注いでほしいと思います。

そのためには400人の教職員が共通認識を持つための研究協議会の組織化は、必要と考えます。この研究協議会において、教職員の能力、資質の向上が図られ、児童生徒の教育に還元されるなら、研究協議会に必要な助成も考えたいと思います。

次に市負担による指導主事、教育主事の設置についてですが、学校現場は不登校、学力低下、引きこもり等々、教育課題が山積していることは承知しております。特に多様化している社会の中で、学校を取り巻く環境は非常に厳しいことも認識しております。

すでに甲府市をはじめ、他の多くの市で市負担での指導主事および、教育主事の設置方針は承知しております。北杜市においても、将来の市を担う人間育成のために、22校3,800人の児童生徒の支援体制を整えるために、厳しい財政状況の中ではありますが、地域の教育力を高めるために、18年度より設置できるよう努力したいと思います。

次に児童虐待防止地域ネットワークの構築についてであります。先に17番の小澤議員の質問にもお答えしたところですが、児童家庭相談員業務は虐待を受けた子どものみでなく、障害時や非行児童に関する相談など、子どもに関するあらゆる種類の相談が含まれることとなります。このため医師、保健師、福祉事務所の各課、他の部局等および県の児童相談所など、連携を図っていかねばならないと考えます。

また学校、警察、病院など、虐待防止に関するさまざまな機関との情報交換も虐待防止につながると考えますので、地域を挙げて、子育て支援に取り組んでまいります。

次に防災体制の確立についてであります。議員ご指摘のように突発的な災害の発生が懸念されておりますが、北杜市は広い区域を有しておりますので、災害発生時における初動体制や災害情報の収集体制の確立が大事であることは承知しているところであります。

先ほど、中村議員の質問で、私の答弁で誤解があってもいけないと思いますが、基本的には八ヶ岳山麓とか茅ヶ岳山麓等々は、地盤が強い地域であり、そしてまた基本的には歴史的にそういう災害が少なかった。忘れたことくるということは承知しています。だから、さっき私も言いましたとおり、備えあれば憂いなしで備えていきたいということで、ご理解をいただきたいと思っております。

このことから、防災専任職員の配置については、今後検討してまいりたいと考えます。

次に地域防災計画の作成についてであります。平成17年度に地域防災計画を策定することとしており、県をはじめ、関係機関との調整を図りながら進めてまいりたいと考えております。

また、防災マニュアル、防災マップについては、地域防災計画の中には入りませんが、市民の意識高揚を図ることからも、災害に備えて防災の心得を確認するため、自主防災組織等を通じて啓蒙をしてまいります。

次に災害弱者に対する対応についてであります。最近の災害を見ると、高齢者や障害者など、いわゆる災害弱者が犠牲になる傾向にあります。県では弱者を支援する市町村の役割をまとめたマニュアルづくりを進めておりますので、それらも参考にしたいと考えております。

いずれにしましても、どこに災害弱者が居住しているか。行政区長をはじめ、民生児童委員、消防団、交通安全協会といった地域の諸団体との連携を取り、対応をしてまいりたいと考えております。

次に清春四季の道、事業的には田園空間整備事業と申しますけども、その進捗状況についての質問にお答えいたします。

県営田園空間整備事業につきましては、平成13年度から平成18年度までの6年間の事業であり、全体事業費は6億7,600万円。事業エリアは長坂町、大泉町、それに小淵沢町となっております。

事業内容は農村公園2カ所、コミュニティー施設2カ所、排水路2路線、遊歩道3路線と景観整備、看板設置等であります。

平成16年度までの事業費は4億6,500万円で、進捗率は68.8%であります。うち

清春四季の道については3千万円、進捗率20%となっています。

議員ご指摘の遊歩道につきましては、長坂町地内の大深沢川に沿って、清春地区を1周する全長3千メートルの周遊歩道の整備であり、当事業では2千メートルが計画されています。

平成14年度までに1千メートルの整備が実施され、平成15年度には橋を設置するための測量設計を行い、現在、県の河川課と協議中であります。

大変遅いということでもありますけども、平成17年度の国の個所づけ予算によりますと、厳しい中にもちょうど1億円、認められておりますので、ありがたい予算だと思います。

したがって、平成17年度、500メートル、平成18年度で残りの500メートルの整備を行い、完成する予定であります。

以上であります。

○議長（清水壽昌君）

市長の答弁が終わりました。

8番議員、再質問はありますか。

鈴木今朝和君。

○8番議員（鈴木今朝和君）

ただいまの市長の答弁、大変具体的な答弁でありありがとうございました。

平成18年から指導主事とか、そういう予算づけをして設置するというので、大変、よかったと思います。

それから虐待ネットワークにつきましては、もし組織して、役所に、市のあれに窓口が一応設けられるわけですけど、その周知徹底をやはり広報とか、一般的によく知っていただいて、いつでも対応できるという体制をぜひ、周知徹底のことをお願いしたいと思います。

それから、清春四季の道につきましては、今具体的な数字は出ましたので、これで私も一安心をして、地域へ帰っても「お前、何をしているんだ」と言われなくて、よかったと思います。

ありがとうございました。

○議長（清水壽昌君）

以上で質問を打ち切ります。

これで8番、鈴木今朝和議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

3時20分に再開いたします。

休憩 午後 3時07分

再開 午後 3時20分

○議長（清水壽昌君）

再開いたします。

一般質問を続けます。

19番議員、保坂多枝子君。

保坂多枝子君。

○19番議員（保坂多枝子君）

19番、保坂多枝子です。

3点について、質問いたします。

昨年は1年を象徴する言葉が、悲しいことに災いでありました。頻発する地震、台風、津波、温暖化による海水面の上昇など、私たちを取り巻く自然環境は大きく変化し、自然の驚異にさらされている昨今、危機管理は重要な課題だと思われます。

先ほどの鈴木議員と一部重なる部分がございますが、まず第1点目といたしまして、北杜市の安心で安全な杜づくりの基本計画について、お尋ねいたします。

ここ数年間に発生した自然災害の現場では、阪神や新潟の地震を例に挙げてみても、残念ながら、いつも被害が起きてからボランティアと行政が共同するシステムをつくってから対応しているのが現状です。災害対策には、いつ、自分の身のまわりで起きるかもしれないということ想定していなければなりません。

現在、行政や社会福祉協議会、ボランティア協会など各種団体がそれぞれの組織の中で防災活動、被災時の役割分担、連絡網の整備、組織の運営、支援体制の整備、防災マニュアルの作成等を行っていますが、緊急時には1カ所で、すべての対応ができるようなシステムをつくるのが大切だと思います。

県内各地でも、防災組織のネットワークづくりの動きもあり、専任職員を配置して、官民一体となった確固たるシステムの構築について、検討していただけるのか、お伺いいたします。

また、先ほども言われておりましたが、去る2月の京都議定書により世界的にも大幅な環境対策が重要課題となっています。ゴミの減量化やリサイクル、新エネルギーの利活用は本市、北杜市においても大きな目標として掲げられております。

そこで環境循環型新エネルギーの利活用について、質問いたします。

家庭から出るゴミの1つに、天ぷら油などの廃油からBDF、バイオディーゼルフューエルというディーゼルオイルが精製されます。これは一般の農機具やディーゼル車の燃料として利用できるものであります。

油は廃棄すれば地下汚染、水質汚染につながり、一般ゴミとして出す場合には凝固剤を使用しなければならず、その購入費と処理費用が多分にかかるわけでございます。

現在、高根町におきましては給食センター、各保育園、特養のみのもり荘、北甲斐亭、クラインガルテンなど町内主要施設や食生活改善推進員をはじめ、多くの方々の協力を得て、回収を行っております。

北杜市内の他町や韮崎市、小淵沢町においても改修が始められており、今後、広がる可能性があります。

このBDFはアトピーや喘息を引き起こすとされる有害物質を含んでおらず、私も実際にトラクターの燃料として使用してみたところ、天ぷら油の臭気のする白煙が排出されております。保管や販売に課題もありますが、市内を走る循環バスや公用車等の燃料としても価値のあるものと思われます。

また、先日の質問でも取り上げられましたが、合併前の高根町におきましても、各イベント時にリユース食器のシステムを導入できないかとの、議会での私の一般質問に対しまして、町主催の生き生きふるさとまつりや、かかしまつりなどにも実施していただきました。

私の住んでいる地区でも、各イベントには使っていただき、ゴミの減量化、リサイクルに対して、大いに関心が深まったことを実感しております。

積極的な導入をしていただけるといふ答弁を、昨日伺いまして、うれしく思っておりますが、一刻も早い導入を重ねてお願いしたいと思っております。

こうした、今まで培ってきたノウハウ、取り組みを視野に入れた環境循環型新エネルギーの検討を考えていただけるのか、お尋ねいたします。

続きまして、3点目でございます。

男女共同参画の進捗状況について、お尋ねいたします。

雇用の拡大、経済の安定、少子化対策などを含め、女性が偉くなるとか、女性のくせにといったようなことではなく、真の意味での理解を深めていく上で、男女共同参画の実現は今後の社会発展のために必要不可欠なものだと考えております。

合併以前の高根町では条例も制定されておりましたが、各町村においても、それぞれのプランや活動がなされておりました。合併して、5カ月ほど経過しておりますが、現在の進捗状況と今後の進め方について、お尋ねいたします。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

保坂議員のご質問にお答えします。

最初に安心で安全な杜づくりの基本計画の災害対策についてであります。福岡県西方沖地震のように突発的な災害に対応するため、議員ご指摘のように官民一体となった防災組織のネットワークづくりが必要であります。平成17年度策定する地域防災計画の中に、組織、支援体制、避難誘導など役割分担を盛り込み、地域の諸団体との連携をとりながら、万全な体制を整えてまいります。

次にリユース食器を導入して、ゴミの減量化を図る計画はとのご質問ですが、確かに環境問題への意識の高まりは、住民の皆さんから寄せられるご意見や要望の中に強く感じております。

リユース食器およびデポジット方式の採用につきましては、地域住民への啓蒙、啓発といった意味合いからも北杜市が主催するイベント等においては、積極的に取り組む方向で検討したいと考えています。

次にBDFを公用車等に利活用できるかのご質問ですが、北杜市では循環型社会の構築に向けての取り組みの一貫として、新エネルギーの活用について、早急に検討すべきとの観点から当初予算に、新エネルギー計画の策定のための経費を計上させていただいたところでもあります。

県内でも一部公用車、公共機関、あるいは民間の中で、いろいろなエンジンやら車に利用されつつあるとは聞いております。この中でBDFの利活用も含め、市の具体的な考え方を、その計画の中に示したいと考えています。

次に男女共同参画の進捗状況についての質問にお答えいたします。

合併前、旧7町村において、おのおののプランが策定されておりますが、今後は北杜市の男女共同参画推進プランを策定し、推進していくこととなります。合併後、北杜市においては県で実施する男女共同参画推進事業に、旧町村の推進委員等の参加をお願いし、推進しているところです。また、男女共同参画に関する機関誌、広報誌等により、周知を図っております。

この計画推進にあたりましては、行政、地域、企業等が連携を深め、社会全体で推進していくことが必要であります。男女がお互いの人権を尊重し、社会の対等のパートナーとして、その能力を発揮することができる社会の実現が必要と考えておりますので、これからも頑張りた

いと思います。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

市長の答弁が終わりました。

19番議員、再質問はありませんか。

保坂多枝子君。

○19番議員（保坂多枝子君）

第1点目の防災の件でございますが、民間一体となった、またボランティアを含めたという部分におきましては、時間とかお金とか、かかる部分もございます。それで、ぜひ専門の職員を置いていただけるかどうかという、希望もかねまして、答弁していただきたいと思います。

それから、新エネルギーの部分ですが、ちょっと公用車に実際使う前の、試乗というか、1回使ってみようなお考えがあるかどうかということで、お願いしたいと思います。

それから、男女共同参画の点につきましてですが、昨日、策定委員会の組織のお話をちょっとされたようですが、その細かい内容について、少しお聞きしたいと思います。

構成員が人選方法、それから人選の基準、男女別だとか年齢層とか職業とか、現場の声を聞くという意味では、ちょっとその部分をお聞きしたいと思います。それで、どのような考慮をなさって、その人選をしたのかということをお聞きしたいと思います。

それから市の担当は、どこになるのかということですが、県と連携というお話がありました。市の担当はどこになって、職員が何人。そして、男女共同参画を語る場面で、各町に女連協というのを立ち上げてあるようなんですが、そことの関連性をちょっとお聞きしたいと思います。

それから、予算化されていますが、主要な事業はどんなものなのかということ。そして、何事にも反省とか、見直しとかということは非常に大事なんですが、たぶん数字目標とか、そういうものを設けるとは思いますが、それを見直しする、評価という部分が盛り込まれているのか、盛り込む予定があるのかということをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

マイクの施設が悪くて、ちょっと聞きにくいところもありましたから、ことによるとすれ違いというか、間違っているのかもしれないけども、まず防災の問題に関係しまして、専門職員の配置の問題でありますけども、鈴木議員の質問のときでしたか、お答えしましたとおり、この問題については前向きに次の機会に考えて位置づけたいと思います。

今ちょっとご質問の中で、文言で出ましたけども、やっぱり基本的には非常時はボランティアといいたいでしょうか、地域住民の団結と助け合いが必要だと思えます。そういう意味からすれば、そのような啓蒙についても、市民に理解を求めていくつもりであります。

それから、燃料のお話で、試運転とか試乗してみないかというお話でありますけども、私は1回、正直、車を見させてもらったことはあります。さほど違和感なく、走っているのは、車では承知をいたしたところでありまして、そうはいっても、食料、廃油をはじめとして、一生懸命、そういう時代づくりをしていく民間のボランティアに対しては、大変敬意を表した

いと思っております。

あと3番目と4番目が正直、失礼ですけども、ちょっとマイクの具合が悪くて、よく聞き取れなかったんですけども、担当部長の中で分かっていたら、答弁させます。

○議長（清水壽昌君）

企画部長。

○企画部長（坂本等君）

お答えをいたします。

4点ほど、男女共同参画社会づくりに向けてのご質問でございました。

最初でございますが、この計画プランでございますが、平成17年度にプランの作成を完了いたしまして、直ちに、今度は推進活動とか、そういうことに入って行く。推進的な行動に移っていくと、前座でプランを作成したいと、このようなところでございまして、4月の早々にはプランの策定委員さんの、市長からの委嘱というんでしょうか。そんなお願いをすることになっております。

その人数につきましては、北杜市全体で一部職員も、関係する職員は一部参画させていただくことと思っておりますが、一般の方からは21人くらいの人数で北杜市全体の中から世代を超えて、各層から男女を問わず、広くお願いをしようということで、今、現在、準備を進めております。

当然、その中には男女の比率等もありますから、そんなところも加味させていただきながら、進めていきたいと、こんなように思っております。

それから、次には市の担当部局でございますが、企画部の地域創造課の中に担当、リーダーを含めて職員2人で、女性の皆さん方におかれます、いろんな関係する分野、男女共同参画に関わらず、いろんなところをとりまとめたものを担当者2人で、事務処理にあたっているという状況でございます。

これから、4月からは機構の改革によりまして、この地域創造課は総務部というような所管替えになるかというふうに考えておりますので、企画部から総務部のほうに所管が変更になります。

それから3点目でございますが、女性団体連絡協議会との関連というんでしょうか、そんなところをお尋ねいただきました。

北杜市においても女連協は各地域にそれぞれ7つの支部というんでしょうか、そういう出先的な部署を置きまして、北杜市においても、基の事務を行っていきます。当然、女性の皆さん、たくさん関わっていただく女連協でございますので、男女共同参画の推進ともども、連携をもって協力をいただける部分については、大いにご協力をいただきながら、今後に進めていきたいと、こんなように思っているところでございますが、結果的には各7つの総合支所のほうに男女共同参画の組織が残るということではございません。本庁のほうで、基の事務を担当いたします。そういう中で、進めていきたいと、こんなように思っておるところでございます。

それから最後ですが、予算化されているような大きな主要事業等につきまして、本年、新年度の予算につきましては、計画のプランの策定時、それから策定に要する経費と、ダイジェスト版というような計画の内容をもったものを各家庭の皆さん方に配布をしたいということで、それが525万円ほどの予算が、主な予算でございます。そんな計画で、新年度を予算執行していきたいと思っております。

それから、その計画の中には、最後でございますが、希望するような数値目標というんでしょうか、計画すべき、目標に到達すべき目標というのものも、非常に、この男女共同参画推進は形が、実を結ぶのは大変困難な、実態が表れてこない部分もあろうかと思いますが、いろんな分野で可能な限り、到達すべき目標的な考え方、中には計数で示すべきところにつきましては、そんなものを表すようなプランの策定を今現在、考えております。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長（清水壽昌君）

19番議員、まだ質問はありますか。

保坂多枝子君。

○19番議員（保坂多枝子君）

すみません、マイクの使い方がちょっと、申し訳ございません。よく聞こえなかったようで、ありがとうございました。

先ほどプランの策定に、かなりの予算ということですが、プランをつくっても、推進がなかなか進まないという部分がございます、市の当局でもいろいろ考えてはくださっていると思うんですが、その推進という部分にもちょっと力を入れていただきたいということで、ちょっと予算という部分で、要望になりますが、そんな形でよろしくお願いいたしますと思います。

ありがとうございました。

○議長（清水壽昌君）

以上で質問を打ち切ります。

これで19番、保坂多枝子議員の一般質問を終わります。

次に18番議員、篠原珍彦君。

篠原珍彦君。

○18番議員（篠原珍彦君）

18番、篠原でございます。

私は2点、市長にお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

地域安全対策について。

葦崎署、ならびに長坂警察署と連帯して、地域の交通安全や防犯対策を強化し、安心して暮らせるまちづくりを考えているとのことですが、小淵沢町と合併後、北杜市として警察の管轄はどのように変わるのか。またどのように今後、施策をとるのか。それをお伺いいたします。

それから2点目として、水路の改修についてご質問させていただきます。

百観音地区の水路は茶屋堰を中心に高砂堰、大蔵堰の末流が集結して、県道を横断する場所で変則的になっているために、水の流れが悪く溢れてしまう、また何力所かに構造的な無理があり、たびたびの集中豪雨時には水が溢れて、民家に流れ込み、消防団等による応急措置が行われている状況であり、今後さらに統合保育所の建設により、保育所の敷地内、7,642.16平方メートルから出る雨水で氾濫することが想定されるために、早急に対策が望まれるが、具体的なお考えをお伺いいたします。

以上2点でございます。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

篠原議員のご質問にお答えします。

最初に地域安全対策についてであります。近ごろでは凶悪的な事件が頻繁に起きております。これらの対策として警察署、消防団員をはじめ、市民の皆さんが連携し、対処していくことが重要であります。その中で北杜市においては、警察関係者と一緒になりまして、公用車等に防犯ステッカーを貼る。また防犯意識の高揚を図り、安心して暮らせるまちづくりを考えております。

議員ご指摘のように、現在では長坂警察署と葦崎警察署の2つの警察署であります。今、県下には警察署が15警察署ありまして、7市8郡におおむね位置づけられております。原則的に公安関係者に聞きますと、市には1つ警察署があるということでありまして。でも今度、合併によりまして、12市が誕生するわけでありまして、市へ全部置けるかどうか。私どもは、これを答える立場ではありませんが、微妙なところだとは思いますが。

北杜市としては、1つの警察署が望ましいと考えておりますので、今後、関係機関に働きかけてまいりたいと思っております。

次に、水路改修についての質問にお答えいたします。

議員ご指摘の百観音地区の県道須玉中田線路肩で、茶屋堰、高砂堰、大蔵堰の末流が合流後、県道をななめに横断しており、水量が多いときには流れが悪くなるかと思っております。どのくらいの改修が必要なのか。現地を調査し、横断個所については道路管理者である県に抜本的改良を要望してまいりたいと思っております。

なお、合流する前後の水路改修につきましては用排水路であり、施工にあたっては地元負担金の関係も生じてまいりますので、地元関係者と協議し、また県に補助要望をしてまいり、直していきたいと思っております。

以上であります。

○議長（清水壽昌君）

市長の答弁が終わりました。

18番議員、再質問はありますか。

篠原珍彦君。

○18番議員（篠原珍彦君）

明快なご答弁をありがとうございました。

今、市長の答弁のお話を聞いて、私ども、この件に対しましては、旧須玉町において統合保育所建設にあたり、当時、水問題で地元で強い要望があって、保育所の建設と並行して水路改修を進めるとのことであり、県土木事務所にも相談している経緯がございまして、その計画を新市に引き継ぎ、事業を進めるということにも伺っているわけでございますけれども、今、市長の答弁を聞いて、それが引き継がれていないようにも聞こえるわけでございますけれども、当時、保育所建設にあたるについて、あそこは造成をした際に、地元からの強い、いろいろな要望等ございまして、あそこを造る前にも、あそこには総合体育館がございまして、あの広い面積から流出する汚水等が、たびたび、台風の際とかそういうときには出て、非常に住民が床上浸水ということであったり、商売している方の店に流れ込んだり、非常に被害を受けてやっている現状でありまして、その流量計算、水量といいますが、その計算ならびに、当時、そういうことができているということで聞いており、それをまた市のほうへ受け継いだというふうな

ことも伺っているわけでございますけども、そのへんについては、市のほうへは、今の市長の答弁で、ちょっと分かっていないみたいな話をしたんですけど、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（清水壽昌君）

市長。

○市長（白倉政司君）

私も土地勘はあるわけでありまして、確かにあそこには須玉町の総合体育館もあります。統合保育園を造るにつけ、約束事であるならば調査をして、約束に応えていきたいと思えます。以上です。

○議長（清水壽昌君）

18番議員、まだ質問ありますか。

篠原珍彦君。

○18番議員（篠原珍彦君）

もう1点、市長の今の答弁の中で、建設にあたって水路を造るとなれば、地元の負担があるというふうなことでございますけども、地元負担金の関係も生じますが、公共施設の建設により、弊害が発生したというふうなことであれば、地元の負担については、なかなか地元の理解が得られにくいと思うのでございますけども、市長、そのへんはどのようにお考えでしょうか。

○議長（清水壽昌君）

市長。

○市長（白倉政司君）

基本的にはどういう水路であるか、私も恥ずかしながら承知していませんが、農業用水路等々であるならば、当然受益者が負担するということはかかってこようかと思えます。単純に公共排水路であるならば、そのような形で対応したいと思えます。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

以上で質問を打ち切ります。

これで18番、篠原珍彦議員の一般質問を終わります。

次に3番議員、篠原眞清君。

篠原眞清君。

○3番議員（篠原眞清君）

3番、篠原眞清でございます。

一般質問を行います。

北杜市が誕生し、5カ月が経過しようとしております。この短い時間の中で、市長は新市の基盤づくりの方向を示すとともに、新たに小淵沢町との合併を実現すべく、合併協定調印式を終え、さらに山梨県知事に対し、廃置分合等の申請を行うなど、まさに駆け足での行政運営がなされております。

さて、本定例会におきまして、私は大きく2つの質問を行い、市長のご所見を伺います。

1つ目は北杜市をどのような市として、運営するのか。改めて市長の見解を問うものであります。

また、2つ目は廃棄物最終処分場問題についてであります。

まず、1点目の新市の運営についてであります。

市長は7つの杜づくりを政策の柱として、市民に示し、17年度当初予算において、その一つひとつの実現に向けて、予算編成を行ったとの見解を示されております。

厳しい財政事情をふまえ、さらに市民に約束した合併協定項目の実現等の課題を抱えての財政運営であり、予算編成上、大変苦心をされたであろうことは言うまでもないことであり、理解をいたすところであります。

さて、もう一方で、市民が願う住民サービスの維持の観点で、予算を見たとき、所信の中にあるように聖域なき財政の見直し理念をふまえてとの市長の思いは理解できるものの、特に福祉関連を中心に廃止した事業についての、説明が十分になされたらどうかと。一抹の不安を覚えるのは、私一人ではないでしょう。

限られた財源の中で、市民のニーズ、あるいは行政需要に応えるためには、市長は常に市政運営上の理念を市民に分かりやすく伝えることが必要であり、個別の政策の優先度の説明責任を果たすことが求められます。その観点で、予算を見ると、説明不足と思われる点が浮かび上がってまいります。

1つの具体的事例で申し上げます。

市長は政策の柱として、少子化対策を掲げております。私も北杜市の特色を生かす重要政策として推進することには、大いに共感をするものであります。しかしながら、この政策の実現を図る上で、欠かすことのできない北杜市次世代育成支援行動計画が、まったく示されておられません。

この計画は国が少子化の流れを変えるため、平成15年7月に次世代育成支援対策推進法を制定し、平成17年度から10年間にわたる取り組みを推進するための行動計画をすべての自治体において、16年度末までに策定することを義務付けていると理解しております。

さらに詳しく申し上げますと、近年核家族化、晩婚化などの進行、就労環境の変化などを背景として、少子化が進み、社会活力の低下などの影響が懸念されており、国は昭和14年9月、子育てと仕事の両立支援が中心であった、それまでの取り組みに加え、男性を含めた働き方の見直し、地域における子育て支援、社会保障における次世代支援、子どもの社会性の向上や自立の促進の4つを柱とした少子化対策プラスワンを策定しました。

そして、この施策の実効性を高めるため、次世代育成支援対策推進法をつくり、すべての自治体に子育て支援の行動計画策定を義務付けています。この計画が策定されると北杜市における、あらゆる子育て支援の目標と実施年度が計画に明記され、少子化対策の説明責任が十分果たされるものであります。

あくまでも一例ではありますが、この計画が策定されたのか。先ほど細田議員の同様の質問の中で確たる回答をいただけなかったように思っております。策定されたのか、あるいは策定されたのであれば、なぜ、説明がされないのか。このことは、これからいろいろな面で行政運営を市長が実現していく中で、大変重要なことだというふうに考えておりますので、ご見解をいただきたいと思っております。

さて、次に廃棄物最終処分場問題についてであります。

この10年有余にわたり、明野町の住民を苦しめてまいりました廃棄物最終処分場問題の解決に向けて、私は旧明野村の村長として、山梨県に対し廃棄物行政の見直しを求める提言を行い、解決の糸口とすべく努力を重ねてまいりました。

この提言の骨子は廃棄物の減量化を実効性のあるものとすべく、発生抑制を全面に打ち出した政策の実施と、処理施設の用地選定を行うにあたり、あらゆる情報公開に基づいたルールづくりを目指した条例策定でありました。

山梨県が提言の主要部分の条例化を明確に示されたので、昨年10月28日に開催された峡北地域最終処分場整備検討委員会において、旧明野村の意向として、設置許可の下りにある浅尾地区での計画の受け入れ拒否と、次の3つの条件を山梨県が守ることを前提に、現予定地以外の村内適地調査の受け入れを表明いたしました。

その条件の1つは、施設の設置場所の安全性、施設の安全性。2つ目は将来にわたっての地域の安全性の確保。3つ目は情報公開に基づく透明性のある候補地選定と住民合意であります。この認識の中で10月28日に検討委員会の確認が行われました。

ところで白倉市長は、検討委員会の確認事項について、明野地内に建設が確約されたと受け止められ、事業が推進する山梨県と同一見解を捉えているように見受けられますが、旧明野村の意向は適地調査を行い、適地があれば地域住民の同意を得て建設していくとの意思であり、言い替えれば、適地がなければ進めないとの可能性を含んだ意向でありました。

この点の違いについて、北杜市の市長、明野町を含む北杜市の市長としてのご見解を求めます。

次に、この問題を明野町内で解決するためには、地域の同意が必要であります。今日まで事態が進まなかった問題点をふまえて解決にあたるのが欠かすことのできない、重要な事項であると考えております。

去る2月17日の山梨日日新聞の社説に、峡北処分場適地の再選定、同じ轍踏まない仕組みをとの論説が掲載されました。一説を引用します。

浅尾地区への整備が難航したのは、選定の経過が不透明で、周辺の住民が不信感を募らせたのが原因だった。今回も行政が中心となって判断し、候補地を先に選んでしまったのでは、同じ轍を踏むおそれがある。

専門家が水源や地層などとの関係をしっかり調べて、情報をすべて公開し、適地選定には各地域の利害を代表する市民が加わる仕組みが必要だと論じております。まさしく実態をふまえた提言と受け止めております。

そこで明野廃棄物処分場で、何が問題となり、今日まで事業が進まなかったのか、市長としての見解を求めます。

以上3点の答弁を求めまして、私の質問を終わります。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

篠原眞清議員の一般質問にお答えいたします。

まず北杜市をどのような市として運営するのか、基本的な理念を問うというご質問でありました。今、新の地方自治の確立に向け、三位一体の改革が進められております。このことが、全国の地方自治体に大きな影響を与え、平成17年度予算編成に苦慮したことはご承知のとおりであります。

この改革は地方の裁量度を高め、自主性を拡大するものであり、今後ますます地方の責任は

重大となりますので、限られた財源を有効に活用する中で、自ら知恵と工夫を出して、よりよい地域づくりを進めるため、行財政改革の基本方針と自主計画の策定をすることが急務だと考えております。

これからは、自分たちのふるさと自分たちの力でつくる時代です。私は地域間競争が激しくなる、だから地域力を高めようと市政の推進の柱にしております。これら地域間競争に打ち勝っていける地域づくりを進めるためには、行政機能の強化や社会基盤の充実を図るとともに、地域間の多様な交流、連携を促進し、地域特性を生かした魅力ある市の構築を図っていくことが重要です。

政策であります7つの杜づくりを積極的に進めるとともに、厳しい財政状況に対応するため、行財政改革を強力に進め、市民の皆さんの期待に応えてまいりたいと考えております。

具体的に少子化だとか、福祉の見直しとか等々について、説明不足の点多々ありますという指摘を受けました。これから地域委員会をはじめ、市民と機会あるごとに説明をし、ご理解を求めていくつもりであります。

また我が北杜市は豊かな大地や水と太陽、歴史ある伝統文化、温かく実直な市民性など数多くの貴重な財産を有しております。これらの財産も最大限に活用する中で、目指すべき郷土像、人と自然が躍動する環境創造都市の実現に向けて、全力で取り組んでまいる考え方であります。

次に廃棄物最終処分場について、ご質問をいただきました。

まず最初に、昨年10月28日の委員会の確認事項の考え方についてのご質問ですが、昨年10月28日の整備検討委員会では、地域の理解を得て、浅尾地区への処分場の早期設置を切望する。なお、浅尾地区以外の同村内の地区を新たな建設候補地とする場合、県は隣接する韮崎市と事前協議を行うことが決議されました。

こうした状況を踏まえて、県、環境整備事業団による、旧明野村内における適地調査が実施されることとなりました。10年間の経過は事実として承知しながら、これにあたりたいと思います。

次に、明野処分場問題で、何が問題となり今日まで事業が進まなかったのかとのご質問ですが、廃棄物処分施設などのいわゆる迷惑施設の整備については、地域住民の理解と協力が必要不可欠であることは、私も承知しています。

しかし、浅尾地区を候補地とした選定経緯への不信感や、最終処分場に対する安全性への懸念などから、地元の理解が得られなかったと考えられます。

この間、約10年、地域に大きな課題をつくってしまったことは、誠に残念であります。

明野村から北杜市となり、北杜市の喉もとげに大きなとげが刺さっている状態だとの思いであります。1日も早い解決を目指したいと考えます。

こうした状況を踏まえ、篠原議員も、私も、委員である検討委員会においても、明野処分場問題の解決に向け、協議を重ねているところであります。

最終処分場の整備につきましては、地域住民の方々に、公開、開示のうちにどれだけ安全性、安心感を担保させられるのかが重要だと考えます。

いずれにいたしましても、廃棄物の処分量の推移や、廃棄物の処理技術等も検証し、計画の規模の縮小をはじめ、住民が安心して受け入れられる施設となるよう要望していく考えですので、ご理解とご協力をお願いいたします。

○議長（清水壽昌君）

市長の答弁が終わりました。

3番議員、再質問はありませんか。

篠原眞清君。

○3番議員（篠原眞清君）

再質問をさせていただきます。

まず、再質問の前に、答弁漏れがありますのでお願いしたいと思います。

北杜市の次世代育成支援行動計画、これがどうなっているのか。それから、それが作られているとするならば、なぜ議会をはじめ、市民に説明がないのか。その点のご答弁をまずお願いします。

○議長（清水壽昌君）

市長。

○市長（白倉政司君）

先ほど私も、一括で答えたのかもしれませんが、次世代育成事業等々の説明につきましても、基本的に地域委員会やら市民との接する機会があるごとに、そういった説明を求めていきたいと思っておりますけれども、この機会に説明しなければまずいのであれば、担当部長に説明させます。

○議長（清水壽昌君）

担当部長。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（古谷克巳君）

次世代育成支援行動計画でございますけれども、議員さんご承知のとおり、今月の3月31日、今年度に作成するという事の中で、原案は仕上がっております。

最終的なチェックをして、印刷をし、そして議会にもご説明をしたり、あるいはダイジェスト版をつくりまして、4月の末には各家庭へ届けたいなど、こうに思っております。

内容につきましては、基本理念としまして、最近、会議へ行っても赤ちゃんの声が聞こえないと、こういうことを聞いたことが少なくなったということがございますので、子どもの声が響く町北杜と、こういう事の中で基本的な内容としましては、子育て家庭ではなくて、地域の環境とか、あるいは次の親世代になる方に対する内容等もこの計画の中に入っております。

そして、具体的には例えば出産に関する相談に対する充実、つまり安全、安心して、安全に妊娠出産ができる内容とか、あるいは乳幼児の管理と育児の情報の提供ということのなかで、子育て不安に対する情報を提供するとか、あるいは小児医療体制の中では、市長が前に申し上げましたとおり、甲陽病院、あるいは塩川病院に小児科医、常設の小児科の科を設けたいとか、こういうふうな計画が19項目にわたって書いてございます。

○議長（清水壽昌君）

3番議員、再々質問となりますが、まだ質問はありますか。

○3番議員（篠原眞清君）

再質問です。

最初は答弁漏れですから。

○議長（清水壽昌君）

申し訳ありません。

答弁漏れについての答弁でございました。

再質問を受け付けます。

篠原眞清君。

○3番議員（篠原眞清君）

再質問を行います。

今の答弁、私も何も細かいものをここで示せなどということは言うつもりはまったくありません。

というのは、この計画はすでに各町村とももちろん作られています。そして、素案を作られて、もう決定をされています。

いろいろ私が調べる範囲の中では、この計画の中を作るにつけて、いろいろな委員会を設けて、各種団体の代表、あるいは関係団体の代表、いろいろな方の意見を集約する。さらに議会の意見もそこへ反映させるほうも作られているわけです。

私が申し上げたのは、そこが説明責任と同時に、市民の参画を求める政策づくりにおける市民の参画を求めるということで非常に大事なんだと、そのことをしっかりと言葉ではなくて、具体的な行動で示していかなければ、それは本当に言葉だけの話になってしまうのではないかと、ということで、お尋ねをしているわけでございますから、ぜひ、それがもう素案として仕上がってしまっているということであれば、仕方のないことですが、今後の総合計画、いろいろと立案をされるとは思いますが、ぜひ市民の声を、その新たな計画の中へ、少なくとも反映できるような対応というのは最低限必要なことだと、私は思います。

今回の話の大事な重要課題の、次世代育成支行動造計画に、事務方で作られたということですよ。ではないですか。

であれば、市民の声も入っていますか。

○議長（清水壽昌君）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（古谷克巳君）

この計画の策定にあたりましては、次世代育成支援対策地域行動計画協議会を作りまして、民生委員さんとか、主任児童委員とか、小学校の校長先生とか、あるいは母親クラブの代表とか、それぞれPTAの会長さんとか、そういう方に加わっていただきまして、素案作りから作ったものであります。

以上でございます。

○議長（清水壽昌君）

まだ質問ございますか。

篠原眞清君。

○3番議員（篠原眞清君）

今の件につきましては、ぜひ議会の声も聞いていただく場面があったらよかったかなというふうに思っていることだけお伝えして終わらせていただきます。

それから、処分場問題についてでございますが、処分場問題で、市長お言葉の中で、現在の計画について、地域へ大きな課題を作ってしまったのが残念であるというご発言をいただきま

した。市長のお言葉で、そういう認識をいただいているということが分かりました。

もう一方で、昨年10月28日の峡北の検討委員会での見解の相違というのはなかなか埋まらないんですが、あの検討委員会の進めは、明野村が平成16年の3月31日に県へ、先ほども説明しました提言、それに基づいて、峡北の検討委員会の話は進んできております。

その提言を県が主要な部分で条例化をするということの結果を経て、その時に私が先ほど申し上げているような、そういう明野の中で適地調査を進める上での条件をしっかりとつけさせてみた、それはなぜかと言えば、同じ過ちを繰り返したくないからなんです。

候補地が選定されても、その部分がしっかりと担保されていなければ、同じことの繰り返しになる危険性が高いから、そういう話をさせていただいています。それに則って適地調査なんです。100%明野の中で作るということであれば、適地基準なんて作る必要はないと思います。

適地基準を作るということは、公明正大に、決定経過に透明感を持たせたいがために、適地基準を作って進めていくということだと思います。

ですから、私が申し上げるように、可能性として適地がなければできないという認識は、これは当然のことだというふうに、私は考えておりますが、その点のご見解をいただきたいと思っております。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

いささか篠原議員とも、検討委員会の結論に対する、決議に際する認識の違いはあるのかもしれませんが、改めて読み上げませんが、10月28日の検討委員会の決議は、重く私はいい続けたいと思っているわけでありまして。

そして、北杜市が誕生してから、検討委員会も葦崎と、北杜と、小淵沢町になってしまいましたから、新たな委員会構成をして、各町村3人ずつ9名で再スタートを切った、その検討委員会においても、いってみれば適地基準が1つの前進のすべだということで、県は適地基準を出してくれました。

しかし、その適地基準に対する客観性が見えないということの中で、委員の中からそういう指摘もありまして、そうして世に言う、公共関与の最終処分場に対する先進地といわれる地域の参考資料を県は用意して、そして適地基準が、明野村の山梨方式の適地基準はどうかということでスタートを切ったはずであります。

ある面でいうならば、この適地基準の客観性ということは非常に難しいのでありますけれども、いわば、主観や、自己主義を離れて、一般論、不変的な考え方、そういう意味からするならば、先進地なるものは大変モデルであり、客観性に近いはずであります。

そういう中で県が適地基準を1つ定めたわけでありましてけれども、検討委員会の結論としては、もう少し有識者の意見も聞いたり、公述の機会も聞いて、そしてさらに適地を探そうと、それにはいってみれば机上の適地基準だけではなくて、現地を見ながら、また適地基準を見ようと、机上も検討しなそうと、また机上を見ながら現地にも立ってみようというようなことが、平均的な集約した意見だというふうに、私は承知をいたしているわけでありまして。

そういう意味からすれば、さっき私が言いましたとおり、明野村の課題から、北杜市の課題

になった中であって、私はできるだけ早くこのとげを取るように、全力でがんばりたいと思っております。

○議長（清水壽昌君）

3番議員の質問時間、先ほど1分のロスタイムがございましたので、残り時間は1分42秒となっております。

篠原眞清君。

○3番議員（篠原眞清君）

再々質問、最終の質問をさせていただきます。

検討委員会の議論につきまして、今、るる市長からお話ございました。

検討委員会の議論の、この適地基準の取扱いについての議論は、今、いみじくも市長がおっしゃったように、おおよそその適地基準を設けて、場所を見て、また適地基準を見てというお話、そういう表現を今されましたが、この前の検討委員会の状況の中では、大まかな適地基準をまず決めて、そしていくつかの候補地を絞り込む段階で、またその適地基準を見直しを加えて、変更するというお話で、あの時は決定したというふうに私は理解をしております。

こんなことで、適地基準を作る意味があるのでしょうか。

適地基準というものは、確たるものがあって、その基準に基づいて候補地を最終の1カ所を選んでいくということが、普通の進めだと思えます。

そういう、今おっしゃるようなこの間の検討委員会のような進めをするから、私は、再び明野の人たちが当時の、平成6年9月の時点の検討委員会の協議をまた想定をして、不信感を呼んでしまうと、ですから、私は適地基準を作ることに反対もしておりません。適地基準調査受け入れを表明した人間ですから、適地基準をしっかりと作りましょと、公正な形で県が示した適地基準は、事業をやらうとする事業団が独自に自分たちで作った基準です。

今市長がおっしゃいました、長野県、あるいは和歌山県の適地基準は専門家の、大学の先生方、あるいは民間の専門家の方たちが入って、2年も3年も協議をして作ってきた基準です。

山梨県の事業団は、それをある意味ではそのまま採用しているだけなんです。

しかし、そういうことで私はいいかと、明野には明野でやらうとするあるいは山梨でやらうとするのには、当然山梨の別の条件も入ってくるかもしれない。そこへ客観的な意見を聞いて決めること、そこへかかる時間が何でそんなに惜しまれるのか、私にはその点がよく分かりません。

そこを惜しんで、最終の段階でまた混乱をつくることにならない、そのことを願うからこそ、私は重ねて、そのことを申し上げさせていただいておりますので、ご理解を賜りたいと思えます。

○議長（清水壽昌君）

市長。

○市長（白倉政司君）

その基本的に、この明野の最終処分場については、10年間余の経過があるということだけを忘れてはいけない現実だと思えます。

そしてまた、もう1つは、北杜市がこれを建設するわけではないということも事実だと思えます。

そういう中で、過去の10年間の経過を考えたときには、私が言ったような段取りが考えら

れると、先ほどから言っているとおりであります。

ただ、今、適地基準の話が先に盛んに言われていますけれども、全くこれが丸新話であったならば、まさに適地基準オンリーでいいと思います。

しかし、さっき私が言いましたとおり、この明野の最終処分場については、篠原議員も村長の時代、約2年を含めて、10年間のプロセスがあることだけは忘れてはならない現実だと思えます。

そういう中で、私どもが適地基準を作るときに、長野県といい、和歌山県といい、鹿児島といい、他の先進地を、1つの客観的なデータとして、今お話の2年、3年の専門家が入れた事実のデータだということを尊重して、この山梨県の（明野の）最終処分場の適地基準をいいところを最大公約数として、作った明野最終処分場の適地基準だというふうに思うにつけ、相当の客観的な適地基準であると象徴いたしているわけでありませぬ。

ただ、山梨も有識者意見を聞くべきだという検討委員会の委員の意見もあって、私もそのときはそのとおりだと賛成して、そして現場を見ながら、適地基準を見ながら専門家の有識者の意見を聞きながら、これを前進させていこうということが、先の検討委員会の結論であったというふうに、私は承知をいたしているわけでありませぬ。

重ねてお話させてもらいますけれども、この事業主体は、あくまでも県の環境整備事業団であり、これからその検討委員会の結果を踏まえて、県の環境整備事業団も、時に県当局も動いていくと思えますけれども、私はどういう結論であるのかは分かりませぬけれども、1つの使命感を感じながら、これを位置付けていきたいと思っております。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

以上で質問を打ち切ります

これで3番、篠原眞清議員の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議時間は追加案件の都合によってあらかじめ延長をいたしたいと思えます。

ご異議ございませぬか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めませぬ。

よって、時間延長をいたします。

暫時休憩ませぬ。

4時35分より再開ませぬ。

休憩 午後 4時25分

再開 午後 4時35分

○議長（清水壽昌君）

再開いたします。

一般質問を続けます。

21番議員、鈴木孝男君。

鈴木孝男君。

○21番議員（鈴木孝男君）

21番、鈴木孝男でございます。

まず、お疲れのようでございますので、要点のみ言いますので、明快なる答弁をお願いいたします。

まず、北杜市にある市営団地についてお尋ねいたします。

現在、武川町には巾下団地、上団地、武川団地とありますが、今回、市営武川団地についてお伺いいたします。

武川団地には、平屋でございますが、戸数は44戸であります。入居者数は40世帯が入居しております。この、40世帯の、ということは44戸あるわけでございますが、この世帯に水洗トイレは1カ所もないわけでございます。

市長は、人と自然が躍動する環境創造都市という言葉を使いますが、言葉の響きからいたしまして、市営住宅が水洗でないということは、若者には住まないでくれと言っているのと同じに聞こえます。

しかも、次年度にはこの団地の前を公共の下水道管が通って行くわけでございます。

市の考えでは、建て直したほうがいいのか、計画されているのかかもしれませんが、住んでいる人に聞きますと、低家賃であるということ、あるいは階段がないとも言っていました。あるいは学校に近いとも言っていました。非常に利便性の高いところに住んでいるわけございまして、まして、今後、下水道が平成22年までに220億円かかるという、この現実を前にしたときに、これはトイレの水洗の改修のほうが安いのではないかなという気がいたしております。

その点についていかがかお答えいただきたいと思えます。

次に、北杜市の観光についてお伺いいたします。

この北杜市は、日本を代表する幾つもの山々を有し、自然の観光資源は極めて豊富であります。四季折々の美しい自然を求め、老若男女を問わず、多くの人を訪れる観光地でもあります。

今、世界は環境保護が叫ばれ、土に根付いた田舎暮らしを希望する人が多く見られます。北杜市のフラワーパークを代表とする各種施設は、使い方や、あるいは宣伝の仕方によっては、現在のエコツーリズムやグリーンツーリズムといった旅行形態にマッチするものと思われま

す。ほかにスキー場、あるいはゴルフ場、キャンプ場などのアウトドアの施設など、また、美術館などの文化施設をも充実しており、それ相応の集客力も備えていると思われま

す。このような各種施設や、自然条件に恵まれた本市において、観光振興を推し進めるにはといった施策を取るべきか、あとでコンセプトの中でお答えいただければというふうに思っております。

国も県も、観光立国、それから観光立県、本市でも本格的な観光を盛り立てようとするならば、変更や改善を施す必要があると思われま

す。あくまでもこれは私の個人的な意見ですが、例えばJRでいうならば長坂駅、これは長坂町のみなさん方には申し訳ないんですが、これは八ヶ岳駅というふうに改名したらどうであろうか、あるいは日野春駅を甲斐駒駅に変更するような考えもいいのではないかなというふうに思ったりいたしました。

あるいは、甲府止まりのかいじ号を小淵沢駅まで延長していただく、これは午前2本、午後2本くらいのことを言っているわけでございますが、また、中央道にいたしましては、長坂イ

ンターを南清里インターにしたらいかがかと、須玉インターを瑞牆山インターにというふうな、一工夫したことが必要だというふうに思います。

観光立市を心掛ける、わが北杜市が、これからどのようなコンセプトと方向性を施策していくのか、市長にお聞きいたします。

次に、農業振興地域の整備に関する法律についてをお伺いいたします。

通告では、農振の除外は一般管理だと思っていましたので、農業委員会といたしましたが、これは農林課のほうにお願いいたします。

昨年の、10月から農振の除外案件の申請を受け付けてはおりません。

法令によれば、合併後は速やかにという文言があるわけですが、速やかにはいかない。なぜならば旧7町村のそれぞれの計画をまとめ上げる。そしてそれに北杜市の事業計画を起こしていくという作業ですから、大変な作業ということは理解できます。

しかし、昨日、同僚の小林議員の質問の中で、こう答えておりましたが、県は16年度中をめどに、農業振興地域整備計画の指定を行うと答えておりましたが、後、今日を入れて3日しかないんですが、これは間違えなくあとで答えていただきたいと思っております。

一番、これによって、特定管理になって困っているのは、除外案件を提出しようとする人たちでございますので、1日も早く一般管理への移行をお願いする次第でございますが、昨日もお答えはなっておりませんが、大体の目安で結構でございますので、いつになったら申請ができるのか、お答えいただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

鈴木議員の市営住宅のトイレの水洗化をについてお答えいたします。

北杜市では、市営住宅を38団地、925戸の管理を行っています。現在、汲み取り式トイレの住宅は地区30年以上が過ぎている古い住宅で、武川町にある市営住宅44戸も含め、555戸近くあります。

最低限の修繕はやむを得ませんが、トイレを水洗化するとなると、1戸当たり30万円以上の改善費が必要であり、順次行っていたとしても、相当な費用となるわけであります。

17年度予算において、公営住宅取得計画策定費を計上しております。その計画に基づいて、ご指摘の武川町市営住宅44戸を含めて、建て替え等の住宅整備を順次行っていくほうが、得策と考えておりますので、よろしくご理解をお願いします。

次に、観光についての質問にお答えいたします。

本市の観光振興につきましては、利根川議員にお答えしたとおり、まず、しっかりした観光基本計画策定が大切だと考えます。

合併前には町村の限られた範囲の中で、それぞれの方法で観光振興を図ってまいりましたが、観光資源は無限大であり、自然環境には境界がありません。今後は、各地域で展開してきた観光振興にかかわりを持った多くの人の人たちの意見を聞きながら、点から線へ、線から面へ結びつけた振興策が重要であると考えております。

それには民間パワーの投入、地域リーダーの育成、ボランティア観光ガイドの創設等も取り

入れながら、活力ある観光作りを推進してまいりたいと考えております。

なお、国も国際競争力のある、観光立国の実現のため、観光立国推進戦略会議を設置し、その推進に取り組んでいるところであります。

また、県も同様に、観光立県を打ち出しており、それぞれ観光振興戦略と連携を図り、観光振興に取り組んでまいります。

次に、農業委員会についてのご質問であります。お尋ねの毎年4月、10月の現地調査については、農業振興地域整備計画の変更、これは通常農振除外と呼ばれておりますが、これにかかる現地調査と思われる。

市町村が農業振興地域整備計画の策定、または変更を行う場合、市町村長は農業委員会の意見を聞くものと法律で定められており、これにより各農業委員会は、図面による調査、あるいは必要に応じて現地調査等を行い、総合的に判断し、市町村長に答申しております。

また、市町村によっては、農振協議会を設け、個別申請案件の審査をしておりますが、協議会委員の中にも農業委員会からの代表委員も含まれ、必要に応じて現地調査も実施しております。

北杜市における農振除外案件につきましては、小林元久議員の質問にもお答えしたとおり、現段階では個別除外案件の申請を受け付ける状況にありませんので、今後、北杜市のマスタープランが県と協議済みになり次第、広報等を通じて、市民にお知らせいたしますので、しばらくの間、ご理解をお願いいたします。

あちらこちらという語弊がありますけれども、多くの農地所有者から、農振の見直しについては機会あるごとに私も聞いているのでありますけれども、基本的には読んで字のごとく、農業振興地域として、農地を守っていくというのが農振法の原点であるわけでありまして。

現実の地主の声は、地域の声はいささか転用を図ってという声があることも承知しているわけですが、長いスパンで見れば、農振法を尊重し、農業振興地域を図っていく農地については、守っていききたいというのが本音でもあるわけでありまして。

さっき、農振地域の見直しについて多くの議員からもご指摘があるわけでありまして、見直しをしなければならないところは尊重しますが、基本的には農業振興地域農地はしっかり守りたいと思います。

法律で定めている次の機会までについては、また、議員の皆さんと協議しながら、農業委員会の考え方を尊重しながら進めたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

市長の答弁が終わりました。

21番議員、再質問はありますか。

鈴木孝男君。

○21番議員（鈴木孝男君）

これは答弁漏れなんです。昨日、小林議員の答えにあったんですが、16年度中をめどにというのは間違いでしょうか。違うんですか。

それともう1点いいんですが、聞いてください。では、マスタープランはいつ仕上がりますか。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

産業観光部長。

○産業観光部長（浅川清朗君）

昨日も申しましたように、県からの地域指定につきましては3月末を目途ということで、昨日現在確認したところ、今、作業を進めているということですので、3月末、あるいは4月へ若干ずれ込む可能性があります。ご了解をいただきたいと思います。

その指定が済みましたら、平成17年度に農業振興地域整備計画、通称マスタープランと言っていますが、それを策定していきまして、知事と協議をして同意を得ていくと、おおむねそれが1年ということで、17年度中にマスタープラン、そして同意まで得ていくということです。

したがって、早く農振除外の受付ができるのが、18年の4月ということになります。以上です。

○議長（清水壽昌君）

鈴木孝男君。

○21番議員（鈴木孝男君）

ということは1年猶予、10月からですから、除外ができないということになってくるわけですが、今まで、では旧町村の除外の申請受付はどのくらいあったんでしょうか。件数でお知らせいただければ。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（浅川清朗君）

今、手元にその資料がありませんので、後でその数値をお示ししたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（清水壽昌君）

21番議員、まだ質問はありますか。

以上で質問を打ち切ります。

これで21番、鈴木孝男議員の一般質問を終わります。

次に35番議員、小林保壽君。

小林保壽君。

○35番議員（小林保壽君）

難しい質問が続きますが、私の質問は気を安んじて聞いていただければよいかと思います。

新エネルギーの活用調査事業で、特に小水力発電について質問と提案をいたしたいと思いません。

今年2月16日京都議定書が発効され、いよいよ地球温暖化の防止に向け、国や地方公共団体としても取り組みが求められているが、北杜市としてはどのような具体的施策を考えているのか、市長は本定例会の施政方針説明の中で、国においては目標達成計画を5月をめどに策定することにしているが、地方では何をどのようにするのかなどは、具体的目標を明確に示し、分かりやすくすることが重要であると説いておりました。

その具体的目標の中に、ゴミのリサイクル化、焼却ゴミの減少は当然の課題であります。日照量日本一を活用しての太陽光発電や、農業用水路を生かした、ミニ水力発電など、新エネ

ルギーの導入に向け、調査計画をしていきたいと画期的な取り組みに向けて説明がありました。

私も、以前より小水力発電ということに関心があり、専門家などの話を総合すると、八ヶ岳、茅ヶ岳、駒ヶ岳の傾斜地にある北杜市には、最適な取り組み事業であると説明をしてくれました。

水力発電にはCO₂の削減だけではなく、地元で直結した大きな経済効果が期待できると認識をいたしております。

緊縮財政が強いられる北杜市の施策としては、費用対効果の面から見ても、その話題性、採算性のあることが、市民にも受け入れられるところだと信じております。

1日も早い計画の実行を願い、施政方針に賛同し、自ら提案するところであります。

そこで市長に、現時点の所見をお伺いいたします。

水力発電についての計画、将来構想はどのように考えているか。水力発電所の建設資金、運営資金はどうするのか。また、発電された電力はどう使うのか。小水力発電のCO₂削減効果はどのくらいか、導入した自治体などの反応と採算性はいかに。

以上をもって、一般質問とし、再質問では提案する中で取り組みについて質問をいたしたいと思っております。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

小林保壽議員の質問にお答えします。

水力エネルギーは、わが国電力供給量の約1割を占め、エネルギー源として重要な役割を果たしています。

特にCO₂を排出しないクリーンな再生化のエネルギーであり、次世代に向けた環境にやさしい持続可能な循環型エネルギーシステムと位置付けられております。

ご質問の項目について、順次申し上げますと、まず、分類は、出力の規模によって、大水力からマイクロ水力の5分類となっており、建設資金については規模の大きさや、設置場所により異なることから特定できませんが、資本費関係が大部分であるため、インフレや燃料コストの変動の影響は少なく、他の電源に比べ、発電コストは長期的に安定しております。

また、発電した電気の利用については、次のような利用が考えられます。

日常生活分野につきましては、地域集会施設などの照明、冷暖房、給湯、街灯、地域内の集落排水施設処理装置などです。

観光レクリエーション分野ではスポーツ施設、各種イベント施設などが考えられます。また、農林水産分野においては、育苗施設、ライスセンター、低温貯蔵施設、施設園芸などが想定できます。

余剰電力については、電力会社に売電することなどが考えられます。

続いて、事例についてであります。自治体の拠点施設に電力を供給する目的で設置したものが、ほとんどでありました。しかしながら、拠点施設までの送電線設置費用が膨大となり、すべて充電とした施設もございました。また、クリーンエネルギー普及啓発、環境教育のための出力の小さい施設もあり、目的も多種多様であります。

本市においては高低差のある農業用水路が多くありますので、これを活用したミニ水力発電

は、十分可能であると考えております。

このクリーンエネルギーを北杜市として、いかに活用していくか。新年度に策定する新エネルギービジョンと併せて調査、研究を重ねていきたいと思っております。

実は、参考まででありますけども、2月22日に東京の首相官邸へ行って、小泉総理の秘書官とお会いする機会がありました。そのときに大変、2人の秘書官が我が北杜市として、大変縁のある人でした。このCO₂、京都議定書の問題をお話しながら、我が北杜市は太陽日本一、日射量、日照時間を含めてというお話をしましたならば、大変興味を示していただきまして、小泉総理も、この議定書絡みの中で太陽光発電には大変耳高くしているというお話も聞きました。併せて、この議定書絡みの中で、ミニ水力発電所もうんぬんというお話をさせてきてもらったわけでありまして。

そんな中で、新エネルギービジョン調査、研究を北杜市も予算化したわけでありまして。議員のご意見等々も尊重しながら頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

市長の答弁が終わりました。

35番議員、再質問はありませんか。

小林保壽君。

○35番議員（小林保壽君）

まだ、調査の事業段階ということでの答弁でございましたので、詳しい位置は分かりませんが、北杜市にとっては非常に将来性がある、画期的な取り組みだと思っているわけでございます。

市長もすでにお読みになったと思いますが、もと衆議院議員で農林水産大臣などの経験者である大原一三先生の著書で「2050年の日本」という本がございます。その本の中で大原先生は冒頭に環境破壊は人類の思い上がりだと述べています。そして今、我々が人類30万年の歴史の生存を賭けた文明の試練の前に立たされていると書かれています。

石油の備蓄はあと41年、天然ガス、ウランは61年と言われております。長寿社会の現在なら、この37名の議員の中でも石油の終末期をリアルタイムで見ている人がいるかもしれません。そんな急速なスパンでエネルギー問題は、今私たちに問いかけています。

昨年11月、新生北杜市が誕生し、また来年3月には小淵沢町を加え、602平方キロという、県下はもとより近県に類を見ない広大な市が誕生するわけです。

白倉市長が常に提唱する大自然のパノラマ、水と太陽日本一の理念に基づき、北杜市の合併時に市政に携わるものとして、後世にこのことを守り、残していかなければならないと考えています。

市長が発案いたしますところの小水力発電事業は、まさに水を絡めた北杜市の事業計画としては最適であると思っております。

新エネルギービジョン、NEDOの報告によれば北杜市全体の小水力発電のポテンシャルが非常に大きいとされています。

高根町内の、ある河川の例を挙げても、500キロワット程度の発電が可能だとされています。先般、河川法が改正され、一般河川でも発電が可能になりました。1級河川でも発電が可能になりました。北杜市には釜無川、大武川、塩川、須玉川などクリーンエネルギーの源とし

ての水があることは確かです。

これは市民感情の一例ですが、北杜市内の公共施設、例えば道の駅白州の評判がいいとか、武川の湯の集客状況が盛況であると。また金田一図書館の入場者がすごいと。そういうことを聞きますと、我々北杜市民としても非常にうれしい思いがあります。それと同じように、北杜市で手がけた水力発電の電気で、先ほど市長の答弁の中にございましたように、公共施設の電気が賄えると聞くと、なんとなく活性と自給がうかがえ、心強い感がいたします。

事業としてはメンテナンスを含め、10年で改修できるというスパンでございます。一般的に水力発電設備の耐用年数は40、50年といわれています。

私からの提案理由としては、緊縮財政が強いられる北杜市としては、採算性のある事業への取り組みが最も望まれるものでございます。そして、時代的にもタイムリーだと考えます。

子子孫孫という言葉がございますが、そんな長い、先のことは望みませんが、私たちの子どもに孫に、初代北杜市の行政に携わるものとして何が残せるか。白倉市長の判断を仰ぐところでございます。

今、種をまき、5年後に花が咲き、10年後に大きな実がなる可能性を秘めた事業です。人と自然がというフレーズではじまる環境創造都市の構築に、私もこの事業を提案させていただきます。

市長の所感をお尋ねいたしまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

お詫びして訂正しますけども、首相官邸に行ったのは2月22日でなくて、これはカゴメに行った日でして、3月14日が正しい日程でありました。お許しいただきたいと思います。

先ほど、元衆議院議員の大原一三先生のお話が出ましたけども、もう、あの先生も引退して何年経ちますか、あの先生は現役のころから、産業革命によって世界は化石燃料を使うようになってきたから、環境破壊された。これは多くの人が承知するところでありまして、そんなこんなを大変憂えた先生でありました。いろんな意味で、国民の精神的な荒廃も憂えている先生でもありましたけども、何はともあれ、そんなこんなで、くどいようですけども、世界は環境サミットを開いて、京都議定書なるものを作って、お互いに批准をして、そしてCO₂減らしをしようとしているのでありますけども、現実の数字はあのときよりもさらに8%増えてしまって、14%CO₂を減らさなければならないぞという、賦課されているわけでありまして、さっき、総理も大変耳を高くしているというのは、そんな背景があるかと思うわけでありまして。

何はともあれ、太陽光の話はともかく、ミニ水力については土地改良関係者、農業用水路の水利権者等々とも協議を重ねなければならないのでありますけども、私もある関係者に聞きましたならば、昔と違って性能がよくなったから、5メートルと言わず、4メートルくらいの落差があれば、ミニ水力発電は可能だということでありまして。そうすると、私どものこの地域は、茅ヶ岳といわず八ヶ岳といわず、ちょっと南アルプスは厳しいと思うんでありますけども、農業用水路がたくさんあって、落差がかせげるわけでありまして。だから、単純に塩ビで、300メートル、塩ビで水を引っ張ってきても、3%の勾配があれば、9メートルの落差がかせげるわけ

でありますので、ミニ水力発電なるものは十分考えられるということでもあります。

いずれにしても、これから17年度にクリーンエネルギーの調査費も計上させていただきますので、太陽光とミニ水力発電、併せて、これを推進するには土地改良、農業用水路地権者との同意も得なければならないことではありますが、積極的に考えていきたいとも思っております。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

35番議員、まだ質問はありますか。

（なし）

以上で質問を打ち切ります。

これで35番、小林保壽議員の一般質問を終わります。

○議長（清水壽昌君）

日程第2 議案第65号 平成17年度北杜市病院事業会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

議案第65号の平成17年度北杜市病院事業会計予算について、ご説明申し上げます。

収益的収入19億1,377万4千円、収益的支出21億9,867万5千円に定め、資本的収入2億674万6千円。資本的支出2億1,981万1千円と決めました。

内容につきましては、村田管理局長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

管理局長。

○塩川病院管理局長（村田圭司君）

ご説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。

収益的収入および支出でございますが、収益合計が19億1,377万4千円です。費用合計が21億9,867万5千円。内訳につきましては、病院事業、収入が15億5,357万5千円。医業外収益が1億183万4千円。支出ですが、18億3,697万6千円です。内訳につきましては、医業費用が17億3,312万2千円。医業外費用が1億385万4千円でございます。

病院事業につきましては人件費、医薬品、診療代、医療費の購入費、また医療機器につきましては、人工透析の装置5台、リハビリ機器購入費等が主なものでございます。

続きまして、介護老人保健事業でございますが、収入が3億4,113万8千円。内訳としては、事業収益が3億1,062万7千円。医業外収益が3,051万1千円。支出ですが、3億4,063万8千円。内訳としては、事業費用が3億64万3,400円。医業外費用が3,420万4千円でございます。

介護老人保健事業につきましては、人件費、また給食材料費、委託料、工事請負費といたしまして、避難用の滑り台を計上いたしました。

続きまして、訪問看護事業。収入が1,906万1千円。内訳ですが、事業収益が1,904万9千円。事業外収益が1万2千円。

3ページをお願いいたします。

支出ですが、1,896万1千円。内訳でございますが、事業費用1,888万9千円。事業外費用が7万2千円でございます。訪問看護事業につきましては、人件費が主なものでございました。予備費210万円。

以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（清水壽昌君）

説明が終わりました。

ただいまから質疑を許します。

（なし）

質疑を終結いたします。

討論を行います。

（なし）

討論なしと認めます。

日程第2 議案第65号 平成17年度北杜市病院事業会計予算を採決いたします。

本案は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、日程第2 議案第65号 平成17年度北杜市病院事業会計予算は原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 5時14分

再開 午後 5時20分

○議長（清水壽昌君）

再開いたします。

お諮りいたします。

市長から、

議案第72号 北杜市温泉事業複合施設条例及び北杜市明野ふるさと太陽館条例の一部を改正する条例について

同意第1号 北杜市助役の選任について議会の同意を求める件

同意第2号 武川恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件

各委員長から委員会の閉会中の継続審査の件について

が提出されました。

お諮りします。

これを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第4として、議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、

議案第72号 北杜市温泉事業複合施設条例及び北杜市明野ふるさと太陽館条例の一部を改正する条例について

同意第1号 北杜市助役の選任について議会の同意を求める件

同意第2号 武川恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件
委員会の閉会中の継続審査の件

を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第4とし、議題とすることに決しました。

○議長（清水壽昌君）

追加日程第1 議案第72号 北杜市温泉事業複合施設条例及び北杜市明野ふるさと太陽館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

議案第72号の北杜市温泉事業複合施設条例及び北杜市明野ふるさと太陽館条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

温泉施設利用回数券および入浴回数券を12枚つづりから13枚つづりに改めるため、所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

説明が終わりました。

質疑を許します。

浅川哲男君。

○9番議員（浅川哲男君）

要望しておきます。

北杜市の温泉複合の関係は、この例規集でいきますと、老人福祉第1章の社会福祉に入っております。そして太陽館のほうは、第4章の観光へ入っております。そして、その別にまた大泉の甲斐温泉というのがありますが、それはそれで別に条例があるわけです。

というようなことで、予算のときにも申し上げましたが、温泉は温泉のところはまとめてやったらどうかと、自分は考えます。条例のほうにしても予算にしても。そういうあれで要望しておきますから、今ここで直せでなくて、次回からはそのように一つ、お願いしたいと思うんですが、市長の考えなり、総務部長の考えをお聞きします。

○議長（清水壽昌君）

市長。

○市長（白倉政司君）

要望とおっしゃったから、軽い気持ちで聞いていたら、市長答えるということでもありますけども、ご指摘のことはよく分かります。ややもすると、設立の趣旨からすればうんぬんという議論も分からないばかりではありませんけども、市民の目から見れば温泉事業だというふうにも見えますので、そのへんは前向きに検討していきたいと思えます。

ありがとうございました。

○議長（清水壽昌君）

質疑を終結します。

討論を行います。

（ な し ）

討論なしと認めます。

追加日程第1 議案第72号 北杜市温泉事業複合施設条例及び北杜市明野ふるさと太陽館条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、追加日程第1 議案第72号 北杜市温泉事業複合施設条例及び北杜市明野ふるさと太陽館条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決することに決しました。

○議長（清水壽昌君）

追加日程第2 同意第1号 北杜市助役の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

同意第1号、提案理由を申し上げます。

北杜市助役の選任について議会の同意を求める件について

地方自治法第162条の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

住所 甲府市山宮町971番地、氏名 曾雌源興、生年月日 昭和23年1月13日生まれについて、議会の同意を求めるものであります。

ご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

質疑を許します。

中村隆一君。

○25番議員（中村隆一君）

人事のことで、ちょっと言いにくいことですが、3点ほどお聞きしたいと思います。

第1点としまして、この前、北杜市の収入役選任のときには、議員全員協議会で選考の過程とか、そういうことの説明があったわけですが、今回、助役の選任については説明がなかったのは、なぜでしょうか。

第2点としまして、北杜市内でも、いろいろな優秀な人材がたくさんいるわけですが、今度の人材登用では市内からの人材を考えなかったのは、なぜなのかと。

3番目としまして、先日、笛吹市では1人助役がいるのにも関わらず、県からもう1人、出向の助役をと。市に要請があって、それを認めて2人、助役になったと。そんなことがあったようですが、本市においては、今度の助役選任にあたっては、本市のほうから県に要請をしたものなのか。県のほうから、ぜひともということで要請があったのか、どちらなのか、

そのへんを教えてくださいと思います。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

人事案件ですので、ぜひ同意をよろしくお願いします。

○議長（清水壽昌君）

お諮りいたします。

本件は討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって討論を省略し、採決いたします。

本案は原案どおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、追加日程第2 同意第1号 北杜市助役の選任について議会の同意を求める件については原案どおり同意することに決しました。

○議長（清水壽昌君）

追加日程第3 同意第2号 武川恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

同意第2号の武川恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件については、北杜市財産区管理条例第3条第1項の規定により、定数に欠員が生じたため、その後任に住所 北杜市武川町宮脇950番地、氏名 小澤貢二、生年月日 昭和5年1月26日生まれについて、議会の同意を求めるものであります。

ご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

説明が終わりました。

お諮りします。

本件は質疑・討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は原案どおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、追加日程第3 同意第2号 武川恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件は、原案どおり同意することに決しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 5時34分

再開 午後 5時35分

○議長（清水壽昌君）

再開いたします。

議場において、就任のあいさつをいただきます。

曾雌源興助役をご紹介いたします。

あいさつをお願いいたします。

○助役（曾雌源興君）

ただいま、ご紹介いただきました曾雌源興でございます。

白倉市長さんのご推薦をいただき、ただいまは市議会の皆さま方のご同意をいただきまして、誠にありがとうございます。

浅学非才の身ではありますが、白倉市長さんのご指示、ご指導のもと、人と自然が躍動する環境創造都市の実現に向けまして、誠心誠意努力してまいり所存でございます。

ふつつか者でございますので、よろしくご指導、ご鞭撻のほどをお願い申し上げます。

簡単でございますが、ごあいさつとさせていただきます。

どうぞ、よろしくをお願いいたします。

○議長（清水壽昌君）

追加日程第4 委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

議会運営委員会、総務常任委員会、建設経済常任委員会の各委員長から、また、今定例会において受理した議案第1号の件について、文教厚生常任委員長から会議規則第101条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、所管事項の審査につき、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、追加日程第4 委員会の閉会中の継続審査の件は各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

以上をもちまして、本定例会の日程はすべて終了いたしました。

よって、本日をもちまして、平成17年第1回北杜市議会定例会を閉会といたします。

長期間にわたり、大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 5時40分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

北杜市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

議会事務局長	三 枝 基 治
議 会 書 記	小 澤 永 和

